

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	火防 00-02 <u>R 6</u>
提出年月日	令和 3 年 8 月 24 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（火防）

（MOX 燃料加工施設）

## 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第11条 火災等による損傷の防止」及び「第29条 火災等による損傷の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
別紙2で第1回申請対象とした基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙5：補足すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを

示す。

※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

# 別紙

## 火防00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(火防)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	8/24	5	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	8/24	4	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	8/24	6	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	7/15	1	
別紙5	補足すべき項目の抽出	8/24	5	
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	6/22	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (1 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>DB 火①：感知及び消火(第1項) DB 火②：感知及び消火(第2項) DB 火③：発生防止，影響軽減(第3項)</p> <p>DB 火①～③b1 (火災防護上重要な機器等の宣言)</p>	<p>5. 火災等による損傷の防止 MOX 燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。 (冒頭宣言)</p> <div data-bbox="557 905 1023 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>事業変更許可申請書本文において、火災防護の目的を詳細に記載していることから、当該内容について記載する。</p> </div> <p>MOX 燃料加工施設は、臨界防止，閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 DB 火①～③b1</p>	<p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (1) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。(冒頭宣言)</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。(冒頭宣言)</p> <p>① 基本事項 a. 安全上重要な施設 MOX 燃料加工施設は、臨界防止，閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。DB 火①～③b1 具体的には、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観</p>	<p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計 ① 火災及び爆発に関する設計 火災及び爆発の防止に関する設計は、安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計並びに重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計を行う。⇩</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計 (a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。⇩ 火災又は爆発によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全て</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <div data-bbox="2041 835 2783 1192" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>【凡例】</b></p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない箇所 紫字：SA設備に関する記載 🗨️：記載内容が一致しない箇所の差異理由 📄：許可からの変更事項等</p> </div> <p>発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1，クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物，系統及び機器とする。</p>	<p>DB 火①～③b1 (一部 P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (2 / 84)

(双方の記載)  
 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違  
 施設の違により記載が異なる。  
 (MOX 燃料加工施設と発電炉施設の防護対象の違いによる記載の違い。)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。</p> <p>DB 火①～③b1</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>(冒頭宣言)</p>	<p>点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)</p> <p>DB 火①～③b1</p> <p>を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</p> <p>安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「ロ.(二)(1)① a. 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」DB 火①～③b1 として抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>の安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出することで、火災又は爆発により、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設に火災区域及び火災区画を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。⚡</p> <p>また、放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器についても火災区域を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。⚡</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。)」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB 火①～③b6</p> <p>その他の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。⚡</p> <p>i. 安全上重要な施設</p> <p>MOX 燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。⚡</p> <p>具体的には、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観</p>	<p>火災防護上重要な機器等は、上記構築物、系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p>	<p>DB 火①～③b1 (P1 へ)</p> <p>DB 火①～③b6</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (3 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>c. その他の安全機能を有する施設  「ロ. (二)(1)①a. 安全上重要な施設」及び「ロ. (二)(1)①b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。DB火①～③a2</p> <p><u>重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、・・・。</u>  SA火①～③a2</p> <p><u>なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</u>  SA火①～③a2</p>	<p>点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安全機能を有する機器等」という。）を抽出し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。Ⓣ</p> <p>安全上重要な施設は、「イ. (イ)(1)①安全上重要な施設の分類」のa.～h. に示すものが該当する。Ⓣ</p> <p>上記方針に基づき、以下の建物及び構築物に火災区域及び火災区画を設定する。Ⓣ</p> <p>(i) 燃料加工建屋Ⓣ  (ii) 貯蔵容器搬送用洞道Ⓣ  (iii) 非常用所内電源設備の燃料油貯蔵タンクⓉ</p> <p>ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器  安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「イ. (ロ)(4)①a. (a) i. 安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。Ⓣ</p> <p>iii. その他の安全機能を有する施設  「イ. (ロ)(4)①a. (a) i. 安全上重要な施設」及び「イ. (ロ)(4)①a. (a) ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。Ⓣ</p>		<p>DB火①～③a2 (P5へ)</p> <p>SA火①～③a2 (P6へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (4 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①～③b2 (火災防護上重要な機器等を収納する建屋への火災区域の設定) SA 火①～③b1 (重大事故等対処施設を収納する建屋へ火災区域の設定)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 DB 火①～③b2 SA 火①～③b1</p>	<p>d. 火災区域及び火災区画の設定 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。 燃料加工建屋の火災区域は、「ロ.(二)(1)①a. 安全上重要な施設」及び「ロ.(二)(1)①b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して設定する。 DB 火①～③b2 重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。 SA 火①～③b1</p>	<p>iv. 火災区域及び火災区画の設定 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、「イ.(ロ)(4)①a.(a)i. 安全上重要な施設」及び「イ.(ロ)(4)①a.(a)ii. 放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。⚡</p>	<p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。</p>	<p>DB 火①～③b2 SA 火①～③b1</p>
<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違  事業変更許可申請書における言い回しによる表現の違い(安重、貯閉、SA毎に火災区域設定についての基本方針を記載)。</p>	<p>DB 火①③b3 (火災区域の3時間以上の耐火能力を有する耐火壁による分離) SA 火①～③b2 (火災区域の3時間以上の耐火能力を有する耐火壁による分離)</p>	<p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。Ⓜ</p>	<p>燃料加工建屋内のうち、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。 DB 火①③b3 SA 火①～③b2</p>	<p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。 火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p>	<p>DB 火①③b3 (一部 P53 から) SA 火①～③b2</p>
<p>DB 火①～③b4 (屋外の火災区域の設定) SA 火①～③b3 (屋外の火災区域の設定)</p>	<p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。 DB 火①③b3  屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 DB 火①～③b4 SA 火①～③b3</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 DB 火①～③b4 屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して・・・。 SA 火①～③b3</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。⚡</p>	<p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに、延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。</p>	<p>DB 火①～③b4 SA 火①～③b3</p>
<p>DB 火①～③b5 (火災区画の設定) SA 火①～③b4 (火災区画の設定)</p>	<p>火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。 DB 火①～③b5 SA 火①～③b4</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。 DB 火①～③b5 火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。⚡</p>	<p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故等対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p>	<p>DB 火①～③b5 SA 火①～③b4</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (5 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①～③b6 (火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定)</p> <p>(双方の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>本項目は系統分離を行う施設の選定であり、発電炉では安全停止機能を記載しているのに対して、MOX 燃料加工施設では、火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る事項を記載している。</p>	<p>火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 DB 火①～③b6</p> <p>放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX 燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものとする。 DB 火①～③b1</p> <p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 DB 火①～③a2</p>	<p>を考慮して、耐火壁、・・・。 SA 火①～③b4</p> <p>MOX 燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB 火①～③b6 e. 火災防護上の系統分離対策 MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) グローブボックス排風機 (b) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 DB 火①～③b6</p>	<p>(双方の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は「NFPA801」を参考として設計しており、具体的な対策は「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考とした火災防護対策を講じることを説明。</p> <p>v. 火災防護上の系統分離対策 MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) グローブボックス排風機 (ii) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>	<p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 ② 過剰反応度の印加防止機能 ③ 炉心形状の維持機能 ④ 原子炉の緊急停止機能 ⑤ 未臨界維持機能 ⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 ⑦ 原子炉停止後の除熱機能 ⑧ 炉心冷却機能 ⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 ⑩ 安全上特に重要な関連機能 ⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 ⑫ 事故時のプラント状態の把握機能 ⑬ 制御室外からの安全停止機能</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>DB 火①～③b6 (一部 P2 から)</p> <p>DB 火①～③b1 (P2 から)</p> <p>DB 火①～③a2 (P3 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (6 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>SA 火①～③a2 (火災防護対策に係わる手順等の策定)</p> <p>DB 火①～③b7～9 (火災防護対策に係わる手順等の策定)</p> <p>SA 火①～③a2 (火災防護対策に係わる手順等の策定)</p> <p>【許可からの変更点等】 火災防護の計画として、管理も含めた運用を設工認で担保するために記載。</p> <p>(当社の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違 準拠法令が異なる</p>	<p>また、重大事故等対処施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、<u>消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>SA 火①～③a2</p> <p><u>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく必要な運用管理を含む火災防護対策を講じる内容について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p>DB 火①～③b7 SA 火①～③a2</p> <p><u>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p>DB 火①～③b8</p> <p><u>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するために必要な手順等の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p>DB 火①～③b9</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は内的 SA については工程停止の考えを取り入れることにより、重大事故に至らないことから、火災防護計画に定めて管理する範囲としている。</p> <p>f. 火災防護計画 MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。</u></p> <p>DB 火①～③b7 <u>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</u></p> <p>SA 火①～③a2 <u>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</u></p> <p>DB 火①～③b8</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p> <p>DB 火①～③b9</p>	<p>vi. 火災防護計画 MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、<u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに、火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</u>⇩</p> <p><u>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</u>⇩</p> <p><u>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</u>⇩</p> <p><u>外部火災については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</u>⇩</p> <p><u>火災防護計画の策定に当たっては、火災防護審査基準の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。</u>⇩</p> <p>(i) <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。</u>⇩</p> <p>(ii) <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の防護を目的とし</u></p>	<p><u>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備のうち、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>外部火災については、安全施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>SA 火①～③a2 (P3 から)</p> <p>DB 火①～③b7 SA 火①～③a2 (一部 P3 から)</p> <p>DB 火①～③b8</p> <p>DB 火①～③b9</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (7 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>て実施する火災防護対策及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器、組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化（各責任者と権限）、火災防護計画を遂行するための組織の明確化（各責任者と権限）、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施等について定める。◇</p> <p>(iii) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災区域及び火災区画を考慮した火災防護対策である、火災及び爆発の発生防止対策、火災の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。◇</p> <p>(iv) 火災防護計画は、MOX 燃料加工施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。◇</p> <p>(iv)-1 事業許可基準規則第五条に基づく上記(iii)で示す対策◇</p> <p>(iv)-2 事業許可基準規則第二十三条に基づく火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の対策、並びに重大事故等対処施設の火災及び爆発により安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに重大事故等対処施設の安全性が損なわれないための火災防護対策◇</p> <p>可搬型重大事故等対処設備、その他 MOX 燃料加工施設については、設備等に応じた火災防護対策◇</p> <p>(iv)-3 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の爆発、MOX 燃料加工施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災から安全機能を有する施設を防護する対策◇</p> <p>ただし、原子力災害に至る火災発生時の対処、原子力災害と同時に発生する火災発生時の対処、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる MOX 燃料加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に伴う大規模な火災が発生した場合の対処は、別途定める文書に基づき対応する。◇</p> <p>なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、消防法及び建築基準法に基づく火災防護対策を実施する。◇</p> <p>(iv)-4 火災防護計画は、火災及び爆発</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (8 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設で取り扱う物資を踏まえて設計上の考慮により記載が異なる。(規制要求が異なる。)</p> <p>4 水素を取り扱う設備 (爆発の危険性がないものを除く。) は、適切に接地されているものでなければならぬ。 DB 火④ (接地)</p> <p>5 水素その他の可燃性ガスを</p>	<p>7.1.1 火災及び爆発の発生防止 (1) 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。(冒頭宣言)</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。 DB 火⑦a1</p>	<p>② 火災及び爆発の発生防止 a. MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。(冒頭宣言)</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、燃料加工建屋への水素・アルゴン混合ガスの供給方法を記載する。</p>	<p>の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的実施することを定める。◇</p> <p>(iv)-5 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づき継続的な改善を図っていくことを定め、火災防護審査基準への適合性を確認することを定める。◇</p> <p>(iv)-6 火災防護計画は、再処理事業所 MOX 燃料加工施設の「原子炉等規制法」第22条第1項の規定に基づく再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。◇</p> <p>(iv)-7 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要な要領については、各関連文書に必要な事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。◇</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止 i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。(冒頭宣言)</p> <p>(i) 運転で使用する水素による爆発の発生防止 水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。 DB 火⑦a1</p>	<p>DB 火⑦a1 (一部 P9 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (9 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>取り扱う設備 (爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>DB 火⑤a (滞留しない構造) DB 火⑤b (その他の爆発の防止)</p> <p>6 焼結設備その他の加熱を行う設備 (次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。</p> <p>DB 火⑥ (熱的制限値の設定)</p> <p>7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等 (爆発の危険性がないものを除く。)は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。</p> <p>三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。</p> <p>DB 火⑦a1 (空気の混入防止：水素最高濃度の設定) DB 火⑦a2 (空気の混入防止：供給系統の物理的分離) DB 火⑦a3-1 (空気の混入防止：水素最高濃度の維持) DB 火⑦a3-2 (空気の混入防止：供給停止) DB 火⑦b (可燃性ガスの排出) DB 火⑦c (燃焼停止時のガス供給停止) DB 火⑥a (焼結炉等の熱的制限値)</p>	<p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が 9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 DB 火⑦a2</p> <p>b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を 9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 DB 火⑦a1</p> <p>c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 DB 火⑦a3-1</p> <p>d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が 9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 DB 火⑦a3-2</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、燃料加工建屋への水素・アルゴン混合ガスの供給方法を記載する。</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、燃料加工建屋への水素・アルゴン混合ガスの供給方法を記載する。</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、燃料加工建屋への水素・アルゴン混合ガスの供給方法を記載する。</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、過加熱防止に係る具体的対策内容を記載する。</p>	<p>水素最高濃度 9.0vol%の設定根拠は、実験結果 (添5第7図) に示す通り、空気といかなる混合比においても爆発が発生する濃度未満となっているためである。◇</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が 9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i)-1 エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 DB 火⑦a2</p> <p>(i)-2 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を 9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 DB 火⑦a1</p> <p>(i)-3 エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 DB 火⑦a3-1</p> <p>(i)-4 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が 9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。 DB 火災⑦a3-2</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値として 1800℃を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよ</p>	<p>DB 火⑦a2</p> <p>DB 火⑦a1 (P8へ)</p> <p>DB 火⑦a3-1</p> <p>DB 火⑦a3-2</p> <p>DB 火⑥a</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (10 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③j (グローブボックスに対する発生防止) DB 火③j1 (グローブボックス内雰囲気)</p>	<p>回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 DB 火⑥a</p> <p>安重機能を有する機器等のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。 DB 火③j1</p> <p>(2) MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 (冒頭宣言)</p>	<p>MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違 (当社の記載)</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた記載。</p> <p>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。㉓</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、取り扱う固有物質を記載する。</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、取り扱う固有物質を記載する。</p>	<p>う過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 DB 火⑥a (ii) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止 分析試薬による火災及び爆発を防止するため、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。 (冒頭宣言) また、加熱機器、裸火及び分析試薬の使用場所を制限することにより、可燃性分析試薬による火災及び爆発を防止する。 ⇩ (iii) グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。DB 火③j1</p> <p>ii. MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、接地対策、空気の内包防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。㉔</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 (冒頭宣言)</p>	<p>(1) 火災発生防止 a. 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p>	<p>DB 火③j1</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (11 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c1 (油内包設備の漏えい防止、拡大防止) SA 火③c1 (油内包設備の漏えい防止、拡大防止)</p>	<p>潤滑油, 燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は, 溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに, オイルパン又は堰を設置し, 漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c1 SA 火③c1</p>		<p>(i)-1 漏えいの防止及び拡大防止 火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。④ (i)-1-1 発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は, 溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに, オイルパン又は堰を設置し, 漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c1 SA 火③c1</p> <p>(i)-1-2 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は, 溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c2 SA 火③c2</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は, 溶接構造, シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに, 堰等を設置し, 漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし,</p>	<p>DB 火③c1 SA 火③c1</p> <p>DB 火③c2 (P12 へ) SA 火③c2 (P12 へ)</p>
<p>DB 火③c3-1 (火災区域内に設置する油内包設備との配置上の考慮) SA 火③c3 (火災区域内に設置する油内包設備との配置上の考慮)</p>	<p>油内包設備の火災及び爆発により, 火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁, 隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c3-1 SA 火③c3</p>		<p>(i)-2 配置上の考慮 火災区域における設備の配置については, 発火性物質又は引火性物質の油内包設備及び可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により, 火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質貯蔵等の機器等を損なわないように, 発火性物質又は引火性物質を内包する設備と安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の間は, 耐火壁, 隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c3-1, DB 火③c3-2, SA 火③c3</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう, 壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③c3-1 DB 火③c3-2 (P12 へ) SA 火③c3 (P12 へ)</p>
<p>DB 火③c4-1 (火災区域内に設置する油内包設備の換気)</p>	<p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は, 機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c4-1</p>		<p>(i)-3 換気 火災区域に対する換気について, 以下の設計とする。 (i)-3-1 発火性物質又は引火性物質である油内包設備 発火性物質又は引火性物質である油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は, 漏えいした場合に気体状の発火性物質又は引火性物質が滞留しないよう, 換気を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c4-1, DB 火⑤b1, SA③c4-1 建屋内で重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち, . . . 。 また, 屋外に設置する燃料貯蔵設備は, 自然換気を行う設計とする。SA③c4-1</p>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域は, 空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③c4-1 (P12 へ) DB 火⑤b1 (P12 へ) SA③c4-1 (P12 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (12 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c6 (発火性及び引火性物質の貯蔵) SA 火③c6 (発火性及び引火性物質の貯蔵)</p> <p>DB 火③c2 (可燃性ガス内包設備の漏えい防止) SA 火③c2 (可燃性ガス内包設備の漏えい防止)</p> <p>DB 火③c3-2 (火災区域内に設置する可燃性ガス内包設備との配置上の考慮) SA 火③c3 (火災区域内に設置する可燃性ガス内包設備との配置上の考慮)</p> <p>DB 火③c4-1 (火災区域内に設置する可燃性ガス内包設備の換気) DB 火⑤b1 (可燃性ガス内包設備の換気) SA③c4-1 (火災区域内に設置する油内包設備及び可燃性ガス内包設備の換気)</p> <p>DB 火③c4-2 (蓄電池室の換気設備の給電) DB 火⑤b2 (蓄電池室の換気) SA③c4-2 (蓄電池室の換気) SA③c4-3 (蓄電池室の換気設備の給電)</p>	<p>火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。 DB 火③c6, SA 火③c6</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。 DB 火③c2 SA 火③c2</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。 DB 火③c3-2 SA 火③c3</p> <p>可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。 DB 火③c4-2 DB 火⑤b2 SA③c4-2 SA③c4-3</p>	<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>事業変更許可申請書との整合を図ったことから、冒頭部に火災区域の記載を追記する。</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では壁による分離に加え、可燃性ガス内包配管が安重設備と同一区画内にある場合には、離隔により配置上の考慮を行う。(許可段階における記載)</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>設計上の考慮により、記載が異なる。(許可段階における記載)</p>	<p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備 火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、換気を行う設計とする。 DB 火③c4-1, DB 火⑤b1, SA③c4-1</p> <p>(発電炉の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>具体的対策内容が異なる。</p> <p>蓄電池を設置する火災区域は機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。安全上重要な施設の蓄電池、非常用直流電源設備等を設置する火災区域の換気設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。 DB 火③c4-2, DB 火⑤b2, SA③c4-2 それ以外の蓄電池を設置する火災区画の換気設備は、建屋換気系、電気盤室、非管理区域等の排風機による機械換気又は建屋換気系の送風機による換気を行う設計とする。 DB 火③c4-2, DB 火⑤b2, SA③c4-3</p>	<p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から水素の漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、</p> <p>水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。</p>	<p>DB 火③c4-1 DB 火⑤b1 SA③c4-1</p> <p>DB 火③c6 (P15 から) SA 火③c6 (P15~16 から)</p> <p>DB 火③c2 (P11 から) SA 火③c2 (P11 から)</p> <p>DB 火③c3-2 (P11 から) SA 火③c3 (P11 から)</p> <p>DB 火③c4-1 (一部 P11 から) DB 火⑤b1 (一部 P11 から) SA③c4-1 (一部 P11 から)</p> <p>DB 火③c4-2 DB 火⑤b2 SA③c4-2 SA③c4-3 (一部 P13 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (13 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c9 (蓄電池上部への水素漏えい検知器の設置による監視及び制御室への警報) SA 火③c9 (蓄電池上部への水素漏えい検知器の設置による監視及び制御室への警報)</p>	<p>蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 DB 火③c9, SA 火③c9</p>		<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は、再処理施設と共用する緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。 SA③c4-3</p> <p>(発電炉の記載) その他の理由による相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。(火災区域内に水素ポンペなし。)</p> <p>(発電炉の記載) その他の理由による相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。(火災区域内に水素ポンペなし。)</p>	<p>水素ポンペは、運転上必要な量のみを貯蔵する設計とする。また、通常時はポンペ元弁を閉とする運用とする。 火災の発生防止における水素漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。 気体廃棄物処理設備内の水素濃度については、水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。発電機水素ガス冷却設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度、水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし、発電機内の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画については、通常時はポンペ元弁を閉とする運用とし、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</p>	<p>SA③c4-3 (p12へ)</p> <p>DB 火③c9 (P19から) SA 火③c9 (P19から)</p>
<p>DB 火③i1-1 (蓄電池室への配置上の考慮)</p>	<p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 DB 火③i1-1</p>	<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>キュービクルタイプの蓄電池(MSE型)については、通常時水素放出のおそれがないことから、分離の対象を明確化する目的で記載する。</p>		<p>また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p>	<p>DB 火③i1-1 (P61から)</p>
<p>DB 火③i1-2 (蓄電池を直流開閉装置やインバータと同じ室に設置する場合の考慮)</p>	<p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。 DB 火③i1-2</p>	<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。(局所排風機付き蓄電池設備の対策内容)</p>			<p>DB 火③i1-2 (P61から)</p>
<p>DB 火③i1-4 (蓄電池室の機械換気の監視)</p>	<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。 DB 火③i1-4</p>			<p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。</p>	<p>DB 火③i1-4 (P61から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (14 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
DB 火⑦b (焼結炉等の換気)	<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>DB 火⑦b</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。</p>	<p>(発電炉の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。(崩壊熱除去に関する設計上の考慮を記載。)</p>	<p>火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇所には、接地を施す設計とする。</p> <p>別項目「DB 火③c5、DB 火④a、SA 火③c5」にて記載。</p>	DB 火⑦b
DB 火②a4 (崩壊熱除去に関する設計上の考慮)	<p>放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>DB 火②a4</p>		<p>(発電炉の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、貯蔵・閉じ込めに対して動的閉じ込め設計としていることから、火災時に換気設備の停止及び隔離弁の閉止を行わない設計とする。</p>	<p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、活性炭フィルタ及び HEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の換気設備は、火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、換気設備の停止及び隔離弁の閉止により、隔離ができる設計とする。</p>	DB 火②a4 (P62 から)
			<p>(i)-3-3 焼結炉等</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>DB 火⑦b</p> <p>(i)-4 防爆</p> <p>火災区域に対する防爆について、以下の設計とする。</p> <p>(i)-4-1 発火性物質又は引火性物質である引火性液体を内包する設備</p> <p>(i)-4-1-1 火災区域内に設置する引火性液体を内包する設備は、潤滑油又は燃料油が設備の外部への漏えいを想定しても、引火点は発火性物質又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設</p>		DB 火⑦b

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (15 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c5 (爆発性雰囲気となる室の電気接点を有する機器の防爆構造の使用)                      DB 火④a (水素・アルゴンを取り扱う系統及び機器の接地)                      SA 火③c5 (電気接点を有する機器の防爆構造)</p>	<p>発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>DB 火③c5                      DB 火④a                      SA 火③c5</p>	<p>(当社の記載) 施設の違いにより記載が異なる。(発電炉と MOX 燃料加工施設の共用設備が異なる。)</p>	<p>備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いものを使用することで、可燃性の蒸気が発生しない設計とする。◇</p> <p>また、燃料油である重油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、重油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、通気口又は非常用所内電源設備より給電する換気設備により、可燃性の蒸気が滞留しない設計とする。◇</p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防爆構造とする設計とする。DB 火③c5</p> <p>なお、工場電気設備防爆指針における危険箇所には該当しないが、<u>重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。</u></p> <p>SA 火③c5</p> <p>また、<u>静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u>DB 火③c5</p> <p>(i)-4-2 発火性物質又は引火性物質である水素を内包する設備</p> <p><u>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u>DB 火④a</p> <p>(i)-5 貯蔵</p> <p><u>火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器については、以下の設計とする。</u>DB 火③c6, SA 火③c6</p> <p>発火性物質又は引火性物質として貯蔵を行う非常用発電機用の燃料油及び焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスに対し以下の措置を講ずる。◇</p> <p>(i)-5-1 非常用発電機へ供給する屋内の燃料油は、必要な量に留め、消防法に基づき地下タンク貯蔵所に安全に貯蔵できる設計とする。DB 火③c6, SA 火③c6</p> <p>貯蔵量は、負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して非常用発電機1台を連続運転するために必要な量を屋外に貯蔵する設計とする。◇</p> <p>(i)-5-2 焼結炉等に使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素・アルゴン混</p>	<p>DB 火③c5                      DB 火④a                      SA 火③c5</p> <p>DB 火③c6                      (P12 ~)                      SA 火③c6                      (P12 ~)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (16 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c7-1 (火災区域への有機溶剤の持ち込み管理) DB 火③c7-2 (作業時の可燃性蒸気の滞留防止) SA 火③c7-1 (火災区域への有機溶剤の持ち込み管理) SA 火③c7-2 (作業時の可燃性蒸気の滞留防止)</p>	<p>火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c7-1</p>		<p>合ガス設備から燃料加工建屋の焼結炉等へ供給する設計とする。⚡ また、焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が 9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。⚡ (i)-5-2-1 水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。⚡ (i)-5-2-2 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を 9.0vol%以下に調整し、混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。⚡ (i)-5-2-3 混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。⚡ さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。⚡ (i)-5-2-4 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が 9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。⚡ ⚡ (i)-5-3 重油貯槽及び軽油貯槽のうち、<u>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。SA 火③c6</u> <u>軽油貯槽は、可搬型発電機等を7日間以上連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。SA 火③c6</u>  (ii) 可燃性蒸気・微粉の対策 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。⚡  (ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>DB 火③c7-1, DB 火③c7-2</p>	<p>火災の発生防止のため、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p>	<p>SA 火③c6 (P12 ~)</p> <p>DB 火③c7-1 DB 火③c7-2 SA 火③c7-1 (P17 から) SA 火③c7-2 (P17 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (17 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>DB 火③c7-2 SA 火③c7-1 SA 火③c7-2</p>		<p>重大事故等対処施設を設置するエリアでは、可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器を設置しない設計とする。 地下に設置する重油貯槽及び軽油貯槽は消防法に基づき、通気管による排気を行う設計とする。 また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 火災区域における・・・。 SA 火③c7-1 SA 火③c7-2</p>		<p>SA 火③c7-1 (P16 へ) SA 火③c7-2 (P16 へ)</p>
<p>DB 火③c7-3 (ジルカロイ粉末の発生防止)</p>	<p>燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。 DB 火③c7-3</p>	<p>(双方の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。(発電炉では盤などの一般的な機器を対象としているのに対し、MOX 燃料加工施設は燃料棒の溶接、切断を考慮した記載としている。)</p>	<p>別項目「7.1.1 火災及び爆発の発生防止」にて記載。</p> <p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として、燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。 DB 火③c7-3</p>	<p>火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇所には、接地を施す設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことにより、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p>	<p>DB 火③c7-3</p>
<p>DB 火③c8-1 (火花の発生を伴う設備の発火源防止) DB 火③c8-2 (火花の発生を伴う設備への可燃物の近傍への保管禁止) SA 火③c8-1 (火花の発生を伴う設備への可燃物の近傍への保管禁止)</p>	<p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッタ)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。 DB 火③c8-1, DB 火③c8-2, SA 火③c8-1</p>	<p>(双方の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。(MOX 燃料加工施設は燃料棒の端栓溶接を考慮)</p>	<p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。 DB 火③c8-2 SA 火③c8-1 SA 火③c8-2</p>	<p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、</p>	<p>DB 火③c8-1 (一部 P18 から) DB 火③c8-2 SA 火③c8-1</p>
<p>DB 火③c8-3 (高温となる設備の耐火材、断熱材及び冷却による可燃性物質との接触防止) DB 火③c8-4 (高温となる設備の温度制御機器による温度制御及び監視) SA 火③c8-2 (高温となる設備の耐火材・断熱材による可燃性物質との接触防止)</p>	<p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。 DB 火③c8-3, DB 火③c8-4, SA 火③c8-2</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、加熱防止に係る具体的対策内容を記載する。</p>	<p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。 DB 火③c8-3 SA 火③c8-2</p>	<p>高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③c8-3 (一部 P18 から) DB 火③c8-4 (P18 から) SA 火③c8-2</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (18 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火⑤b3 (冷却システムの維持及び炉内への水の混入防止)</p>	<p>焼結炉等の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。同時に、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。</p> <p>なお、雰囲気ガスを加湿する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。</p> <p>DB 火⑤b3</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。</p>	<p>(iii)-1 火花の発生を伴う設備 (iii)-1-1 挿入溶接装置 燃料棒の端栓を溶接する設備は、TIG 自動溶接方式とするが、火花が飛散することがないように、装置内雰囲気の不活性であるヘリウムガスに置換した後に溶接を行うことで、発火源とならない設計とする。DB 火③c8-1</p> <p>(iii)-1-2 燃料棒解体装置 燃料棒の端栓切断には火花が飛散することがないように、押切機構の切断機(パイプカッタ)を使用することで発火源とならない設計とする。DB 火③c8-1</p> <p>(iii)-2 高温となる設備 (iii)-2-1 焼結炉等 焼結炉等は、運転中は温度制御機器により炉内の温度制御を行う設計とする。◇ 焼結炉等は炉殻表面が高温にならないよう、運転中は冷却水により冷却する設計とする。◇</p> <p>また、燃料加工建屋内の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。</p> <p>DB 火⑤b3</p> <p>さらに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。DB 火⑤b3</p> <p>なお、雰囲気ガスを加湿する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。</p> <p>DB 火⑤b3</p> <p>(iii)-2-2 再生スクラップ焙焼処理装置 グローブボックス内に設ける電気炉は、空冷により炉表面の温度を低く保つ設計とする。</p> <p>DB 火③c8-3</p> <p>(iii)-2-3 スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、装置表面が高温にならないよう断熱材で覆う設計とし、</p> <p>DB 火③c8-3</p> <p>運転中は温度を監視するとともに温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>DB 火③c8-4</p>	<p>DB 火③c8-1 (P17 へ)</p> <p>DB⑤b3</p> <p>DB 火③c8-3 (P17 へ)</p> <p>DB 火③c8-3 (P17 へ)</p> <p>DB 火③c8-4 (P17 へ)</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (19 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
DB 火⑤b4 (焼結炉等からの水素漏えい防止検知)	<p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>DB 火⑤b4</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。</p>	<p>(iv) 水素対策 火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。⚡ 火災区域に設置する水素・アルゴン混合ガスを内包する設備は、溶接構造等により区域内への水素・アルゴン混合ガスの漏えいを防止するとともに、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。⚡ 水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>DB 火⑤b4 蓄電池を設置する火災区域は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃性物質を持ち込まないこととする。⚡</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>DB 火③c9 SA 火③c9</p>	DB 火⑤b4	DB 火③c9 (P13 ~) SA 火③c9 (P13 ~)
DB 火⑦a4 (焼結炉等の空気混入防止：構造)	<p>焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③a4</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。</p>	<p>(v) 空気の混入防止対策 焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。DB⑦a4 また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。DB⑦a4</p>	DB 火⑦a4	DB 火⑦a4
DB 火⑦a5 (焼結炉等の空気混入防止：監視及び措置)	<p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</p> <p>また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の施設を記載する。</p>	<p>(v)-1 焼結炉 焼結炉の出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室の雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。⚡ 焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</p> <p>DB⑦火 a5</p>	DB 火⑦a5	DB 火⑦a5 (一部 P20 から)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (20 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。 DB 火⑦a5</p>		<p>(v)-2 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気水を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。⚡ また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。⚡ 焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。 DB 火⑦a5</p>		DB 火⑦a5 (P19 ~)
DB 火③c10 (電気設備の過加熱防止)	<p>過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 DB 火③c10</p>		<p>(vi) 過電流による過熱防止対策 MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。DB 火③c10</p>	<p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p>	DB 火③c10
DB 火③h1 (電気室の管理)	<p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 DB 火③h1</p>		<p>(発電炉の記載) その他の理由による相違  MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。</p>	<p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。 火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における、水素の蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成17年10月）」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。 重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p>	DB 火③h1 (P61 から)
<p>(当社の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違  MOX 燃料加工施設に対する要求のため記載する。</p>	<p>(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 DB 火③g1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上</p>	<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 DB 火③g1 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、主要な構造材、ケーブル、換気設備のフィルタ、保温材、建屋内装材及び遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有する</p>	<p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。⚡ また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に</p>	<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用  火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該</p>	DB 火③g1
<p>(当社の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違  技術基準規則 第11条 第3項に記載されていることから、「可能な限り」と記載する。（許可でも同様の記載。）</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (21 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③d1 (火災防護上重要な機器等及びこれら支持構造部の主要構造材の不燃性材料使用) SA 火③d1 (火災防護上重要な機器等及びこれら支持構造部の主要構造材の不燃性材料使用)</p> <p>DB 火③d2 (非密封で放射性物質を取り扱う GB の不燃性材料又は難燃性材料の使用) SA 火③d2 (非密封で核燃料物質を取り扱う GB の不燃性材料又は難燃性材料の使用)</p> <p>DB 火③d3 (代替材料使用困難な場合の火災による延焼防止) SA 火③d3 (代替材料使用困難な場合の火災による延焼防止)</p>	<p>困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 (冒頭宣言)</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d1 SA 火③d1</p> <p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB 火③d2 SA 火③d2</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d3 SA 火③d3</p>	<p>るもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。 また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災に起因して、他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 (冒頭宣言) 重大事故等対処施設の機器等のうち、・・・。 (冒頭宣言)</p> <p>(発電炉の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉は、例示として具体的材料名を記載しているが、MOX 燃料加工施設は事業変更許可申請書に記載がないため、当該内容を記載しない。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。□</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。◇</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。DB 火③b5</p> <p>(i) 主要な構造材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。DB 火③d1 重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、・・・。SA 火③d1</p> <p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 DB 火③d2 SA 火③d2</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であること、また、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に延焼するおそれがないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。 DB 火③d3 ただし、・・・また、他の重大事故等対処施設に延焼するおそれがないことから、・・・。 SA 火③d3</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の安全機能を有する施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。 DB 火③d3 また、・・・でも他の重大事故等対処施設に延焼しないことから、・・・。 SA 火③d3</p>	<p>構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリートの不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>DB 火③b5 (P22 ~)</p> <p>DB 火③d1 SA 火③d1</p> <p>DB 火③d2 SA 火③d2</p> <p>DB 火③d3 SA 火③d3</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (22 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火⑤b5 (焼結炉の耐熱性を有する部材の使用)</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設備であり、耐熱性材料について記載した。</p>	<p>焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火⑤b5</p>		<p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d4 重大事故等対処施設のうち、・・・。 SA 火③d4</p>		<p>DB 火⑤b5 (P21 から)</p> <p>DB 火③d4 (P25 へ) SA 火③d4 (P25 へ)</p>
<p>DB 火③d8 (保温材の不燃性材料使用)</p> <p>SA 火③d8 (保温材に対する考慮)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d8 SA 火③d8</p>			<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p>	<p>DB 火③d8 (P24 から) SA 火③d8 (P24 から)</p>
<p>DB 火③d9 (建屋内装材の不燃性材料使用及び塗装の難燃性コーティング剤の使用)</p>	<p>建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。</p> <p>DB 火③d9</p>		<p>事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>別項目「7.1.1(3) 不燃性材料又は難燃性材料」の冒頭宣言にて記載する。(事業変更許可申請書においても同様の扱い)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>ただし、管理区域の床に塗布されている耐放射線性のコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>DB 火③d9 (P24 から)</p>
<p>DB 火③i2 (中央制御室への火災防護上の考慮)</p> <p>SA 火③i2 (対策本部室への火災防護上の考慮)</p>	<p>また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③i2 SA 火③i2</p>			<p>また、中央制御室の床面は、防災性能を有するカーペットを使用する設計とする。</p>	<p>DB 火③i2 (P62 から) SA 火③i2 (P62 から)</p>
<p>DB 火③d5 (実証試験により延焼性及び自己消火性を確認した難燃性ケーブルの使用)</p> <p>SA 火③d5 (実証試験により延焼性及び自己消火性を確認した難燃性ケーブルの使用)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d5 SA 火③d5</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。㊦</p>	<p>(iii) 難燃ケーブルの使用</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581(Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。DB 火③d5</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(IEEE383(光ファイバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>DB 火③d5 (P23 から) SA 火③d5 (P23 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (23 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③d6 (非難燃性ケーブルを使用する場合の措置) SA 火③d6 (非難燃性ケーブルを使用する場合の措置)</p> <p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、難燃性を確認できないケーブルに対しての措置を明確化することから、実証試験の確認について記載する。</p>	<p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とするか、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③d6 SA 火③d6</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とし、当該ケーブルの火災に起因して他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。DB 火③d6</p>	<p>重大事故等対処施設及び安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルは、・・・。</p> <p>SA 火③d5</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d6, SA 火③d6</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。☑</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③d6</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び・・・。</p> <p>SA 火③d6</p> <p>(iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタの主要な構造材は、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d7</p>	<p>ただし、実証試験により耐延焼性等が確認できない放射線モニタケーブル及び重大事故等対処施設である通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>また、上記ケーブル以外の非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とするが、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</p> <p>(a) 代替措置(複合体)を施す設計</p> <p>複合体を構成する防火シートには、複合体の難燃性能を確保し形状を維持するため、不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性を確認する実証試験等でそれらの性能を有することを確認し、またケーブル及びケーブルトレイに悪影響を及ぼさないため、電気的機能、非腐食性及び重量増加の実証試験等でケーブル及びケーブルトレイに影響を与えないことを確認したシートを使用する設計とする。</p> <p>上記性能を有する防火シートを用いて形成する複合体は、イ.に示す複合体外部の火災を想定した場合に必要な設計を行った上で、ロ.に示す複合体内部の発火を想定した場合に必要な設計を加えることで、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計とする。</p> <p>(非難燃ケーブルへの対策については、東海第2特有の記載のため、省略する。)</p>	<p>SA 火③d5 (P22 へ)</p> <p>DB 火③d6 SA 火③d6</p>
<p>DB 火③d7 (換気設備フィルタの難燃性又は不燃性材料使用) SA 火③d7 (換気設備フィルタの難燃性又は不燃性材料使用)</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d7, SA 火③d7</p>	<p>(双方の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>設計上の考慮の違いにより記載が異なる。(難燃性能を確認する試験方法が異なる。)</p>	<p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。☑</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>DB 火③d6</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び・・・。</p> <p>SA 火③d6</p> <p>(iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタの主要な構造材は、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③d7</p>	<p>また、上記ケーブル以外の非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とするが、ケーブルの取り替えに伴い安全上の課題が生じる場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置(複合体)を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</p> <p>(a) 代替措置(複合体)を施す設計</p> <p>複合体を構成する防火シートには、複合体の難燃性能を確保し形状を維持するため、不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性を確認する実証試験等でそれらの性能を有することを確認し、またケーブル及びケーブルトレイに悪影響を及ぼさないため、電気的機能、非腐食性及び重量増加の実証試験等でケーブル及びケーブルトレイに影響を与えないことを確認したシートを使用する設計とする。</p> <p>上記性能を有する防火シートを用いて形成する複合体は、イ.に示す複合体外部の火災を想定した場合に必要な設計を行った上で、ロ.に示す複合体内部の発火を想定した場合に必要な設計を加えることで、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計とする。</p> <p>(非難燃ケーブルへの対策については、東海第2特有の記載のため、省略する。)</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、「J I S L 1 0 9 1 (繊維製の燃焼性試験方法)」又は「JACA No. 1 1 A - 2 0 0 3 (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を</p>	<p>(発電炉の記載) その他の理由による相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、非難燃ケーブル(複合体)への対応は、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>DB 火③d7 SA 火③d7 (P24 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (24 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③d11 (遮蔽材の不燃性材料又は難燃性材料の使用)</p>	<p>火災防護上重要な機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。                      なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。                      DB 火③d11</p>	<p>【許可からの変更点等】                      具体的な対策の範囲は添付書類にて示す。</p> <p>(当社の記載)                      MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違                      MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>「イ. (ロ)(4)① a. (b) iii. (iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。SA 火③d7</p> <p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用                      安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。                      DB 火③d8                      「イ. (ロ)(4)① a. (b) iii. (v) 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。SA 火③d8</p> <p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用                      建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。                      ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。                      DB 火③d9                      塗装は、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、DB 火③d9                      また、燃料加工建屋内に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質がないことから、塗装が発火した場合においても他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災を生じさせるおそれは小さい。◇</p> <p>(vii) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用                      安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。DB 火③d11                      なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。DB 火③d11</p>	<p>使用する設計とする。</p> <p>SA 火③d7                      (P23 へ)</p> <p>DB 火③d8                      (P22 へ)</p> <p>SA 火③d8                      (P22 へ)</p> <p>DB 火③d9                      (P22 へ)</p> <p>DB 火③d11</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (25 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③d4 (建屋内に設置する変圧器及び遮断器の使用 (乾式)) SA 火③d4 (建屋内に設置する変圧器及び遮断器の使用 (乾式))</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。 DB 火③d4 SA 火③d4</p> <p>(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止 自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 (冒頭宣言)</p> <p>(双方の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違 設計上の考慮の違いにより記載が異なる。 (MOX 燃料加工施設は、対策範囲及び対策内容を明確化)</p>	<p>建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。㊦</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち、MOX 燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 (冒頭宣言) 重大事故時にMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 (冒頭宣言)</p> <p>(a) 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 DB 火③e1, SA 火③e1</p> <p>各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 SA 火③e1</p>	<p>(双方の記載) その他の理由による相違 設計上の考慮の違いにより記載が異なる。(考慮すべき自然現象が異なる。)</p> <p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対してMOX燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。 (冒頭宣言) 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 津波、凍結、高温、降水、積雪、他の生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。 したがって、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 ㊦</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 避雷設備設置箇所を以下に示す。 (i)-1 燃料加工建屋 (i)-2 排気筒 (ii) 地震による火災及び爆発の発生防止</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>c. 自然現象による火災の発生防止 自然現象として、地震、津波(重大事故等対処施設については、敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③d4 (P22 から) SA 火③d4 (P22 から)</p> <p>DB 火③e1 SA 火③e1</p>
<p>DB 火③e1 (避雷設備の設置) SA 火③e1 (避雷設備の設置と構内接地系への接続)</p>	<p>MOX 燃料加工施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設ける設計とする。 各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 DB 火③e1, SA 火③e1</p>	<p>(a) 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。 DB 火③e1, SA 火③e1</p> <p>各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。 SA 火③e1</p>	<p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 避雷設備設置箇所を以下に示す。 (i)-1 燃料加工建屋 (i)-2 排気筒 (ii) 地震による火災及び爆発の発生防止</p>	<p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③e1 SA 火③e1</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (26 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③e2 (安定地盤への設置と耐震重要度に応じた耐震設計)</p> <p>【許可からの変更点等】 許可申請の重大事故等対処施設の記載に合わせて記載を適正化。 なお、許可申請時においては規則の用語を基に記載していた。</p>	<p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>DB 火③e2</p> <p>(双方の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。(発電炉と MOX 燃料加工施設の耐震分類が異なる。)</p>	<p>b) 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。同時に、事業許可基準規則第七条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>DB 火③e2</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震設計上の重要度に応じて以下に示す S、B 及び C の 3 クラス (以下「耐震重要度分類」という。) に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。☺</p> <p>耐震については事業許可基準規則第七条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。☺</p>	<p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>DB 火③e2</p>
<p>SA 火③e2 (安定地盤への設置と耐震重要度に応じた耐震設計)</p>	<p>重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>SA 火③e2</p>	<p>重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。同時に、事業許可基準規則第二十五条・・・。</p> <p>SA 火③e2</p>	<p>(双方の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。(発電炉と MOX 燃料加工施設の耐震分類が異なる。)</p>	<p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>SA 火③e2</p>
<p>SA 火③e3 (竜巻防護対策)</p>	<p>重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>SA 火③e3</p>	<p>竜巻(風(台風)を含む。)について、重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>SA 火③e3</p>	<p>(発電炉の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>双方、竜巻対策への考慮はしているが、発電炉は防護対象を具体的に記載している。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む。)から、竜巻防護対策設備の設置、固縛及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>SA 火③e3</p>
<p>SA 火③e4 (防火帯による森林火災延焼防止対策)</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>SA 火③e4</p> <p>7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。 (冒頭宣言)</p>	<p>なお、森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>SA 火③e4</p> <p>③ 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 (冒頭宣言) 火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、・・・。 (冒頭宣言) 火災感知設備及び消火設備は、「ロ.(二)(1)②c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。 (冒頭宣言)</p>	<p>(c) 火災の感知、消火 火災の感知及び消火については、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。☺ また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 (冒頭宣言) 具体的な設計を「イ.(ロ)(4)①a.(c)i. 火災感知設備」から「イ.(ロ)(4)①a.(c)iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。☺</p>	<p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(1)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>SA 火③e4</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (27 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①d4-1 (火災感知設備及び消火設備の地震対応) SA 火①d4 (火災感知設備及び消火設備の地震対応)</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 許可申請の重大事故等対処施設の記載に合わせて記載を適正化。 なお、許可申請時においては規則の用語を基に記載していた。</p>	<p>火災感知設備及び消火設備については、<u>火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</u></p> <p>DB 火①d4-1</p>	<p>火災感知設備及び消火設備については、<u>火災区域及び火災区画に設置した安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</u></p> <p>DB 火①d4-1 火災感知設備及び消火設備は、<u>火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</u></p> <p>SA 火①d4 また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。㊦</p>	<p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii. 自然現象の考慮」に示す。㊦</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とすることを「イ.(ロ)(4)①a.(c)iv. 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響」に示す。㊦</p>	<p>火災感知設備及び消火設備については、<u>火災区域及び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</u></p> <p>(双方の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</p>	<p>DB 火①d4-1 (一部 P50 から) SA 火①d4 (一部 P50 から)</p>
<p>DB 火①b1 (火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化) SA 火①b1 (火災感知器の設置方法)</p>	<p>(1) 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>DB 火①b1 SA 火①b1</p> <p>また、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。</p> <p>DB 火①b1</p>	<p>a. 火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。㊦</p> <p>(双方の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違 施設の違により記載が異なる。</p>	<p>i. 火災感知設備 火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画並びにグローブボックスの火災を早期に感知するために設置する設計とする。㊦</p> <p>(i) 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画並びにグローブボックス内の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。DB 火①b1 「イ.(ロ)(4)①a.(c)i.(i) 火災感知設備の環境条件等の考慮及び多様化」の基本方針を適用する。SA 火①b1 また、火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。DB 火①b1 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、原則、煙感知器(アナログ式)及び熱感知器(アナログ式)を組み合わせる設計とする。DB 火①b1 し、耐酸性の火災感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるアナログ式を選定する。㊦</p>	<p>a. 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類のうち、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防爆型熱感知器、非アナログ式の防爆型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせる設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p>	<p>DB 火①b1 (一部 P28～29へ) SA 火①b1 (一部 P28～29へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (28 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>DB 火①b1</p> <p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。</p> <p>DB 火①b1 SA 火①b1</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。</p> <p>DB 火①b1 SA 火①b1</p> <p>ただし、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域は除く。</p> <p>DB 火①b1</p>	<p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>DB 火①b1</p> <p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、火災感知器設置が消防法免除される区域に対する設計方針について、事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載する。</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、火災感知器の設置除外理由について、事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載する。</p>	<p>ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。DB 火①b1</p> <p>また、火災感知器は、誤作動防止を考慮した配置、周囲温度を踏まえた熱感知器作動温度の設定等により、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>グローブボックス内の火災感知器は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれや半導体を有しているため、放射線影響による故障が考えられることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせる設計とする。◇</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。DB 火①b1</p> <p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。DB 火①b1</p> <p>ただし、以下の通常運転時に人の立入りがなく、可燃性物質がない区域は除く。</p> <p>DB 火①b1</p> <p>(i)-1 可燃性物質がない室(高線量区域)</p> <p>燃料棒貯蔵室等、核燃料物質を取り扱い、高線量により通常運転時に人の立入りのない室のうち可燃性物質又は着火源になり得るものを設置せず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所は、通常運転時における火災の発生及び人による火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。◇</p> <p>(i)-2 可燃性物質がない室(ダクトスペース及びパイプスペース)</p> <p>ダクトスペースやパイプスペースは高線量区域ではないが、可燃性物質又は着火</p>		<p>DB 火①b1 (一部 P27 から) SA 火①b1 (一部 P27 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (29 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>DB 火①b1 SA 火①b1</p>	<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、消防検定品以外の火災感知器を使用する場合の措置について事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載する。(性能確認試験の実施。)</p>	<p>源になり得るものが設置されておらず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行う場所であり、点検口は存在するが、通常運転時には人の立入りがなく、人による火災の発生のおそれがないことから、火災感知器を設置しない設計とする。◇</p> <p>(ii) 火災感知設備の性能と設置方法 火災感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。</p> <p>また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条から第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。DB 火①b1, SA 火①b1</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、環境条件及び安重機能を有する機器等並びに放射性物質貯蔵等の機器等の特徴を踏まえ設置することとし、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。◇</p> <p>ただし、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視するものの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器とし、通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせで設置する設計とする。◇</p> <p>非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。◇</p> <p>よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。◇</p> <p>非アナログ式の火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。◇</p> <p>(ii)-1 設置高さのある火災区域又は火災区画(屋内)</p> <p>火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型感知器に限定され、アナログ式感知器(煙及び炎)を組</p>		<p>DB 火①b1 (一部 P27 から) SA 火①b1 (一部 P27 から)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (30 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>み合わせて設置することが適さないことから、一方は非アナログ式の熱感知器(差動式分布型)を設置する設計とする。◇</p> <p>(ii)-2 高線量区域 放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器とする。◇</p> <p>(ii)-3 グローブボックス内 グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置する。◇ 熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体(温度異常(60℃以上)を感知)及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器(温度上昇異常(15℃/min以上)を感知)を設置する。◇ このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。◇ なお、差動式分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、熱による温度上昇を感知するものであるが、グローブボックス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。◇ 安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。◇ また、熱感知器を有する火災感知設備は故障時に中央監視室に故障信号を発する設計とする。◇ グローブボックスの火災感知器は、火災感知器ごとに設置場所を特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。◇</p> <p>(ii)-4 地下埋設物(重油タンク) 地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)に燃料が気化して充満することを想定し、防爆構造の感知器を設置する必要がある。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (31 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①b2 (火災感知設備の電源確保) SA 火①b2 (火災感知設備の電源確保)</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 許可申請の重大事故等対処施設の記載に合わせて記載を適正化。 なお、許可申請時においては規則の用語を基に記載していた。</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①b2 SA 火①b2</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。</p> <p>DB 火①b2 SA 火①b2</p>	<p>(双方の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>設計上の考慮の違いにより記載が異なる。(防護対象の耐震重要度分類又は重大事故等対処施設の設備分類に応じる考えは同じであるが、全てがSクラスではなく、給電方法が異なる)</p>	<p>よって、火災感知器は、それぞれ非アナログ式とし、定温スポット型熱感知器に加え煙感知器を設置する設計とする。☑</p> <p>(iii) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。DB 火①b2 また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備から給電する設計とする。DB 火①b2 また、重大事故等対処施設を・・・非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震設計上の重要度分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策建屋用発電機・・・。</p> <p>SA 火①b2</p> <p>(iv) 受信機 中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。 DB 火①b3, SA 火①b3 また、受信機は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。 DB 火①b3, SA 火①b3</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策所用発電機からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>DB 火①b2 SA 火①b2</p>
<p>DB 火①b3 (火災感知設備による火災発生の監視) SA 火①b3 (火災感知設備による火災発生の監視)</p>	<p>火災感知設備は、中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計及び火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p> <p>DB 火①b3 SA 火①b3</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする。☑</p>	<p>(iv) 受信機 中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。 DB 火①b3, SA 火①b3 また、受信機は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。 DB 火①b3, SA 火①b3</p>	<p>火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p>	<p>DB 火①b3 SA 火①b3</p>
<p>DB 火①b4 (火災感知器の点検) SA 火①b4 (火災感知器の点検)</p>	<p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。</p> <p>DB 火①b4 SA 火①b4</p>	<p>(発電炉の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、熱サーモグラフィを使用する対象はない。</p>	<p>火災感知器は受信機を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使用する設計とする。 (iv)-1 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。 (iv)-2 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。</p>	<p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定制が可能設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p>	<p>DB 火①b4 SA 火①b4</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (32 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①b5 (グローブボックス内の火災感知器の点検) SA 火①b5 (グローブボックス内の火災感知設備の点検)</p>	<p>グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験等を定期的実施する。 DB 火①b5 SA 火①b5</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>DB 火①b4, SA 火①b4 (iv)-3 グローブボックス内の火災感知設備については、以下の試験を実施する。 (iv)-3-1 白金測温抵抗体 (iv)-3-1-1 健全性確認 抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗であることを確認する。 (iv)-3-1-2 動作確認 模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表示、ブザー吹鳴が適切であることを確認する。 (iv)-3-2 差動式分布型熱感知器 (iv)-3-2-1 健全性確認 メータリレー試験器を接続し、抵抗値を測定し、正常であることを確認する。 (iv)-3-2-2 動作確認 メータリレー試験器を接続し、温度上昇異常表示、ブザー吹鳴が適切であることを確認する。 DB 火①b5, SA 火①b5 (v) 試験・検査 火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。Ⓓ</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策所用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p>	<p>DB 火①b5 SA 火①b5</p>
<p>DB 火①d1-3 (火災感知設備の風水害への考慮)</p>	<p>地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 DB 火①d1-3</p>	<p>(双方の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違 施設の違により記載が異なる。</p>	<p>(発電炉の記載) その他の理由による相違 火災の感知に関する考え方は発電炉と同様であり、MOX 燃料加工施設には該当設備がないため記載しない。</p>	<p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。</p>	<p>DB 火①d1-3 (P49 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (33 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c8-1 (消火困難区域への固定式消火設備の設置) SA 火①c1-1 (消火困難区域への固定式消火設備の設置)</p> <p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、消火困難となる箇所について許可の段階で詳細に選定し記載。</p>	<p>(2) 消火設備</p> <p>工程室及びグローブボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</p> <p>DB 火①c8-1 SA 火①c1-1</p>	<p>b. 消火設備</p> <p>MOX 燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。また、MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式のガス消火装置を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>固定式のガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。</p> <p>また、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。</p>	<p>ii. 消火設備</p> <p>消火設備は、「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(i) 火災に対する二次的影響を考慮」から「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(xvii) 試験・検査」に示すとおり、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置し、消火ガスについては全域放出方式とする設計とする。⇩</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の特徴の違いにより記載が異なる。</p>	<p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所は、自動消火設備又は手動操作による固定式ガス消火設備を設置して消火を行う設計とする。</p>	<p>DB 火①c8-1 (P43 から) (一部 P44～45 から) SA 火①c1-1 (P34 から) (一部 P35 及び P43～45 から)</p>
<p>DB 火①c8-2 (高線量区域への可燃性物質の持ち込み管理) SA 火①c1-2 (高線量区域への可燃性物質の持ち込み管理)</p> <p>【許可からの変更点等】 設備の明確化</p> <p>DB 火①c8-3 (消火困難とならない箇所の消火方法) SA 火①c1-3 (消火困難とならない箇所の消火方法)</p> <p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、消火困難とならない理由及び対処における方法を記載。(事業変更許可申請書における記載内容)</p>	<p>燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。</p> <p>DB 火①c8-2 SA 火①c1-2</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX 燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p> <p>DB 火①c8-3 SA 火①c1-3</p>	<p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさないように設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p>	<p>DB 火①c8-2 (P43 から) SA 火①c1-2 (P43 から)</p>	<p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器又は水により消火を行う設計とする。</p>	<p>DB 火①c8-3 (P43 から) SA 火①c1-3 (P44 から)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (34 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p><u>工程室については、臨界管理の観点から、水による消火を行わずガスによる消火を行う。その際、圧力上昇を緩和するためのエリアを形成しグローブボックスを経由して排気しながら消火ガスを放出することで、工程室の圧力上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。</u></p> <p>SA 火①c1-1  <u>グローブボックスについては、臨界管理の観点から、水による消火を行わずガスによる消火を行う。その際、グローブボックス排風機により工程室に対するグローブボックスの負圧を維持しながら消火ガスを放出することで、グローブボックスの内圧上昇に対してもグローブボックスの閉じ込め機能を維持する設計とする。</u></p> <p>SA 火①c1-2  (i) 火災に対する二次的影響を考慮  MOX 燃料加工施設内の消火設備のうち、<u>屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</u> DB 火①c6  MOX 燃料加工施設内の消火設備のうち、<u>・・・重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。</u></p> <p>SA 火①c5  <u>消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> DB 火①c6  <u>消火剤にガスを用いる場合は、・・・の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>SA 火①c5  <u>また、煙の二次的影響が安重機能を有する機器等に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</u></p> <p>DB 火①c6  <u>また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に・・・。</u> SA 火①c5  <u>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアと</u></p>		SA 火①c1-1 (P33 へ)  SA 火①c1-2 (P33 へ)  DB 火①c6 (P40 へ) SA 火①c5 (P35 及び P40～41 へ)



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (35 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火②a2 (消火水による溢水防護)</p>	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については、溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。 DB 火②a2</p>		<p>は別の火災区域、火災区画あるいは十分に離れた位置に設置する設計とする。 DB 火①c6 SA 火①c5 中央監視室等の床下は、窒素消火装置を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。中央監視室等の床下含め、固定式のガス消火装置の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。◇◇ <u>中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、固定式のガス消火装置を設置することにより、早期に火災の消火を可能とする設計とする。固定式のガス消火装置の種類及び放出方式については、火災に対する二次的影響を考慮したものとする。</u> SA 火①c1-1 非常用発電機が設置される火災区域の消火は、二酸化炭素消火装置により行い、非常用発電機は外気を直接給気することで、万一の火災時に二酸化炭素消火装置から消火ガスが放出しても、窒息することにより非常用発電機の機能を喪失することがない設計とする。◇◇</p> <div data-bbox="1546 1514 2012 1885" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(発電炉の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉は固定式消火設備による消火としない箇所の消火方法について個別に記載しているが、MOX 燃料加工施設においては、対象箇所が多数となるため、P39にて消火栓及び消火器等により消火する方針を示し、個別の部屋の扱いについては添付説明書及び補足説明資料にて記載する。</p> </div>	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 原子炉格納容器は、運転中は窒素に置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図るために、原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて、自衛消防隊(運転員、消防隊)の訓練を実施する。 なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積(約 9800m<sup>3</sup>)に対してページ用排風機の容量が約 16980m<sup>3</sup>/hであることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。 また、中央制御室床下コンクリートピ</p>	<p>DB 火①c6 (P40 へ) SA 火①c5 (P40 へ)  SA 火①c1-1 (P33 へ)  DB 火②a2 (P51 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (36 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c2-1 (消火設備の消火剤の必要量配備)</p>	<p>a. 消火設備の消火剤の容量</p> <p>消火設備は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則及び試験結果に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c2-1</p>	<p>【許可からの変更点等】 前提条件となる情報を添付書類にて示す。</p>	<p>(ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>DB 火①c2-1 油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室には、消火性能の高い二酸化炭素消火装置を設置し、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c2-1 その他の火災区域又は火災区画に設置する不活性ガス消火装置(窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置)についても上記同様に消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c2-1 中央監視室等の床下消火に当たって必要となる消火剤量については、上記消防法を満足する単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する設計とする。また、ケーブルトレイ内の消火に当たって必要となる消火剤量については、その構造の特殊性を考慮して、設計の妥当性を試験により確認した消火剤容量を配備する。</p> <p>DB 火①c2-1 グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックス排風機の運転を継続しながら消火を行うという特徴を踏まえ、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するが、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するが、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c2-2</p>	<p>ットについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備(局所)を設置する設計とする。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>イ. 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため、消防法施行規則及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。</p>	<p>DB 火①c2-1 (一部 P37 から)</p> <p>DB 火①c2-2</p>
<p>DB 火①c2-2 (消火設備のグローブボックスに対する消火剤の必要量配備)</p>	<p>ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とする。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>DB 火①c2-2</p>	<p>(当社の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>DB 火①c2-2</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (37 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c3-1 (2 時間の放水量確保)</p> <p>DB 火①c3-2 (水源及び消火ポンプの多重化又は多様化)</p> <p>DB 火①c3-3 (消火配管内の加圧保持)</p> <p>SA 火①c2 (水源及び消火ポンプの多重化又は多様化)</p>	<p>消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2 時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2 時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>DB 火①c3-1</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))及び消火用水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の消火水供給系の水源は、消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>消火用水系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))に加え、ディーゼル駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を2基設ける設計とする。</p> <p>DB 火①c3-2</p> <p>DB 火①c3-3</p> <p>SA 火①c2</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>SA 火①c2</p>	<p>【許可からの変更点等】 対象設備の明確化。</p> <p>(双方の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設における消火用水供給系の設備構成が異なる。MOX 燃料加工施設はその他再処理施設より消火水を供給されることに加え、緊急時対策建屋で個別に消火設備を設置。</p>	<p>火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する設計とする。</p> <p>DB 火①c2-1</p> <p>消火剤に水を使用する消火用水の容量は、「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(xii) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。</p> <p>Ⓧ</p>	<p>ロ. 消火用水供給系は、2 時間の最大放水量を確保する設計とする。</p> <p>ハ. 屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>屋内消火用水供給系の水源は、ろ過水貯蔵タンク、多目的タンクを設置し、構内(屋外)消火用水供給系は、多目的タンク、原水タンクを設置し多重性を有する設計とする。</p> <p>屋内消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする。構内(屋外)消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動の構内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの駆動用燃料は、それぞれディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(東海、東海第二発電所共用)及びディーゼル駆動構内消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。</p>	<p>DB 火①c2-1 (一部 P36 へ)</p> <p>DB 火①c3-1 (P45~46 から)</p> <p>DB 火①c3-2 (P45~46 から)</p> <p>DB 火①c3-3 (P46 から)</p> <p>SA 火①c2 (P45~46 から)</p> <p>SA 火①c2 (P45~46 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (38 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c4-1 (消火設備の独立性の考慮)</p>	<p><b>(b) 系統分離に応じた独立性</b>                      MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。                      DB 火①c4-1</p>	<p>(当社の記載)                      事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違                        再処理処理施設と共用する消火用水供給系の多重化については、事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載する。</p>	<p>(iii) 消火栓の配置  <u>火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動（安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く）に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画（安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く）における消火活動に対処できるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用に当たっては、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能への影響を考慮する。DB 火①c8</u>  <u>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域、溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画については、固定式のガスによる消火装置を設置することで、すべての火災区域又は火災区画に対して消火を行うことが可能な設計とする。</u>                      DB 火①c8                      (iv) 移動式消火設備の配備  <u>火災時の消火活動のため、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備するものとする。</u>  <u>また、航空機落下による化学火災（燃料火災）時の対処のため化学粉末消防車を配備するものとする。</u>                      DB 火①c11</p>	<p><b>ロ. 系統分離に応じた独立性</b></p>	<p>DB 火①c8                      (P42 へ)                        DB 火①c11                      (P51 へ)                        DB 火①c4-1                      (P41 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (39 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c4-2 (固定式ガス消火装置の独立性の考慮)</p>	<p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>DB 火①c4-2                      なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p> <p>DB 火①c4-2</p>	<p>(当社の記載)                      事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は手動での選択弁の操作方法について、事業変更許可申請書に記載したことから、当該内容を記載する。</p>	<p>(双方の記載)                      事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、事業変更許可申請書に「固定式ガス消火装置」とまとめて記載していることから、当該内容を記載する。(内訳は添付説明書にて記載)</p> <p>(発電炉の記載)                      事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、「系統分離に応じた独立性」として、MOX 燃料加工施設のDBにおける影響軽減対策を講じるものによる差異。</p>	<p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置されるハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、以下に示すとおり系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>(イ) 動的機器である選択弁は多重化する。</p> <p>(ロ) 容器弁及びポンベを必要数より1つ以上多く設置する。</p> <p>重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置するハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。</p>	<p>DB 火①c4-2 (P41 から)</p> <p>DB 火①c4-2 (P41 から)</p>
<p>DB 火①c3-4 (消火水供給優先のため隔離弁設置及び隔離弁操作)</p> <p>SA 火①c3 (消火水供給優先のための隔離弁設置及び隔離弁操作)</p>	<p>(c) 消火用水の優先供給                      消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先できる設計とする。</p> <p>DB 火①c3-4, SA 火①c3</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。</p> <p>SA 火①c3</p>			<p>ハ. 消火用水の優先供給                      消火水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</p>	<p>DB 火①c3-4 (P46 から)</p> <p>SA 火①c3 (P46 から)</p>
<p>DB 火①c5 (外部電源喪失時の電源確保)</p> <p>SA 火①c4 (外部電源喪失時の電源確保)</p>	<p>c. 消火設備の電源確保                      ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時においても電源を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①c5, SA 火①c4</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時において</p>		<p>(v) 消火設備の電源確保                      消火設備のうち、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火水供給系の電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とするが、ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①c5, SA 火①c4</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、</p>	<p>(c) 消火設備の電源確保                      ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>二酸化炭素自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)(ケーブルトレイ用は除く。)は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交</p>	<p>DB 火①c5-1 (一部 P40 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (40 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c6 (消火設備の二次影響防止) SA 火①c5 (消火設備の二次的影響防止)</p>	<p>も消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。 DB 火①c5, SA 火①c4</p> <p>なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に係る消火設備については常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。 SA 火①c4</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 DB 火①c6, SA 火①c5 消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 DB 火①c6, SA 火①c5</p>	<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>設計上の考慮の違いにより記載が異なる。</p> <p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設の二次的影響については、事業変更許可申請書に、ガス系消火設備に加え、水系消火設備も記載しているため。</p> <p>(双方の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、事業変更許可申請書に「固定式ガス消火設備」とまとめて記載していることから、当該内容を記載している。 一方、発電炉は二酸化炭素、ハロゲン、トレイ消火に分け、それぞれ記載している。</p>	<p>非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。 DB 火①c5 また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の・・・。 SA 火①c4 なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に係る消火設備については常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。 SA 火①c4 ケーブルトレイに対する局所消火設備は、消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。◇ (vi) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 DB 火①c13 SA 火①c6 再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。 SA 火①c6</p>	<p>流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備(局所)については、作動に電源が不要な設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違いにより記載が異なる。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮 イ. 火災による二次的影響の考慮 ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)のポンペ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。 また、ハロゲン化物自動消火設備(全域)及び二酸化炭素自動消火設備(全域)は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>SA 火①c4 (P39へ)</p> <p>DB 火①c13 (P42へ) SA 火①c6 (P42へ)</p> <p>DB 火①c6 (P34~35から) SA 火①c5 (P34~35から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (41 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p> <p>DB 火①c6, SA 火①c5</p> <p>また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>DB 火①c6, SA 火①c5</p>		<p>(発電炉の記載) その他の理由による相違</p> <p>MOX 燃料加工施では、事業変更許可申請書で消火剤を留める記載をしていないことから、当該内容について記載しない。(発電炉と同様の設計は考慮している。)</p> <p>(vii) 系統分離に応じた独立性の考慮 MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えるものとする。</p> <p>DB 火①c4-1</p> <p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障によっても、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないように、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>DB 火①c4-2</p> <p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、選択弁を手動操作することにより、消火が可能な設計とする。DB 火①c4-2</p> <p>また、消火配管は静的機器であり、かつ、耐震重要施設の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある</p>	<p>ハロゲン化物自動消火設備(局所)は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備(局所)及び電源盤・制御盤用のハロゲン化物自動消火設備(局所)については、ケーブルトレイ内又は盤内に消火剤を留める設計とする。</p> <p>また、消火対象と十分に離れた位置にボンベ及び制御盤を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>DB 火①c6 (P34~35 から) SA 火①c5 (P34~35 から)</p> <p>DB 火①c6 (P34~35 から) SA 火①c5 (P34~35 から)</p> <p>DB 火①c4-1 (P38 へ)</p> <p>DB 火①c4-2 (P39 へ)</p> <p>DB 火①c4-2 (P39 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (42 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
DB 火①c7 (管理区域内への消火剤等の流出防止)	<p>(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>DB 火①c7 また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。</p> <p>DB 火①c7</p>		<p>る地震動（以下「基準地震動」という。）で損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。⚡</p> <p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、ガス系消火剤の放出対策についても考慮するため、当該内容について記載する。</p>	<p>ロ. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。</p>	<p>DB 火①c7 (P47 から)</p> <p>DB 火①c7 (P47 から)</p>
DB 火①c8 (屋内及び屋外への消火栓の設置)	<p>(c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>DB 火①c8</p>	<p>(当社の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設では、屋外消火栓の設置基準として都市計画法にも準拠することから、都市計画法について記載する。</p>		<p>ハ. 消火栓の配置 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に準拠し、すべての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p>	<p>DB 火①c8 (P38 から)</p>
DB 火①c13 (消火設備の監視) SA 火①c6 (消火設備の監視)	<p>e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。</p> <p>また、再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。</p> <p>DB 火①c13 SA 火①c6</p>	<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>消火水が適さない箇所への考慮について事業変更許可申請書に記載していることから、当該内容を記載する。</p>		<p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</p>	<p>DB 火①c13 (P40 から) SA 火①c6 (P40 から)</p>
DB 火①c12 (固定式のガス消火装置の作動前の退避警報)	<p>(b) 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるような警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</p> <p>DB 火①c12</p>		<p>(発電炉の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉では、ハロゲン化物消火設備による消火に関する設計上の考慮事項を記載している。</p>	<p>ロ. 固定式ガス消火設備の職員退避警報 固定式ガス消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）（ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用を除く）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ用及び電源盤・制御盤用のハロゲン化物自動消火設備（局所）は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は防火シートを設置し</p>	<p>DB 火①c12 (P47 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (43 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(viii) 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p><u>火災の影響を受けるおそれのある安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のおおりの固定式のガス消火装置を設置することにより、自動又は現場での手動操作で消火を可能とする設計とする。</u></p> <p>DB 火①c8-1</p> <p><u>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち・・・。</u></p> <p>SA 火①c1-1</p> <p>なお、燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、<u>通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから消火装置を設置しない設計とする。</u></p> <p>DB 火①c8-2</p> <p>SA 火①c1-2</p> <p>仮に火災が発生した場合でも、「イ.(ロ)(4)① a. (c) ii. (ii) 想定される火災の性質に応じた消火剤容量」に基づき設置する消火器又は「イ.(ロ)(4)① a. (c) ii. (iii) 消火栓の配置」に基づき設置する屋内消火栓による消火が可能である。◇</p> <p><u>また、上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。</u></p> <p>DB 火①c8-3</p> <p><u>グローブボックス内については、放射線影響を考慮すると、消火困難であることから、自動又は現場での手動による消火が可能なグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)を設置することで、グローブボックス内の火災に対して消火が可能となる設計とする。</u></p> <p>DB 火①c8-1</p>	<p>たケーブルトレイ内又は金属製の盤内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</p>	<p>DB 火①c8-1 (P33 へ)</p> <p>SA 火①c1-1 (P33 へ)</p> <p>DB 火①c8-2 (P33 へ)</p> <p>SA 火①c1-2 (P33 へ)</p> <p>DB 火①c8-3 (P33 へ)</p> <p>DB 火①c8-1 (P33 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (44 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>また、屋外の火災区域については、火災による煙は大気中に拡散されることから、消火困難とはならない。◇</p> <p>なお、<u>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が小さいこと、部屋面積が小さく消火に当たり室内への入域が不要なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であるため、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。</u></p> <p>SA 火①c1-3</p> <p><u>(viii)-1 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</u>            危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度が速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、二酸化炭素消火装置を設置し、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で消火が可能な設計とする。</p> <p>DB 火①c8-1</p> <p><u>(viii)-2 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</u>            中央監視室等の床下は、中央監視室等内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に窒素消火装置を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、自動で早期に消火できる設計とする。</p> <p>DB 火①c8-1</p> <p><u>中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下は、多量のケーブルが存在するため、消火が困難となるおそれを考慮し、固定式のガス消火装置を設置する。</u></p> <p>SA 火①c1-1</p> <p>中央監視室等には常時運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えないような消火剤を使用する設計とする。◇</p> <p>万一、誤動作又は誤操作に伴い、床下から消火剤が漏えいした場合でも、中央監視室等内の空気により希釈され、人体に影響を与えることはない。◇</p>		<p>SA 火①c1-3 (P33 ～)</p> <p>DB 火①c8-1 (P32～33 ～)</p> <p>DB 火①c8-1 (P33 ～)</p> <p>SA 火①c1-1 (P33 ～)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (45 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(viii)-3 安全上重要な施設の電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災による煙の影響を考慮し、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置することにより、早期消火が可能となるよう自動又は現場での手動操作で起動できる設計とする。</p> <p>DB 火①c8-1 SA 火①c1-1</p> <p>(ix) 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動</p> <p>放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、当該機器が火災の影響を受けるおそれがあることから消火活動を行うに当たり、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり窒素消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする。</p> <p>DB 火①c8-1</p> <p>本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属等の不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、窒素消火装置を設置するものとする。◇</p> <p>(x) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具</p> <p>安重機能を有する機器等又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、現場への移動時間約5分から10分及び消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>DB 火①c9</p> <p>(xi) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮</p> <p>再処理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給水系の水源及び消火ポンプ系は、火災防護審査基準に基づく消火活動時間2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。</p> <p>DB 火①c3-1 DB 火①c3-2 SA 火①c2</p>		<p>DB 火①c8-1 (P33 へ) SA 火①c1-1 (P33 へ)</p> <p>DB 火①c8-1 (P33 へ)</p> <p>DB 火①c9 (P51 へ)</p> <p>DB 火①c3-1 (P37 へ) DB 火①c3-2 (P37 へ) SA 火①c2 (P37~38 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (46 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>【許可からの変更点等】                      発電炉の構成・記載との整合                      (能力については仕様表に記載)</p>	<p>また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>DB 火①c3-2                      SA 火①c2</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、同建屋に消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。</p> <p>SA 火①c2</p> <p>また、消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>SA 火①c2</p> <p>水源の容量については、MOX燃料加工施設は、消防法に基づき、消火活動に必要な水量を考慮するものとし、その根拠は「イ.(ロ)(4)① a.(c) ii.(xii) 消火水の最大放水量の確保」に示す。</p> <p>⇓</p> <p>(xii) 消火水の最大放水量の確保                      水を使用する消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓)の必要水量を考慮し、水源は消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量(116m<sup>3</sup>)を確保する設計とする。</p> <p>DB 火①c3-1</p> <p>また、消火用水供給系の消火ポンプは、必要量を送水可能な電動機駆動ポンプ、ディーゼル駆動ポンプ(定格流量 450m<sup>3</sup>/h)を1台ずつ設置する設計とし、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプを2基設ける設計とする。</p> <p>DB 火①c3-2                      DB 火①c3-3</p> <p>(xiii) 水消火設備の優先供給                      消火水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火水供給を優先する設計とする。</p> <p>DB 火①c3-4, SA 火①c3</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火水の供給を優先する。</p> <p>SA 火①c3</p>		<p>DB 火①c3-2                      (P37 へ)                      SA 火①c2                      (P37~38 へ)</p> <p>DB 火①c3-1                      (P37 へ)</p> <p>DB 火①c3-2                      (P37 へ)                      DB 火①c3-3                      (P37 へ)</p> <p>DB 火①c3-4                      (P39 へ)                      SA 火①c3                      (P39 へ)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (47 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止  <u>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</u>  DB 火①c7  <u>また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備の排気フィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。</u>  DB 火①c7</p> <p>(xv) 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置の従事者退避警報  <u>窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</u> DB 火①c12  <u>また、二酸化炭素消火装置の作動に当たっては 20 秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。</u>◇</p> <p>なお、固定式のガス消火装置のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては、消火ガスが内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。◇</p> <p>(xvi) 他施設との共用  消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇  再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においても MOX 燃料加工施設で必要な容量を確保できる。◇  また、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p> <p>(xvii) 試験・検査</p>		<p>DB 火①c7 (P42 へ)</p> <p>DB 火①c12 (P42 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (48 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①d1-2 (屋外設置の消火設備の凍結防止：埋設配管又は保温材設置、自動排水機構を有した屋外消火栓)</p>	<p>f. 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>(a) 凍結防止対策</p> <p>屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度 (GL-60cm) を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。</p> <p>DB 火①d1-2</p>	<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉は保温材のみによる凍結防止対策だが、MOX 燃料加工施設は原則埋設配管とする設計としており、当該内容を事業変更許可申請書に記載しているため。</p>	<p>消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。Ⓔ</p> <p>iii. 自然現象の考慮</p> <p>MOX 燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>これらの自然現象のうち、落雷については、「イ. (ロ)(4)① a. (b) iv. (i) 落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</p> <p>風 (台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して MOX 燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。Ⓔ</p> <p>凍結については、以下「イ. (ロ)(4)① a. (c) iii. (i) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。Ⓔ</p> <p>竜巻、風 (台風) に対しては、「イ. (ロ)(4)① a. (c) iii. (ii) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。Ⓔ</p> <p>地震については、「イ. (ロ)(4)① a. (c) iii. (iii) 地震時における地盤変位対策」及び「イ. (ロ)(4)① a. (c) iii. (iv) 想定すべき地震に対する対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。Ⓔ</p> <p>上記以外の津波、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害については、「イ. (ロ)(4)① a. (c) iii. (v) 想定すべきその他の自然現象に対する対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。Ⓔ</p> <p>(i) 凍結防止対策</p> <p>屋外に設置する消火設備は、設計上考慮する冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する設計とする。Ⓔ</p> <p>屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度 (GL-60cm) を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。</p> <p>DB 火①d1-2</p> <p>また、屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設</p>	<p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>イ. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p>	<p>DB 火①d1-2</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (49 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①d2 (風水害防止) SA 火①d1 (風水害防止)</p> <p>DB 火①d3 (地盤変位対策: 屋内消火栓設備への送水口の設置及び建屋内から建屋外への流出防止のための逆止弁設置) SA 火①d2 (地盤変位対策: 屋内消火栓設備への送水口の設置及び建屋内から建屋外への流出防止のための逆止弁設置)</p>	<p>(b) 風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。 DB 火①d2 SA 火①d1</p> <p>(c) 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、建屋内の外部からのアクセス性が良い箇所に送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB 火①d3 SA 火①d2</p>	<p>(発電炉の記載) 施設設計 (設計思想) の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>設計上の考慮の違いにより記載が異なる。(発電炉と MOX 燃料加工施設の地盤変位対策内容が異なる。)</p>	<p>計とする。 DB 火①d1-2</p> <p>(ii) 風水害対策 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火ポンプは建屋内に設置する設計とし、風水害に対して性能を阻害されないよう設置する設計とする。 DB 火①d2 SA 火①d1 その他の不活性ガス消火装置(窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置)についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。 DB 火①d2 SA 火①d1 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 地下タンク室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器は、予備を確保し風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 DB 火①d1-3</p> <p>(iii) 地震時における地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とするよう、大型化学高所放水車又は消防ポンプ付水槽車から消火水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。 DB 火①d3 SA 火①d2 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能となるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計とする。 DB 火①d3 SA 火①d2 屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。 SA 火①d1</p>	<p>ロ. 風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備 (全域)、ハロゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全域) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。</p> <p>ハ. 地盤変位対策 地震時における地盤変位対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。</p>	<p>DB 火①d2 SA 火①d1</p> <p>DB 火①d1-3 (P32 ~)</p> <p>DB 火①d3 SA 火①d2</p> <p>SA 火①d1</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (50 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(iv) 想定すべき地震に対する対応  <u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、地震時に火災を考慮する場合は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</u> DB 火①d4-1  <u>重大事故等対処施設を設置する・・・。</u>  SA 火①d4</p> <p>また、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、基準地震動に対しても機能を維持すべき系統及び機器に対し影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置する、油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの設備は、以下のいずれかの設計とすることで、地震によって機能喪失を防止する設計とする。◇</p> <p>(iv)-1 基準地震動により油が漏えいしない。DB 火①d4-2  (iv)-2 基準地震動によって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことがないように、基準地震動に対して機能を維持する固定式消火設備によって速やかに消火する。◇  (iv)-3 基準地震動によって火災が発生しても、安全機能に影響を及ぼすことがないように隔壁等により分離する又は適切な離隔距離を確保する。◇</p> <p>(v) 想定すべきその他の自然現象に対する対策  想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害、地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消火設備の性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化、代替の消火設備の配備等を行い、必要な機能を維持する設計とする。◇</p> <p>iv. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響  消火設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。◇</p>		DB 火①d4-1 (P27 へ)  SA 火①d4 (P27 へ)



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (51 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c11 (移動式消火設備の配備)</p> <p>DB 火①c9 (消火活動に必要な照明器具の設置)</p>	<p>g. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。 DB 火①c11</p> <p>(b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、移動時間及び消防法の消火継続時間 20 分を考慮し、1 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 DB 火①c9</p>	<p>(双方の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設は、配備する移動式消火設備の種類について事業変更許可申請書に記載したことから、当該内容を記載する。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。㉒</p>	<p>また、火災時における消火設備からの放水による溢水に対しては、「イ.(ロ)(9)溢水による損傷の防止」に基づき、安全機能へ影響がないよう設計する。</p> <p>DB 火②a2 (i) 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、臨界管理の観点から、ガス系又は粉末系の消火剤を使用する設計とする。◇ また、グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇によるグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇ (ii) 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、グローブボックス外での消火ガス放出に伴う圧力上昇によるグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇ ◇ (iii) 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないように、外気より給気を行う設計とする。◇ (iv) 電気絶縁性が大きい固定式のガス消火装置(不活性ガス消火装置)を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。◇</p>	<p>(g) その他 イ. 移動式消火設備 移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備を 1 台(予備 1 台) 配備する設計とする。</p> <p>ロ. 消火用の照明器具 建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間も考慮し、2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>DB 火②a2 (P35 へ)</p> <p>DB 火①c11 (P38 から)</p> <p>DB 火①c9 (P45 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (52 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火①c14 (ポンプ室の排気対策)</p> <p>DB 火②a3 (消火活動による臨界防止)</p>	<p>(c) <b>ポンプ室の煙の排気対策</b>                      火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、<b>火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。</b>                      DB 火①c14                      また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である                      DB 火①c14</p> <p>(d) <b>貯蔵設備</b>                      燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。                      DB 火②a3</p> <p>7.1.3 <b>火災及び爆発の影響軽減</b>                      (1) <b>火災及び爆発の影響軽減対策</b>                      火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備 (機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル) に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。                      (冒頭宣言)</p>	<p>(双方の記載)  <b>事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</b></p> <p>発電炉では設置許可より、固定式ガス消火設備を設置する室に対する換気の考慮について記載している。                      一方、MOX 燃料加工施設では固定式のガス消火装置を設置する室以外の室に対して考慮する内容について記載している。</p> <p>(双方の記載)  <b>その他の理由による相違</b></p> <p>施設の違により記載が異なる。(設備の違いによって記載が異なるが、設計上考慮されている。)</p> <p>④ <b>火災及び爆発の影響軽減</b></p> <p>火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。㉓</p> <p>(双方の記載)  <b>MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</b></p> <p>施設の違により記載が異なる。(内部火災影響評価ガイドでは原子炉の高温・低温停止に係る要求であり、発電炉はガイドの記載内容を踏まえた記載となっているが、MOX 燃料加工施設では記載していない。(MOX 燃料加工施設は、事業変更許可申請書に記載していない))</p>	<p>(d) <b>火災及び爆発の影響軽減</b>                      i. <b>火災及び爆発の影響軽減</b>                      MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。㉔</p> <p>(i) <b>安全上重要な施設の火災区域の分離</b></p>	<p>ハ. <b>ポンプ室の煙の排気対策</b>                      火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように<b>固定式ガス消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。</b></p> <p>ニ. <b>使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備</b>                      使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。                      新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火用水が放水され、水に満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。                      使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火用水が放水されても容器内部に浸入することはない。</p> <p>ホ. <b>ケーブル処理室</b>                      ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とする。</p> <p>(3) <b>火災の影響軽減</b>                      a. <b>火災の影響軽減対策</b>                      火災の影響軽減対策の設計に当たり、<b>発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</b>                      火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも1つ確保するように<b>系統分離対策を講じる必要がある。</b>                      このため、<b>火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</b></p>	<p>DB 火①c14 (P61~62 から)</p> <p>DB 火②a3 (P62 から)</p> <p>(発電炉の記載)  <b>その他の理由による相違</b></p> <p>MOX 燃料加工施設では、該当する施設がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (53 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③a2 (火災防護上の系統分離対策)</p>	<p>a. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備については、互いに相違する系列間の機器</p>	<p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区域と分離する。☐</p> <p>(双方の記載) MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>施設の違により記載が異なる。(対策方法は同じだが、系統分離の考え方が異なる。)(以下同じ)</p> <p>また、MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排風設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列</p>	<p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。Ⓛ</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。Ⓛ</p> <p>そのため、グローブボックス排風機の運転がグローブボックス消火装置の起動条件となるようインターロックを設ける設計とする。Ⓛ</p> <p>さらに、消火ガス放出後は、延焼防止ダンパを自動で閉止する設計とする。Ⓛ</p> <p>火災区域境界を形成するに当たり、延焼防止ダンパからコンクリート壁までの間にある換気ダクトについては、1.5mm 以上の鋼板ダクトを採用することにより、3時間耐火境界を形成し、他の火災区域及び火災区画に対する遮炎性能を担保する設計とする。火災により発生したガスは排気ダクトを経由し排気することで、他の火災区域及び火災区画に熱的影響を及ぼすおそれがない設計とする。Ⓛ</p> <p>また、火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB 火①③b3</p> <p>MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として再処理施設と共用する。Ⓛ</p> <p>共用する火災影響軽減設備は、再処理施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるような十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。Ⓛ</p> <p>(ii) 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX 燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(冒頭宣言)、DB 火③a2</p>	<p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策</p> <p>中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。</p>	<p>DB 火①③b3 (P4 へ)</p> <p>DB 火③a2 (一部 P54 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (54 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③b1-1 (火災防護上の系統分離対策：中央監視室に設置する制御盤)</p>	<p>及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>DB 火③a2</p> <p>(a) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(c) 1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB 火③a2</p> <p>b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減</p> <p>(a) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。 中央監視室には異なる原理の火災感知器</p>	<p>間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、 「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p> <p>DB 火③a2</p> <p>ただし、火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤に関しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。中央監視室の床下のケーブルに関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。㊦</p>	<p>(ii)-1 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-2 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-3 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>DB 火③a2</p> <p>(iii) 中央監視室に対する火災及び爆発の影響軽減 中央監視室は上記と同等の保安水準を確保する対策として、以下のとおり火災及び爆発の影響軽減対策を講ずる。 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、以下に示す分離対策、制御盤内への火災感知器の設置及び運転員による消火活動を実施する設計とする。</p> <p>DB 火③b1-1</p> <p>(iii)-1 制御盤の分離 中央監視室においては、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。盤の筐体は1.5mm以上の鉄板で構成することにより、1時間以上の耐火能力を有する設計とす</p>	<p>イ. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>ロ. 6m 以上離隔、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離6m以上の離隔距離を確保する設計とする。 火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計とする。</p> <p>ハ. 1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 また、火災感知設備及び消火設備は、上記ロ.と同様の設計とする。</p> <p>(b) 中央制御室の火災の影響軽減対策</p> <p>イ. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減 中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙感知器の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(a)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全区分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制</p>	<p>DB 火③a2 (P53 へ)</p> <p>DB 火③b1-1 (一部 P55 から)</p> <p>(発電炉の記載) その他の理由による相違 発電炉は、1 系統が確保されることの具体的な記載を許可にて記載。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (55 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③b1-2 (火災防護上の系統分離対策：中央監視室床下の系統分離)</p>	<p>を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 DB 火③b1-1 これに加え、制御盤内に高感度煙感知器を設置する。 DB 火③b1-1</p> <p><b>(b) 中央監視室床下の影響軽減対策</b></p> <p>中央監視室の床下に関しては、「3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1 時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。 DB 火③b1-2</p>	<p>る。 DB 火③b1-1 <b>(iii)-2 制御盤内の火災感知器</b> 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行い、安全機能への影響を防止できるような高感度煙感知器を設置する設計とする。 DB 火③b1-1 <b>(iii)-3 制御盤内の消火活動</b> 制御盤内において、高感度煙感知器又は中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行う。 DB 火③b1-1</p> <p><b>(iii)-4 中央監視室床下の影響軽減対策</b></p> <p>中央監視室の床下に関しては、「3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1 時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。中央監視室床下に自動消火設備を設置する場合には、当該室には運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない窒素ガスを使用する設計とする。◇</p> <p>DB 火③b1-2 <b>(iv) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離</b> 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3 時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇</p>	<p>る。 DB 火③b1-1 <b>(iii)-2 制御盤内の火災感知器</b> 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行い、安全機能への影響を防止できるような高感度煙感知器を設置する設計とする。 DB 火③b1-1 <b>(iii)-3 制御盤内の消火活動</b> 制御盤内において、高感度煙感知器又は中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行う。 DB 火③b1-1</p> <p><b>(iii)-4 中央監視室床下の影響軽減対策</b></p> <p>中央監視室の床下に関しては、「3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1 時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。中央監視室床下に自動消火設備を設置する場合には、当該室には運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない窒素ガスを使用する設計とする。◇</p> <p>DB 火③b1-2 <b>(iv) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離</b> 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3 時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇</p>	<p>御盤内に複数の安全区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のフッ素樹脂 (ETFE) 電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。中央制御室内には、異なる 2 種類の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて盤内へ高感度煙感知器を設置する設計とする。火災の発生箇所の特が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。</p> <p><b>ロ. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策</b></p> <p>中央制御室の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下コンクリートピットに敷設する火災防護対象ケーブルは、互いに相違する系列の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離、又は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下コンクリートピットについては、下記に示す分離対策等を行う設計とする。</p> <p>(イ) コンクリートピット等による分離 中央制御室床下コンクリートピットは、安全区分ごとに分離されているため、安全区分の異なるケーブルは分離して敷設する設計とし、コンクリートピットは、1 時間の耐火能力を有する構造 (原子力発電所の火災防護指針 J E A G 4 6 0 7 - 2010 [解説-4-5] 「耐火壁」(2)仕様を引用) とする。</p> <p>(ロ) 火災感知設備 中央制御室床下コンクリートピット内には、固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。 また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するととも</p>	<p>DB 火③b1-1 (P54 へ)</p> <p><b>(発電炉の記載)</b> その他の理由による相違</p> <p>MOX 燃料加工施設の制御盤は異なる系統の制御盤を系統別に不燃性の筐体の盤とし分離されていることから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>DB 火③b1-2</p> <p><b>(発電炉の記載)</b> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉と同様に JEAG4607 に基づくものであるが、事業変更許可申請書に記載していないため、記載しない。</p> <p><b>(発電炉の記載)</b> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p>

**(当社の記載)**  
事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違

MOX 燃料加工施設では、a. 火災防護上の系統分離対策にて記載している。

**(発電炉の記載)**  
事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違

発電炉と同様に JEAG4607 に基づくものであるが、事業変更許可申請書に記載していないため、記載しない。

**(発電炉の記載)**  
事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (56 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③c1-1 (換気設備への火災影響軽減：防火ダンパ及び延焼防止ダンパ設置)</p>	<p>c. 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策                      火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。                      ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。                      DB 火③c1-1</p>	<p>(当社の記載)                      MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違                      MOX 燃料加工施設特有の設計上の考慮として、工程室内を動的閉じ込めにより負圧にする設計であるため、排気側へのダンパを設置しないことを記載する。</p>	<p>(v) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策                      火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。                      DB 火③c1-1                      ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する DB 火③c1-1                      ことから、他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。</p>	<p>に、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。                      (ハ) 消火設備                      中央制御室床下コンクリートピット内には、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能なハロゲン化物自動消火設備(局所)を設置する設計とする。                      この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発するとともに、時間遅れを持ってハロゲンを放出する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。                      (「原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策」の手前まで省略)                      (c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策                      原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の発生は想定されない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが、わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏まえ、上記(a)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。                      また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等を管理する。                      (「換気設備に対する火災の影響軽減対策」の手前まで省略)                      (d) 換気設備に対する火災の影響軽減対策                      火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に設置する換気設備には、他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。                      換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>(発電炉の記載)                      施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>(発電炉の記載)                      MOX 燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉では許可段階で床下の感知設備に関する電源について言及している。MOX 燃料加工施設では言及していないが、別項目「7.2.1(1) 火災感知設備」にて記載している。</p> <p>DB 火③c1-1</p> <p>(発電炉の記載)                      その他の理由による相違</p> <p>別項目「7.1 火災防護設備の基本設計方針」(基本事項部分)に記載する。</p> <p>その他の理由による相違</p> <p>別項目「7.1.1(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」にて記載する。(MOX 燃料加工施設では影響軽減対策として言及していないものの、換気設備のフィルタの難燃性についても考慮している。)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (57 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③d1 (煙の火災影響軽減：換気設備の設置)</p>	<p>d. 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策                  運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。                  DB 火③d1                  なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。                  DB 火③d1</p>		<p>火災により発生したガスは排気ダクトを經由し排気することから、他の火災区域との離隔距離を有していることに加え、排風機により常時排気が行われていることから他の火災区域又は火災区画に熱的影響を及ぼすおそれはない。⇩                  また、換気設備の高性能粒子フィルタは難燃性のものを使用する設計とする。⇩</p> <p>(vi) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策                  運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、換気設備により発生した煙を排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。                  DB 火③d1                  また、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。                  DB 火③d1</p>	<p>(e) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策                  運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。                  火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、ハロゲン化物自動消火設備(全域)、ハロゲン化物自動消火設備(局所)又は二酸化炭素自動消火設備(全域)による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p>	<p>DB 火③d1</p> <p>別項目「7.1 火災防護設備の基本設計方針」にて記載する。</p>
<p>DB 火③e1 (油タンクの火災影響軽減：ベント管の設置)</p>	<p>e. 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策                  火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。                  DB 火③e1</p>		<p>(vii) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策                  火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。                  DB 火③e1</p>	<p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減対策                  火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	<p>DB 火③e1</p>
<p>DB 火③a3 (爆発の影響軽減：焼結炉等)</p> <p>(当社の記載)                  MOX燃料加工施設特有の設計による発電炉との記載の相違                  MOX燃料加工施設特有の記載のため発電炉には記載がない。</p>	<p>f. 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策                  MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。                  DB 火③a3</p>	<p>なお、MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。                  DB 火③a3</p>	<p>(発電炉の記載)                  施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違                  MOX燃料加工施設は、該当する施設がないため記載しない。</p>	<p>(g) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策                  ケーブル処理室のケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向0.9m、垂直方向1.5mの最小分離距離を確保する設計とする。最小分離距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。</p>	<p>DB 火③a3</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (58 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>DB 火③f1 (火災影響評価)</p>	<p><b>7.1.4 MOX 燃料加工施設の安全確保</b>  <b>(1) MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策</b>  <b>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</b>                      MOX 燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p><b>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</b>                      MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。                      DB 火③f1</p> <p><b>(2) 火災影響評価</b>  <b>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</b>                      火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX 燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、</p>	<p><b>【許可からの変更点等】</b>                      許可申請における記載内容を基に評価に関わる設計内容を整理した。                      なお、発電炉における許可申請から設工認への展開において同様の記載の変更を行っており、当該記載内容を参考とした。                      (以下同じ。)</p> <p><b>(発電炉の記載)</b>  <b>施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</b>                      発電炉は「内部火災影響評価ガイド」のとおり原子炉の高温・低温停止に係る評価を実施するが、MOX 燃料加工施設においては安全上重要な施設(火災防護上系統分離対策を講じる設備含む)について評価を実施する。                      MOX 燃料加工施設においては系統分離対策に加え、離隔距離等の妥当性を伝搬評価により確認することから、記載が異なる。</p> <p><b>⑤ 火災影響評価</b>                      設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認する。                      DB 火③f1                      また、MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。                      DB 火③f1</p>	<p><b>ii. 火災影響評価</b>                      MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業許可基準規則の解釈を参考に、MOX 燃料加工施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと及び内部火災により設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できることについて確認する。⇩                      内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。⇩</p> <p><b>(発電炉の記載)</b>  <b>事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</b>                      発電炉は、原子炉の安全停止に係る具体的内容を記載している。</p> <p><b>(i) 火災伝播評価</b>                      火災区域又は火災区画に火災を想定した場合に、隣接火災区域又は火災区画への影響の有無を確認する。                      DB 火③f1                      火災影響評価に先立ち隣接火災区域との境界の開口の確認及び等価火災時間と障壁の耐火性能の確認を行い、隣接火災区域又は火災区画へ影響を与えるか否かを評価する。⇩</p>	<p><b>b. 原子炉の安全確保</b>  <b>(a) 原子炉の安全停止対策</b>  <b>イ. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</b>                      発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。</p> <p><b>ロ. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計</b>                      発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成できる設計とする。</p> <p><b>(b) 火災の影響評価</b>  <b>イ. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</b>                      設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。</p>	<p>DB 火③f1                      (一部 P59 から)</p> <p><b>(発電炉の記載)</b>  <b>技術基準、準拠法令の相違による発電炉との記載の相違</b></p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (59 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設の評価方法が発電炉と異なることから、当該内容について記載する。(火災防護上の系統分離対策を講じる設備は系統分離を確認、その他は FDT<sup>®</sup>を含めた伝播評価を実施。)</p>	<p>「内部火災影響評価ガイド」を参考に、<u>火災影響評価にて確認する。</u> DB 火③f1</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響がないことを確認する。 また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDT<sup>®</sup>」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。 DB 火③f1</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する</p>	<p>(当社の記載) その他の理由による相違(評価対象の違い)</p> <p>評価対象が異なることから、記載内容に差異が生じているが、評価の考え方は同様。</p> <p>(当社の記載) その他の理由による相違(評価対象の違い)</p> <p>評価対象が異なることから、記載内容に差異が生じているが、評価の考え方は同様。</p>	<p>(ii) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 隣接火災区域又は火災区画に影響を与えない火災区域又は火災区画のうち、当該火災区域又は火災区画内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設が同時に機能喪失しない場合は、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。 DB 火③f1 また、当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇ (ii)-1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備については、「イ.(ロ)(4)① a.(d)i.(ii) 火災防護上の系統分離対策」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域又は火災区画の◇系統分離等を考慮し、当該機器の安全機能に影響がないことを確認する。 DB 火③f1 (ii)-2 上記を除いた安全上重要な施設のうち、安全機能が喪失するおそれがある場合には、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDT<sup>®</sup>」という。)を用いた火災影響評価を実施し、以下について確認することで、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。 DB 火③f1 (ii)-2-1 安全上重要な施設のうち、多重化する機器は最も過酷な単一の火災により双方が同時に安全機能を喪失しないことを確認する。◇ (ii)-2-2 多重化しない安全上重要な施設については、最も過酷な単一の火災により当該機器が安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(iii) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価 隣接火災区域又は火災区画に影響を与える火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災</p>	<p>(イ)隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p> <p>(ロ)隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の2区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、</p>	<p>DB 火③f1 (一部 P58 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (60 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX 燃料加工施設の評価方法が発電炉と異なることから、当該内容について記載する。(火災防護上の系統分離対策を講じる設備は系統分離を確認、その他は FDT<sup>o</sup>を含めた伝播評価を実施。)</p>	<p>全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDT<sup>o</sup>を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>DB 火③f1</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p> <p>DB 火③f1</p>	<p>(双方の記載) その他の理由による相違(評価対象の違い)</p> <p>評価対象が異なることから、記載内容に差異が生じているが、評価の考え方は同様。</p> <p>⑥ その他 「ロ。(二)(1)② 火災及び爆発の発生</p>	<p>区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画(以下「隣接2区域(区画)」という。)に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。DB 火③f1</p> <p>また、隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定し、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与える場合においては、以下について確認する。◇</p> <p>(iii)-1 グローブボックス排風機及びその機能維持に必要となる範囲の非常用所内電源設備については、「イ.(ロ)(4)① a.(d) i.(ii) 火災防護上の系統分離対策」に示す火災防護対策の実施状況を確認し、火災区域又は火災区画の◇系統分離等を考慮することにより、当該機器の安全機能に影響を与えないことを確認する。DB 火③f1</p> <p>(iii)-2 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDT<sub>o</sub>を用いた火災影響評価を実施し、以下について確認することで、MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。DB 火③f1</p> <p>(iii)-2-1 安全上重要な施設のうち、多重化する機器は最も過酷な単一の火災により双方が同時に安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(iii)-2-2 多重化されない安全上重要な施設については、最も過酷な単一の火災により当該機器が安全機能を喪失しないことを確認する。◇</p> <p>(e) 個別の火災区域又は火災区画における留意事項</p>	<p>火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p> <p>ロ. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。</p>	<p>(発電炉の記載) 技術基準、準拠法令の相違による発電炉の記載の相違</p> <p>(発電炉の記載) 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違</p> <p>発電炉は、原子炉の安全停止に係る具体的な内容を記載している。</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (61 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>防止」から「ロ. (二)(1)⑤ 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>☑</p>	<p>MOX 燃料加工施設における火災区域又は火災区画は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。</p> <p>☑</p> <p>i. 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。DB 火③h1</p> <p>ii. 蓄電池室 蓄電池室は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(i) 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>DB 火③i1-1 ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ1.6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室に設置する安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止する設計とする。</p> <p>本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)「4. 1 蓄電池室」の種類のうち、キュービクル式(蓄電池をキュービクルに収納した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。</p> <p>DB 火③i1-2 (ii) 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、蓄電池室の換気を行う排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2 vol%以下に維持する設計とする。☑</p> <p>(iii) 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。</p> <p>DB 火③i1-4 (iv) 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないように位置的分散を図る設計とする。☑</p> <p>iii. ポンプ室 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。DB 火①c14</p>		<p>DB 火③h1 (P20 へ)</p> <p>DB 火③i1-1 (P13 へ)</p> <p>DB 火③i1-2 (P13 へ)</p> <p>DB 火③i1-4 (P13 へ)</p> <p>DB 火①c14 (P52 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (62 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。</p> <p>DB 火①c14</p> <p>iv. 中央監視室等 中央監視室等は以下のとおりの設計とする。</p> <p>(i) 中央監視室等と他の火災区域及び火災区画の換気設備の貫通部には、延焼防止ダンパ又は防火ダンパを設置する設計とする。Ⓢ</p> <p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>DB 火③i2 緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、・・・。SA 火③i2</p> <p>v. 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。DB 火②a3</p> <p>また、粉末一時保管設備、ペレット一時保管設備及び製品ペレット貯蔵設備並びにスクラップ貯蔵設備及び原料MOX粉末缶一時保管設備は、未臨界となるよう間隔を確保すること及びグローブボックスに収納され、これらの設備及びこれらの設備を設置する室は、固定式のガス消火装置で消火する設計であることから、未臨界を維持できる。Ⓢ</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(i) 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないように、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の床ドレン等から低レベル廃液処理設備に回収し、処理を行う設計とする。Ⓢ</p> <p>(ii) 放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。DB 火②a4</p> <p>(f) 体制 火災及び爆発の発生時において MOX 燃料加工施設の消火活動を行うため、通報連</p>		<p>DB 火①c14 (P52 へ)</p> <p>DB 火③i2 (P22 へ)</p> <p>SA 火③i2 (P22 へ)</p> <p>DB 火②a3 (P52 へ)</p> <p>DB 火②a4 (P14 へ)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (63 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>絡者及び消火専門隊による消火活動要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時には自衛消防隊を編成できる体制を整備する。MOX 燃料加工施設の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が対応する。☞</p> <p>(g) 手順</p> <p>MOX 燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順について定めるとともに、MOX 燃料加工施設の安全機能を有する施設を火災から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策について定める。☞</p> <p>このうち、火災防護対策を実施するために必要なものを以下に示す。☞</p> <p>i. 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備する。☞</p> <p>(i) 中央監視室に設置する受信機及びグローブボックス内の火災感知設備の制御盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認する。☞</p> <p>(ii) 消火設備の故障警報が発した場合には、中央監視室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を行う。☞</p> <p>ii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域、火災区画並びにグローブボックス内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。☞</p> <p>(i) 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動状況を中央監視室で確認する。</p> <p>(ii) 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置又はグローブボックス消火装置の作動後は、消火状況の確認、運転状況の確認等を行う。☞</p> <p>iii. 消火設備のうち、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を設置する火災区域又は火災区画に運転員が在室する場合は、装置を手動操作に切り替える運用と</p>		<p>a-6 運用の詳細は、「保安規定（火災防護計画）」に記載する。（後次回申請で示す。）</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (64 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>するとともに、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に操作を行う。☞</p> <p>(i) 火災感知器が作動し、現場で火災を確認した場合は、消火活動を行う。☞</p> <p>(ii) 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、窒素消火装置又は二酸化炭素消火装置を手動操作により起動させ、消火装置の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。☞</p> <p>iv. 中央監視室における火災及び爆発発生時の対応においては、火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。☞</p> <p>v. 水素ガス漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施する手順を整備する。☞</p> <p>vi. 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができない状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。☞</p> <p>vii. 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。☞</p> <p>viii. 可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災及び爆発の原因となり得る加熱及び引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。☞</p> <p>ix. 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、MOX 燃料加工施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。☞</p> <p>x. MOX 燃料加工施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器へ収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。☞</p> <p>xi. 火災及び爆発の発生を防止するために、MOX 燃料加工施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。☞</p> <p>(i) 火気作業前の計画策定</p> <p>(ii) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (65 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(iii) 火気作業後の確認事項(残り火の確認等)</p> <p>(iv) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</p> <p>(v) 火気作業養生材に関する事項(不燃シートの使用等)</p> <p>(vi) 仮設ケーブル(電工ドラム含む)の使用制限</p> <p>(vii) 火気作業に関する教育</p> <p>xii. 火災及び爆発の発生を防止するために、化学薬品の取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。☞</p> <p>xiii. 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適切な保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。☞</p> <p>xiv. 火災時の消火活動に必要なとなる防火服、空気呼吸器の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実施する。☞</p> <p>xv. 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。☞</p> <p>xvi. 火災区域及び火災区画の変更並びに設備改造及び増設を行う場合は、内部火災影響評価への影響を確認し、評価結果に影響がある場合は、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発によっても、安全上重要な施設の安全機能が喪失しないよう設計変更及び管理を行う。☞</p> <p>xvii. 火災区域又は火災区画の隔壁等の設計変更に当たっては、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発によっても、火災防護上の系統分離対策を講じるグローブボックス排風機及びその支援機能である非常用発電機の作動が要求される場合には、火災及び爆発による影響を考慮しても、多重化された双方が同時に機能を失うことなく、MOX 燃料加工施設の安全機能が確保できることを火災影響評価により確認する。☞</p> <p>xviii. 運転員に対して、MOX 燃料加工施設に設置する安重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発から防護すべき系統及び機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的実施する。☞</p> <p>(i) 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(ii) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (66 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(iii) 火災及び爆発の発生防止対策                      (iv) 火災感知設備                      (v) 消火設備                      (vi) 火災及び爆発の影響軽減対策                      (vii) 火災影響評価                      xix. MOX 燃料加工施設を火災及び爆発から防護することを目的として、消火器及び水による消火活動について、要員による消防訓練、消火班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を定期的実施する。Ⓢ</p> <p>④ 火災等による損傷の防止                      (火災等による損傷の防止)</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。                      2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      MOX 燃料加工施設における安全機能を有する施設は、火災又は爆発により、MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。Ⓢ                      火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備及び早期に火災発生を感知する設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものの設計に当たっては、NFPA801 の要求を参考とした設計とする。具体的には、火災防護審査基準を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。Ⓢ                      第1項について                      安全機能を有する施設の火災防護対策に当たっては、事業許可基準規則の要求を受け、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の対策を講ずる。Ⓢ                      a. 建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料で造られた設計とする。Ⓢ                      b. 核燃料物質を取り扱うグローブボッ</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (67 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>クス等の閉じ込め機能を有する設備・機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。⇩</p> <p>c. 有機溶媒等可燃性の物質又は水素ガス等爆発性の物質を使用する設備・機器は、火災及び爆発の発生を防止するため、不燃性容器への保管、可燃性物質及び爆発性物質の漏えい防止対策、異常な温度上昇の防止対策、空気混入防止対策及び熱的制限値を超えない設計とする。⇩</p> <p>d. 火災の拡大を防止するために、適切な火災感知設備、警報設備及び消火設備を設けるとともに、火災及び爆発による影響の軽減のために適切な対策を講ずる設計とする。⇩</p> <p>e. 火災又は爆発が発生しても臨界防止、閉じ込め等の機能を適切に維持できる設計とする。⇩</p> <p>また、火災又は爆発により設備・機器の一部の機能が損なわれることがあっても、MOX 燃料加工施設全体としては、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、臨界防止、閉じ込め等の機能を確保する設計とする。⇩</p> <p>f. 安全機能を有する施設のうち、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安重機能を有する機器等を設置する区域に対し、火災区域及び火災区画を設定する。⇩</p> <p>また、上記以外に係る放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。）を設置する区域についても、火災区域に設定する。⇩</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。⇩</p> <p>g. 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて機能を確保する。安全上重要な施設のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備となるグローブボックス排風機及びその機能維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備に対しては、以下の(a)から(c)の通り系統分離対策を講ずる設計とする。⇩</p> <p>(a) 互いに相違する系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離すること。⇩</p> <p>(b) 互いに相違する系列間の水平距離が6 m以上あり、かつ、火災感知設備及</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (68 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>(1) 火災防護設備 ① 構造</p>	<p>び自動消火設備を当該火災区域又は火災区画に設置すること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。Ⓢ</p> <p>(c) 互いに相違する系列間を1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を当該火災区画に設置すること。Ⓢ</p> <p>h. 各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策の妥当性を内部火災影響評価ガイドを参考に評価し、安全上重要な施設へ火災による影響を及ぼすおそれがないことを確認する。Ⓢ</p> <p>i. MOX 燃料加工施設を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。Ⓢ</p> <p>第2項について 消火設備の破損、誤作動又は誤操作が発生した場合のほか、早期に火災を感知する設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう以下の設計とする。Ⓢ</p> <p>a. 安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対しては、臨界管理の観点から、ガス又は粉末系の消火剤を使用する設計とする。Ⓢ</p> <p>グローブボックス内への消火剤放出に伴う圧力上昇により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。Ⓢ</p> <p>b. 安全上重要な施設のグローブボックス外で発生する火災に対しては、グローブボックス外への消火剤放出に伴う圧力上昇により、グローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とする。Ⓢ</p> <p>c. 非常用発電機は、二酸化炭素消火装置の破損、誤作動又は誤操作により流出する二酸化炭素の影響で、運転中の非常用発電機が給気不足を引き起こさないように、外気より給気を行う設計とする。Ⓢ</p> <p>d. 電気絶縁性が大きい固定式のガス消火装置(不活性ガス消火装置)を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。Ⓢ</p> <p>ト. その他の加工設備の附属施設 (イ)非常用設備 (1) 火災防護設備 火災防護設備は、安全機能を有する施設</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (69 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>□</p> <p>安全機能を有する施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>□</p> <p>また、重大事故等対処施設を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備及び消火設備で構成する。</p> <p>□</p>	<p>に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。◇</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>a. 概要</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇</p> <p>火災及び爆発の発生防止については、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とともに、熱的制限値を設ける設計とする。◇</p> <p>◇</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。◇</p> <p>火災の感知及び消火については、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。◇</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定する自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する施設は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。◇</p> <p>また、安全上重要な施設の相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。◇</p> <p>火災影響軽減設備は、火災及び爆発の影響を軽減する設備である。◇</p> <p>火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、系統分離等を行う。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (70 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の火災感知器の中から2つの異なる種類の感知器を設置する。また、中央監視室で常時監視可能な火災受信機を設置する。□</p> <p>グローブボックス内に設置する火災感知設備は、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する。また、中央監視室で常時監視可能な監視制御盤を設置する。</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作に</p>	<p>また、火災及び爆発の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発に対しても、安全上重要な施設の安全機能に影響がないことを、火災影響評価により確認する。◇</p> <p>消火設備の一部は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用し、火災影響軽減設備の一部は、再処理施設と共用する。◇</p> <p>火災感知設備系統概要図を添5第38図に示す。</p> <p>b. 設計方針</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◇</p> <p>(a) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災及び爆発の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する設計とする。◇</p> <p>火災感知設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設ける設計とする。◇</p> <p>消火設備は、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙の充満又は放射線の影響により消火困難となるところには、自動又は制御室等からの手動操作による固定式のガス消火装置を設置する設計とする。◇</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、MOX 燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (71 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
DB 火①k1 (消火設備の再処理施設及び廃棄物管理施設との共用)	<p>7.1.5 設備の共用</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用するが、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>DB 火①k1</p>	<p>より、安全上重要な施設の安全機能及びグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であることを考慮し、固定式のガス消火装置等を設置する。□</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>DB 火①k1</p> <p>また、MOX燃料加工施設境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する火災防護設備は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>DB 火①k2</p>	<p>(c) 火災及び爆発の影響軽減 火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減対策を行う。◇</p> <p>(d) 消火用水貯槽に貯留している消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。◇</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生した場合でも、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>DB 火①k1</p>	<p>消火系のうち電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、ディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、ディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、ろ過水貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、多目的タンク（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び原水タンク（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、東海発電所と共用とするが、必要な容量をそれぞれ確保するとともに、発電用原子炉施設間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	DB 火①k1
DB 火①k2 (火災影響軽減設備の再処理施設との共用)	<p>DB 火①k1</p> <p>また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉（再処理施設と共用）については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>DB 火①k2</p>	<p>(当社の記載) 施設設計(設計思想)の相違による発電炉との記載の相違</p> <p>MOX燃料加工施設特有の設計上の考慮として、再処理施設とMOX燃料加工施設との境界の扉について記載する。</p>	<p>また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。</p> <p>火災影響軽減設備は、MOX燃料加工施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>DB 火①k2</p> <p>c. 主要設備の仕様 (a) 火災発生防止設備◇ 水素漏えい検知装置 1式 (b) 火災感知設備◇ 火災感知設備の火災感知器の組合せを添5第38表に示す。 (c) 消火設備◇ 消火設備の主要設備の仕様を添5第39表に示す。 (d) 火災影響軽減設備◇ 延焼防止ダンパ(ダンパ作動回路を含む。) 1式 防火ダンパ(3時間耐火性能を有するも</p>	DB 火①k2	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (72 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>のに限る) 1式            防火シャッター 1式            防火扉 1式            d. 主要設備            (a) 火災発生防止設備⇩            火災発生防止設備である水素ガス漏えい検知器は、蓄電池室の上部に設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。            また、水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等の系統及び機器を設置する火災区域に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室等に警報を発する設計とする。            (b) 火災感知設備⇩            火災感知設備は、固有の信号を発する異なる種類の感知器及び受信器盤により構成する。火災感知設備の火災感知器は、安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画並びにグローブボックス内における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせる設計とする。⇩            ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式を設置する設計とする。⇩            グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれや半導体を有しているため、放射線影響による故障が考えられることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理が異なる2種類の熱感知器を組み合わせる設計とする。⇩            非アナログ式の火災感知器の設置に当たっては、誤作動防止対策のため、周囲温度を考慮した作動温度を設定する設計とする又は周囲温度が高温とならない措置を講ずる。⇩            よって、非アナログ式の火災感知器を採用してもアナログ式の火災感知器と同等</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (73 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>以上の性能を確保することが可能である。⓪</p> <p>i. 屋内の火災区域又は火災区画          屋内に設置する火災区域又は火災区画は、アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を組み合わせる設計とする。⓪</p> <p>なお、天井が高く大空間となっている屋内に設置する火災感知器は、消防法に基づき設置できる熱感知器が差動式分布型熱感知器に限定され、アナログ式の煙感知器及び炎感知器を組み合わせる設計が適さないことから、一方は非アナログ式の熱感知器（差動式分布型熱感知器）を設置する設計とする。⓪</p> <p>ii. 高線量区域          高線量区域は、放射線の影響を考慮する必要があるため、半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。⓪</p> <p>iii. 蓄電池室          蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保つこと及び水素ガス漏えい検知器により爆発性雰囲気にならないことを監視するもの、腐食性ガスの発生により火災感知器が故障し、誤作動することにより固定式のガス消火装置が誤作動するおそれを考慮し、1台は非アナログ式の耐酸性仕様の火災感知器とし、通常のアナログ式の火災感知器を組み合わせる設計とする。⓪</p> <p>iv. グローブボックス内          グローブボックス内は放射線の影響を考慮する必要があるため、高線量区域と同様に半導体の使用が少なく放射線の影響を受けにくいと考えられる非アナログ式を設置する設計とする。⓪</p> <p>熱感知器の組合せとしては、白金測温抵抗体（温度異常（60℃以上）を感知）及びグローブボックス全体の温度上昇を感知できる熱電対式の差動式分布型熱感知器（温度上昇異常（15℃/min 以上）を感知）を設置する設計とする。⓪</p> <p>このため、白金測温抵抗体は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの排気口付近に設置し、差動式分布型熱感知器は、火災による熱が集中しやすいグローブボックスの天井に設置することにより、早期に火災を感知できる設計とする。⓪</p> <p>なお、差動式分布型熱感知器は一般的に大空間に設置され、熱による温度上昇を感知するものであるが、グローブボック</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (74 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>ス内は、部屋に比べて容積が小さいことから十分感知が可能である。Ⓢ</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックスのうち、潤滑油を内包する機器がある場合は、その近傍に、白金測温抵抗体を設置することで、早期に火災を感知する設計とする。白金測温抵抗体又は差動式分布型熱感知器のいずれか1つが感知した場合に、火災感知信号を発信する設計とする。Ⓢ</p> <p>(c) 消火設備</p> <p>消火設備は、消火水供給設備、消火栓設備、固定式のガス消火装置、消火器、防火水槽、ピストンダンパ、避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む)及び連結散水装置で構成する。Ⓢ</p> <p>固定式のガス消火装置は、MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域、溢水の発生防止を考慮する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、消火が必要となるすべての火災区域又は火災区画に対して消火を行うことが可能なように設置する設計とする。Ⓢ</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、火災区域の消火活動(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)における消火活動に対処できるように配置する設計とする。屋内消火栓の使用に当たっては、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能への影響を考慮する設計とする。Ⓢ</p> <p>また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し、以下のとおり設置する。Ⓢ</p> <p>Ⓢ</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。Ⓢ</p> <p>消火設備の一部は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。Ⓢ</p> <p>i. 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p>		



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (75 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、安重機能を有する機器等及</p>	<p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所については以下のとおり固定式のガス消火装置を設置することにより、消火活動を可能とする。⇩</p> <p>(i) 多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画</p> <p>危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式のガス消火設備を設置する。⇩</p> <p>なお、本エリアについては、取り扱う物質を考慮し、金属などの不燃性材料で構成する安重機能を有する機器等についても、万一の火災影響を想定し、固定式のガス消火装置を設置する。⇩</p> <p>(ii) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>(ii)-1 中央監視室等床下</p> <p>MOX 燃料加工施設における中央監視室等の床下は、多量のケーブルが存在するため、消火が困難となるおそれを考慮し、固定式のガス消火設備を設置する。⇩</p> <p>中央監視室には運転員が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤及び消火方法を選定する。⇩</p> <p>(iii) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>電気品室は電気ケーブルが密集しており、万一の火災を想定した場合、多量の煙の発生の影響を考慮し、固定式のガス消火装置を設置する。⇩</p> <p>ii. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火活動</p> <p>放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所は、引火性液体を取り扱うことから火災時の燃焼速度も速く、煙の発生により人が立ち入り消火活動を実施することが困難な区域となることから、固定式のガス消火装置を設置し、早期消火ができる設計とする。⇩</p> <p>上記以外の火災区域又は火災区画については、消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。⇩</p> <p>(d) 火災影響軽減設備</p> <p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (76 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。□</p>	<p>置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>i. 安全上重要な施設の火災区域の分離</p> <p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。◇</p> <p>安全上重要な施設のグローブボックス内で発生する火災に対して、消火ガスの放出時には、グローブボックス排気設備を用いて、グローブボックス内の負圧を維持しながら、排気フィルタを介して消火ガスの排気を行うことで、排気経路以外から放射性物質の放出を防止する設計とする。◇</p> <p>そのため、グローブボックス排風機の運転がグローブボックス消火装置の起動条件となるようインターロックを設ける設計とする。◇</p> <p>さらに、消火ガス放出後は、延焼防止ダンパを自動で閉止する設計とする。◇</p> <p>火災区域境界を形成するに当たり、延焼防止ダンパからコンクリート壁までの間にある換気ダクトについては、1.5mm以上の鋼板ダクトを採用することにより、3時間耐火境界を形成し、他の火災区域及び火災区画に対する遮炎性能を有する設計とする。火災により発生したガスは排気ダクトを経由し排気することで、他の火災区域及び火災区画に熱的影響を及ぼすおそれがない設計とする。◇</p> <p>また、火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。◇</p> <p>MOX 燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として再処理施設と共用する。◇</p> <p>共用する火災影響軽減設備は、再処理施設における火災又は爆発の発生を想定しても、影響を軽減できるよう十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損わない設計とする。◇</p> <p>ii. 火災防護上の火災及び爆発の影響軽減のための対策を実施する設備</p> <p>MOX 燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (77 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>Ⓢ</p> <p>また、火災防護上の系統分離対象のケーブルの系統分離においては、火災防護上の系統分離対象のケーブルと同じトレイ等に敷設する等により、火災防護上の系統分離対象のケーブルの系統と関連することとなる火災防護上の系統分離対象のケーブル以外のケーブルも当該系統に含め、他系統との分離を行うため、以下の設計とする。Ⓢ</p> <p>(i) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した耐火壁で系統間を分離する設計とする。Ⓢ</p> <p>(ii) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。Ⓢ</p> <p>(iii) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。Ⓢ</p> <p>e. 試験・検査</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。Ⓢ</p> <p>i. 自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。Ⓢ</p> <p>ii. 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。Ⓢ</p> <p>iii. グローブボックス内の火災感知設備については、以下の試験を実施する。Ⓢ</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (78 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(i) 白金測温抵抗体  (i)-1 健全性確認  抵抗値を測定し、温度に相当する抵抗であることを確認する。Ⓢ</p> <p>(i)-2 動作確認  模擬抵抗を接続し、温度指示、温度異常表示、ブザー吹鳴が適切であることを確認する。Ⓢ</p> <p>(ii) 差動式分布型熱感知器  (ii)-1 健全性確認  メータリレー試験器を接続し、抵抗値を測定し、正常であることを確認する。Ⓢ</p> <p>(ii)-2 動作確認  自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的実施する。Ⓢ</p> <p>(b) 消火設備  消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。Ⓢ</p> <p>f. 評価  (a) 火災発生防止設備は、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う又は水素ガスが発生するおそれのある火災区域又は火災区画に対し、水素ガス漏えい検知器を適切に配置し、水素の燃焼濃度を十分に下回る濃度で検出できる設計とするため、火災又は爆発の発生を防止することができる。Ⓢ</p> <p>(b) 火災感知設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするので、火災発生時には中央監視室に火災信号を表示することができる。Ⓢ</p> <p>火災の発生するおそれがある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画には、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせる設計とするため、火災を早期に感知することができる。Ⓢ</p> <p>(c) 消火設備は、安全機能を有する施設に適切に配置する設計とするため、火災発生時には消火を行うことができるとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なうことがない。Ⓢ</p> <p>(d) 火災影響軽減設備は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁をMOX燃料加工施設内に適切に配置する設計とするため、火災及び爆発時には火災及び爆発の影響を軽減することができる。Ⓢ</p> <p>(e) 火災感知設備及び消火設備は、その停止時に試験及び検査をする設計とす</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (79 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考								
		<p>ハ. 加工設備本体の構造及び設備                      (ハ) 成形施設                      (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数                      ①原料粉末受入工程                      d. グローブボックス負圧・温度監視設備                      (a) 個数                      1 式□                      ②粉末調整工程                      g. グローブボックス負圧・温度監視設備                      (a) 個数                      1 式□                      ③ペレット加工工程                      f. グローブボックス負圧・温度監視設備                      (a) 個数                      1 式□</p> <p>(4) 主要な核的及び熱的制限値                      ② 熱的制限値                      核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。□</p> <table border="1" data-bbox="1053 1575 1513 1659"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>設置場所</th> <th>設備・機器の種類</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>ペレット加工第2室</td> <td>焼結設備 焼結炉</td> <td>1800℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ) 被覆施設                      (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数                      h. グローブボックス負圧・温度監視設備                      (a) 個数                      1 式□</p>	建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値	燃料加工建屋	ペレット加工第2室	焼結設備 焼結炉	1800℃	<p>るため、定期的に試験及び検査ができる。⇩                      (f) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火水を供給した場合においても MOX 燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けることから、安重機能を有する機器等の安全機能に影響はない。また、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⇩</p> <p>ハ. 加工設備本体                      (イ) 成形施設                      (1) 原料粉末受入工程                      ② 設計方針                      d. 火災及び爆発の防止                      原料粉末受入工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。⇩                      ③ 主要設備の仕様                      原料粉末受入工程は、貯蔵容器受入設備、ウラン受入設備及び原料粉末受入設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⇩                      ④ 系統構成及び主要設備                      d. グローブボックス負圧・温度監視設備                      グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。⇩                      ⑤ 評価                      d. 火災及び爆発の防止                      原料粉末受入工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。⇩                      ⑥ 原料粉末受入工程の主要設備の仕様                      d. グローブボックス負圧・温度監視設備                      (a) 個数                      1 式⇩</p>		
建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値										
燃料加工建屋	ペレット加工第2室	焼結設備 焼結炉	1800℃										

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (80 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考																																										
		<p>ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(1) 貯蔵施設</p> <p>⑩グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式□</p> <p>(ロ)液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>①概要</p> <p>b. 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(c) グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式□</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 非常用設備の種類</p> <p>② 主要な設備・機器の種類</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <table border="1" data-bbox="1056 995 1504 1381"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置</td> <td>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)</td> <td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>天井高さを考慮した火災感知器を設置</td> <td>上記同様</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式<sup>(注1)</sup>)</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池室</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(面接触型)</td> </tr> <tr> <td>蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置</td> <td>上記同様</td> <td>面接触機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式<sup>(注1)</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1056 1392 1504 1738"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th colspan="2">火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線の影響を考慮する区域</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器</td> </tr> <tr> <td>放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(注2)</sup>の煙感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(注1)</sup>の熱感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>・オイルタンク室上部の配管室(屋外埋設)</td> <td>煙感知器</td> <td>熱感知器(定温式スポット型)</td> </tr> <tr> <td>万が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・グローブボックス内</td> <td>熱感知器(白金測温抵抗体)</td> <td>熱感知器(差動式分布型)</td> </tr> <tr> <td>放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式<sup>(注3)</sup>)</td> <td>火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 非アナログ式の熱感知器は、作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸</p>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・一般区域	煙感知器	熱感知器	「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)	・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)	天井高さを考慮した火災感知器を設置	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(注1)</sup> )	・蓄電池室	煙感知器	熱感知器(面接触型)	蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	上記同様	面接触機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(注1)</sup> )	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式		・放射線の影響を考慮する区域	煙感知器	熱感知器	放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(注2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(注1)</sup> の熱感知器を設置	・オイルタンク室上部の配管室(屋外埋設)	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)	万が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	・グローブボックス内	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)	放射線の影響を考慮した感知器を設置	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(注3)</sup> )	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)	<p>(2) 粉末調整工程</p> <p>② 設計方針</p> <p>d. 火災及び爆発の防止</p> <p>粉末調整工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。⇩</p> <p>③ 主要設備の仕様</p> <p>粉末調整工程は、原料MOX粉末缶取出設備、一次混合設備、二次混合設備、分析試料採取設備、スクラップ処理設備及び粉末調整工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⇩</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>g. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。⇩</p> <p>⑤ 評価</p> <p>d. 火災及び爆発の防止</p> <p>粉末調整工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。⇩</p> <p>⑥ 粉末調整工程の主要設備の仕様</p> <p>g. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式⇩</p> <p>(3) ペレット加工工程</p> <p>② 設計方針</p> <p>d. 火災及び爆発の防止</p> <p>ペレット加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。⇩</p> <p>③ 主要設備の仕様</p> <p>ペレット加工工程は、圧縮成形設備、焼結設備、研削設備、ペレット検査設備及びペレット加工工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⇩</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>f. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内</p>		
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																														
・一般区域	煙感知器	熱感知器																																													
「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)																																													
・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域	煙感知器	熱感知器(差動式分布型)																																													
天井高さを考慮した火災感知器を設置	上記同様	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(注1)</sup> )																																													
・蓄電池室	煙感知器	熱感知器(面接触型)																																													
蓄電池室は水素による感知器の誤動作を考慮した火災感知器を設置	上記同様	面接触機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(注1)</sup> )																																													
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																																														
・放射線の影響を考慮する区域	煙感知器	熱感知器																																													
放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(注2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(注1)</sup> の熱感知器を設置																																													
・オイルタンク室上部の配管室(屋外埋設)	煙感知器	熱感知器(定温式スポット型)																																													
万が一の燃料気化による引火性又は発火性の雰囲気	防爆機能を有する火災感知器として火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(非アナログ式)	防爆機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)																																													
・グローブボックス内	熱感知器(白金測温抵抗体)	熱感知器(差動式分布型)																																													
放射線の影響を考慮した感知器を設置	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(注3)</sup> )	火災時に生じる熱を広範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)																																													

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (81 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考																												
		<p>気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講ずることで、機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。□</p> <p>(b) 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="1056 541 1522 940"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素<sup>注1</sup></td> <td>全城放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>二酸化炭素<sup>注1, 注2</sup></td> <td>全城放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス消火装置</td> <td>窒素<sup>注3</sup></td> <td>全城放出方式</td> <td>・グローブボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>水<sup>注5</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置(注2を除く)は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。</p> <p>注2：油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。</p> <p>注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出する。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>注4：火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。</p> <p>・防火水槽 1式 ・ピストンダンパ 1式 消火ガスを放出するためのより良い条件を形成する。 消火ガス放出後のグローブボックス内の雰囲気維持を行う。 ・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1式</p>	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注1, 注2</sup>	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域	グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全城放出方式	・グローブボックス	粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画	屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)	<p>の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇</p> <p>⑥ 評価 d. 火災及び爆発の防止 ペレット加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>⑦ ペレット加工工程の主要設備の仕様 f. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇</p> <p>(ロ) 被覆施設 (1) 燃料棒加工工程 ② 設計方針 d. 火災及び爆発の防止 燃料棒加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>③ 主要設備の仕様 燃料棒加工工程は、スタック編成設備、スタック乾燥設備、挿入溶接設備、燃料棒検査設備、燃料棒収容設備、燃料棒解体設備及び燃料棒加工工程搬送設備で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。◇</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 h. グローブボックス負圧・温度監視設備 グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオーブンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価 d. 火災及び爆発の防止 燃料棒加工工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>⑥ 燃料棒加工工程の主要設備の仕様 h. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式◇</p>		
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																														
窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注1, 注2</sup>	全城放出方式	・燃料加工建屋の火災区域																														
グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全城放出方式	・グローブボックス																														
粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画																														
屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区画(安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																														

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (82 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考								
		<p>窒素消火装置の消火ガス放出時に安全上重要な機器等のグローブボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。</p> <p>・連結散水装置 1式</p> <p>注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)に準拠し配置する。□</p> <p>(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類</p> <p>(1)核燃料物質の検査設備</p> <p>②主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>b. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式□</p> <p>(ハ)主要な実験設備の種類</p> <p>(2)主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>②グローブボックス負圧・温度監視設備□</p> <p>(4)主要な核的及び熱的制限値</p> <p>②熱的制限値</p> <p>核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。□</p> <table border="1" data-bbox="1053 1031 1531 1115"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>設置場所</th> <th>設備・機器の種類</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋</td> <td>分析第3室</td> <td>小規模試験設備 小規模焼結処理装置</td> <td>1800℃</td> </tr> </tbody> </table>	建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値	燃料加工建屋	分析第3室	小規模試験設備 小規模焼結処理装置	1800℃	<p>(ハ) 組立施設</p> <p>(1) 燃料集合体組立工程</p> <p>② 設計方針</p> <p>c. 火災及び爆発の防止</p> <p>燃料集合体組立工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価</p> <p>c. 火災及び爆発の防止</p> <p>燃料集合体組立工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>(2) 梱包出荷工程</p> <p>② 設計方針</p> <p>c. 火災及び爆発の防止</p> <p>梱包出荷工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>⑤ 評価</p> <p>c. 火災及び爆発の防止</p> <p>梱包出荷工程の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。◇</p> <p>ニ. 核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>(ロ) 設計方針</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止</p> <p>貯蔵施設の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。◇</p> <p>(二) 系統構成及び主要設備</p> <p>(10) グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。◇</p> <p>(ホ) 評価</p> <p>(4) 火災及び爆発の防止</p> <p>貯蔵施設の設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とすることで、火災を防止できる。◇</p> <p>(ヘ) 核燃料物質の貯蔵施設の主要設備の仕様</p> <p>(10) グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>① 個数</p> <p>1式◇</p>		
建物	設置場所	設備・機器の種類	熱的制限値										
燃料加工建屋	分析第3室	小規模試験設備 小規模焼結処理装置	1800℃										



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (83 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>② 設計方針</p> <p>d. 火災</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。⚡</p> <p>(3) 主要設備の仕様</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⚡</p> <p>(4) 系統構成及び主要設備</p> <p>② グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。⚡</p> <p>(6) 液体廃棄物の廃棄設備の主要な設備の仕様</p> <p>③ グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>a. 個数</p> <p>1式⚡</p> <p>(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備</p> <p>(1) 核燃料物質の検査設備</p> <p>③ 主要設備の仕様</p> <p>分析設備は、気送装置、受払装置グローブボックス、受払装置、分析装置オープンポートボックス、分析装置フード、分析装置グローブボックス、分析装置、分析済液処理装置グローブボックス、分析済液処理装置及び運搬台車で構成する。また、グローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⚡</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>b. 受払装置グローブボックス</p> <p>受払装置グローブボックスは、その内部に受払装置を設置する設計とする。また、工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。⚡</p> <p>d. 分析装置オープンポートボックス</p> <p>分析装置オープンポートボックスは、室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することで、開口部の空気流入風速を設定値以上に維持でき</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十一条、二十九条 (火災等による損傷の防止) (84 / 84)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>る設計とし、汚染のおそれのある物品の汚染検査を行う際に、オープンポートボックス外への汚染の拡大を防ぐ設計とする。</p> <p>また、オープンポートボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。Ⓧ</p> <p>f. 分析装置グローブボックス</p> <p>分析装置グローブボックスは、その内部に分析装置を設置する設計とする。また、分析装置グローブボックスは、標準試料（核分裂性Pu割合が83%を超えるプルトニウム、ウラン中のウラン-235含有率が1.6%を超えるウラン、ウラン-233を含むウランを含む）として、少量の金属プルトニウム、金属ウラン等を保管する設計とする。Ⓧ</p> <p>工程室とグローブボックス内の差圧異常の検知及びグローブボックス内の火災を感知するグローブボックス負圧・温度監視設備を設ける。Ⓧ</p> <p>k. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>グローブボックス負圧・温度監視設備は、安全上重要な施設以外のグローブボックス内及びオープンポートボックス内の火災を感知し警報を発する設計とする。また、安全上重要な施設以外のグローブボックス内の消火のため、消火設備のグローブボックス消火装置に信号を発する設計とする。Ⓧ</p> <p>⑤ 評価</p> <p>d. 分析設備では、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することにより、火災を防止することができる。Ⓧ</p> <p>⑥ 分析設備の主要設備の仕様</p> <p>b. グローブボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数</p> <p>1式Ⓧ</p>		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十一条 (火災等による損傷の防止)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・ 号	解 釈	添付書類等
DB 火 ①	安全機能を有する施設への消火設備及び警報設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	11条 1項	—	a, c, e, g, j
	グローブボックス内への消火設備及び警報設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	11条 1項	—	a, c, d, e, g, j
DB 火 ②	消火設備及び警報設備は故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがない設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 2項	—	a, c, e, g, j
DB 火 ③	安全機能を有する施設への可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用、必要に応じて防火壁の設置及びその他の防護措置	技術基準の要求を受けている内容	11条 3項	—	a, c, e, g, j
DB 火 ④	水素を取り扱う設備の静電気対策として、適切に接地されている設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 4項	—	g
DB 火 ⑤	水素その他可燃性ガスを取り扱う設備を設置するグローブボックス及び室のうち、漏れい時の換気及びその他の爆発を防止するための措置が講じられた設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 5項	—	g, j
DB 火 ⑥	焼結設備等は熱的制限値を超えて加熱しない設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 6項	—	g, j
DB 火 ⑦	焼結設備等の内部において、空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置が講じられた設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 7項	—	g, j
	焼結設備等から排出される可燃性ガスが滞留しないよう適切な措置が講じられた設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 7項	—	g, j
	焼結設備等の燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計	技術基準の要求を受けている内容	11条 7項	—	—
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	書類		
㊦	重複記載	前後述の本文に重複した記載がある。	—		
㊧	添付書類記載内容	添付書類五の記載を基本設計方針とする。	—		
㊨	冒頭宣言	冒頭宣言である。	—		
㊩	他条文との重複記載	第29条「火災等による損傷の防止」で記	g		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

	(重大事故等対処施設の火災防護設備)	載する基本設計方針である。	
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)又は添付書類内の記載と重複する内容である。	—
◇	添付書類記載内容	添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」又は「図面」に詳細を記載する。	g, j
◇	他条文との重複記載 (重大事故等対処施設の火災防護対策に係る運用)	第 29 条「火災等による損傷の防止」で記載する基本設計方針である。	g
◇	冒頭宣言	冒頭宣言である。	—
◇	他条文との重複記載 (非常用電源設備)	第 29 条「非常用電源設備」で記載する基本設計方針である。	i
◇	他条文との重複記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針である。	f
◇	他条文との重複記載 (廃棄施設)	第 20 条「廃棄施設」で記載する基本設計方針である。	h
◇	他条文との重複記載 (核燃料物質の臨界防止)	第 4 条「核燃料物質の臨界防止」の添付書類の計算条件(水)で明確である。	b
◇	手順等	保安規定に定めて管理する。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表(設計条件及び仕様)		
b	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書		
c	添付Ⅲ 耐震性に関する説明書		
d	添付Ⅳ 強度に関する説明書 (グローブボックス消火装置の耐圧強度計算に関する説明書)		
e	添付Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
f	添付Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
g	添付Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書		
h	添付Ⅴ-1-3 放射性物質の廃棄施設に関する説明書		
i	添付Ⅴ-1-5-1 所内電源設備に関する説明書		
j	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十九条（火災等による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・ 号	解 釈	添付書類等
SA 火 ①	重大事故等対処施設への消火設備及び警報設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	29 条 1 項	—	a, c, e, g, j
	グローブボックス内への消火設備及び警報設備の設置	技術基準の要求を受けている内容	29 条 1 項	—	a, c, d, e, g, j
SA 火 ②	消火設備及び警報設備は故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがない設計	技術基準の要求を受けている内容	29 条 2 項	—	a, c, e, g, j
SA 火 ③	重大事故等対処施設への可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用、必要に応じて防火壁の設置及びその他の防護措置	技術基準の要求を受けている内容	29 条 3 項	—	a, c, e, g, j
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊞	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—		
㊟	添付書類記載内容	添付書類五の記載を基本設計方針とするため、記載しない。	—		
㊠	冒頭宣言	冒頭宣言のため記載しない。	—		
㊡	他条文との重複記載 (安全機能を有する施設の火災防護設備)	第 11 条「火災等による損傷の防止」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	g		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊢	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—		
㊣	添付書類記載内容	添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」又は「図面」に詳細を記載するため、記載しない。	g, j		
㊤	他条文との重複記載 (安全機能を有する施設の火災防護対策に係る運用)	第 11 条「火災等による損傷の防止」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	g		
㊦	冒頭宣言	冒頭宣言のため記載しない。	—		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

⑤	他条文との重複記載 (非常用電源設備)	第 24 条「非常用電源設備」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	i
⑥	他条文との重複記載 (安全機能を有する施設)	第 14 条「安全機能を有する施設」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	f
⑦	他条文との重複記載 (廃棄施設)	第 20 条「廃棄施設」で記載する基本設計方針のため、記載しない。	h
⑧	他条文との重複記載 (核燃料物質の臨界防止)	第 4 条「核燃料物質の臨界防止」の添付書類の計算条件(水)で明確であるため、記載しない。	b
⑨	手順等	保安規定に管理することを定め、手順等については基本設計方針に記載しない。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表(設計条件及び仕様)		
b	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書		
c	添付Ⅲ 耐震性に関する説明書		
d	添付Ⅳ 強度に関する説明書 (グローブボックス消火装置の耐圧強度計算に関する説明書)		
e	添付Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
f	添付Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
g	添付Ⅴ-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書		
h	添付Ⅴ-1-3 放射性物質の廃棄施設に関する説明書		
i	添付Ⅴ-1-5-1 所内電源電気設備に関する説明書		
j	Ⅴ-2-3 系統図		
	Ⅴ-2-4 配置図		
	Ⅴ-2-5 構造図		

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請										
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
1	5. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策、火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備にて構成する。 ・MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。					第1回申請と同一					
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策、火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備にて構成する。 ・MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。					第1回申請と同一
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義	基本方針	基本方針対象選定			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等	○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表等) 【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ※各回次にて重大事故等対処施設が申請される毎に記載を拡充する。(表等)					第1回申請と同一					
4	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針対象選定			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項	※各回次にて重大事故等対処施設が申請される毎に記載を拡充する。(表等)				第1回申請と同一						



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
1	5. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一					第1回申請と同一	
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。	冒頭宣言					第1回申請と同一					第1回申請と同一	
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義					第1回申請と同一					第1回申請と同一	
4	重大事故等対地施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対地施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言					第1回申請と同一					第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請			第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
5	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の選定 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図 (区域構造)	【3.2 火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定 (屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁)等、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造の配置図を示す。) 【3.2(2) 火災区域の設定 (屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	○	施設共通 基本設計方針 火災区域構造	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図 (区域構造)	【3.2 火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定 (屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁)等、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (添付図面(配置図)にて、区域区画構造の配置図を示す。)	○	貯蔵容器搬送用道路 客仕修室、火災区域 及び火災区域の選定、火災区域配置図 (区域構造)	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図 (区域構造)	【3.2(1) 火災区域の設定 (屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているの明確にする。 【3.2(2) 火災区域の設定】 ・火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設が設置する区域に対して火災区域を設定する。 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等
6	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁、耐火壁、耐火壁、耐火壁)等として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。火災区域又は火災区画のファンネルは、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	施設共通 基本設計方針 火災区域構造	設計方針 (火災区域の設定) 設計方針 (影響軽減)	【3.2(2) 火災区域の設定】 ・火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区域を設定する。 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑥敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針 火災区域構造	<火災区域構造> > 名称、種類、主要寸法、材料	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図 (区域構造)	【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 【機能要求②】 火災区域構造	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・火災区域配置図 (区域構造)	【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等		
7	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災区域の設定) 基本方針 (火災防護計画)	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑥敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の選定 b. 屋外 8. 火災防護計画	-	-	-	-	-	-	
8	火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を考慮して、耐火壁、扉、距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災区域の設定)	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。	○	【施設共通 基本設計方針】 火災区域構造	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.2 火災区域及び火災区画の選定 (2) 火災区域の設定	-	-	-	-	-	-	
9	火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。))を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.3 適用規格	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	第1回申請と同一	
10	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過熱変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	定義	施設共通 基本設計方針	基本方針 対象選定	【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表等) 【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備	【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表等) 【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	-	-	-	-	第1回申請と同一	
11	放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安全機能を有する機器等を除いたものとする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定	【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表等) 【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等	【3.1(1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講ずる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備 【3.1(1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表等) 【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	-	-	-	-	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において連通する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	○	—	燃料油貯蔵タンク ※仕様表、火災区域及び火災区域の選定、火災区域配置図(区域構造物)	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 V-2-4 配置図 ・ 火災区域配置図 (区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区域の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定 (屋内)】 ・ 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンク等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・ 火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・ (添付図面(配置図)にて、区域区域構造物の配置図を示す。)	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 V-2-4 配置図 ・ 火災区域配置図 (区域構造物)	【3.2 火災区域及び火災区域の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定 (屋内)】 ・ 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンク等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・ 火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・ (添付図面(配置図)にて、区域区域構造物の配置図を示す。)
6	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンク等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。火災区域又は火災区域のファンネルには、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	—	大炎影響軽減設備 防火シャック	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・ 火災区域配置図 (区域構造物)	【3.2(1) 火災区域の設定 (屋外)】 ・ 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているのが明確にする。 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区域内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンク等	○	—	施設共通 基本設計方針(耐火シール等)等	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の設定 (1) 火災区域の設定 a. 屋内 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 V-2-4 配置図 ・ 火災区域配置図 (区域構造物)	【3.2(1) 火災区域の設定 (屋外)】 ・ 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているのが明確にする。 【3.2(2) 火災区域の設定】 ・ 火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設を設置する区域に対し火災区域を設置する。 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区域内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンク等
7	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	○	—	燃料油貯蔵タンク	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の選定 b. 屋外 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	—	第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 重油貯槽 軽油貯槽	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3. 火災区域及び火災区域の選定 b. 屋外 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順
8	火災区域は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁、扉、距離距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	火災区域又は火災区域における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用炉心及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	—
10	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過熱変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグループボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	定義	—	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	—
11	放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものとする。	定義	—	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請			
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)
12	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8. 火災防護計画	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設及び重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。  【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。  ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 8. 火災防護計画	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設及び重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。  【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。  ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	第1回申請と同一		
13	また、重大事故等対処施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。  ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	第1回申請と同一		
14	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく必要な運用管理を含む火災防護対策を講ずる内容について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画		第1回申請と同一		
15	その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を行うことについて火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画		第1回申請と同一		
16	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するために必要な手順等の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画		第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
12	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めた加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に付した火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
13	また、重大事故等対地施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対地設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に付した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
14	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの段階防護の概念に基づく必要な運用管理を含む火災防護対策を講ずる内容について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対地施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対地設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
15	その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に付した火災防護対策を行うことについて火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一					第1回申請と同一		
16	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対地施設を外部火災から防護するために必要な手順等の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求				第1回申請と同一					第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請			第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
17	7.1.1 火災及び爆発の発生防止 (1) 施設特有の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。なお、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の発生防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 8. 火災防護計画	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、以下の発生防止対策の基本方針について説明する。 ・MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除 ・異常な温度上昇の防止対策 ・可燃性物質の漏えい防止対策 ・空気の混入防止対策 ・熱的制限値の設定 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の発生防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、以下の発生防止対策の基本方針について説明する。 ・MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除 ・異常な温度上昇の防止対策 ・可燃性物質の漏えい防止対策 ・空気の混入防止対策 ・熱的制限値の設定 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。				第1回申請と同一
18	水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(発生防止)		【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用される水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常検知により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の発生防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 【水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止】 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・水素・アルゴン混合ガスは、水素・アルゴン混合ガスの製造系統で水素濃度を9.0vol%以下に調整するとともに混合ガス貯蔵容器に充填する。				第1回申請と同一
19	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(発生防止)		○焼結炉等での過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の発生防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止					第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					説明対象	第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類		添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
17	7.1.1 火災及び爆発の発生防止 (1) 施設特有の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生を防止するため、MIX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の流入防止対策を講ずる設計とする。また、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MIX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一						第1回申請と同一		
18	水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言				第1回申請と同一						第1回申請と同一		
19	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一						第1回申請と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
20	a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用される水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	b. 燃料加工建屋で使用される水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 ※焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	○グループボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とする。 (窒素循環系統・貫流系統の図)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	過加熱防止回路	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災区域又は火災区域に設置する「潤滑油」。「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	窒素循環設備、窒素雰囲気グループボックス	設計方針 (発生防止)	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グループボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とする。 (窒素循環系統・貫流系統の図)	-	-	-	-	○ 貯蔵施設 粉末一時保管装置 ベレット一時保管 機等 ※基本設計方針、火災及び爆発の防止に関する説明書等	窒素循環設備 ※火災及び爆発の防止に関する説明書等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グループボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグループボックス内を窒素雰囲気とする。 (窒素循環系統・貫流系統の図) ※窒素循環設備等が申請される際に記載を拡充する。
27	(2) MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災区域又は火災区域に設置する「潤滑油」。「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の発生防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	-	-	第1回申請と同一	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。	機能要求①	○	—	その他主要な事項 水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・施設等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。	—	—	—	—	—
21	b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。	機能要求①	○	—	その他主要な事項 水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・施設等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工棟への供給系統の接続口は、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	—	—	—	—	—
22	c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。	機能要求①	○	—	その他主要な事項 水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・施設等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工棟への供給系統の接続口は、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	—	—	—	—	—
23	さらに、燃料加工棟への供給系統の接続口は、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求①	○	—	その他主要な事項 水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・施設等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工棟への供給系統の接続口は、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	—	—	—	—	—
24	d. 燃料加工棟内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工棟内での水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求①	○	—	成形施設 焼結炉 その他加工設備の付属施設 小規模焼結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・施設等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素濃度を9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理棟に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工棟への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工棟で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工棟への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工棟への供給系統の接続口は、エネルギー管理棟に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	—	—	—	—	—
25	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	○	成形施設 予備混合装置GB等	成形施設 均一化混合装置GB	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 ※焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	—	—	—	—	—
26	安全機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	○	成形施設 予備混合装置GB等 ※火災及び爆発の防止に関する説明書等	成形施設 均一化混合装置GB等 ※火災及び爆発の防止に関する説明書等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安全機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。 (※窒素循環系統・真空系統の図) ※窒素循環設備等が申請される際に記載を拡充する。	—	—	—	—	—
27	(2) MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	冒頭宣言	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	潤滑油、燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、オイルパン又は堰を設置し、漏えいた潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	機能要求① 設置要求	潤滑油、燃料油を内包する予備混合装置GB、均一化混合装置GB等(火災区域・火災区画に設置するものに限る)	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止、及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防燃対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
29	油内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 ※ 工程室排気設備、建屋排気設備等の油内包設備と関係する	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	-	-	-	-	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防燃対策は不要とする設計とする。 ※ 各回図にて潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。
30	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	-	-	-	-	○	-	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	
31	火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8.火災防護計画	-	-	-	-	-	-	
32	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	水素を内包する設備 水素・アルゴン混合ガス設備、焼結設備、小規模焼結処理装置	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防燃対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防燃構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
33	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防燃対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防燃構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。	-	第1回申請と同一	-	-		
34	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針(発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【(2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防塵指針」に記載されるような金属材料や布による研磨機のように静電気が蓄まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	○	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。	
35	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計とする。	機能要求① 運用要求	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備 施設共通(可燃物の持ち込み管理) 施設共通 基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4.火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					説明対象	第4回申請									
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類		添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
28	潤滑油、燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、オイルパン又は環を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	機能要求① 設置要求	○	成形施設 予備混合装置GB 等	成形施設 均一化混合装置GB 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策 ・ 油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隣隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・ 機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とする。潤滑油又は燃料油の防漏対策は不要とする設計とする。	○	-	所内電源設備(電気設備) 第2運転予備用発電機等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策 ・ 油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は隣隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・ 機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とする。潤滑油又は燃料油の防漏対策は不要とする設計とする。	○	-	※各回次にて潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。	○	-	※各回次にて潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。
29	油内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隣隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	○	-	※各回次にて潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。			
30	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
31	火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	運用要求	○	-	燃料油貯蔵タンク	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	-	-	-	-	-	-	-	-			
32	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	○	-	水素・アルゴン混合 ガス設備 焼結設備 小規模焼結処理装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策 ・ 水素等を内包する設備は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。	-	-	-	-	-	-	-	-			
33	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隣隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	第1回申請と同一	-	-	-	-	第1回申請と同一	-	-	-			
34	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
35	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計とする。	機能要求① 運用要求	○	【運用要求】 施設共通 基本設計方針	【運用要求】 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。換気が停止した場合、中央監視室に警報を発報する設計とする。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	-	-	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	蓄電池室の上部に水素ガス漏れ検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	水素漏れ検知器	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏れ及び拡大防止対策 水素等を内包する設備 (以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏れを防止する。 ②水素の漏れ検出 蓄電池の上部に水素漏れ検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として放流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【4.2 (2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防振指針」に記載されるような金属製や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	○	施設共通 基本設計方針	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策
38	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA 6 0603-2012)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備 等	設計方針 (発生防止)	【4.2 (5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射線物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	-	○	-	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護の基本事項 8.3 運用規格 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。
39	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域換気空調設備	設計方針 (発生防止)		-	-	-	-	-	○	-	-	工程室排気設備 建屋排気設備 非管理区域換気空調設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池の上部に水素漏れ検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。
40	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏れに対しても、ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備	設計方針 (発生防止)		-	-	-	-	-	○	-	-	グローブボックス排気設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。
41	放射線物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【(5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射線物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	○	施設共通 基本設計方針	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【(5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射線物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策
42	発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏れにより、環境条件が爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。	機能要求①	燃料油貯蔵タンク	設計方針 (発生防止)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
36	蓄電池室の上部に水素ガス漏れい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	火災発生防止設備 水素漏れい検知器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	
38	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA 6 0603-2012)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	無停電電源装置等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.3 適用規格 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。施設内で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合、中央監視室に警報を発する設計とする。	—	—	—	—	—	—	
39	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	○	—	排ガス処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。施設内で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合、中央監視室に警報を発する設計とする。	—	—	—	—	—	—	
41	放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【(5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【(5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	
42	発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。	機能要求①	○	—	燃料油貯蔵タンク	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	—	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
43	再処理施設と共用する重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。	機能要求①	再処理と共用する電気接点を有する機器 (重油貯槽、軽油貯槽)	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 3. 火災防護の基本事項 3.3 適用規格 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
44	また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備 絶縁設備 小規模焼結処理装置	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
45	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建物の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備 【「建物の送風機」以降のみ】 施設共通 基本設計方針	設計方針 (発生防止) 基本方針 (火災防護計画)		【4.2(2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防爆指針」に記載されるような金属構造物や布による研磨機のように静電気が蓄積するおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	工程室排気設備、建屋排気設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 【(2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防爆指針」に記載されるような金属構造物や布による研磨機のように静電気が蓄積するおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
46	燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管溶接部)は押切機構の切断機(パイプカッター)を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッター)を用いて切断を行う設計とする。	機能要求①	燃料棒解体設備	設計方針 (発生防止)		【(3) 発火源への対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火災の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却すること、温度上昇を防止する設計とする。 ・凝結器等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・凝結が、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	-	-	-	-	-	-	○	-	燃料棒解体設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【(3) 発火源への対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火災の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。
47	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッター)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	設置要求 運用要求	燃料棒解体設備、溶接設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (発生防止) 基本方針 (火災防護計画)		○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却すること、温度上昇を防止する設計とする。 ・凝結器等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。 ・凝結が、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	○	-	燃料棒解体設備 挿入溶接設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却すること、温度上昇を防止する設計とする。 ・凝結が、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	
48	また、高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、スタック乾燥装置、分析設備	設計方針 (発生防止)		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	-	○	スタック乾燥装置	分析設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	
49	焼結炉等の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検出した場合には、予備機が起動する設計とするとともに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。	機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、冷却水設備	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	○	-	冷却水設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	
50	なお、雰囲気ガスを加温する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。	設置要求	焼結設備、小規模焼結処理装置	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	再処理施設と共用する重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	軽油貯槽 重油貯槽	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。
44	また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	機能要求①	○	-	水素・アルゴン混合ガス設備 焼結設備 小規模焼結処理装置	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ④水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	-	-	-	-	-
45	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建物の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 【(2) 可燃性時の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防備指針」に記載されるような金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。 【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	-	-	-	-	-
46	燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管溶接部)は押切機構の切断機(パイプカッター)を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッター)を用いて切断を行う設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッター)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	設置要求 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	また、高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却すること、温度上昇を防止する設計とする。 ・焼結炉等を冷却する冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とする。冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。	-	-	-	-	-
49	焼結炉等の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とするとともに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。	機能要求①	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。	-	-	-	-	-
50	なお、雰囲気ガスを加温する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。	設置要求	○	-	焼結設備 小規模焼結処理装置	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気流入防止 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
51	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 4.2 ③MIX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏れ検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気が炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検出した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
52	焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。	設置要求	焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
53	また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
54	焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	機能要求①	焼結設備 小規模焼結処理装置	設計方針 (発生防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
55	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針 ※電気設備に関する事項	設計方針 (発生防止)		【(4) 過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検出した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
56	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針 (発生防止)		【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 8. 火災防護計画	【8. 火災防護計画】 ○MIX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
51	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	○	—	水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。	—	—	—	—	—	—	
52	焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。	設置要求	○	—	焼結設備 小規模焼結処理装置 水素・アルゴン混合ガス設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	・水素アルゴン混合ガスを受け入れられる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。	—	—	—	—	—	—	
53	また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	○	—	焼結設備 小規模焼結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	—	—	—	—	—	—	—	—
54	焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	機能要求①	○	—	焼結設備 小規模焼結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	—	—	—	—	—	—	—	—
55	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について	【(4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—
56	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請			第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
57	(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	燃料加工建屋、緊急時対策建屋	基本方針 設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	○	【施設共通 基本設計方針】 建築基準法上の耐火構築物	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	○	第1回申請と同一					
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）		【(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ○建物 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 【(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 ○主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 ○グロブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグロブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ○建物 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 【(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【(3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	○	第1回申請と同一					
59	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブル、トレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・用込機能)を有する設備 重大事故等対処施設	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			-	-	-	-	○	粉末一時保管装置GB等	GB排風機 GB排気ダクト GB排気フィルタ GB排風機入口手動ダンパ 燃料油貯蔵タンク等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 ○主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 ○グロブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグロブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。		
60	放射性物質を非密封で取り扱う機器を収納するグロブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	グロブボックス及びグロブボックスと同等の閉込め機能を有する設備	設計方針（不燃性材料又は難燃性材料の使用）			-	-	-	-	○	スタック編成装置GB 粉末一時保管装置GB パレット一時保管機GB等	スタック供給装置GB等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					説明対象	第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類		添付書類における記載	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設等の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一						第1回申請と同一	
59	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置GB等	非常用所内電源設備 均一化混合装置GB 60温度監視装置等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	○	-	緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋用発電機等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	○	-
60	核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置GB等	均一化混合装置GB 機結IP 小規模焼結処理装置等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
61	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) 重大事故等対処施設	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料	○	-	-	-	○	-	6排気設備 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
62	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) 重大事故等対処施設	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 c. 建屋内装材】 建屋内装材 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 c. 建屋内装材】 建屋内装材 建屋内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防火物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品	○	-	-	-	○	-	6排気設備 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料
63	機殻等が伊体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	機殻設備 小規模機殻処理装置	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防火物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	機能要求①	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) の保温材	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ③機殻等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	○	-	-	-	○	-	給気設備 窒素循環設備 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料
65	建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防火物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【施設共通 基本設計方針】 建屋内装材 (建築基準法に基づく不燃性材料、消防法に基づく防火物品)	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	-	-	-	-	【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防火物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品
66	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとす。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性を考慮し、難燃性を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	○	-	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	-	-	-	-	
67	また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、消防法に基づく防火物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【施設共通 基本設計方針】 建屋内装材 (建築基準法に基づく不燃性材料、消防法に基づく防火物品)	○	-	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直後火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	○	—	機結が 小規模機結処理装置 遠隔消火装置 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直後火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。	○	—	燃料油配管・弁 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直後火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。
62	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置⑧ 等	均一化混合装置 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ④機結が等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	○	—	緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋用発電機 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ④機結が等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。
63	機結が等の伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	○	—	機結設備 小規模機結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ④機結が等 伊体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	—	—	—	—	—	—
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	機能要求①	○	—	機結設備 小規模機結処理装置	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料	—	—	—	—	—	—
65	建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防火物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとす。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性を考慮し、難燃性を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防火物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【施設共通 基本設計方針】 建屋内装材（建築基準法に基づく不燃性材料、消防法に基づく防火物品）	—	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーペットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防火物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)及び安重GB内に使用するケーブル 重大事故等対処施設に使用するケーブル	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ①遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。	-	-	-	-	○	-	焼結ボート入庫装置 焼結ボート受渡装置等	6B排気設備 6B消火装置 6B温度監視装置 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 d. ケーブル】 自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。	
69	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルを必ず使用する場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とするか、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)及び安重GB内に使用するケーブル 重大事故等対処施設に使用するケーブル	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 d. ケーブル】 自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 e. フィルタ】 【JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)】により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	-	-	-	-	○	-	焼結ボート入庫装置 焼結ボート受渡装置等	6B排気設備 6B消火装置 6B温度監視装置 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルの性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	
70	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、「JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	機能要求①	換気設備のフィルタ(火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)に限る) 換気設備のフィルタ(重大事故等対処施設に限る)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 f. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ①変圧器及び遮断機に対する絶縁油 機室内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断機を使用する設計とする。 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ③遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	-	-	-	-	○	-		6B排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット 雑用排気フィルタユニット 等	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 e. フィルタ】 【JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)】により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	
71	火災防護上重要な機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	ベレット一時保管設備等	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			-	-	-	-	○	-	ベレット一時保管棚等	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ①遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ③遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	
72	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等のうち、機室内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	機能要求①	変圧器及び遮断機を有する設備(火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)に限る) 変圧器及び遮断機を有する設備(重大事故等対処施設に限る)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第 3 回申請					第 4 回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(U.L1581(Fourth Edition)1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置 一次混合装置 等	均一化混合装置 伝導度監視設備 混合ガス水素濃度高 による混合ガス供給 停止回路 混合ガス濃度異常遮 断弁(純結晶系、小規 模焼結処理系) 連続消火装置 火災状況確認用温度 表示装置 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の 使用 d. ケーブル】 自己消火性(U.L1581(Four th Edition)1080VW- 1 UL垂直燃焼試験)及び耐延焼 性(米国電気電子工学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験) を試験により確認できたものを使用 する設計とする。	○	—	緊急時対策建屋排風 機 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の 使用 d. ケーブル】 自己消火性(U.L1581(Four th Edition)1080VW- 1 UL垂直燃焼試験)及び耐延焼 性(米国電気電子工学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験) を試験により確認できたものを使用 する設計とする。
69	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とするか、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	○	予備混合装置 一次混合装置 等	均一化混合装置 伝導度監視設備 混合ガス水素濃度高 による混合ガス供給 停止回路 混合ガス濃度異常遮 断弁(純結晶系、小規 模焼結処理系) 連続消火装置 火災状況確認用温度 表示装置 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料で ないものを使用】 ③火災防護上重要な機器等及び重 大事故等対処施設に使用するケー ブル 機器等の性能上の理由から上記が 確認できないケーブルについては、 難燃ケーブルと同等以上の難 燃性能があることを確認した上で 使用する。または、金属製の筐体 等に収納等の措置を講ずる。	○	—	緊急時対策建屋排風 機 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(3)不燃性材料又は難燃性材料で ないものを使用】 ③火災防護上重要な機器等及び重 大事故等対処施設に使用するケー ブル 機器等の性能上の理由から上記が 確認できないケーブルについて は、難燃ケーブルと同等以上の難 燃性能があることを確認した上で 使用する。または、金属製の筐体 等に収納等の措置を講ずる。
70	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、「JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋フイ ルダユニット	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の 使用 e. フィルタ】 「JACA No.11A(空気清浄 装置用材燃焼性試験方法指針(公 益社団法人日本空気清浄協会))」 により難燃性を満足する難燃性材 料を使用する設計とする。
71	火災防護上重要な機器等に使用する遮断材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮断材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	機能要求①	○	—	所内電源設備(電気 設備)(安重の系統 に限る) 連続消火装置 火災状況確認用温度 表示装置 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の 使用 f. 変圧器及び遮断器に対 する絶縁油】 ⑦変圧器及び遮断器に対する絶縁 油 建屋内に設置する変圧器及び遮断 器は絶縁油を内包していない以下 の変圧器及び遮断器を使用する設 計とする。	○	—	所内電源設備(電気 設備)(安重の系統 に限る) 緊急時対策所 監視 制御盤 等	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料 の使用	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の 使用 f. 変圧器及び遮断器に対 する絶縁油】 ⑦変圧器及び遮断器に対する絶縁 油 建屋内に設置する変圧器及び遮断 器は絶縁油を内包していない以下 の変圧器及び遮断器を使用する設 計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止 自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 3. 火災防護の基本事項 3.3 適用規格 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止書	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。  【4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ○「原子力発電所の耐雷指針」(J E A G 4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。  【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については、「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は、火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は、WXX燃料加工施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器及び屋外の火災感知器は、屋外仕様とする。ともに火災感知器の寸法を確保し、風圧の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。  【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。  【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	基本方針	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。  【4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ○「原子力発電所の耐雷指針」(J E A G 4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。  【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。  【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	基本方針	-	第1回申請と同一	
74	WXX燃料加工施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設ける設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)		【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については、「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は、火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は、WXX燃料加工施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知器及び屋外の火災感知器は、屋外仕様とする。ともに火災感知器の寸法を確保し、風圧の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。  【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。  【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	【施設共通 基本設計方針】 避雷設備	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止						
75	各種建築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)		【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。  【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	【施設共通 基本設計方針】 避雷設備	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止						
76	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことにより自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等(安重及び野蔵・閉じ込め機能を有する設備)	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)		【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。  【4.4 (4) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	○	【施設共通 基本設計方針】 避雷設備	-	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	○	約束一時保管装置等	○	防雨火災装置 G6排水機 等	V-1-1-6 加工施設の火災防護に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2) 地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。  【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。
77	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことにより自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	設置要求	重大事故等対処施設	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)												
78	重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	重大事故等対処施設	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)												
79	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 ※重大事故等対処施設に関する事項	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)											【4.4 (3) 森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止】で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 火災感知設備、消火設備	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 4. 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する) 【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する) 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 4. 火災及び爆発の影響軽減 5. 火災の感知及び消火	【2.2 火災の感知及び消火】 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する) 【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する) 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について	第1回申請と同一
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について					第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、クローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言													第1回申請と同一	第1回申請と同一
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求													第1回申請と同一	第1回申請と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
82	(1) 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知器の型式は、放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して決定するとともに、火災を早期に感知できるように固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器として、アナログ式熱感知器及び非アナログ式熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、爆発性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の熱感知器又は防爆型のアナログ式の熱感知器（スポット型）及び防爆型のアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 また、爆発性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ式熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の熱感知器又は防爆型のアナログ式の熱感知器（スポット型）及び防爆型のアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。 ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備	設計方針（火災の感知）	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.2 火災の感知及び消火】 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス、S機能維持）を示す。  【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス、S機能維持）を示す。  【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。（耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する）  【5.2 消火設備について】 【5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計（耐震クラス、S機能維持）を示す。  【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。（耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する）  【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	グローブボックス内は、主要な工程で可燃性物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障礙となることにより、煙感知器及び火災感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災脚の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	グローブボックス負圧・温度監視設備、グローブボックス温度監視装置	設計方針（火災の感知）		【5.1.2(1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・グローブボックス内は内装機器や架台が障礙となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に適度な放射線物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるように、機器の近傍に火災感知器を設置する。  ○火災感知器の種類 ・グローブボックス内は可燃性物質を非密封で取り扱うため、放射線、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。	-	-	-	-	○	被覆施設 GB負圧・温度監視 設備  被覆施設、その他加工設備の付属施設 GB負圧・温度監視 設備  火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	-	
84	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備	設計方針（火災の感知）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
85	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区域は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	火災感知設備	設計方針（火災の感知）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
86	ただし、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域は除く。	設置要求	火災感知設備	設計方針（火災の感知）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
87	感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備	設計方針（火災の感知）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請										
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載					
82	(1) 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知器の型式は、放射線、取付高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して決定するとともに、火災を早期に感知できるような固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気形成のおそれのある場所については、防煙型の非アナログ式熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の炎感知器又は防煙型の非アナログ式の熱感知器（スポット型）及び防煙型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気形成のおそれのある場所については、防煙型の非アナログ式熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の炎感知器又は防煙型の非アナログ式の熱感知器（スポット型）及び防煙型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2(1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して決定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて決定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則において定める感知器の網羅性、及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条～第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内は内蔵機器や梁台が機能となり火災感知器が設置できる箇所が制限されることから、グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設でグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。	
83	グローブボックス内は、主要な工程で可燃性物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MXX粉末やレーザー光による顕像や内装機器及び梁台が機能となり、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカップでは火災を感知できないおそれがあることから、火災時の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	被覆施設 GB負圧・温度監視 設備	-	成形施設、被覆施設 GB負圧・温度監視 設備 火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	-	-	-	-	-	-	-
84	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2(1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して決定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて決定する設計とする。	
85	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区域は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	
86	ただし、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域は除く。	設置要求	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	
87	感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従って設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
88	火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災感知設備 (GB温度監視装置)	設計方針 (火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母線又は運転準備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	-	-	-	-	○	-	火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備から給電する設計とする。	
89	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備又は火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建物の可搬型発電機等、非常用母線又は運転準備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備	設計方針 (火災の感知)			-	-	-	-	○	-	火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について		
90	火災感知設備は、中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計及び火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	火災感知設備	設計方針 (火災の感知)		【(2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式感知器及びアナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グループボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	-	-	-	-	○	被覆施設 GB負圧・温度監視 設備	被覆施設、座席設備、その他加工設備の付属施設 GB負圧・温度監視 設備 火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ・点検・試験機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
91	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的に行う。グループボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験等を定期的に行う。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災の感知) 基本方針(火災防護計画)		【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とする。火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	○	被覆施設 GB負圧・温度監視 設備	被覆施設、座席設備、その他加工設備の付属施設 GB負圧・温度監視 設備 火災感知設備 GB温度監視装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画		
92	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災の感知) 基本方針(火災防護計画)		【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とする。火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
88	火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	—	火災感知設備 GB温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設設備の設備分類に応じて、各建屋の可燃型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策兼用発電機から給電する設計とする。	—	—	—	—	—
89	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域並びに安全上重要な施設のグループボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設設備の設備分類に応じて、各建屋の可燃型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策兼用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	○	—	所内電源設備（電気設備） 燃料加工建屋の6.9kV非常用母線 燃料加工建屋の460V非常用母線 火災感知設備 GB温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設設備の設備分類に応じて、各建屋の可燃型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策兼用発電機から給電する設計とする。	所内電源設備（電気設備） 火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設設備の設備分類に応じて、各建屋の可燃型発電機等、非常用母線又は運転予備電源若しくは緊急時対策兼用発電機から給電する設計とする。	
90	火災感知設備は、中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計及び火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	○	被覆施設 GB負圧・温度監視設備	成形施設、被覆施設、廃棄設備、その他加工設備の付属施設 GB負圧・温度監視設備 火災感知設備 GB温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グループボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グループボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び機能抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について	【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。	
91	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的に実施する。 グループボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び機能抵抗等を用いる試験等を定期的に実施する。	機能要求① 運用要求	○	被覆施設 GB負圧・温度監視設備	成形施設、被覆施設、廃棄設備、その他加工設備の付属施設 GB負圧・温度監視設備 火災感知設備 GB温度監視装置 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グループボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び機能抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。	
92	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	機能要求① 運用要求	○	—	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 8. 火災防護計画	【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。 【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備の火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93		設置要求	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-5 構造図 ・その他の加工施設の構造図	<p>【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影 火災及び爆発の防止に関する説明書 【消火設備の選定】 ・ 工程室及びグローブボックスについては、臨界管 理の観点で消火火災による消火が困難であるものと し、ガス消火を行う。 ・ また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影 響により消火活動が困難である火災区域・区画を選 定する。 ・ 上記を踏まえて設置する固定式ガス消火装置 の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区 画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火 災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は 火災区画</p> <p>【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影 響により消火活動が困難とならない火災区域又は 火災区画】 ・ 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難 とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・ 当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備 の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域 又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室から の消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙 の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる 火災区域又は火災区画</p> <p>【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域 又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・ 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災 区画に対する消火設備の設計方針</p>	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	<p>【消火設備の選定】 ・ 工程室及びグローブボックスに ついては臨界管理の観点で消火水 による消火が困難であるものと し、ガス消火を行う。 ・ また、火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が 困難である火災区域・区画を選 定する。 ・ 上記を踏まえて設置する固定式 のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グローブボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃物を取扱う火災 区域又は火災区画 (d) 可燃物を取り扱い構造上消 火困難となる火災区域又は火災区 画 (e) 安全上重要な電気品室とな る火災区域又は火災区画</p>	
94	上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能こと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防火災に基づき消火設備で消火する設計とする。	設置要求 評価要求	消火設備	設計方針 (火災の消火) 詳細 (火災の消火)		<p>【5.2.2(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作に よる安全機能または重大事故等に対処するために 必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・ MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、 消火器等を適切に配置することにより、火災防 護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設 計とする。 ・ 電気機器に対しては、消火剤に水を使用しない 二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配備する。 ・ 非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭 素消火装置の破損により給気不足を引き起こさな いよう外気より給気される構造とする。 ・ 電気絶縁性が高いガス消火装置を設置すること により、設備の破損、誤作動又は誤操作により消 火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与 えない設計とする。 ・ 消火設備を設置する室のうち、形状寸法等 を行う設備を取納する室には、水を使用しない固定 式のガス消火装置を選定する。 ・ 消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高 いガスを採用すること、火災が発生している火 災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的 な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発 等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重 大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とす る。 ・ 煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び 重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延 焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・ 消火設備は火災による熱の影響を受けても破損 及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに 接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防 止する設計とする。同時に、消火ガスボンベ及び 制御装置については消火対象を設置するエリアとは 別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置 に設置する設計とする。</p>	-	-	-	-	-	○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	<p>【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満 又は放射線の影響により消火活動 が困難とならない火災区域又は火 災区画】 ・ 火災発生時の煙の充満等により 消火活動が困難とならない火災区 域又は火災区画の選定する。 ・ 当該火災区域・区画に設置する 固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が 小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放する ことで隣室からの消火が可能な火 災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能 であり有効に煙の除去又は煙が降 下するまでの時間が確保できる火 災区域又は火災区画</p>	
95	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については、溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。	評価要求	消火設備	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
96	a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則及び試験結果に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求②	消火設備	設計方針 (火災の消火)		<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】 ・ 消火設備に必要な消火剤の容量については、二 酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行 規則第十九条に基づき算出する。 ・ グローブボックス消火装置については、核燃料 物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から 負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があ るため、グローブボックスの給気量に対して95%の 消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始 から5分で放出を完了できる設計とする。 ・ 複数連結したグローブボックスについては、消 火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気 量の合計値に対して95%の消火ガスを放出すると ともに、消火ガス放出開始から5分で放出を完了 できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位 を消火できる量以上を配備する。</p>	-	-	-	-	-	○	-	-	<p>&lt;ポンベ&gt; 名称、種類、容量、最高使用圧 力、最高使用温度、主要寸法、材 料、個数、取付箇所</p> <p>&lt;配管&gt; 名称、最高使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ、材料</p>	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消 火剤の容量】 ・ 消火設備に必要な消火剤の容量 については、二酸化炭素消火装置 及び窒素消火装置は消防法施行規 則第十九条に基づき算出する。 ・ グローブボックス消火装置につ いては、核燃料物質をグローブ ボックス内に閉じ込める観点から 負圧を維持しながら消火ガスを放 出する必要があるため、グローブ ボックスの給気量に対して95%の 消火ガスを放出するとともに、消 火ガス放出開始から5分で放出を 完了できる設計とする。 ・ 複数連結したグローブボックス については、消火ガスの放出単位 を設定し、その放出単位の給気量 の合計値に対して95%の消火ガス を放出するとともに、消火ガス放 出開始から5分で放出を完了でき る設計とし、消火剤容量は最も大 きな放出単位を消火できる量以上 を配備する。</p>
97	ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とする。また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	-	○	-	-	<p>&lt;ポンベ&gt; 名称、種類、容量、最高使用圧 力、最高使用温度、主要寸法、材 料、個数、取付箇所</p> <p>&lt;配管&gt; 名称、最高使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ、材料</p>	V-1-1-6 火災及び爆発の防 止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
93	(2) 消火設備 工程室及びグローブボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作の起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損わない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される要し消火困難な製造等)に該当する箇所を多数の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱った構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建物の対機本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 燃料貯蔵庫等の高機量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	ハロゲン化物消火設備 ※火災及び爆発の防止に関する説明書等	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【消火設備の選定】 ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画
94	上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求 評価要求	○	-	消火設備 屋内消火栓 消火器	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	-	-	-	-	-	【5.2(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画
95	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については、溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。	評価要求	○	-	消火設備 屋内消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	-	-	-	-	-	-
96	a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則及び試験結果に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 消火用水槽 る過水貯槽	<タンク> 名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数、取付箇所 <ポンプ・原動機> 名称、種類、容量、揚程、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数、取付箇所 <配管> 名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ、材料	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2(5) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。
97	ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	設置要求 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
98	消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】 ・消火用水供給系の水源である過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は、消防法施行令第十一号に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
99	b. 消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))及び消火用水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を設置し、多重性を有する設計とする。 緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m <sup>3</sup> の過水貯槽及び容量約900m <sup>3</sup> の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすること、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多重性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m <sup>3</sup> の消火水槽、建屋近傍に容量約40m <sup>3</sup> の防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
100	消火用水系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))に加え、ディーゼル駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を1台ずつ設置することで、多重性を有する設計とする。また、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を2基設ける設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	消火設備 圧力調整用消火ポンプ、 ディーゼル駆動消火ポンプ、 電動機駆動消火ポンプ	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
101	(b) 系統分離に応じた独立性 MAX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。	機能要求①	消火設備	設計方針 (火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動Ssで損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。 ・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	-	【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動Ssで損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。 ・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。
102	同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンプを含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置	設計方針 (火災の消火)		・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	-	
103	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	-	
104	(c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先できる設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備	設計方針 (火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○本消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
105	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。	設置要求 機能要求①	消火設備	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
98	消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	○	—	防火水槽	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	—	—	—	—	—	【5.2(5) 消火設備の設計 a. 消火設備の容量】 ・消火用水供給系の水源であるろ過水槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一号、第十九号及び危険物の規制に関する規則第三十二号に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合は想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は、消防法施行令第十一号に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。
99	b. 消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))及び消火用水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を設置し、多重性を有する設計とする。緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【5.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m <sup>3</sup> のろ過水槽及び容量約900m <sup>3</sup> の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m <sup>3</sup> の消火水槽、建屋近傍に容量約10m <sup>3</sup> の消火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。
100	消火用水系の消火ポンプは、電動駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))に加え、ディーゼル駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を1台ずつ設置することで、多重性を有する設計とする。また、消火配管内加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を2基設ける設計とする。また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	(b) 系統分離に応じた独立性 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じた設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能となる設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	(c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先できる設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	—	—	—	—	—	—	【5.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とする。
105	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
106	c. 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時において電源を確保する設計とする。	機能要求①	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について V-2-3 系統図 ・系統説明図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グループボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・地震時において固定式ガス消火装置による消火活動を想定する必要がある火災区域又は火災区域に属する消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-		
107	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグループボックス消火装置(不活性ガス消火装置)のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グループボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	
108	なお、地震時において固定式ガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区域に属する消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	機能要求①	消火設備	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
109	d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グループボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・可燃物加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火装置又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないよう外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式ガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区域からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。消火ガスボンベ及び制御装置については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区域又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	-	-	-	-	○	-	-	○	-	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・可燃物加工施設内の消火設備のうち、グループボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火装置又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないよう外気より給気される構造とする。
110	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区域からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
111	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備 (延焼防止ダンパ)	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
112	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。消火ガスボンベ及び制御装置については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区域又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置 等	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
113	(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備 溢水防護設備	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	
114	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。	機能要求①	GB排気設備、工程室排気設備、建屋排気筒設備、排気筒	設計方針 (火災の消火)			-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
106	c. 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時においても電源を確保する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【消火設備の電源確保】 ・電動機駆動消火ポンプは運転準備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。
107	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	所内電源設備(電気設備)	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に於ける消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	-	-	-	-	-	
108	なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に於ける消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	機能要求①	○	-	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○	-	消火設備 消火水供給設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【消火設備の電源確保】 【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転準備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	
109	d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	○	-	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓 消火器	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・燃焼燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	
110	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・燃焼燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することにより、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	
111	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
112	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。また、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を避けるエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	ハロゲン化物消火設備	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とする。また、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を避けるエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	
113	(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル液液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	溢水防護設備 堰	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰を設置する。	
114	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
115	(c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防団及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるように、第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）及び都市計画法施行令第二十五条（開発許可の基準を適用するに必要となる技術的細目）に準拠し、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるように配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
116	e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 固定式ガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 また、再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。	-	-	-	-	○	-	消火設備 GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。
117	(b) 固定式ガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるように警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	機能要求①	窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。
118	f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度 (G <sub>0</sub> -60m) を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。	設置要求	消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度 (G <sub>0</sub> -60m) を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通過状態、消火栓使用時は排水弁を閉じて放水する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	(b) 風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内（ユーティリティ建屋）に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう、雨水の浸入等により動作機構に影響を受けにくい構造とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内（エネルギー管理建屋）に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。	-	-	-	-	○	-	消火設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○風水害対策 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内（エネルギー管理建屋）に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
115	(c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	○	—	消火設備 屋内消火栓 屋外消火栓	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるよう、第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）及び都市計画法施行令第二十五条（開発許可の基準を適用するに於ける必要な技術的項目）に準拠し、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるように配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	—	—	—	—	—
116	e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 また、再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117	(b) 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるように警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118	f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度(L≦60m)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。	設置要求	○	—	消火設備 屋外消火栓	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度(L≦60m)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を常閉状態とし、消火栓使用時は排水弁を開いて放水する設計とする。	—	—	—	—	
119	(b) 風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	消火設備 圧力調整用消火ポンプ 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内（ユーティリティ棟）に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
120	(c) 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火用水を供給し、消火活動を可能とするよう、建物内の外部からのアクセス性が良い箇所に逆止弁を設置し、破断した配管から建物外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	移動式消火設備	設計方針 (火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○地震対策 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域のうちの、火災困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓は、維持すべき耐震重要度分類に応じて機器を維持すべき設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	e. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備えておく移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水車を配備する設計とする。また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災の消火)		○移動式消火設備の配備 ・「積載物積載の加工の事業に関する規則」第七條の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備えておく大型化学高所放水車、消防ポンプ付水車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122	(b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	照明設備	設計方針 (火災の消火)		○消火用の照明器具 建築基準法第三十五條及び建築基準法施行令第二百二十六條の五に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	(c) ポンプ室の煙の排気対策 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充填により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。	設置要求	窒素消火装置、二酸化炭素消火装置 換気設備	設計方針(火災の消火)		○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプ設置場所のうち、火災発生時の煙の充填により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
124	(d) 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、本臨界に在るよう間隙を設けたラック又はピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても本臨界を維持できる設計とする。	評価要求	燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、貯蔵容器一時保管設備	設計方針(火災の消火)		○貯蔵設備の本臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても本臨界を維持できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	7.1.3 火災及び爆発の影響軽減 (1) 火災及び爆発の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備(機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル)に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。 (2) 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料加工施設の閉じ込め機能を有するグループボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援設備である非常用内電源設備については、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援設備である非常用内電源設備	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	-	-	-	-	-
126	(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求②	施設共通 基本設計方針 (GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施)	基本方針 設計方針 (影響軽減) 評価方法 (影響軽減) 評価 (影響軽減)		【施設共通 基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁等(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防ダンプ等) 【機能要求②】 【施設共通基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	○	<火災区域構造物> 名称、種類、主要寸法、材料	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援設備である非常用内電源設備	【施設共通 基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁等(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防ダンプ等)	○	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	-	-
127	(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相連する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には設置できるものを含め可燃物存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針、GB排風機、火災感知設備、消火設備(窒素消火装置)	基本方針 設計方針 (影響軽減) 評価方法 (影響軽減) 評価 (影響軽減)		【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁等(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防ダンプ等) 【機能要求②】 【施設共通基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	○	<火災区域構造物> 名称、種類、主要寸法、材料	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【施設共通 基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁等(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防ダンプ等)	○	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	-	-
128	(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相連する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針、非常用発電機(燃料移送ケーブル)、火災感知設備、消火設備(二酸化炭素消火装置)	基本方針 設計方針 (影響軽減) 評価方法 (影響軽減) 評価 (影響軽減)		【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンプ等 【6.2.3 (2) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	<ポンベ> 名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数、取付箇所 <配管> 名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ、材料	○	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
120	(c) 地震変位対策 屋内消火栓は、地震時における地震変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、建屋内の外部からのアクセス性が良い箇所にて取水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	○	—	消火設備 屋内消火栓	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○地震対策 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、消火困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓は、維持する前重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。	—	—	—	—	—	—
121	e. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備えている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 (5)g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七條の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けられている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。
122	(b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、移動時間及び消防時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	○	—	照明設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○消火用の照明器具 建築基準法第三十五條及び建築基準法施行令第二十六條の5に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設置及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—
123	(c) ポンプ室の煙の排気対策 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充填により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。	設置要求	○	—	所内電源設備 (電気設備)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充填により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。	—	—	—	—	—	—
124	(d) 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、本臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても本臨界を維持できる設計とする。	評価要求	○	—	燃料集合体貯蔵設備 燃料棒貯蔵設備	消火設備 屋外消火栓 防火水槽	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	○貯蔵設備の本臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても本臨界を維持できる設計とする。	—	—	—	—	—	—
125	7.1.3 火災及び爆発の影響軽減 (1) 火災及び爆発の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備(機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル)に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。 a. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグループボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備については、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	第1回申請と同一	—	—	—	—
126	(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	○	—	【施設共通 基本設計方針】 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火壁壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	—	—	—	—	—	—
127	(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相連する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には設置できるものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	○	—	火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	【2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の確保】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グループボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法	—	—	—	—	—	—
128	(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相連する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	○	—	燃料移送ポンプ 火災感知設備 自動火災報知設備	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策	・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
129	b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減 (a) 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る壁とする。中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御室内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 これに加え、制御室内に高感度煙感知器を設置する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針, 6B排風機, 非常用 所内電源設備, 自動火災報知 設備, 高感度煙感知器, 消火 器	設計方針 (影響軽減) 基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の 系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 火災及び爆発の影響軽減対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた壁とする。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが・・・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としてあり、鉄製で当該鉄板を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた壁とする。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが・・・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としてあり、鉄製で当該鉄板を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	○	-	6B排風機	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた壁とする。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが・・・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としてあり、鉄製で当該鉄板を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式ガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた壁とする。 (特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが・・・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としてあり、鉄製で当該鉄板を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な委員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策
130	(b) 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。	設置要求 機能要求①	基本方針, 6B排風機, 非常用 所内電源設備, 火災感知設備, 窒素消火装置	基本方針 設計方針 (影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する 具体的な系統分離対策 8. 火災防護計画	【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダクトを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器を設置する火災区域については、放射線物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダクトを設けない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	○	【設置要求】 基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	○	-	6B排風機 窒素消火装置	<ポンペ> 力、最高使用圧、最高使用温度、主要寸法、材料、個数、取付箇所 <配管> 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ、材料	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの 深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策
131	c. 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災影響軽減設備 (延焼防止 ダンパ、防火ダンパ) グローボックス排気設備 工程室排気設備、建屋排気設備 等を設置する火災区域境界に 限る)	設計方針 (影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する 具体的な系統分離対策 8. 火災防護計画	【6.3 その他の影響軽減対策 (2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づき容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく耐火性能な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。	○	-	-	-	-	-	-	グローボックス排 気設備 工程室排気設備 建屋排気設備 (放射 性物質貯蔵等の機器 等)を形成する火災区 域境界に限る)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統 分離対策	【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器を設置する火災区域については、放射線物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダクトを設けない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	【6.3 その他の影響軽減対策 (2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づき容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく耐火性能な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。
132	d. 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく耐火性能な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	工程室排気設備 非常用発電機室換気空調設備 窒素消火装置、二酸化炭素消 火装置	設計方針 (影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する 具体的な系統分離対策 8. 火災防護計画	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクは、放射線物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	○	-	-	-	-	-	-	工程室排気設備 非常用発電機室換気空調 設備 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統 分離対策	【6.3 その他の影響軽減対策 (2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づき容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく耐火性能な製造所等に該当する場所については、固定式ガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。
133	e. 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクは、放射線物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	燃料油貯蔵タンク	設計方針 (影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する 具体的な系統分離対策 8. 火災防護計画	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
129	b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策 (a) 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る壁とすることで分離する。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御室内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 これに加え、制御室内に高感度煙感知器を設置する。	設置要求 機能要求① 運用要求	○	—	非常用発電機の系統 火災感知設備 自動火災報知設備 消火器	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 8. 火災防護計画	—	—	—	【5.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・中央監視室床下の影響軽減対策 【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが存在しないように分離する設計とする。また、至床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造られた壁とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件において、鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー)としており、鉄製で当該板厚を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。 【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○燃焼材料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの、影響軽減の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	
130	(b) 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	—	非常用発電機の系統 火災感知設備 自動火災報知設備	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離	—	—	—	—	
131	c. 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
132	d. 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の積荷に際する政令に規定される著しく耐火性能な製造所等に該当する場合については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
133	e. 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まない燃焼材料加工施設で使用される油タンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	○	—	燃料油貯蔵タンク	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策	—	—	—	—	【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区域に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まない燃焼材料加工施設で使用される油タンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
134	f. 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 その他の影響軽減対策 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	7.1.4 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価)】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	第1回申請と同一	-	-	-
136	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針		○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTにより、ZOI(評価項目:火災高さ、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	○	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減	第1回申請と同一	-	-	-	
137	(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である構築物等の閉じ込め機能を有するグループボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」を参考に、火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設	基本方針 評価方法(火災影響評価)			○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【火災影響評価】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。	-	-	-	-
138	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設内の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響がないことを確認する。	評価要求	安全上重要な施設	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
139	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FPT」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	安全上重要な施設	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
134	f. 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	○	—	焼結設備 小規模焼結処理装置 火災影響軽減設備 延焼防止ダンパ	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離 6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.3 その他の影響軽減対策】 【4. 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。	—	—	—	—	—	—
135	7.1.4 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	○	—	—	第1回申請と同一	—	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針 火災影響評価	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価 【7. MOX燃料加工施設の安全確保（火災影響評価）】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区内に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	
136	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	○	—	—	第1回申請と同一	—	火災影響評価	火災影響評価	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価 ○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 【7.2 火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の安全上重要な施設 ・火災区域又は火災区内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTにより、ZOI（評価項目：火災高さ、ブルーム、輻射、高圧ガス）の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	
137	(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区内における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である可燃性物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」を参考に、火災影響評価にて確認する。	評価要求	○	—	—	—	—	火災影響評価	火災影響評価	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策	
138	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響がないことを確認する。	評価要求	○	—	—	—	—	火災影響評価	火災影響評価	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	
139	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区内は、当該火災区域又は火災区内における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール（以下「FDT」という。）を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	○	—	—	—	—	火災影響評価	火災影響評価	—	—	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
140	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。	評価要求	安全上重要な施設	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDTにより、ZDI(評価項目:火災高さ、ブロー、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
141	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDIを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	安全上重要な施設	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
142	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設	基本方針 評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針		V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2.3 火災及び爆発の影響軽減	【火災影響評価】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、設計基準事故の発生に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	-	-	-	-
143	7.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用するが、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽)	設計方針(設備の共用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	(【2.3 悪影響防止(3) 共用】) (・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安全機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合燃料貯蔵施設の境界の層については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
144	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合燃料貯蔵施設の境界の層(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉(MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合燃料貯蔵施設の境界の層))	設計方針(設備の共用) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
140	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。	評価要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	安全上重要な施設	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	【7.2火災影響評価】 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。
141	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDIを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	安全上重要な施設	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDIによりZDI(評価項目：火災発生、ブルーム、放射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。
142	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮して、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 圧力調整用消火ポンプ 消火用水貯槽 ろ過水貯槽	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 7. MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 7.2 火災影響評価	
143	7.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用するが、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	消火設備 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 消火用水貯槽 ろ過水貯槽 圧力調整用消火ポンプ	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 5.2 消火設備について	【2.2 悪影響防止(3) 共用】 (・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合体化物貯蔵施設の境界の層については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。)
144	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合体化物貯蔵施設の境界の層(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	火災影響軽減設備 防火扉	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減	

## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開



基本設計方針の添付書類への展開  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	5. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。	
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域に対して、火災防護対策を講じる。	冒頭宣言	基本方針			【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、火災の感知及び消火、火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策、火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備にて構成する。 ・MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。	
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安全機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義	基本方針			○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設及び重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	
4	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域に対して火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針			○共通の火災防護に係る基本方針 ・火災区域又は火災区域における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPAS01」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
9	火災区域又は火災区域における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPAS01」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針			○MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。	
10	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	施設共通 基本設計方針				
11	放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安全機能を有する機器等を除いたものとする。	定義	基本方針				
12	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
13	また、重大事故等対処施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針				
17	7.1.1 火災及び爆発の発生防止 (1) 施設特有の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の流入防止対策を講ずる設計とする。また、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、以下の発生防止対策の基本方針について説明する。 ・MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除 ・異常な温度上昇の防止対策 ・可燃性物質の漏えい防止対策 ・空気の流入防止対策 ・熱的制限値の設定 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	【分析試薬による火災及び爆発の発生防止】 ⇒施設固有の取り扱いを行う分析試薬に対して、具体的な発生防止対策を補足説明する。 ・【補足火5】分析試薬の火災発生防止対策の考え方について説明
27	(2) MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	
57	(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	燃料加工建屋、緊急時対策建屋			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
73	(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止 自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風を含む。))及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風を含む。))及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	
80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 火災感知設備、消火設備			【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。	

基本設計方針の添付書類への展開  
 (第十一条 火災等による損傷の防止)  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
125	7.1.3 火災及び爆発の影響軽減 (1) 火災及び爆発の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備(機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル)に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。 a. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	2.3 火災及び爆発の影響軽減 【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策	
126	(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通 基本設計方針 (GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施)				
127	(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には位置させるものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針、GB排風機、火災感知設備、消火設備(窒素消火装置)				
128	(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針、非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備、消火設備(二酸化炭素消火装置)				
130	(b) 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針、GB排風機及び非常用所内電源設備、火災感知設備、窒素消火装置				※補足すべき事項の対象なし
135	7.1.4 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針			【MOX燃料加工施設の安全確保(火災影響評価)】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。	
136	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針				
137	(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」を参考に、火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設				
142	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設				

基本設計方針の添付書類への展開  
(第十九条 火災等による損傷の防止)  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義	基本方針	対象選定	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a) 安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ※各回次にて火災防護上重要な機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表 等)	
10	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	定義	施設共通 基本設計方針			(b) 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 【3.1 (1) 安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b) 火災防護上の系統分離対策を講じる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	【火災等により防護すべき施設】 ⇒第1回申請において、燃料加工建屋を申請するが、建屋に設定する火災区域設定の前提条件となる防護対象設備の配置については後次回で申請となることから、別に示す補足説明(火災区域の配置を示す図面)へつなげるための情報として補足説明する。 ・【補足火1】防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義	基本方針			【3.1 (1) 安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。 ※各回次にて放射性物質の貯蔵等の機器等が申請される毎に記載を拡充する。(表 等)	
11	放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものとする。	定義	基本方針				
4	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針			(2) 重大事故等対処施設防護の基本事項 【3.1 (2) 重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ※各回次にて重大事故等対処施設が申請される毎に記載を拡充する。(表 等)	
5	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構築物 施設共通 基本設計方針	設計方針 (火災区域の設定)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【3.2 火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火パネル、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構築物の配置図を示す。)	【火災区域及び火災区画の設定】 ⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。 ・【補足火2】火災区域の配置を示した図面
6	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火パネル、防火扉、延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	施設共通 基本設計方針 火災区域構築物		V-2-4 配置図		【耐火壁の耐火性能】 ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠データ等を用いて補足する。 ・【補足火3】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
7	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針			b. 屋外 【3.2 火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1) 火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 ※各回次にて対象となる設備が申請されているのか明確にする。	
8	火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁、隔離距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構築物 施設共通 基本設計方針			(2) 火災区画の設定 【3.2(2) 火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。	
9	火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPAS01」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【3.3 適用規格】 ・火災防護設計に係る適用規格についてまとめる。	※補足すべき事項の対象なし
18	水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。	
19	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。 d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合は、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	
20	a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備				
21	b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備				
22	c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備				
23	さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備				※各回次にて水素・アルゴン混合ガスを取り扱う設備が申請される毎に記載を拡充する。 ※補足すべき事項の対象なし
24	d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合は、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求①	水素・アルゴン混合ガス設備				
25	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	機能要求②	過加熱防止回路			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。 ※焼結炉等が申請される際に記載を拡充する。	
26	安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	機能要求①	窒素循環設備、窒素雰囲気グローブボックス			【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図) ※窒素循環設備等が申請される際に記載を拡充する。	

基本設計方針の添付書類への展開  
 (第十九条 火災等による損傷の防止)  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項 (発生防止)	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
28	潤滑油、燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	機能要求① 設置要求	潤滑油、燃料油を内包する予備混合装置GB、均一化混合装置GB等(火災区域・火災区域に設置するものに限る)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止、及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配理上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防漏対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。  ※各回次に潤滑油又は燃料油を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。	【発火性物質又は引火性物質(潤滑油、燃料油を内包する設備)の発生防止対策】 ⇒火災源となりうる潤滑油、燃料油を内包する設備を設置する場所について補足説明する。 ・【補足火6】火災区域の配置を示した図面(火災源) ⇒機器運転時の温度よりも引火点が高い潤滑油、燃料油を使用することで防漏対策の可否を判断するために、各温度の関係を補足説明する。 ・【補足火7】油内包機器の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について
29	油内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 ※工程室排気設備、建屋排気設備等の油内包設備と関係する				
30	油内包設備を設置する火災区域又は火災区域は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域空調設備				
32	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	設置要求	水素を内包する設備 水素・アルゴン混合ガス設備、焼結設備、小規模焼結処理装置			【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。 ③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用する水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発する設計とする。 ⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防漏対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防漏構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。  ※各回次に水素等を内包する設備が申請される毎に記載を拡充する。	
33	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針				
34	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区域は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域空調設備				
35	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域空調設備 施設共通(可燃物の持ち込み管理) 施設共通 基本設計方針				
36	蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	水素漏えい検知器				
38	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に適合するよう、鋼板製筐体へ収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	-				【水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ⇒施設内で水素等を使用する設備に対して、漏えいを検知することとしているから、検知器の系統について補足説明する。 ・【補足火8】水素漏えい検知器の仕様及び系統について
39	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域空調設備				
40	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備				
42	発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防漏構造とする設計とする。	機能要求①	燃料油貯蔵タンク				
43	再処理施設と共用する重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防漏構造とする設計とする。	機能要求①	再処理と共用する電気接点を有する機器(重油貯槽、軽油貯槽)				
44	また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	機能要求①	-				
51	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。	機能要求①	-			【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。 ・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が入ることを防止する設計とする。 ・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。 ・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。  ※水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等が申請される毎に記載を拡充する。	
52	焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が入ることを防止する設計とする。	設置要求	-				
50	なお、雰囲気ガスを加温する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。	設置要求	焼結設備、小規模焼結処理装置				
53	また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。	設置要求	-				
54	焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。	機能要求①	-				
45	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要基以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備(「建屋の送風機」以降のみ) 施設共通 基本設計方針			【(2) 可燃性蒸気又は可燃性微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防漏指針」に記載されるような金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。	
46	燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。	機能要求①	-			【(3) 発火源への対策】 ○可燃性微粉への対策 ・燃料棒解体設備は、燃料棒の切断時にジルコイ粉末が発生しないよう、押切機構の切断機を用いて切断する設計とする。 ・燃料棒の溶接を行う設備は、装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接する設計とする。 ・火花の発生を伴う設備は、可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
47	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッタ)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	設置要求 運用要求	燃料棒解体設備、溶接設備 施設共通 基本設計方針			【(3) 発火源への対策】 ○高温となる設備 ・高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。 ・焼結炉、小規模焼結処理装置については、温度制御機器により温度制御を行うとともに、温度が1800℃を超えるおそれがある場合にヒータを自動で停止する。  ※焼結炉等が申請される毎に記載を拡充する。	
48	また、高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、スタック乾燥装置、分析設備				
49	焼結炉等の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とするとともに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。	機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、冷却水設備				
55	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針 ※電気設備に関する事項			【(4) 過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。  ※遮断器にて遮断する設備等が申請される毎に記載を拡充する。	
41	放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針			【(5) 火災及び爆発の防止にかかる個別留意事項】 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する。 ・電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	
56	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				

基本設計方針の添付書類への展開  
(第十一号 火災等による損傷の防止)  
(第二十九号 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
57	(3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	設置要求	燃料加工建屋、緊急時対策建屋	設計方針 (不燃性材料又は難燃性材料の使用)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 (1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材  【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。	
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ○建物 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。  ○主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料  ○グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。  ○遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。  ※不燃性材料等を使用する機器が申請される際に記載を拡充する。	
59	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) 重大事故等対処施設				
60	核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備				
71	火災防護上重要な機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	—				
64	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	機能要求①	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)の保温材			b. 保温材  【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料  ※保温材が申請される際に記載を拡充する。	
65	建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針			c. 建屋内装材  【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 c. 建屋内装材】 建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品	
67	また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針				
68	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080 VW-1 UL垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)及び安重GB内に使用するケーブル 重大事故等対処施設に使用するケーブル			d. ケーブル  【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 d. ケーブル】 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080VW-1 UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学会規格IEEE383-1974又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。  ※各回の申請設備に使用するケーブルの記載を拡充する。	
70	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、「JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	機能要求①	換気設備のフィルタ(火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)に限る) 換気設備のフィルタ(重大事故等対処施設に限る)			e. フィルタ  【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 e. フィルタ】 「JACA No.11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。  ※フィルタが申請される際に記載を拡充する。	
72	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	機能要求①	変圧器及び遮断器を有する設備(火災防護上重要な機器等(安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)に限る) 変圧器及び遮断器を有する設備(重大事故等対処施設に限る)			f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油  【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油】 ①変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。  ※変圧器等を用いる設備が申請される際に記載を拡充する。	
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用  【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ①保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料  ※不燃性材料等を使用できない場合の代替材料の設計を申請する際に記載を拡充する。	
65	建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針				
67	また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針				
58	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用  【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。 ④焼結剤等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。 ⑤遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。  ※不燃性材料等を使用できない場合の設計を申請する際に記載を拡充する。	
61	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) 重大事故等対処施設				
66	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものである。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針				
69	ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とするか、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)及び安重GB内に使用するケーブル 重大事故等対処施設に使用するケーブル				
62	また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備) 重大事故等対処施設				
63	焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	機能要求①	焼結設備 小規模焼結処理装置				
71	火災防護上重要な機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	機能要求①	ベレット一時保管設備等				

基本設計方針の添付書類への展開  
 (第十一条 火災等による損傷の防止)  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
74	MOX燃料加工施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設ける設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (自然現象による火災及び爆発の発生防止)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 【(1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(J E A G4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	
75	各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針				
76	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	設置要求	火災防護上重要な機器等 (安重及び貯蔵・閉じ込め機能を有する設備)				
77	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	設置要求	重大事故等対処施設				
79	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 ※重大事故等対処施設に関する事項				
78	重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	重大事故等対処施設				
					(2)地震による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。 ・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とする。同時に、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。 ※各回次にて火災防護上重要な機器等が申請される毎に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
					(3)森林火災による火災の発生防止	【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 ※防火帯の申請に合わせて記載を拡充する。	
					(4)竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (4)竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。 ※竜巻対策の申請に合わせて記載を拡充する。	

基本設計方針の添付書類への展開  
 (第十一条 火災等による損傷の防止)  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 火災感知設備、消火設備	設計方針 (火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5. 火災の感知及び消火】 【5.1 火災感知設備について】 【5.1.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備				
82	(1) 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所については、防煙型のアナログ式熱感知器(熱電対)及び非アナログ式の炎感知器又は防煙型非アナログ式の熱感知器(スポット型)及び防煙型非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備(グローブボックス外の感知に限る) 火災感知設備		5.1.2 機能設計 (1)火災感知器	【5.1.2 機能設計】 【5.1.2(1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条～第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内は内装機器や架台が障礙となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。  ○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況(温度、煙濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グローブボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため、MOX粉末、レーザ光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、検出できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	【火災感知器の設置条件】 【火災感知器の種類】 ⇒グローブボックス外に設置する火災感知器は、使用可能な火災感知器が限定されることから、使用する火災感知器の種類及び配置を補足説明する。 ・【補足火14】グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置を明示した図面 ⇒グローブボックス外に設置する火災感知器のうち、消防法上の火災感知器の設置が困難な場合における感知器の配置方法及び感知性能の評価について補足説明する。 ・【補足火15】グローブボックス内に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価 ⇒グローブボックス内に設置する火災感知器は、使用可能な火災感知器が限定されることから、選定する感知器の種類及び配置方針について補足説明する。 ・【補足火16】グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料
83	グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザ光による誤作動や内装機器及び架台が障礙となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモメータでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備(グローブボックス外の感知に限る) 火災感知設備				
84	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備				
85	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。	設置要求	火災感知設備				
86	ただし、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域は除く。	設置要求	火災感知設備				
87	感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合には、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災感知設備(グローブボックス外の感知に限る) 火災感知設備				
90	火災感知設備は、中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計及び火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	火災感知設備		(2) 火災受信器盤	【(2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
91	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的に実施する。 グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験等を定期的に実施する。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針			【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
88	火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災感知設備 (GB温度監視装置)		(3) 火災感知設備の電源確保	【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	【火災感知設備の電源確保】 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・【補足火17】火災感知器の電源確保について
89	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用内電源設備又は火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災感知設備				
92	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針		(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮	【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については、「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は、火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は、MOX燃料加工施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を回復する設計とする。  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	
74	MOX燃料加工施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設ける設計とし、	設置要求	施設共通 基本設計方針				
75	各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針				
73	(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止 自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、降雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針				※補足すべき事項の対象なし
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備		5.1.3 構造強度設計	【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する)  ※火災感知設備が申請される際に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 火災感知設備、消火設備	設計方針(火災の感知)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5. 火災の感知及び消火】 【5.2 消火設備について】 【 5.2.1 要求機能及び性能目標】 ・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備				※補足すべき事項の対象なし
93	(2) 消火設備 工程室及びグループボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 燃料棟貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求	消火設備		5.2.2 機能設計 5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画	【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 【消火設備の選定】 ・工程室及びグループボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。 ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。 (a) グループボックス (b) 工程室 (c) 多量の可燃性物質を取扱う火災区域又は火災区画 (d) 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
93	(2) 消火設備 工程室及びグループボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 燃料棟貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求	消火設備		5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備により排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
94	上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求 評価要求	消火設備				
93	(2) 消火設備 工程室及びグループボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 燃料棟貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求	消火設備		5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
93	(2) 消火設備 工程室及びグループボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。 火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。 燃料棟貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。	設置要求	消火設備		5.2.2(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響	【5.2.2(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気絶縁室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁室が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を取納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
95	なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については、溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。	評価要求	消火設備				
109	d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グループボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	消火設備				
110	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備				
111	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)				
112	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	消火設備				



基本設計方針の添付書類への展開  
(第十一条 火災等による損傷の防止)  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
96	a. 消火設備の消火剤の容量 消火設備は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則及び試験結果に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求②	消火設備	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消火設備の消火剤の容量】 消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。 ・グローブボックス消火装置については、核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火剤を放出する必要があるため、グローブボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。 ・複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一条、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は、消防法施行令第十一条に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火剤の容量】 ⇒各消火装置に必要な消火剤量の算出結果について補足説明する。 ・【補足火20】消火栓及びガス消火装置の必要容量について
97	ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックスの給気量を下回るように消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とする。 また、複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。	設置要求 機能要求②	消火設備 GB消火装置				⇒グローブボックス内はグローブボックス排風機により排気しながら消火を行うため、その状況においても消火が可能であること及びグローブボックスの閉じ込め機能が喪失しないことについて補足説明する。 ・【補足火21】グローブボックス消火装置起動時の酸素濃度及びグローブボックス内圧力変動
98	消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	消火設備				⇒グローブボックス内の消火にあたり、消火の支援のために必要なダンパが適切に作動するよう動作原理について補足説明する。 ・【補足火22】酸素濃度低下に寄与するダンパ類の動作原理
99	b. 消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))及び消火用水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を設置し、多重性を有する設計とする。 緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	消火設備		V-2-3 系統図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m <sup>3</sup> のろ過水貯槽及び容量約900m <sup>3</sup> の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m <sup>3</sup> の消火水槽、建屋近傍に容量約40m <sup>3</sup> 防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【系統分離に応じた独立性の考慮】 ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備の設置状況を考慮した消火設備の設計(系統構成等)について補足説明する。 ・【補足火23】火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について
100	消火用水系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))に加え、ディーゼル駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を2基設ける設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。	消火設備 圧力調整用消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ	消火設備				
101	(b) 系統分離に応じた独立性 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。	機能要求①	消火設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動S <sub>e</sub> で損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。 ・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分離や位置的分散を図る設計とする。 ・重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
102	同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンプ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置				
103	なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備 窒素消火装置、二酸化炭素消火装置				※補足すべき事項の対象なし
104	(c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先できる設計とする。	設置要求 機能要求①	消火設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○本消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
105	また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。	設置要求 機能要求①	消火設備				
106	e. 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時においても電源を確保する設計とする。	機能要求①	消火設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要がある火災区域又は火災区画に係る消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火設備の電源確保】 ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・【補足火24】消火設備の電源確保について受電構成図
107	また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所を設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置				
108	なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に係る消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。	機能要求①	消火設備				
109	d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ぼさない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配備する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないよう外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性が高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火剤ボンベに接続する安全弁により消火剤ボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火剤ボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
110	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	消火設備				
111	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)				
112	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火剤ボンベに接続する安全弁により消火剤ボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火剤ボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	消火設備				※補足すべき事項の対象なし
113	(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火剤は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。	設置要求	低レベル廃液処理設備 溢水防護設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○管理区域内外からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、排気筒等から放出する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
114	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気筒設備、排気筒				
115	(c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	消火設備			【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)並びに都市計画法施行令第二十五条(開業許可の基準を適用するについて必要な技術的項目)に準拠し、屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるように配置すること。また、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるように配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	

基本設計方針の添付書類への展開  
(第十一条 火災等による損傷の防止)  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
116	e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 固定式ガス消火装置は、電源等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 また、再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	機能要求①	GB消火装置 窒素消火装置 二酸化炭素消火装置	設計方針(火災の消火)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式ガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
117	(b) 固定式ガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	機能要求①	消火設備窒素消火装置 二酸化炭素消火装置			【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
118	f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。	設置要求	消火設備			○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を止水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
119	(b) 風水害対策 消火ポンプの及び固定式ガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。	設置要求	消火設備			○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構に影響を受けない構造とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内(エネルギー管理建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能を維持する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
120	(c) 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、建屋内の外部からのアクセス性が良い箇所に逆止弁を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	移動式消火設備			○地震対策 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、消火困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓は、維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
121	g. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消火車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針			【5.2.2(5) 消火設備の設計 (5)g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消火車を配備する。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
122	(b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、移動時間及び消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	照明設備			○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第二百六条の5に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	【消火用の照明器具】 ⇒消火設備の現場盤操作に必要な経路に設ける照明の配置について補足説明する。 ・【補足火25】消火用の照明器具(蓄電池付き照明)の配置図
123	(c) ポンプ室の煙の排気対策 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。	設置要求	窒素消火装置、二酸化炭素消火装置 換気設備			○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
124	(d) 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラックまたはビッドに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備、貯蔵容器一時保管設備			○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備			5.2.3 構造強度設計 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する) ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。	評価要求	火災感知設備、消火設備			5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について 【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。 ※消火設備が申請される際に記載を拡充する。	

基本設計方針の添付書類への展開  
(第十九条 火災等による損傷の防止)  
(第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
6	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火フェール、防火扉、延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	施設共通 基本設計方針 火災区域構造物	設計方針(影響軽減)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 ※影響軽減対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
125	7.1.3 火災及び爆発の影響軽減 火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備(機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル)に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。 a. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対策設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
126	(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通 基本設計方針 (GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施)			【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
127	(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針、GB排風機、火災感知設備、消火設備(窒素消火装置)				【火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する具体的な系統分離対策】 ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備への具体的な系統分離対策について補足説明する。 ・【補足火26】火災の影響軽減のための系統分離対策について
128	(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針、非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備、消火設備(二酸化炭素消火装置)				
126	(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通 基本設計方針 (GB排風機、非常用発電機が敷設される区域又は当該ケーブルトレイに対して実施)			【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 ⇒耐火壁のうち3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・【補足火3】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
128	(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針、非常用発電機(燃料移送ポンプ)、火災感知設備、消火設備(二酸化炭素消火装置)			【6.2.3 (2) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【1時間以上の耐火能力を有する隔壁】 ⇒耐火壁のうち1時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・【補足火27】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(1時間耐火)
129	b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減 (a) 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る壁とすることで分離する。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御室内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 DB火②b1 これに加え、制御室内に高感度煙感知器を設置する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針、GB排風機及び非常用所内電源設備、自動火災感知設備、高感度煙感知器、消火器			【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた壁とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火扉又は防火ダンパ」としており、鉄製で当該板厚を上回る壁の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している) ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【中央監視室の系統分離対策】 ⇒中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対して講じる系統分離対策について補足説明する。 ・【補足火28】中央監視室の火災の影響軽減対策について
130	(b) 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針、GB排風機及び非常用所内電源設備、火災感知設備、窒素消火装置				
131	e. 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ、防火ダンパ) グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備(放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域境界に限る)			【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮断性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	【換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ⇒火災区域境界を貫通する換気設備のダクトに対して、3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・【補足火3】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
132	d. 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	工程室排気設備、非管理区域換気空調設備、窒素消火装置、二酸化炭素消火装置			【6.3 その他の影響軽減対策 (2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排気設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式のガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
133	e. 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	燃料油貯蔵タンク			【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	
134	f. 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。	機能要求①	焼結設備、小規模焼結処理装置、火災影響軽減設備(延焼防止ダンパ)			【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.3 その他の影響軽減対策 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	※補足すべき事項の対象なし
144	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉(MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉))			【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.3 その他の影響軽減対策 (5) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉における対策】 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ※系統分離対策設備が申請される際に記載を拡充する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
135	7.1.4 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	設計方針(火災影響評価)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	
136	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を取束できる設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	評価方法(火災影響評価)		○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を取束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ※火災影響評価実施後に記載を拡充する。	
137	(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」を参考に、火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設		7.2 火災の影響評価	【7.2火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDTSにより、ZOI(評価項目:火災高さ、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	【当該火災区域における火災影響評価】 【隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価】 ⇒火災影響評価において、評価対象設備、可燃物の情報等を整理した内容について補足説明する。 ・【補足火29】火災区域(区画)特性表 ⇒火災影響評価について、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の機器等の評価方法について補足説明する。 ・【補足火30】火災影響評価の詳細について(火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外)
138	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響がないことを確認する。	評価要求	安全上重要な施設			○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。	⇒火災を起因として設計基準事故が発生した場合においても、MOX燃料加工施設の安全機能が確保でき、事象が取束することを補足説明する。 ・【補足火31】火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について
139	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も適切な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTS」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	安全上重要な施設			○火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDTSにより、ZOI(評価項目:火災高さ、ブルーム、輻射、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ※火災影響評価実施後に記載を拡充する。	
140	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。	評価要求	安全上重要な施設				
141	また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も適切な単一の火災を想定して、FDTSを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。	評価要求	—				
142	b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を取束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	安全上重要な施設				
14	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく必要な運用管理を含む火災防護対策を講じる内容について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策	
129	b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減 (a) 中央監視室制御室内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、「異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る」として分離する。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御室内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 これに加え、制御室内に高感度煙感知器を設置する。	設置要求 機能要求① 運用要求	基本方針、GB排風機及び非常用内電源設備、自動火災報知設備、高感度煙感知器、消火器				
35	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	工程室排気設備、建屋排気設備、非管理区域空調設備 施設共通(可燃物の持ち込み管理) 施設共通 基本設計方針			【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策	
37	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
41	放射線物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
47	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気やヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッター)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。	設置要求 運用要求	燃料棒解体設備、溶接設備 施設共通 基本設計方針				
92	地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針				【火災防護計画】 ⇒設工認申請書における運用にかかる記載内容に対して、火災防護計画において該当する項目を補足説明する。 ・【補足火4】火災防護計画に定め管理する事項について
45	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	工程室排気設備、建屋排気設備(「建屋の送風機…」以降のみ) 施設共通 基本設計方針			【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
7	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針				
12	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
15	その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を行うことについて火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
16	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するために必要な手順等の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
31	火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
56	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針				
91	火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的に実施する。 グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験等を定期的に実施する。	機能要求① 運用要求	火災感知設備 施設共通 基本設計方針				

基本設計方針の添付書類への展開  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)  
 (第二十九条 火災等による損傷の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項 (設計方針(設備の共用))	展開先(小項目) (2.2 悪影響防止) (3) 共用)	添付書類における記載	補足すべき事項
143	7.1.5 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用するが、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	消火設備(電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及びろ過水貯槽)	(V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における信頼性に関する説明書)	(2.2 悪影響防止) (3) 共用)	(【2.2 悪影響防止(3) 共用】) (・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。)	※補足すべき事項の対象なし
144	また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	火災影響軽減設備(防火扉(MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉))				

項目名										記載概要	申請区分								補足説明資料						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	13	14	15	16	17	18		19	20				
取付位置構成										【1. 概要】 火災の防護に関する説明書の概要について記載する。	1階	第1階 記載概要	2階	第2階 記載概要	3階	第3階 記載概要	4階	第4階 記載概要							
1																									
火災防護の基本方針										【火災及び爆発の防止に係る基本方針】 火災及び爆発の発生防止、火災の発生及び消火、火災及び爆発の影響軽減（火災及び爆発の被害軽減等）、火災影響等、等に係る基本方針を記載する。 【火災等に対する防護への考慮】 安全確保とその機能を維持する上で安全上重要な設備と、防射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構造物、系統及び機器のうち、重要機能を有する機器等を指したものを火災防護上重要な機器とする。 ※重大事故等に対処するために必要な機能が満たないよう、重大事故等対策施設を設置する火災防護及び火災区画に対し、火災防護対策を講ずる。	○	火災防護に係る基本方針	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
2.1																									
火災及び爆発の発生防止										【施設特有の火災及び爆発に対する発生防止】 ※取付施設又は施設内において、火災及び爆発の発生防止対策について、取付施設に設置する火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 ※火災発生時又は引火性物質の保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	○	発生防止対策に係る設計方針の概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
2.2																									
火災の感知及び消火										【火災の感知及び消火】 ※火災感知設備、消火設備に関する基本方針を記す。 ※火災感知設備及び消火設備に対する前面上の防護設計（耐度クラス、SA機能維持）を記す。	○	感知・消火対策に係る設計方針の概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
2.3																									
火災及び爆発の影響軽減										【取付施設加工施設内の安全確保（火災影響軽減）】 ※取付施設加工施設内の火災によって、当該火災区画又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定して、取付施設加工施設内の機器が機能しない設計とする。 ※設計基準等に基づいて、火災発生時の火災区画の第一設備を考慮してより高度な保護を確保する設計とする。	○	影響軽減対策に係る設計方針の概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
3.1																									
火災防護の基本事項																									
火災防護対策を行う機器等の選定																									
安全上重要な機器																									
安全上重要な機器の分類										【火災防護対策を行う機器等の選定】 ※安全確保とその機能を維持する上で安全上重要な設備と、防射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構造物、系統及び機器のうち、重要機能を有する機器等を指したものを火災防護上重要な機器とする。	○	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	対象となる安全上重要な機器に係る説明する	○	第1階で説明する安全上重要な機器の追加	○	第4階で説明する安全上重要な機器の追加							
火災防護上の系統分種対策を講じる設備										【火災防護上の系統分種対策設備の選定】 ※取付施設加工施設内の火災によって、当該火災区画又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定して、以下の設備を火災防護上の系統分種対策設備として選定し、系統分種対策を講ずる。 ① グローブボックス設備 ② 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用内電源設備	○	火災防護上の系統分種対策設備の選定に関する説明	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
防射性物質の貯蔵等の機器等										【貯蔵閉じ込めに係る対象の選定】 ※火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。	○	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	防護対象となる貯蔵閉じ込めに係る対象を説明する	○	第1階で説明する貯蔵閉じ込めに係る対象の追加	○	第4階で説明する貯蔵閉じ込めに係る対象の追加							
重大事故等対策施設										【火災防護対策を行う機器等の選定】 ※重大事故等に対処するために必要な機能が満たないよう、重大事故等対策施設を設置する火災防護及び火災区画に対し、火災防護対策を講ずる。	○	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	防護対象となる重大事故等対策施設を説明する	○	第1階で説明する重大事故等対策施設の追加	○	第4階で説明する重大事故等対策施設の追加							
3.2																									
火災区画の指定																									
区画内										【火災区画の指定（区画内）】 ※火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設を収容する建物の、3階以上の耐火耐力を有する火災区画（防炎シールド、防炎窓、防炎ダンク等）、天井及び床（必ず「耐火天井」として）、1層によって囲まれた火災区画を指定する。 ※火災防護対策を行う機器等の選定を考慮して、火災区画を指定する。 ※（防火区画（防炎壁）にて、保護区画構造物の保護を要する。）	○	区画内の火災区画指定に係る概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
区画外										【火災区画の指定（区画外）】 ※区画内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設を設置する区画については、周囲からの防護防止のために火災区画を指定する。	○	区画外の火災区画指定に係る概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
火災区画の指定										【火災区画の指定】 ※火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対策施設を設置する区画に対し、火災区画を指定する。	○	火災区画指定に係る概要	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							
3.3																									
適用規格										【火災区画・設備に対する火災防護対策方針】 指定した火災区画・設備に対する火災防護として、NFPA80を参考に取付施設加工施設の機能を踏まえた対策を講ずる。具体的には、火災防護基準及び内部火災影響軽減ガイドを参考に火災防護対策を講ずる設計とする。	○	取付施設加工施設で適用する規格について説明する	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1階ですべて説明されるため追加事項なし							









取組目次										記載概要	申請目次								補足説明資料							
取組目次										記載概要	1回	第1回 記載概要		2回		第2回 記載概要		3回		第3回 記載概要		4回		第4回 記載概要		補足説明資料
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	記載概要	1回	第1回 記載概要		2回		第2回 記載概要		3回		第3回 記載概要		4回		第4回 記載概要		補足説明資料
5.2										消火設備について	-															
									5.2.1	要求機能及び性能目標	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		○	消火設備の要求機能、性能目標に係る構成説明		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし					
									5.2.2	機能設計																
									(1)	火災発生時の種の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		○	消火設備のうち消火困難区域となる対象の説明		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし					
									(2)	火災発生時の種の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		○	消火設備のうち消火困難区域となる対象の説明		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし					
									(3)	火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		○	消火設備のうち消火困難区域とならない対象の説明		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし					
									(4)	消火設備の構造、操作又は制御による安全機能または重大事故等に対処するための必要な機能への影響	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		○	消火設備の構造等に関する説明(防火)		○	水消火に係る説明を追加		△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし					

審査目次						記載概要	申請目次								補足説明資料			
1	1	1	1	1	1		1回	第1回 記載概要		2回	第2回 記載概要		3回	第3回 記載概要		4回	第4回 記載概要	
						消火設備の設計												
						消火設備の消火剤の容量	<p>【消火剤の容量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法附則第十四条に基づき算定する。</li> <li>グローブボックス消火装置については、燃焼材料重量をグローブボックス内に閉じ込める観点から最低限の容量を算定する必要があるため、グローブボックスの総重量に対して10%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分経過を完了できる設計とする。</li> <li>検知連絡したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設計し、その放出単位が燃焼材料重量に対して10%の消火剤を放出するとともに、消火剤放出開始から5分経過を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きい装置は消火できる量以上を配管する。</li> </ul> <p>消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第11条、第19条及び消防法の施行規則に定める消防法第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合は想定した場合の2倍量のろ過水供給を十分に確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策層の消火用水供給系の水源である消火水貯槽は、消防法施行令第11条に基づき、屋外消火栓を同時取水する量を十分に確保する設計とする。</li> </ul>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火剤の容量の考え方の説明(ろ過水)	○	ろ過水に係る説明を通知			○	消火剤の容量の考え方の説明(ろ過水)	
						消火設備の系統構成	<p>【消火設備の系統構成】</p> <p>○消火用水供給系の多量性又は多機種の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火用水供給系の水源は、容量約2,500m<sup>3</sup>のろ過水貯槽及び容量約100m<sup>3</sup>の消火用水貯槽を設け、双方からのろ過水の供給を可能とすることで、多量性を有する設計とする。</li> <li>消火用水供給系のろ過水ポンプは電動駆動ろ過水ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動ろ過水ポンプを設置することで、多量性を有する設計とする。</li> </ul> <p>○緊急時対策層の消火用水系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策層の消火用水供給系の水源は、容量約42,000m<sup>3</sup>の消火水貯槽、隣接階に設置した給排水貯槽を設け、双方からのろ過水の供給を可能とすることで多量性を有する設計とする。</li> <li>消火用水供給系のろ過水ポンプは電動駆動ろ過水ポンプを2台設置することで、多量性を有する設計とする。</li> </ul> <p>○系統分岐に応じた独立性の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全上重要な施設が長期間で稼働する火災区域は火災区域の消火に用いる消火設備は、消火設備の動作機軸が同一軸上にあること、以下のとおり、系統分岐に応じた独立性を確保した設計とする。</li> <li>制御盤等と動作機軸が同一軸上にある場合、容量等は必要数量に対し1.5以上多く設置するとともに、選択弁を巻クインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</li> <li>消火配管は特殊配管であり、かつ、基準地震動Sで損傷しない設計とすることから、多量性のない設計とする。</li> <li>重大事故等対応施設は、重大事故に對する機能と設計基準事故対応設備の安全機能が同一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分層や位置的分岐を設ける設計とする。</li> <li>重大事故等対応施設のある火災区域又は火災区域、及び設計基準事故対応設備のある火災区域又は火災区域に設置する消火設備は、上記の区分層や位置的分岐に応じた独立性を確保した設計とする。</li> </ul> <p>○ろ過水貯槽の優先供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過水貯槽は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水供給を優先する設計とする。</li> <li>消火用水供給系のろ過水貯槽及び緊急時対策層消火用水供給系のろ過水貯槽は他の系統と兼用しない設計とする。</li> </ul>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備の系統構成の説明(ろ過水)	○	ろ過水に係る説明を通知			○	消火設備の系統構成の説明(ろ過水)	
						消火設備の電源確保	<p>【消火設備の電源確保】</p> <p>○消火設備の電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電動駆動ろ過水ポンプは運転中電源供給から受電する設計とし、ディーゼル駆動ろ過水ポンプは電源確保でディーゼル機関を駆動できるように、専用の発電機により電源を確保する設計とする。</li> <li>二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、消火電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用電源設備から給電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する電源確保を設計とする。</li> <li>地震時において震度4以上の地震による消火設備を想定する必要がある火災区域又は火災区域に係る消火設備については非常用電源設備から給電する設計とする。</li> </ul>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備への電源供給に係る説明			△	第3回ですべて説明されたため追加事項なし	

審査項目										審査内容	申請内容								補足説明資料		
審査項目										審査内容	1階		2階		3階		4階		5階		補足説明資料
審査項目										審査内容	第1階 記載概要		第2階 記載概要		第3階 記載概要		第4階 記載概要		補足説明資料		
										消火設備の配置上の考慮	<p>【消火設備の配置上の考慮】</p> <p>○火災に対する二次的影響の考慮        ・取付位置と初期消火活動のうち、消火栓、消火機等を適切に配置することにより、火災防壁上昇等の増悪等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。        ・電気配線については、消火栓にも使用しない二酸化炭素消火装置又は乾粉消火機を配置する。        ・非常用電源は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の稼働により給電不足を引き起こさないようにより配線される構造とする。        ・電気設備の配線は消火設備の稼働による影響を考慮することにより、設備の稼働、作動数又は稼働時間により消火機が作動しても電氣及び機械設備に影響を及ぼさない設計とする。        ・消火設備が稼働する際のうち、排気ガス発生を抑制する装置は、水を使用しない固定式のガス消火装置を優先する。        ・消火栓にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを経由することで、火災が発生している火災設備又は火災設備からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、蒸気、熱線などの燃焼等の二次的影響が火災設備と重要な機器等及び重大事故等対称施設に影響を及ぼさない設計とする。        ・排気ガス発生が火災設備と重要な機器等及び重大事故等対称施設に影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。        ・消火設備は火災による熱の影響を受けずとも腐蝕及び脆化が生じないように、消火ガスボンベに設置する圧力計、圧力調整弁等の圧力計を設置する設計とする。消火ガスボンベ及び配管については消火ガス量を確保するより又は他の火災設備又は火災設備又は防火設備と併用して設置する設計とする。        ・管理区域からの救出消火機の突出防止        ・管理区域内で突出した消火水は、放射状物質を含むおそれがあることから、管理区域への突出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に壁を設置することとし、必要の防火系統から視して消火機取組設備に回収、処理する設計とする。        ・管理区域においてガス消火機による火災を行った場合においても、換気設備のフィルタ等により放射状物質を低減したため、排気機から放出する設計とする。</p> <p>○消火機の配置        ・火災発生から当該施設に設置する室内消火機又は屋外消火機は、火災区域の消火活動に利用できるよう、消法施行令第11条（屋内消火設備に関する基準）及び第19条（屋外消火設備に関する基準）並びに消防法施行令第22条第2項（消防用設備の基準に関する）について必要な技術的観点により選定し、屋内消火機から防護対象物を半径25mの円内で設置できるように配置することとし、屋外消火機から防護対象物を半径50mの円内で設置できるように配置することとし、消火機により消火を行う必要のあるすべての火災設備又は火災区域における消火活動に利用できるように配置する。</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備の配置上の考慮事項に係る説明(ガス消火)	○	水消火に係る説明を追加	△	第2階及び第3階ですべて説明されるため追加事項なし	-	
										消火設備の警報	<p>【消火設備の警報】</p> <p>・固定式のガス消火装置の警報が作動した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認することとし、消火機が稼働している場合には、警報に必要の対応を行う。        ・「設備警報確認機能」        ・重要火災設備又は二酸化炭素消火装置は、作動時に従業者の退出ができるよう警報又は警報音を収容する設計とする。        ・二酸化炭素消火装置の稼働した場合は、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを検出する設計とする。</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備の警報に係る説明(ガス消火)	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし		
										消火設備の自然現象に対する考慮	<p>【消火設備の自然現象の考慮】</p> <p>自然現象に対する消火設備の防護設計方針を示す。        【凍結防止対策】        ・消火機取組設備の給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度（0-40cm）を確保した埋設管とすることとし、地上に露出する場合には凍結防止設備を設置することにより、凍結を防止する設計とする。        ・屋外消火機は、消火機取組に水が溜まらない構造とし、自動放水機能により溜まった水を排水する。        ・電動駆動消火ポンプ、ロータリー駆動消火ポンプ及び圧力管理消火ポンプは、建屋内（ロータリーポンプを除く）に設置する設計とし、風水害によって性能を損傷されないように設置する設計とする。        ・屋外消火機は風害に対してその機能が著しく阻害されないよう、雨水の浸入等により機能が阻害を受けないよう構造とする。        ・不活性ガス消火装置についても、建屋内（スラムキ管理棟）に設置する設計とし、風水害によって機能が阻害されないよう構造とする設計とする。        ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配置等を行い、必要な機能及び性能を確保する設計とする。</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備の自然現象に係る説明(ガス消火)	○	水消火に係る説明を追加	○	消火設備の自然現象に係る説明(水消火)	-	
										その他	<p>【管理区域からの救出消火機の突出防止】        ・管理区域内で突出した消火水は、放射状物質を含むおそれがあることから、管理区域への突出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に壁を設置することとし、必要の防火系統から視して消火機取組設備に回収、処理する設計とする。        ・管理区域においてガス消火機による火災を行った場合においても、換気設備のフィルタ等により放射状物質を低減したため、排気機から放出する設計とする。</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	その他の留意事項に係る説明(ガス消火)	○	水消火、照準設備に係る説明を追加	○	移動式消火設備に係る説明を追加	-	
										構造強度設計	<p>【構造強度設計】</p> <p>設備が対象の耐震基準に適合して、耐震性を確保する設計とする。（耐設計算書は、添付書類に別添として添付する）</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	消火設備の強度詳細に係る説明(水消火)	○	消火設備の強度詳細に係る説明(水消火)	○	消火設備の強度詳細に係る説明(水消火)	-	
										消火設備に対する技術基準規則に基づく強度詳細について	<p>【消火設備に対する技術基準規則に基づく強度詳細について】</p> <p>火災危険度及び消火設備については、火災危険度及び火災設備に設置した火災設備と重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対称施設の設備分類に応じて、強度詳細を実施する。</p>	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全上重要な施設とするグループボックス消火装置に係る強度詳細に係る説明	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-			



審査項目		審査項目構成要素	記載概要	申請内容				補足説明資料	
1	2			3	4	5	6		
7.1	(1)	取組燃料加工施設の安全確保について	【取組燃料加工施設の安全確保について】	1 安全確保の考え方を説明する。	2 第1回 記載概要	3 第2回 記載概要	4 第3回 記載概要	5 第4回 記載概要	
	(2)	火災に対する取組燃料加工施設の安全機能の確保対策	【火災に対する取組燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区域に設置される不燃性材料で構成される建築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ○燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は設置される不燃性材料で構成される建築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の影響軽減のための系統分離対策等として、多量な燃料がそれぞれ別の貯留に機能を果たすことにより、取組燃料加工施設の安全確保が確保されることとする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	○ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○ 火災区域又は火災区域に設置される不燃性材料で構成される建築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に係る説明
	(3)	設計基準事項等に対するための機器に第一級機を想定した設計	○設計基準事項等に対するための機器に第一級機を想定した設計 取組燃料加工施設内の火災は機殻によって設計基準事項等が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の第一級機を想定しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。	○ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○ 設計基準事項等に対するための機器に第一級機を想定した設計に係る説明	
7.2		火災影響評価	【取組燃料加工施設の安全確保について】 【火災に対する取組燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区域に設置される不燃性材料で構成される建築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ○燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は設置される不燃性材料で構成される建築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定して、火災の影響軽減のための系統分離対策等として、多量な燃料がそれぞれ別の貯留に機能を果たすことにより、取組燃料加工施設の安全確保が確保されることとする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 ○設計基準事項等に対するための機器に第一級機を想定した設計 取組燃料加工施設内の火災は機殻によって設計基準事項等が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の第一級機を想定しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。 【火災影響評価】 ○取組燃料加工施設における火災影響評価 a. 火災防壁上の系統分離対策を講じる設備 ○当該火災区域又は火災区域内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多量な燃料が火災防壁上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ○火災防壁上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断することを確認する。 b. 火災防壁上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ○火災区域又は火災区域外に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ○系統分離対策が講じられている場合、又は印付により、2)1)評価項目、火災防止、ブルーム、燃料、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。 ○隣接火災区域に影響を及ぼす火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防壁上の系統分離対策を講じる設備 ○隣接火災区域又は火災区域外に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、取組燃料加工施設の多量な燃料が火災防壁上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ○火災防壁上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断することを確認する。 b. 火災防壁上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ○火災防壁上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隔壁区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多量な燃料が安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ○火災防壁上の系統分離対策が講じられている場合、又は印付により、2)1)評価項目、火災防止、ブルーム、燃料、高温ガス)の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。	○ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	△ 対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○ 火災影響評価の考え方に結果に係る説明		
	(1)	組織体制、教育訓練及び手順	【火災防壁対策】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ○計画を策定する者の体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な資力の確保及び教育訓練並びに火災防壁対策を実施するために必要な手順等について定める。	○ 組織体制、教育訓練及び手順に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	(2)	取組燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設	【火災防壁対策】 ○取組燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設 ①火災防壁上重要な機器等に関する火災防護の取組状況、現状、影響軽減の3つの対策防壁の構造に基づく火災防壁対策を行うための手順等 ②重大事故等対応施設について、火災防護の取組状況、現状、消火のための手順等 ③重大事故等対応施設のうち、可燃性のものに対する火災防壁対策	○ 火災防護重要な機器等及び重大事故等対応施設の火災防護計画に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	3	火災及び爆発の発生防止		○ 発生防止に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	4	火災の早期発見及び消火		○ 検知及び消火に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	5	火災及び爆発の発生防止		○ 発生防止に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	(3)	可燃型重大事故等対応設備、その他施設	【火災防壁対策】 ○取組燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設 ③重大事故等対応施設のうち、可燃性のものに対する火災防壁対策 ○その他の取組燃料加工施設に対する火災防壁対策	○ 可燃型重大事故等対応設備及びその他施設に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	
	(4)	外部火災	【火災防壁対策】 ○燃料加工施設内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設 ③敷地及び敷地周辺で想定される異常事態並びに人為事象による火災等への対応手順	○ 外部火災に係る説明	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	△ 第1回ですべて説明されるため追加事項なし。	

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（1/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1. 概要            本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 11 条、第 52 条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）にて適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（平成 25 年 6 月 19 日制定）（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に基づき、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。</p> <p>2. 火災防護の基本方針            東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、<u>設計基準対象施設のうち、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）</u>、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器（以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。）並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p>	<p>1. 概要            本資料は、「燃料加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 11 条、第 29 条に基づき、<u>火災又は及び爆発により MOX 燃料加工施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。</u>            なお、火災防護対策にあたっては「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（平成 31 年 2 月 13 日原規技発第 19021310 号）（以下「火災防護審査基準」という。）を参考とする。</p> <p>2. 火災防護の基本方針            安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、<u>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設の構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）</u>、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器（以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。）並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。  <u>なお、火災防護上重要な機器等は、MOX 燃料加工施設の臨界防止、閉じ込め等に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、安重機能を有する機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等とする。</u></p>	<p>誤記の修正</p> <p>発電炉と MOX 燃料加工施設の防護対象の違いのため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。            （以降は同様として扱う）</p> <p>審査基準上、MOX 燃料加工施設に対する火災防護上の重要な機器等の定義付けがないことから記載。これによ</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（2/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>2.1 火災発生防止</p> <p>発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、配置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。また、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源に対して火災発生防止対策を講じるとともに、電気系統に対する過電流による過熱及び損傷を防止並びに放射性分解及び重大事故等時に発生する水素の蓄積を防止する設計とする。</p> <p>主要な構造材、保温材及び建屋の内装材は、不燃性材料又は同等の性能を有する材料、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>2.1 火災及び爆発の発生防止</p> <p><u>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</u></p> <p>また、上記に加え発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、<u>静電気が溜まるおそれのある設備又は発火源</u>に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p><u>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</u></p> <p>主要な構造材、<u>ケーブル</u>、換気設備のフィルタ、保温材、建屋内装材及び<u>遮蔽材</u>は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、<u>不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）</u>を使用する設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込</p>	<p>り、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>規則要求による点で差があるため新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（3／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>原子炉の安全停止に必要な機器等，放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは，原則，UL 1581（Fourth Edition）1080. VW-1 垂直燃焼試験及びIEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験により，自己消火性及び耐延焼性を確認した難燃ケーブルを使用した設計とする。</p> <p><u>ただし，難燃ケーブルへの取替に伴い安全上の課題がある非難燃ケーブルについては，非難燃ケーブル及びケーブルトレイを不燃材の防火シートで覆い難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確認した代替措置（以下「複合体」という。）を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</u></p> <p>屋内の変圧器及び遮断器は，絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等，放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設は，自然現象のうち，火災の起因となりうる落雷，地震，森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に対して，火災が発生しないよう対策を講じる設計とする。</p> <p>2.2 火災の感知及び消火                      火災の感知及び消火は，原子炉の安全停止に必要な機器等，放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に対して，火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>	<p><u>め機能を喪失することで MOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に使用するケーブルには，<u>原則，UL 1581(Fourth Edition)1080. VW-1 垂直燃焼試験及び IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験により，自己消火性及び耐延焼性及び自己消火性</u>を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>建屋内の変圧器及び遮断器は，絶縁油を内包しないものを使用する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設は，自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災に対して，火災及び爆発が発生しないよう火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>2.2 火災の感知及び消火                      火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して，<u>火災の影響を限定し</u>，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有（東海第二固有の非難燃ケーブル複合体）の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（4/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>火災感知設備及び消火設備は、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等の耐震クラス並びに重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。</p> <p><u>具体的には、耐震Bクラス機器又は耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において、それぞれ耐震Bクラス機器で考慮する地震力及び基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>自然現象により感知及び消火の機能、性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化や、代替消火設備の配置等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。</u></p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質等を考慮し、固有の信号を発する<u>アナログ式の煙感知器、熱感知器及び熱感知カメラ並びに非アナログ式の熱感知器、防爆型の煙感知器、防爆型の熱感知器及び炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせる設計とする。</u></p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、<u>地震による火災を想定する場合</u>は火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせる設計とする。</p> <p><u>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX 粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障害となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災感知器の中から、2種類の熱感知器を組み合わせる設計とする。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設の潤滑油を内包するグローブボックスの火災を考慮した記載であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（5／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源及び常設代替高圧電源装置からの受電も可能な設計とする。</p> <p>消火設備は、火災発生時の煙の充満等を考慮して設置するとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によっても、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設に影響を与えないよう設計する。</p> <p>消火設備は、消防法施行令第 11 条、第 19 条及び消防法施行規則第 19 条、第 20 条に基づく容量等を確保する設計とし、多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成、外部電源喪失又は全交流動力電源喪失を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>設計基準対象施設のうち原子炉の安全停止に必要な機器等の火災の影響軽減対策は、発電用原子炉施設において</p>	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設では、<u>臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。</u>また、MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、<u>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式のガス消火装置を設置するとともに、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>消火設備は、消防法施行令第 11 条、第 19 条及び消防法施行規則第 19 条、第 20 条に基づく容量等を確保する設計とし、多重性又は多様性及び系統分離に応じた独立性を有する系統構成、外部電源喪失を想定した電源の確保等を考慮した設計とする。</p> <p>2.3 火災及び爆発の影響軽減  <u>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3 時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区域と分離する。</u></p> <p>MOX 燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備であるグローブボックス排気設備のグローブ</p>	<p>備考</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（6／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するために、火災耐久試験によって 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した隔壁等の設置、若しくは火災耐久試験によって 1 時間耐火能力を有することを確認した隔壁等に加え、火災感知設備及び自動消火設備を組み合わせた措置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内は、上記に示す火災の影響軽減のための措置と同等の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>火災に対する原子炉の安全停止対策は、火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計並びに<u>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計とする。</u></p> <p>火災の影響軽減における系統分離対策により、原子炉施設内の火災区域又は火災区画で火災が発生し当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に係る安全機能が確保されること</p>	<p>ボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備において、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、「3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、<u>「互いに相違する系列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」</u>又は「1 時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p> <p>中央監視室の制御盤及び中央監視室の床下に関しては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同様の設計とする。</p> <p><u>なお、MOX 燃料加工施設で仮に爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉及び小規模焼結処理装置における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</u></p> <p><u>MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。</u></p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認する。 また、MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計</p>	<p>備考</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の影響設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設では、固体の核燃料物質を取り扱うため、異常な過渡変化が生じる工程がないことから、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（7/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>を火災影響評価にて確認するとともに、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>3. 火災防護の基本事項</p> <p>東海第二発電所では、原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質の貯蔵等の機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護対策を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p>3.1 火災防護対策を行う機器等の選定                      火災防護対策を行う機器等を、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のそれぞれについて選定する。</p> <p>(1) 設計基準対象施設                      発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないように、適切な火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p><u>火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラ</u></p>	<p>基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても事象が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p> <p>3. 火災防護の基本事項</p> <p>MOX 燃料加工施設では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護対策を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p> <p>3.1 火災防護対策を行う機器等の選定  <del>火災防護対策を行う機器等を、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のそれぞれについて選定する。</del></p> <p>(1) 安全機能を有する施設                      安全機能を有する施設は、火災又は爆発により MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、<del>火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、適切な</del>火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出すること</p>	<p>備考</p> <p>防護対象機器の違いのため新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（8／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ス3に属する構築物，系統及び機器とする。</u>  <u>その上で，上記構築物，系統及び機器の中から原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を抽出する。</u></p> <p>抽出された原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質の貯蔵等の機器等を火災防護上重要な機器等とする。</p> <p>また，火災防護上重要な機器等は，火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p>a. 原子炉の安全停止に必要な機器等                      火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないように，<u>原子炉の状態が，運転，起動，高温停止，低温停止及び燃料交換において，発電用原子炉施設に火災が発生した場合にも，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な原子炉冷却材圧力バウンダリ機能，過剰反応度の印加防止機能，炉心形状の維持機能，原子炉の緊急停止機能，未臨界維持機能，原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能，原子炉停止後の除熱機能，炉心冷却機能，工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能，安全上特に重要な関連機能，安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能事故時のプラント状態の把握機能，制御室外からの安全停止機能を確保する必要がある。</u>                      （第3-1表）</p>	<p>で，火災又は爆発より，臨界防止，閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とする。</p> <p>抽出された安全上重要な構築物，系統及び機器及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を火災防護上重要な機器等とする。</p> <p><del>また，火災防護上重要な機器等は，に火災区域及び火災区画を設定した上で，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を講じることを「8. 火災防護計画」に定める。</del>  <del>それぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより，安全機能を損なわない設計とする。</del></p> <p>a. 安全上重要な施設                      MOX 燃料加工施設は，臨界防止，閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう，<u>安全機能を有する施設のうち，その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を抽出し，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u>                      ただし，配管，弁，タンク，熱交換器は，金属製の不燃性材料であり，火災による影響を受けないことから対象外とする。</p>	<p>備考</p> <p>防護対象機器（施設）の違いのため，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉の記載は，(b)で安全停止にかかる機器等（=系統分離対象）を選定している。一方，MOX では，(a)で安重</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（9／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p> <p><u>イ. 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</u>  <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ機能は、圧力バウンダリを構成する機器、配管系により達成される。</u></p> <p><u>ロ. 過剰反応度の印加防止機能</u>  <u>過剰反応度の印加防止機能は、制御棒によって行われ、制御棒カップリングにより達成される。</u></p> <p><u>ハ. 炉心形状の維持機能</u>  <u>炉心形状の維持機能は、炉心支持構造物及び燃料集合体（燃料を除く）により達成される。</u></p> <p><u>ニ. 原子炉の緊急停止機能</u>  <u>原子炉の緊急停止機能は、原子炉停止系の制御棒による系（制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能））により達成される。</u></p>	<p>なお、<u>第1回申請における対象設備はない。</u></p> <p>(a) 安全上重要な施設の分類</p> <p><u>イ. プルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びプルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器であってグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とするもの</u></p> <p><u>ロ. 上記イの換気設備</u></p> <p><u>ハ. 上記イを直接収納する構築物及びその換気設備</u></p> <p><u>ニ. ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器及びその換気設備（本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。）</u></p>	<p>を選定し、(b)で火災防護上の系統分離対策を講じる設備を選定するよう構成を合わせていることから、「火災影響を受けないものを対象外とする記載」について記載箇所が異なる。</p> <p>発電炉では別の箇所（a. (b)項）に記載あり。新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>防護対象機器の違いのため、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（10／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ホ. 未臨界維持機能</u>  <u>未臨界維持機能は、原子炉停止系（制御棒による系又はほう酸水注入系）により達成される。</u></p> <p><u>へ. 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</u>  <u>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能は、逃がし安全弁（安全弁としての開機能）により達成される。</u></p> <p><u>ト. 原子炉停止後の除熱機能</u>  <u>原子炉停止後の除熱機能は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、逃がし安全弁（手動逃がし機能）、自動減圧系（手動逃がし機能）により達成される。</u></p> <p><u>チ. 炉心冷却機能</u>  <u>炉心冷却機能は、非常用炉心冷却系（低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系）により達成される</u></p> <p><u>リ. 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</u>  <u>工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能は、安全保護系（原子炉緊急停止の安全保護回路、非常用炉心冷却系作動の安全保護回路、原子炉格納容器隔離の安全保護経路、原子炉建屋ガス処理系の安全保護回路、主蒸気隔離の安全保護回路）により達成される。</u></p> <p><u>ス. 安全上特に重要な関連機能</u>  <u>安全上特に重要な関連機能は、非常用所内電源系、制御室及びその遮蔽・非常用換気空調機、非常用補機冷却水系及び直流電源系により達成される</u></p>	<p><u>ホ. 非常用電源設備及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気の主要な動力源</u></p> <p><u>へ. 核的、熱的制限値を有する設備・機器及び当該制限値を維持するための設備・機器</u></p> <p><u>ト. 臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器（本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。）</u></p> <p><u>チ. その他上記各設備・機器の安全機能を維持するために必要な設備・機器のうち、安全上重要なもの</u></p>	<p>防護対象機器の違いのため、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（11／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ル. 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</u>  <u>安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能は、逃がし安全弁（吹き止まり機能に関連する部分）により達成される。</u></p> <p><u>ヲ. 事故時のプラント状態の把握機能</u>  <u>事故時のプラント状態の把握機能は、事故時監視計器の一部により達成される。</u></p> <p><u>ワ. 制御室外からの安全停止機能</u>  <u>制御室外からの安全停止機能は、制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）により達成される。</u></p> <p>(b) <u>原子炉の安全停止に必要な機器等</u>  <u>火災防護対策を行う機器等を選定するために、「(a) 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統」を構成する機器等を、原子炉の安全停止に必要な機器等として抽出した。（第3-2表）</u></p> <p><u>ただし、安全停止を達成する系統上の配管、手動弁、逆止弁、安全弁、タンク及び熱交換器は、ステンレス鋼及び炭素鋼等の不燃材料であり、火災による影響を受けないことから対象外（燃料油内包設備は除く）とする。</u></p> <p>b. 放射性物質の貯蔵等の機器等                      発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵等の機器等を火災から防護する必要があることから、火災による影響により放射性物質が放出される可能性のある機器等を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に示される放射性物質を貯蔵する機能及び放射性物質の閉じ込め機能を</p>	<p>(b) <u>火災防護上の系統分離対策を講じる設備</u>  <u>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><u>イ. グローブボックス排風機</u>  <u>ロ. 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</u></p> <p>b. 放射性物質の貯蔵等の機器等                      安全機能を有する施設のうち、MOX 燃料加工施設において火災及び爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。  <u>なお、第1回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>施設の違い(火災防護上の系統分離対策を講じる設備)であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（12／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>有する機器から抽出し、放射性物質を貯蔵する機器等とする。（第 3-3 表）</p> <p><u>なお、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」のうち、排気筒モニタについては、安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器であり、その重要度を踏まえ放射性物質を貯蔵する機器等として選定する。</u></p> <p>(2) 重大事故等対処施設                      火災により重大事故等に対処するための機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設である常設重大事故等対処設備及び当該設備に使用するケーブルを設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設                      重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。  <u>火災防護対策を講ずる対象として、重大事故等対処施設のうち、火災又は爆発が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼす可能性のある構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</u>  <u>重大事故等対処施設のうち常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)のうち、外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについては、</u></p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮（外的事象と内的事象の取扱い）であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（13／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>発電用原子炉施設の重大事故等対処施設は、火災発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を講ずることを「8. 火災防護計画」に定める。また、可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても「8. 火災防護計画」に定める。</p> <p>重大事故等対処施設を第 3-4 表に示す。</p> <p>3.2 火災区域及び火災区画の設定                      (1) 火災区域の設定                      a. 屋内                      建屋等において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離される区域を、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置を系統分離も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等が設置される火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁含む。）、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>b. 屋外</p>	<p><u>消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</u></p> <p><del>なお、重大事故等対処施設は、火災発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を講ずることを「8. 火災防護計画」に定める。また、可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対するについては、火災防護計画に定めて実施する。</del>  <u>上記、重大事故等対処施設に火災防護対策についても講ずることを「8. 火災防護計画」に定める。</u></p> <p><u>なお、第 1 回申請における対象設備はない。</u></p> <p>3.2 火災区域及び火災区画の選定                      (1) 火災区域の設定                      a. 屋内                      火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁（耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等）、天井及び床（以下「耐火壁」という。）によって囲われた火災区域を設定する。建屋内の火災区域は、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、<u>3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁</u>により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>b. 屋外</p>	<p>備考</p> <p>第 1 回では申請対象が無いため。</p> <p>耐火壁の定義のため明確化を図った（冒頭の定義のため）</p> <p>3 時間耐火能力の説明（前段で定義した）</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（14／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 火災防護対策を行う機器等の選定」において選定する機器等の配置も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行う。本管理については、火災防護計画に定める。</p> <p><u>また、屋外の火災区域のうち、常設代替高圧電源装置を設置する火災区域は、「危険物の規則に関する政令」に規定される保有空地を確保する設計とする。</u></p> <p>(2) 火災区画の設定                      火災区画は、建屋内及び屋外で設定する火災区域を、系統分離の状況、壁の設置状況及び火災防護上重要な機器等と重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>3.3 適用規格                      適用する規格としては、既工事計画で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>適用する規格、基準、指針等を以下に示す。  <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）</u>  <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1</u></p>	<p>屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行う。本管理については、火災防護計画に定める。  <u>なお、第 1 回申請における対象設備はない。</u></p> <p>(2) 火災区画の設定                      火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び、系統分離状況及び火災防護上重要な機器等と重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>3.3 適用規格                      適用する規格としては、既設工認で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>適用する規格、基準、指針等を以下に示す。                      ・加工施設の技術基準に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号)                      ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(平成 31 年 2 月 13 日原規技発第 19021310 号)</p>	<p>備考</p> <p>第 1 回では申請対象が無い                      ため。                      発電炉固有の設計上の考慮                      であり、新たな論点が生じ                      るものではない。</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設固                      有の設計上の考慮であり、                      新たな論点が生じるもので                      はない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（15／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>9 4号)  <u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈</u>  <u>（平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号）</u>            実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 5 号）            原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（平成 25 年 10 月 24 日原規技発第 1 3 1 0 2 4 1 号原子力規制委員会）  <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 26 年 2 月 28 日原子力規制委員会規則第 1 号）</u>  <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 3 号）</u>  <u>発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成 19 年 12 月 27 日）</u>  <u>発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 21 年 3 月 9 日原子力安全委員会）</u>            消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 1 8 6 号）  <u>消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 3 7 号）</u>            消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）            危険物の規則に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 3 0 6 号）            高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号）            高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 2 0 号）            建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 2 0 1 号）            建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 3 3 8 号）            平成 12 年建設省告示第 1 4 0 0 号（平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1 1 7 8 号による改定）  <u>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 26 年 11 月 5 日経済産業省令第 5 5 号）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061914 号 原子力規制委員会）</li> <li>・<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）</u></li> <li>・<u>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成 25 年 11 月 27 日 原管研発第 1311271 号 原子力規制委員会決定）</u></li> <li>・消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）・消防法施行令（昭和 36 年 3 月 26 日政令第 37 号）</li> <li>・消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）</li> <li>・危険物の規則に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）※</li> <li>・<u>危険物の規制に関する規則（昭和 34 年 9 月 29 日 総理府令第 55 号）</u> ※</li> <li>・高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号）※</li> <li>・高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日 政令第 20 号）※</li> <li>・建築基準法（昭和 26 年 6 月 24 日法律第 201 号）</li> <li>・建築基準法施行令（昭和 26 年 11 月 16 日政令第 338 号）</li> <li>・平成 12 年建設省告示第 1400 号（平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1178 号による改定）※</li> <li>・<u>都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）</u> ※</li> <li>・<u>都市計画法施行令（昭和 44 年 6 月 13 日 政令第 158 号）</u> ※</li> <li>・<u>電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号）</u></li> <li>・<u>電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 52 号）</u>※</li> <li>・原子力発電所の火災防護規程（JEAC4626-2010）</li> <li>・原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-2010）</li> <li>・<u>原子力発電所の耐雷指針（JEAG4608-2007）</u></li> <li>・<u>日本産業規格（JIS）</u></li> <li>・工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」（ガ</li> </ul>	<p>以下同上。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（16／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>発電用火力設備の技術基準の解釈（平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第2号）</u>            電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 24 年 9 月 14 日経済産業省令第68号）  <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 24 年 9 月 14 日経済産業省令第70号）</u>  <u>発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会）</u>            原子力発電所の火災防護規程（J E A C 4 6 2 6－2010）            原子力発電所の火災防護指針（J E A G 4 6 0 7－2010）  <u>J I S A 4 2 0 1－1992 建築物等の避雷設備（避雷針）</u>  <u>J I S A 4 2 0 1－2003 建築物等の雷保護</u>  <u>J I S L 1 0 9 1－1999 繊維製品の燃焼性試験方法</u>            工場電気設備防爆委員会「工場電気設備防爆指針」（ガス蒸気防爆 2006）            公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」（J A C A N o . 1 1 A－2003）            社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（S B A G 0 6 0 3－2001）            ” F i r e D y n a m i c s T o o l s ( F D T s ) : Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program, “N U R E G－1 8 0 5 December 2004            I E E E S t d 3 8 3－1974 垂直トレイ燃焼試験            I E E E S t d 1 2 0 2－1991 垂直トレイ燃焼試験            U L 1 5 8 1 ( F o u r t h E d i t i o n ) 1 0 8 0 . V W－1 垂直燃焼試験  <u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1－2005/2007） 日本機械学会</u>            原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1－</p>	<p>ス蒸気防爆 2006) ※            ・公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」（JACA No.11A-2003）※            ・社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603-2001）※            ・”Fire Dynamics Tools (FDTs) : Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program, ”NUREG-1805 December 2004※            ・IEEE 383-1974 垂直トレイ燃焼試験※            ・IEEE 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験※            ・UL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 UL 垂直燃焼試験※            ・原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）日本電気協会            ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補 1984）日本電気協会            ・原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG 4601-1991 追補版）日本電気協会            ※ 第1回申請において、適用させる設計はない。</p>	

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（17／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>1987)                      日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（J E A G 4 6 0 1・補 1984）                      日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1－1991 追補版）                      日本電気協会</p> <p><u>第 3-1 表 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</u>  <u>第 3-2 表 原子炉の安全停止に必要な機器等 (1／13)～(13／13)</u>  <u>第 3-3 表 放射性物質の貯蔵等の機器等 (1／2) ～ (2／2)</u>  <u>第 3-4 表 重大事故等対処施設の機器リスト (1／13) ～ (13／13)</u></p> <p>4. 火災発生防止                      発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、以下に示す対策を講じる。</p> <p>4.1 項では、発電用原子炉施設の火災発生防止として実施する発火性又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策について説明するとともに、火災発生防止に係る個別留意事項についても説明する。</p> <p>4.2 項では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対</p>	<p>4. 火災及び爆発の発生防止                      MOX 燃料加工施設は、火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう、以下に示す対策を講じる。</p> <p><u>4.1 項では、施設特有の火災及び爆発発生防止対策について説明する。</u></p> <p>4.21 項では、発火性物質又は引火性物質を内包する設備、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉、発火源、水素並びに過電流による過熱防止に対する対策について説明する。</p> <p>4.32 項では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（18／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>処施設に対して、原則、不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4.3 項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災の発生防止対策を講じることを説明する</p> <p>4.1 発電用原子炉施設の火災発生防止について</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画は、以下の火災の発生防止対策を講じる。</p> <p>ここでいう発火性又は引火性物質は、消防法で危険物として定められる潤滑油又は燃料油並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス、空調用冷媒等のうち可燃性である水素を対象とする。</p>	<p>処施設に対して、原則、不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計であることを説明する。</p> <p>4. <del>4.3</del> 項では、落雷、地震等の自然現象に対しても、火災及び爆発の発生防止対策を講じることを説明する。</p> <p>以下に第 1 回申請に係る火災及び爆発の発生防止の設計を示す。<u>本記載以外の火災及び爆発の発生防止に係る設計については次回以降申請の「火災及び爆発の防止に関する説明書」にて説明する。</u></p> <p><u>4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止対策について第 1 回申請における対象設備はない。</u></p> <p>4.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について</p> <p>(1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備又はこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。</p> <p>ここでいう発火性物質又は引火性物質は、消防法で危険物として定められる潤滑油又は燃料油に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち可燃性ガスである水素及び上記に含まれない分析試薬を対象とするものであり、<u>第 1 回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（19／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>以下, a. 項において, 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策, b. 項において, 水素を内包する設備に対する火災の発生防止対策について説明する。</u></p> <p><u>a. 潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策</u></p> <p><u>(a) 潤滑油又は燃料油の漏えい及び拡大防止対策</u>  <u>潤滑油又は燃料油を内包する設備（以下「油内包設備」という。）は, 溶接構造, シール構造の採用により, 油の漏えいを防止する。</u>  <u>油内包設備は漏えい油を全量回収する構造である堰, ドレンリム又はオイルパンにより, 油内包設備の漏えい油の拡大を防止する。（第 4-1 図）</u></p> <p><u>(b) 油内包設備の配置上の考慮</u>  <u>火災区域内に設置する油内包設備の火災により, 発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう, 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は, 油内包設備の火災による影響を軽減するために, 壁等の設置又は離隔を確保する配置上の考慮を行う設計とする。</u></p> <p><u>(c) 油内包設備を設置する火災区域の換気</u>  <u>潤滑油又は燃料油は, 油内包設備を設置する室内温度よりも十分高く, 機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とする。</u></p> <p><u>また, 潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいした場合に可燃性蒸気となって爆発性雰囲気を形成しないよう, 空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とす</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（20／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>る。</u></p> <p><u>油内包設備がある火災区域における換気を、第 4-1 表に示す。</u></p> <p><u>(d) 潤滑油又は燃料油の防爆対策</u>  <u>潤滑油又は燃料油は、(c)項に示すとおり、設備の外部へ漏えいしても爆発性雰囲気は形成されない。</u>  <u>したがって、油内包設備を設置する火災区域では、可燃性蒸気の着火源防止対策として用いる防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。</u></p> <p><u>(e) 潤滑油又は燃料油の貯蔵</u>  <u>潤滑油又は燃料油の貯蔵設備とは、供給設備へ潤滑油又は燃料油を補給するためにこれらを貯蔵する設備のことであり、非常用ディーゼル発電機及び常設代替高压電源装置へ燃料を補給するための軽油貯蔵タンク及び燃料デイトンク、緊急時対策所用発電機へ燃料を補給するための緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用燃料油サービスタンク並びに可搬型重大事故等対処設備等へ燃料を補給するための可搬設備用軽油タンクがある。</u></p> <p><u>これらの設備は、以下のとおり、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</u></p> <p><u>イ. 軽油貯蔵タンクは、非常用ディーゼル発電機 2 台及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機 1 台を 7 日間連続運転するために必要な量を考慮するとともに、全交流動力電源喪失を想定し、常設代替高压電源装置（2 台）の運転も考慮した必要量（5 台合計で約 756m<sup>3</sup>）を貯蔵するた</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(21/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>め、約 400m<sup>3</sup>/基のタンクを 2 基（2 基合計約 800m<sup>3</sup>）設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 燃料デイトankは、タンク容量（約 14m<sup>3</sup>（HPCS 系は約 7m<sup>3</sup>））に対して、非常用ディーゼル発電機を 8 時間連続運転するために必要な量（約 11.5m<sup>3</sup>（HPCS 系は約 6.5m<sup>3</sup>））を考慮し、貯蔵量が約 12.1m<sup>3</sup>～12.8m<sup>3</sup>（HPCS 系は約 6.8m<sup>3</sup>～7.2m<sup>3</sup>）になるように管理する。</u></p> <p><u>ハ. 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所用発電機 2 台を 7 日間連続運転するために必要な量（約 140m<sup>3</sup>）に対し、約 75m<sup>3</sup>/基のタンクを 2 基（2 基合計約 150m<sup>3</sup>）設置する設計とする。</u></p> <p><u>ニ. 緊急時対策所用燃料油サービスタンクは、タンク容量（約 0.65m<sup>3</sup>/基）に対して、緊急時対策所用発電機を 1.5 時間連続運転するために必要な量（約 0.6m<sup>3</sup>/基）を確保するように管理する。</u></p> <p><u>ホ. 可搬設備用軽油タンクは、可搬型設備を 7 日間連続運転するために必要な量（約 189m<sup>3</sup>）に対し、約 30m<sup>3</sup>/基のタンクを 7 基（7 基合計約 210m<sup>3</sup>）設置する設計とする。</u></p> <p><u>b. 水素等を内包する設備に対する火災の発生防止対策</u></p> <p><u>(a) 水素の漏えい及び拡大防止対策</u></p> <p><u>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮しベローズ等によって、水素の漏えい及び拡大防</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（22／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>止対策等を講じる。</u></p> <p><u>以下に示す水素ポンベは、ポンベ使用時に職員がポンベ元弁を開し通常時は元弁を閉する運用とし、火災防護計画に定め管理することにより、水素の漏えい及び拡大防止対策を講じる。</u></p> <p><u>イ. 格納容器内雰囲気監視系校正用ポンベ</u></p> <p><u>(b) 水素の漏えい検出</u>  <u>蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol%の 1/4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>気体廃棄物処理設備は、設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計するが、設備内の水素濃度については中央制御室にて常時監視できる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>発電機水素ガス冷却設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度及び圧力を中央制御室にて常時監視できる設計とし、発電機内の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>水素ポンベを設置する火災区域又は火災区画は、通常時はポンベ元弁を閉とする運用とし、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（23／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(c) 水素を内包する設備の配置上の考慮</u>  <u>火災区域内に設置する水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、水素を内包する設備の火災による影響を軽減するために、壁、床及び天井の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</u></p> <p><u>(d) 水素を内包する設備がある火災区域の換気</u>  <u>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス冷却設備及び水素ポンペを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう、以下に示す空調機器による機械換気を行う設計とする。（第 4-2 表）</u></p> <p><u>なお、空調機器は多重化して設置し、動的機器の単一故障を想定しても換気が可能な設計とする。</u></p> <p><u>イ. 蓄電池安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、非常用電源から給電される排風機及び排風機による機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>それ以外の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は、常用電源から給電される排風機及び排風機により機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設である蓄電池を設置する火災区域は、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策所用発電機からも給電される送風機及び排風機による機械換気を行う設計とする。</u></p> <p><u>万一、上記の送風機及び排風機が異常により停止した場合は、中央制御室に警報を発報する設計とし、運転員によ</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（24／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>る現場での遮断器開放により，送風機及び排風機が復帰するまでの間は，蓄電池に充電しない運用とする。</u></p> <p><u>蓄電池室には，蓄電池充電時に水素が発生することから，発火源となる直流開閉装置やインバータを設置しない設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備</u>  <u>気体廃棄物処理設備は，空気抽出器より抽出された水素と酸素の混合状態が燃焼限界濃度とならないよう，排ガス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度である 4vol%以下となるよう設計する。</u></p> <p><u>加えて，気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス冷却設備を設置する火災区域又は火災区画は，常用電源から給電されるタービン建屋送風機及び排風機により機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。</u></p> <p><u>ハ. 水素ボンベ</u>  <u>格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は，原子炉建屋送風機及び排風機による機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計する。</u></p> <p><u>(e) 水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策</u>  <u>水素を内包する設備は，本項の(a)項及び(d)項に示す漏えい及び拡大防止対策並びに換気を行うことから，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第 69 条及び「工場電気設備防爆指針」に示される爆発性雰囲気とならない。</u></p> <p>したがって，水素を内包する設備を設置する火災区域等</p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（25／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>では、防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。</u></p> <p><u>なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第 10 条、第 11 条に基づく接地を施す。</u></p> <p><u>(f) 水素の貯蔵</u>  <u>水素を貯蔵する水素ポンベは、運転に必要な量にとどめるために、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。</u></p> <p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策        火災区域は、以下に示すとおり、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を高所に排出するための設備、電気及び計装品の防爆型の採用並びに静電気を除去する装置の設置等、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策は不要である。</p> <p><u>a. 可燃性の蒸気</u>  <u>油内包設備を設置する火災区域は、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気は発生しない。</u></p> <p><u>火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、建屋の送風機及び排風機による機械換気を行うとともに、使用する有機溶剤の種類等に応じ、有機溶剤を使用する場所において、換気、通風、拡散の措置によっても、有機溶剤の滞留を防止する設計とする。</u></p> <p><u>このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域</u></p>	<p>(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策        火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備については、<u>第 1 回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（26／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>b. <u>可燃性の微粉</u>  <u>火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのよう</u>  <u>に空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」の</u>  <u>ような可燃性の微粉を発生する常設設備はない。「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備</u>  <u>及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p>(3) 発火源への対策                  火災区域は、以下に示すとおり、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とし、設置を行う場合は、火災の発生防止対策を行う設計とする。</p> <p>a. <u>発電用原子炉施設における火花を発生する設備としては、直流電動機及びディーゼル発電機のブラシがあるが、これら設備の火花を発生する部分は金属製の筐体内に収納し、火花が設備外部に出ない構造とする。</u></p> <p>b. <u>発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触による直接的な過熱防止及び間接的な過熱防止を行う設計とする。</u></p>	<p>(3) 発火源への対策                  火災区域は、火花を発生する設備や高温の設備等、発火源となる設備を設置しない設計とし、<u>第1回申請において対象設備はない。</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（27／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(4) 過電流による過熱防止対策            発電用原子炉施設内の電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、保護継電器及び遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。</p> <p>(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策  <u>原子炉施設は、以下に示すとおり、放射線分解、充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止対策を行う設計とする。</u></p> <p>a. <u>充電時の蓄電池から発生する水素については、</u>  <u>「(1)b. (d) 水素を内包する設備がある火災区画の換気」</u>  <u>に示す換気により、蓄積防止対策を行う設計とする。</u></p> <p>b. <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画のうち、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画は、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素ガス・酸素ガス)蓄積防止に係るガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する設計とする。</u></p> <p><u>なお、ガイドライン制定前に経済産業省指示文書「中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機の余熱除去系配管破断に関する再発防止対策について</u>  <u>(平成14年5月)」を受け、水素の蓄積のおそれがある箇所に対して対策を実施している。</u></p> <p><u>また、重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を</u></p>	<p>(4) 過電流による過熱防止対策  <u>MOX 燃料加工再処理施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、第1回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>誤記のため修正する。            後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（28／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>行う設計とする。</u></p> <p>(6) 火災発生防止に係る個別留意事項</p> <p>a. <u>放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止対策</u>  <u>放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の火災の発生防止として、放射性物質の崩壊熱を考慮した火災の発生防止対策並びに放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタを密閉した金属製のタンク又は容器内に貯蔵する設計とする。</u></p> <p><u>放射性物質を処理する設備としては、気体、液体及び固体廃棄物処理設備が該当するが、これら設備で処理する廃棄物には、火災発生の際に必要な崩壊熱を有する放射性物質はない。</u></p> <p><u>放射性廃棄物貯蔵設備である使用済樹脂貯蔵タンクは、放射性物質を液体に浸した状態で貯蔵し、固体廃棄物貯蔵庫は、ドラム缶等の不燃性材料である金属製の容器に収納した状態で貯蔵するため、火災発生の際に必要な崩壊熱を有する放射性物質はない。</u></p> <p><u>また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。</u></p> <p>b. <u>放射性廃棄物の処理及び貯蔵設備の換気設備</u>  <u>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の換気</u></p>	<p>(5) 火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項          以下に第 1 回申請に係る火災及び爆発の発生防止の設計を示す。</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（29／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>設備は、火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、換気設備の停止及び隔離弁の閉止により、隔離ができる設計とする。</u></p> <p>c. 電気室の目的外使用の禁止                      電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め管理する。</p> <p>4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について                      火災の発生を防止するため、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、以下に示すとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>以下、(1)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計、(2)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、(3)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計について説明する。</p> <p>(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>a. 主要な構造材</p>	<p><del>a. 電気室の目的外使用の禁止                      電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを保安規定に定め管理する。</del></p> <p>4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用                      火災及び爆発の発生を防止するため、火災防護上重要な機器等は、以下に示すとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>以下、(1)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用する場合の設計、(2)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、<u>(3)項において、不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合の設計</u>について説明する。以下に第1回申請に係る火災及び爆発の発生防止の設計を示す。</p> <p>(1) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>a. 主要な構造材  <u>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</u></p>	<p>所内電源設備の申請時(第3回)に説明すべき内容のため、記載を見直す。</p> <p>加工施設に対する要求事項のため、記載した。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（30／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><u>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</u></p> <p><u>(b) ステンレス鋼, 低合金鋼, 炭素鋼等の不燃性である金属材料</u></p> <p><u>b. 保温材</u>  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料</u></p> <p><u>(b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</u></p> <p>c. 建屋内装材                      火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料</p> <p>(b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品</p>	<p>火災防護上重要な機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止及び<u>当該設備の強度確保等</u>を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>b. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用                      火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室のカーペットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。</p> <p>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料<u>又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料</u></p> <p>(b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品<u>又はこれと同</u></p>	<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>「(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用」として記載すべき内容のため記載</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（32／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>施し、判定基準を満足することを確認する。</u></p> <p><u>e. 換気空調設備のフィルタ</u>  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、以下のいずれか満足することを確認した難燃性フィルタを使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) J I S L 1 0 9 1（繊維製品の燃焼性試験方法）</u></p> <p><u>(b) J A C A N o. 1 1 A（空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会））</u></p> <p><u>f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油</u>  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 乾式変圧器</u>  <u>(b) ガス遮断器，真空遮断器，気中遮断器</u></p> <p><u>(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用</u>  <u>不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料を使用する場合は、以下の a. 項及び b. 項に示す設計とする。</u></p>	<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用                  不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料を使用する場合は、以下の a. 項及び b. 項に示す設計とする。</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>第 1 回の申請範囲となる記載のため追記する。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(33/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 保温材  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する材料</u></p> <p>b. 建屋内装材                      火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</p> <p>(a) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等以上であることを消防法施行令の防災防火対象物の指定等の項に示される防災試験により確認した材料                      (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用                      不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は、以下の①項及び②項のいずれかを設計の基本方針とし、具体的な設計について以下の a. 項から c. 項に示す。</p> <p>① 火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p> <p><u>② 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該施設にお</u></p>	<p>a. 保温材  <u>第1回申請における対象設備はない。</u></p> <p>b. 建屋内装材  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等以上であることを消防法施行令の防災防火対象物の指定等の項に示される防災試験により確認した材料</u>                      (3) 不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用                      不燃性材用又は難燃性材料を使用できない場合で代替材料の使用が技術上困難な場合は、以下の a. 項を設計の基本方針とし、具体的な設計について以下の(a)項に示す。</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>第一回の申請範囲となる記載のため追記する。</p> <p>第一回の申請範囲となる記載のため追記する。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（34／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>る火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる。</u></p> <p><u>a. 主要な構造材</u></p> <p><u>(a) 配管のパッキン類</u>  <u>配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、ステンレス鋼等の不燃性である金属材料で覆われたフランジ等の狭隘部に設置し、直接火炎に晒されることはないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 金属材料内部の潤滑油</u>  <u>不燃性材料である金属材料のポンプ、弁等の躯体内部に設置する駆動部の潤滑油は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 金属材料内部の電気配線</u>  <u>不燃性材料である金属材料のポンプ、弁等の躯体内部に設置する駆動部の電気配線は、製造者等により機器本体と電気配線を含めて電気用品としての安全性及び健全性が確認されているため、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であり、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</u></p>	<p><u>(a) 主要な構造材</u>  <u>第1回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>第1回の申請範囲となる記載のため追記する。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（35／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>b. 建屋内装材</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材のうち、管理区域の床や原子炉格納容器内部の床、壁に耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については、使用箇所が不燃性材料であるコンクリート表面であること、旧建設省告示1231号第2試験に基づく難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><u>なお、原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>c. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル</u></p> <p><u>(a) 放射線モニタケーブル</u></p>	<p>b. 建屋内装材</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材のうち、管理区域の床、壁に耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として塗布するコーティング剤については、使用箇所が不燃性材料であるコンクリート表面であること、旧建設省告示1231号第2試験に基づく難燃性が確認された塗料であること、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(36/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>放射線モニタケーブルは、放射線検出のためには微弱電流、微弱パルスを扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを有することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用している。</u></p> <p><u>このケーブルは、自己消火性を確認するUL 1581 (Fourth Edition) 1080. VW-1 垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験を満足しない非難燃ケーブルである。</u></p> <p><u>したがって、他ケーブルへの延焼が発生しないようケーブルトレイではなく、専用の電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置することで、難燃ケーブルと同等以上の延焼防止を図る設計とする。</u></p> <p><u>(b) 通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブル</u>  <u>重大事故等対処施設である通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合、製造者等により機器本体とケーブル（電源アダプタ等を含む。）を含めて電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電話コード等のような機器本体を移動して使用することを考慮して大きな可とう性が求められる場合は、難燃ケーブルを使用することが技術上困難である。</u></p> <p><u>したがって、通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、以下のいずれかを講じることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が延焼することを防止する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（37／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>イ. 金属製の筐体等に収納する措置</u>  <u>ロ. 延焼防止材* により保護する措置</u>  <u>ハ. 専用の電線管に敷設する措置</u></p> <p><u>注記 * I E E E S t d 3 8 3 - 1 9 7 4 垂直トレイ燃焼試験に合格する</u>  <u>シート（プロテコシート-P2・eco）を保護対象へ巻き付け延焼を防止するものを示す。</u></p> <p><u>(4) 難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保するものを使用</u></p> <p><u>a. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケーブル</u>  <u>火災区域又は火災区画に設置される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する非難燃ケーブルは、自己消火性を確認するUL 1581（Fourth Edition）1080. VW-1垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するI E E E S t d 3 8 3 - 1 9 7 4 垂直トレイ燃焼試験は満足しない。</u></p> <p><u>したがって、これらの非難燃ケーブルについては、原則、難燃ケーブルに取り替えて使用する設計とするが、ケーブルの取替に伴い安全上の課題が生じる場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保できる代替措置（複合体）を施す設計又は電線管に収納する設計とする。</u></p> <p><u>非難燃ケーブルに防火措置を施すことによる難燃性能の向上について、別添1に示す。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（38／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>4.3 落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止について</p> <p>発電用原子炉施設では，地震，津波（重大事故等対処施設については，敷地に遡上する津波を含む。），<u>洪水</u>，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び<u>高潮</u>の自然現象が想定される。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，<u>津波</u>（重大事故等対処施設については，敷地に遡上する津波を含む。），森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に伴う火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう，これらの自然現象から防護を行う設計とする。</p> <p>凍結，降水，積雪，<u>高潮</u>及び生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物の影響については，火災が発生する自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から発電用原子炉施設に到着するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると，火災が発生する自然現象ではない。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については，侵入防止対策により影響を受けないことから，火災が発生する自然現象ではない。</p> <p><u>洪水については，立地的要因により，発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を与える可能性がないため，火災が発生する自然現象ではない。</u></p> <p>したがって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器においては，落雷，地震，森林火災及び竜巻（風（台風）</p>	<p>4.3 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設において，設計上の考慮を必要とする自然現象は，地震，津波，落雷，風（台風），竜巻，凍結，<u>高温</u>，降水，積雪，火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり），生物学的事象，森林火災及び<u>塩害</u>である。</p> <p>風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して MOX 燃料加工施設の安全機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災及び爆発の発生を防止する。</p> <p><u>津波</u>，凍結，<u>高温</u>，降水，積雪，他の生物学的事象及び<u>塩害</u>は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については，侵入防止対策によって影響を受けないことから，火災が発生する自然現象ではない。</p> <p>したがって，燃料加工建屋においては，落雷及び地震，森林火災及び竜巻（風（台風）含む。）に対して，これらの自然</p>	<p>備考</p> <p>発電炉，MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>以下同上。</p> <p>発電炉，MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（39／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>含む。）に対して、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる。</p> <p>(1) 落雷による火災の発生防止                      発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面からの高さ 20 m を超える構築物には、建築基準法に基づき「J I S A 4 2 0 1 建築物等の避雷設備（避雷針）（1992 年度版）」又は「J I S A 4 2 0 1 建築物等の雷保護（2003 年度版）」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p><u>送電線については、「4.1(4) 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。</u>  <u>なお、常設代替高圧電源装置置場は、落雷による火災発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。</u></p> <p>避雷設備設置箇所は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン建屋（<u>避雷針</u>）</li> <li>・排気筒（<u>避雷針</u>）</li> <li>・廃棄物処理建屋（<u>避雷針</u>）</li> <li>・使用済燃料乾式貯蔵建屋（<u>棟上導体</u>）</li> <li>・固体廃棄物作業建屋（<u>棟上導体</u>）</li> <li>・常設代替高圧電源装置置場（<u>避雷針</u>）</li> <li>・緊急時対策所（<u>避雷針</u>）</li> </ul>	<p>現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>以下に第 1 回申請に係る火災及び爆発の発生防止の設計を示す。<u>本記載以外の火災及び爆発の発生防止に係る設計については次回以降申請の「火災及び爆発の防止に関する説明書」にて説明する。</u></p> <p>(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止                      落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「<u>原子力発電所の耐雷指針</u>」（JEAG4608）、<u>建築基準法及び消防法</u>に基づき、日本産業規格（<u>JIS A 4201</u>）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>避雷設備設置箇所を以下に示す。</p> <p>a. <u>燃料加工建屋</u></p>	<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>許可整合の点で差があるため新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉、MOX 燃料加工施設の防護対象における違いであり、新たな論点が生じるものではない。                      燃料加工建屋以外の対象については後次回以降で示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（40／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(2) 地震による火災の発生防止</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」</u>（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。</p> <p>b. <u>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」</u>（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い、<u>施設の区分に応じた耐震設計とする。</u></p> <p>(3) 森林火災による火災の発生防止 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とする。</p> <p><u>(4) 竜巻（風（台風含む。））による火災の発生防止</u></p> <p>a. <u>屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、竜巻防護に関する基本方針に基づき設計する竜巻防護対策設備の設置、衝突防止を考慮して実施する燃料油等を内包した車両の飛散防止対策等、常設代替高压電源装置の燃料油等が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</u></p> <p>b. <u>常設代替高压電源装置に火災が発生した場合においても、重大事故等に対処する機能を喪失しないよう代替する機能を有する設備と位置的分散を講じる設計とする。</u></p>	<p>(2) 地震による火災及び爆発の発生防止 火災防護上重要な機器等は、耐震設計上の重要度に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、「加工施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号）第六条に従い、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。</p> <p>(3) 森林火災による火災の発生防止 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（41／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>第 4-1 表 潤滑油又は燃料油を内包する設備のある火災区域等の換気空調設備</u>  <u>第 4-2 表 水素を内包する設備がある火災区域の換気空調設備</u>  <u>第 4-3 表 UL 1581(Fourth Edition) 1080, VW-1</u>  <u>第 4-4 表 IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験の概要</u>  <u>第 4-5 表 IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験の概要</u>  <u>第 4-1 図 拡大防止対策の例</u></p> <p>5. 火災の感知及び消火                      火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p><u>5.1 項では、火災感知設備に関して、5.1.1 項に要求機能及び性能目標、5.1.2 項に機能設計及び5.1.3 項に構造強度設計について説明する。</u></p> <p><u>5.2 項では、消火設備に関して、5.2.1 項に要求機能及び性能目標、5.2.2 項に機能設計、5.2.3 項に構造強度設計及び5.2.4 項に技術基準規則に基づく強度評価について説明する。</u></p> <p><u>5.1 火災感知設備について</u>                      火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故</p>	<p>5. 火災の感知及び消火  <del>火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</del>  <del>以下に第1回申請に係る火災及び爆発の発生防止の設計を示す。</del>具体的な火災感知設備及び消火設備の設備設計については、次回以降申請の「火災及び爆発の防止に関する説明書」にて説明する。</p>	<p>共通 06 における基本方針からの展開結果を踏まえ、申請対象となる記載がないため記載を削除する。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（42／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.1.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.1.2 機能設計」及び「5.1.3 構造強度設計」において説明する。</u></p> <p><u>5.1.1 要求機能及び性能目標</u>  <u>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</u></p> <p><u>(1) 要求機能</u>  <u>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し早期の火災の感知を行うことが要求される。</u></p> <p><u>火災感知設備は、地震等の自然現象によっても火災感知の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を損なわないことが要求される。</u></p> <p><u>(2) 性能目標</u>  <u>a. 機能設計上の性能目標</u>  <u>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（43／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期に火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，地震時及び地震後においても，電源を確保するとともに，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し，耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の機能設計を「5.1.2(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa.項に示す。</u></p> <p><u>b. 構造強度上の性能目標</u>  <u>火災感知設備は，火災区域又は火災区画の火災に対し，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期に火災を感知する機能を保持することを構造設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震S クラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し，耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルト等で固定し，主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし，基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し，電氣的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</u></p>		<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（44／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用電源から受電する。非常用電源は、耐震Sクラスであるため、その耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-10-1-7-3「モータコントロールセンタの耐震性についての計算書」示す。</u></p> <p><u>5.1.2 機能設計本項では、「5.1.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</u></p> <p><u>(1) 火災感知器</u>  <u>a. 設置条件</u>  <u>火災感知設備のうち火災感知器（一部「東海、東海第二発電所共用」（以下同じ。））は、早期に火災を感知するため、災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び炎が生じる前に発煙する等の予想される火災の性質を考慮して選定する。</u></p> <p><u>火災感知器の選定においては，設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を以下，b.項に示す通り，消防法に準じて選定する設計とする。</u></p> <p><u>また，火災感知器の取付方法，火災感知器の設置個数の考え方等の技術的な部分については，消防法に基づき設置する設計する。</u></p> <p><u>b. 火災感知器の種類</u>  <u>(a) 煙感知器，熱感知器を設置する火災区域又は火災区</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（45／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>画（第 5-1 表）</u>  <u>火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせることで火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、異なる種類の火災感知器の設置に加え、盤内で火災が発生した場合に早期に火災発生を感知できるよう、「6.2.4(1) 中央制御室制御盤の系統分離対策」の(b)項に基づき、中央制御室制御盤内に高感度煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) (a) 項以外の組合せで火災感知器を設置する火災区域又は火災区画（第 5-1 表）</u>  <u>火災感知器の取付条件によっては(a) 項に示すアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難なものもある。</u>  <u>以下① 項から⑤項に示す火災感知器は、(a) 項に示す設計とは、異なる火災感知器の組合せによって設置し、これらの火災感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下のイ. 項からへ. 項において説明する。</u></p> <p><u>① 天井が高く煙や熱が拡散しやすい火災区域又は火災区画天井が高く煙や熱が拡散しやすい場所の火災感知器は、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するために、煙及び熱が火災感知器に到達する時間遅れがなく、早期感知の観点で優位性のある非アナログ式の炎感知器を設置する。</u></p> <p><u>なお、非アナログ式の炎感知器は、誤作動を防止するため炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用し、外光が当</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（46／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>② 燃料が気化するおそれがある火災区域又は火災区画 燃料が気化するおそれがある燃料貯蔵タンクマンホール内の火災感知器は、燃料が気化することを考慮し、防爆型の火災感知器とする。</u></p> <p><u>防爆型の火災感知器は、非アナログ式のみ製造されており、接点構造を持たないものとする。</u></p> <p><u>また、燃料貯蔵タンクマンホール内の地下埋設構造による閉鎖空間によって、直接風雨にさらされない環境に設置することから、誤作動防止を図る設計とする。さらに、非アナログ式の熱感知器は、軽油の引火点、当該タンクの最高使用温度を考慮した温度を作動値とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>③ 屋外の火災区域又は火災区画 屋外に設置する火災感知器は、降雨等の影響を考慮し密閉性を有する防爆型又は屋外仕様の火災感知器が適している。</u></p> <p><u>屋外仕様の炎感知器（赤外線）は非アナログ式である。屋外仕様の炎感知器（赤外線）は、感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）を採用し、さらに太陽光の影響についても火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（47／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>④ 放射線の影響が大きい火災区域又は火災区画</u>  <u>放射線の影響が大きいところにおいて、アナログ式の火災感知器は、内部の半導体部品が損傷するおそれがあり、設置が適さないため、放射線の影響を受けにくい非アナログ式のものとする。</u></p> <p><u>非アナログ式の火災感知器であっても、設置する環境温度を考慮した設定温度とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>⑤ 水素の発生のおそれがある蓄電池室の火災区域又は火災区画</u>  <u>水素の発生のおそれがある蓄電池室の火災感知器は、万一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</u></p> <p><u>また、防爆型の火災感知器は、非アナログ式のみ製造されており、接点構造を持たないものとする。</u></p> <p><u>蓄電池室の火災感知器は、室内の周囲温度を考慮し、作動値を室温より高めに設定し、誤作動防止を図る設計とするため、非アナログ式の火災感知器であっても、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>イ. 原子炉建屋原子炉棟 6 階</u>  <u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・アナログ式の光電分離型煙感知器</u>  <u>・非アナログ式の炎感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>原子炉建屋原子炉棟 6 階は、天井が高く大空間となっており、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。したがって、煙の拡散を考慮し</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（48／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>てアナログ式の光電分離型煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、早期感知の観点で優位性のある非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</u></p> <p><u>炎感知器は非アナログ式であるが、炎感知器は、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握でき、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する。また、炎感知器は、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>ロ. 原子炉格納容器</u>  <u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・アナログ式の煙感知器</u>  <u>・アナログ式の熱感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>原子炉格納容器は、以下の原子炉の状態及び運用により、火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器とする。</u></p> <p><u>i. 起動中</u>  <u>火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器とする。</u>  <u>ただし、原子炉格納容器は、運転中、閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから、アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。そのため、原子炉格納</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（49／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。</u></p> <p><u>ii. 運転中原子炉格納容器内は、窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから、火災は発生しない。</u></p> <p><u>iii. 低温停止中</u>  <u>プラント停止後、運転中の環境によって、火災感知器が故障している可能性があることから、火災感知器の基本の組合せであるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器に取り替える。</u></p> <p><u>ハ. 軽油貯蔵タンク設置区域、可搬型設備用軽油タンク設置区域及び緊急時対策所発電機用燃料油貯蔵タンク設置区域</u></p> <p><u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・非アナログ式の防爆型の熱感知器</u>  <u>・非アナログ式の防爆型の煙感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>熱感知器及び煙感知器は、タンク内部の燃料が気化し、タンクマンホール部へ漏えいすることも考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</u></p> <p><u>なお、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、非アナログ式しか製造されていない。</u></p> <p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されているが、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、ともに非アナログ式である。軽油貯蔵タンク設置区域、可搬型設備用軽油タンク設置区域及び緊急時対策所発電機用燃料油貯蔵タンク設置区域</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（50／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>は、地下埋設構造による閉鎖空間によって、直接風雨にさらされない環境に設置することから、誤作動防止を図る設計とする。さらに、非アナログ式の熱感知器は、軽油の引火点、当該タンクの最高使用温度を考慮した温度を作動値とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>ニ. 海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場</u>  <u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ</u>  <u>・非アナログ式の屋外仕様の炎感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>海水ポンプエリア、常設代替高圧電源装置置場の屋外エリアの火災感知器は、屋外に設置するため火災時の煙の拡散、降水等の影響を考慮し、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラと非アナログ式の屋外仕様の炎感知器とする。</u></p> <p><u>また、アナログ式の熱感知カメラについては、監視範囲内に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。</u></p> <p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されるが、屋外仕様の炎感知器（赤外線）は非アナログ式である。屋外仕様の炎感知器（赤外線）は、感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検知した場合にのみ発報する）を採用し、さらに太陽光の影響についても火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（51／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ホ. 主蒸気管トンネル室</u>  <u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・アナログ式の煙吸引式検出設備</u>  <u>・非アナログ式の熱感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>放射線量が高い主蒸気管トンネルでは、アナログ式火災感知器の検出部位が放射線の影響を受けて損傷する可能性があるため、煙吸引式検出設備により検出部位を当該エリア外に配置する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、放射線の影響を受けにくい非アナログ式の熱感知器を設置し、主蒸気管トンネル室の環境温度を考慮した設定温度とすることで誤作動防止を図る設計とするため、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>へ. 蓄電池室</u>  <u>(イ) 火災感知器</u>  <u>・非アナログ式の防爆型の煙感知器</u>  <u>・非アナログ式の防爆型の熱感知器</u></p> <p><u>(ロ) 選定理由</u>  <u>蓄電池室は、蓄電池の充電中に少量の水素を発生するおそれがあることから、万一の水素濃度の上昇を考慮し、非アナログ式の防爆型とする。</u></p> <p><u>なお、防爆型の煙感知器及び防爆型の熱感知器は、非アナログ式しか製造されていない。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（52／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災感知器の誤作動防止の観点から、アナログ式の火災感知器の設置が要求されているが、蓄電池室の火災感知器は、室内の周囲温度を考慮し、作動値を室温より高めに設定し、誤作動防止を図る設計とするため、非アナログ式の火災感知器であっても、アナログ式と同等の機能を有する。</u></p> <p><u>(c) 火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画</u>  <u>火災感知器を設置しない火災区域又は火災区画について以下に示す。</u></p> <p><u>イ. 非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室</u>  <u>非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室は、コンクリートで囲われ、発火源となる可燃物が設置されておらず、可燃物管理により不要な可燃物を持ち込まない運用とすることから、火災が発生するおそれはない。</u></p> <p><u>このため、非常用ディーゼル発電機ルーフベントファン室には、火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 原子炉建屋付属棟屋上</u>  <u>原子炉建屋付属棟屋上には、スイッチギア室チラーユニット、中央制御室チラーユニット、バッテリー室送風機が設置されている。当該区域は、不要な可燃物を持ち込まない運用とし、チラーユニットは金属等の不燃性材料で構成されていることから、周囲からの火災の影響を受けず、また、周囲への影響も与えない。</u></p> <p><u>このため、原子炉建屋付属棟屋上には、火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、万一、火災が発生した場合には、中央制御室に機器の異常警報が発報するため、運転員が現場に急行するこ</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（53／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>とが可能な設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 使用済燃料プール, 復水貯蔵タンク, 使用済樹脂タンク使用済燃料プールの側面と底面は, 金属に覆われ, プール内は水で満たされており, 使用済燃料プール内では火災は発生しないため, 使用済燃料プールには火災感知器を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>ただし, 使用済燃料プール周りの火災を感知するために, 使用済燃料プールのある原子炉建屋原子炉棟 6 階（オペレーティングフロア）に火災感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 火災受信機盤</u></p> <p><u>a. 火災感知設備のうち火災受信機盤は, 火災感知設備の作動状況</u>  <u>制御室において常時監視できる設計としており, 火災が発生していない平常時には, 火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。</u></p> <p><u>b. 火災受信機盤は, 消防法に基づき設計し, 構成される受信機により, 以下の機能を有するように設計する。</u></p> <p><u>(a) アナログ式の火災感知器が接続可能であり, 作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>(b) 非アナログ式の防爆型煙感知器, 防爆型熱感知器, 熱感知器及び炎感知器が接続可能であり, 作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>(c) アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラによる映像監</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（54／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>視（熱サーモグラフィ）により、火災発生場所の特定ができる機能</u></p> <p><u>(d) アナログ式の煙吸引式検出設備が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能</u></p> <p><u>c. 火災感知器は、以下のとおり点検を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>(a) 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</u></p> <p><u>(b) 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 火災感知設備の電源確保</u>  <u>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有した蓄電池を内蔵する。また、火災防護上重要な機器等及び緊急時対策所建屋を除く重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源及び常設代替高圧電源装置からの受電も可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所建屋の火災区域又は火災区画の火災感知設備については、外部電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、緊急時対策所用発電機からの受電も可能な設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（55／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮</u>  <u>東海第二発電所の安全を確保するうえで設計上考慮すべき自然現象としては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を抽出した。これらの事象のうち、原子力設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。</u></p> <p><u>これらの自然現象のうち、落雷については、「4. 火災発生防止 4.3(1) 落雷による火災の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>地震については、以下 a. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>凍結については、以下 b. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>竜巻、風（台風）に対しては、以下 c. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>上記以外の津波、洪水、積雪、火山の影響、高潮、生物学的事象及び森林火災については、c. 項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>a. 火災感知設備は、第 5-2 表及び第 5-3 表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（56／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。</u></p> <p><u>(a) 消防法の設置条件に準じ、「(1) 火災感知器」に示す範囲の環境条件を考慮して設置する火災感知器及び「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視等の機能を有する火災受信機盤等により構成する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源及び常設代替高圧電源装置から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有した蓄電池を内蔵する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知するための機能を保持する設計とする。具体的には、火災感知設備を取り付ける基礎ボルトの応力評価及び電氣的機能を確認するための電氣的機能維持評価を行う設計とする。耐震設計については、「5.1.3 構造強度計算」に示す。</u></p> <p><u>b. 屋外に設置する火災感知設備は、東海第二発電所で考慮している最低気温-12.7℃（水戸地方気象台（1897年～2012年））を踏まえ、外気温度が-20℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>c. 屋外の火災感知設備は、屋外仕様とした上で火災感知器の予備も保有し、自然現象により感知の機能、性能が阻害された場合は、早期に取替を行うことにより性能を復旧させる設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（57／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>5.1.3 構造強度設計</u>  <u>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。火災感知設備は、</u>  <u>「5.1.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b. 項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に火災を感知する機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。また、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>火災感知設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添 1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施する。</u></p> <p><u>火災感知設備の耐震評価の方法及び結果をV -2-別添 1-2「火災感知器の耐震計算書」及びV-2-別添 1-3「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2 方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果をV-2-別添 1-11「火災防護設備の水平2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」に示す。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（58／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>5.2 消火設備について</u>  <u>消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災の消火を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備の設計に当たっては、機能設計上の性能目標と構造強度上の性能目標を「5.2.1 要求機能及び性能目標」にて定め、これら性能目標を達成するための機能設計及び構造強度設計を「5.2.2 機能設計」及び「5.2.3 構造強度設計」において説明する。</u></p> <p><u>5.2.1 要求機能及び性能目標</u>  <u>本項では、消火設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</u></p> <p><u>(1) 要求機能</u>  <u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、早期の火災の消火を行うことが要求される。</u></p> <p><u>消火設備は、地震等の自然現象によっても消火の機能が保持されることが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設への火災の影響を限定し、火災を早期に消火する機能を損なわないことが要求される。</u></p> <p><u>(2) 性能目標</u>  <u>a. 機能設計上の性能目標</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（59／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて火災を早期に消火する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた消火設備の機能設計を「5.2.2(5)消火設備の設計」の f. 項に示す。</u></p> <p><u>b. 構造強度上の性能目標</u>  <u>消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持することを構造設計上の性能目標とする。</u></p> <p><u>火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋原子炉棟等にボルト等で固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じた地震力に対し、電氣的及び動的機能を保持する設計とすることを構造強度上の性</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（60／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>能目標とする。</u></p> <p><u>耐震 S クラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を消火するハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）の電源は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電し、これらのコントロールセンタの耐震計算の方法及び結果については、V-2「耐震性に関する説明書」のうち「コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</u></p> <p><u>クラス 3 機器である消火設備のうち、使用条件における系統圧力を考慮して選定した消火設備は、技術基準規則第 17 条 1 項第 3 号及び第 10 号に適合するよう、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。技術基準規則に基づく強度評価を、「5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について」に示す。</u></p> <p><u>5.2.2 機能設計</u>  <u>本項では、「5.2.1 要求機能及び性能目標」で設定している消火設備の機能設計上の性能目標を達成するために、消火設備の機能設計の方針を定める。</u></p> <p><u>火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するために、消防法に準じて設置する設計とする。（第 5-4 表）</u></p> <p><u>消火設備の選定は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画と、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画それぞれに対して実施する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（61／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>以下、(1)項に示す火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画は、固定式消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）による消火を基本とする設計とする。以下、(2)項に示す消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画においては、消防法第 21 条の 2 第 2 項による型式適合検定に合格した消火器の設置又は消火栓による消火を行う設計とする。</u></p> <p><u>なお、原子炉格納容器内についても、消火活動が困難とならない火災区画として、消火器の設置又は消火栓による消火を行う設計とする。</u></p> <p><u>「6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離」に示す系統分離対策として自動消火設備が必要な火災区域又は火災区画は、ハロゲン化物自動消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>復水貯蔵タンクエリア、使用済燃料プール及び使用済樹脂貯蔵タンク室は、火災の発生するおそれがないことから、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画</u>  <u>本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(62/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定</u>  <u>建屋内の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、以下(2)項に示すものを除いて、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難となるものとして選定する。</u></p> <p><u>b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備</u>  <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は以下のいずれかの消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(a) ハロゲン化物自動消火設備（全域）</u>  <u>イ. 消火対象</u>  <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画を対象とする。</u>  <u>ロ. 消火設備第 5-1 図及び第 5-5 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等ハロゲン化物自動消火設備（全域）は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器と煙感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（63／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(b) ハロゲン化物自動消火設備（局所）</u>  <u>イ. 消火対象</u>  <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、原子炉建屋周回通路部及び常設低圧代替注水系ポンプ室並びに火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした自動消火設備の設置が必要な火災区域又は火災区画のうち、中央制御室床下コンクリートピットを対象とする。</u></p> <p><u>ロ. 消火設備</u>  <u>原子炉建屋周回通路部は、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であり、床面積が大きく、開口を有しているため、原子炉建屋周回通路部において、煙の充満を発生させるおそれのある可燃物（ケーブル、電源盤・制御盤、潤滑油内包設備）に対して、第 5-2 図及び第 5-6 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。常設低圧代替注水系ポンプ室に設置される常設低圧代替注水系</u>  <u>ポンプについてもハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室の一部である中央制御室床下コンクリートピットに対しても第 5-2 図及び第 5-6 図に示す自動消火設備であるハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置する設計とする。</u></p> <p>ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、電源断等の故障警</p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（64／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>報を中央制御室に発する設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器と煙感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 二酸化炭素自動消火設備（全域）</u>  <u>イ. 消火対象</u>  <u>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、燃料油等を多量に貯蔵し、人が常駐する場所ではない火災区域又は火災区画を対象とする。</u></p> <p><u>具体的には非常用ディーゼル発電機室（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機室含む）及び各デイトンク室並びに緊急時対策所建屋発電機室</u></p> <p><u>ロ. 消火設備</u>  <u>第 5-3 図及び第 5-7 図に示す自動消火設備である二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等自動起動については、万一、室内に作業員等がいた場合の人身安全を考慮し、自動起動用に用いる熱感知器及び煙感知器の両方の動作により起動する設計とする。また、二酸化炭素自動消火設備（全域）は、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の手動停止による消火剤の流出防止や電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（65／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>二酸化炭素自動消火設備（全域）を自動起動させるための消火設備用感知器は、煙感知器及び熱感知器の AND 回路とすることで誤作動防止を図っており、火災時に本感知器が一つ以上動作した場合、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(d) ケーブルトレイ消火設備</u>  <u>イ. 消火対象</u>  <u>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画のうち、発泡性耐火被覆又は鉄板で密閉空間としたケーブルトレイ内</u></p> <p><u>ロ. 消火設備</u>  <u>第 5-4 図に示す自動消火設備であるケーブルトレイ消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 警報装置等ケーブルトレイ消火設備は、設備異常の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</u>  <u>ケーブルトレイ消火設備を自動起動させるための感知器は、火災時に火災の熱で溶損する火災感知チューブで、早期に感知し、中央制御室に警報を発する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画</u>  <u>本項では、a. 項において、火災発生時に煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定について、b. 項において、選定した火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備について説明する。</u></p> <p><u>a. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（66／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、以下に示すとおり、煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画並びに煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画とする。</u></p> <p><u>(a) 煙が大気へ放出される火災区域又は火災区画</u>  <u>イ. 海水ポンプ室，非常用ディーゼル発電機室ルーフトファン室，スイッチギア室チラーユニット，バッテリー室送風機設置区域，常設代替高圧電源装置置場海水ポンプ室等の火災区域又は火災区画は，大気開放であり，火災が発生しても煙が大気へ放出される設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 軽油貯蔵タンク，可搬型設備用軽油タンク及び緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u>  <u>軽油貯蔵タンク等は，地下タンクとして屋外に設置し，火災が発生しても煙が大気へ放出される設計とする。</u></p> <p><u>(b) 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画</u>  <u>イ. 中央制御室</u>  <u>中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室は，運転員が常駐するため，早期の火災感知及び消火活動が可能であり，火災発生時において煙が充満する前に消火活動が可能な設計とする。中央制御室制御盤内は，高感度煙感知器による早期の火災感知により運転員による消火活動が可能であり，火災発生時において煙が充満する前に消火活動が可能な設計とする。なお，建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することも可能な設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 緊急時対策所</u>  <u>緊急時対策所は，中央制御室と同様に建築基準法に準拠した容量の排煙設備により煙を排出することが可能であ</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(67/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>り、煙が充満しないため、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 緊急時対策所建屋通路部</u>  <u>緊急時対策所建屋の通路部、階段室、エアロック室等は、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u>  <u>原子炉格納容器内において、原子炉運転中は、窒素置換されるため火災発生のおそれはないが、窒素置換されない原子炉停止中においては、原子炉格納容器の空間体積（約9800 m<sup>3</sup>）に対して容量が16980 m<sup>3</sup>/hのパージ用排風機にて換気され、かつ原子炉格納容器の機器ハッチが開放されているため、万一、火災が発生した場合でも煙が充満せず、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ホ. 原子炉建屋原子炉棟6階</u>  <u>原子炉建屋原子炉棟6階は可燃物が少なく大空間となっており、煙が充満しないため、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ヘ. 気体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災区画</u>  <u>気体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、火災に対してフェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による影響はない。また、放射線モニタ検出器は隣接した検出器間をそれぞれ異なる火災区画に設置する設計とし、火災発生時に同時に監視機能が喪失することを防止する。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ト. 液体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（68／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>区画</u>                      液体廃棄物処理系は、不燃性材料である金属により構成されており、火災に対してフェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p> <p><u>チ. サプレッション・プール水排水系設備を設置する火災区域又は火災区画サプレッション・プール水排水系は、不燃性材料である金属により構成されており、火災に対して通常時閉状態の隔離弁を多重化して設ける設計とする。また、隔離弁を異なる火災区域に設置し、単一の火災によってともに機能を喪失しない設計とする。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>リ. 新燃料貯蔵庫</u>                      新燃料貯蔵庫は、金属とコンクリートに覆われており、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p> <p><u>ヌ. 使用済燃料乾式貯蔵建屋</u>                      使用済燃料乾式貯蔵建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（69／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ル. 固体廃棄物貯蔵庫</u>  <u>固体廃棄物貯蔵庫は、コンクリートで構築された建屋内に設置されており、固体廃棄物は金属製の容器に収められていることから火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより庫内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ヲ. 固体廃棄物作業建屋</u>  <u>固体廃棄物作業建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>ワ. 廃棄物処理建屋</u>  <u>廃棄物処理建屋は、金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災による影響はない。加えて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより建屋内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>カ. 格納容器圧力逃がし装置格納槽</u>  <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽は可燃物が少なく、煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域であることから、消火活動が可能な設計とする。</u></p> <p><u>ヨ. 可燃物が少なく、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又</u>  <u>は火災区画以下に示す火災区域又は火災区画は、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（70／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(イ) 主蒸気管トンネル室</u>  <u>主蒸気管トンネル室に設置している機器は、主蒸気外側隔離弁、電動弁等であり、これらは不燃性材料又は難燃性材料で構成されている。また、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) FPC ポンプ室、FPC 保持ポンプ A 室、FPC 保持ポンプ B 室、FPC</u></p> <p><u>熱交換器室</u>  <u>本室内に設置している機器は、ポンプ、熱交換器、電動弁、計器等である。これらは不燃性材料又は難燃性材料で構成されている。また、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える設計とする。</u></p> <p><u>b. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備</u>  <u>(2)a. 項に示す消火活動が困難とならない(a)項及び(b)項の火災区域又は火災区画は、消防要員等による消火活動を行うために、消火器、消火栓及び移動式消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>なお、新燃料貯蔵庫は、純水中においても未臨界となるように材料を考慮した新燃料貯蔵ラックに貯蔵された燃料の中心間隔を確保する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。</u></p> <p><u>ただし、以下については、消火対象の特徴を考慮し、以下の消火設備を設置する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（71／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(a) 中央制御室制御盤内</u>  <u>イ. 消火設備</u>  <u>二酸化炭素消火器</u></p> <p><u>ロ. 選定理由</u>  <u>中央制御室床下コンクリートピットを除く中央制御室内は、常駐運転員により、可搬式の消火器にて消火を行うが、中央制御室制御盤内の火災を考慮し、通常の粉末消火器に加え、電気機器への影響がない可搬式の二酸化炭素消火器を配備する。</u></p> <p><u>(b) 原子炉格納容器</u>  <u>イ. 消火設備</u>  <u>消火器、消火栓</u></p> <p><u>ロ. 選定理由</u>  <u>原子炉格納容器内は、(2)a. (b) 二. 項のとおり、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画であることから、原子炉の状態を考慮し、消火器及び消火栓を使用する設計とする。</u></p> <p><u>(イ) 起動中</u>  <u>原子炉の起動中は原子炉格納容器内の環境が高温となり、消火器の使用温度を超える可能性があることから、原子炉起動前に原子炉格納容器内に設置した消火器を撤去し、原子炉格納容器内の窒素置換作業が完了するまでの間は、消火器を所員用エアロック近傍（原子炉格納容器外）に設置する。</u></p> <p><u>さらに、消火栓を用いても対応できる設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（72／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(ロ) 運転中原子炉格納容器内は、プラント運転中、消火器は設置されないが、窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから、火災の発生はない。</u></p> <p><u>(ハ) 停止中</u>  <u>原子炉起動中と同様に、原子炉格納容器内の消火については、消火器を使用する設計とする。また、消火栓を用いても対応できる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針</u>  <u>本項では、火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画である復水貯蔵タンクエリア、使用済燃料プール及び使用済樹脂貯蔵タンク室に対する消火設備の設計方針について説明する。</u></p> <p><u>a. 復水貯蔵タンクエリア</u>  <u>復水貯蔵タンクは、金属等で構成するタンクであり、タンク内は水で満たされ、火災が発生しないため、復水貯蔵タンクエリアには、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>b. 使用済燃料プール（オペレーティングフロアを含む）</u>  <u>使用済燃料プールは、その側面と底面が金属とコンクリートに覆われ、プール内は水で満たされることにより、使用済燃料プール内では火災が発生しないため、使用済燃料プールには消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料プールは、純水中においても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とすることから、消火水の流入に対する措置を不要な設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（73／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>c. 使用済樹脂貯蔵タンク室</u>  <u>使用済樹脂貯蔵タンクは金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室は可燃物を置かず発火源がない設計とする。</u>  <u>このため、使用済樹脂貯蔵タンク室には、消火設備を設置しない設計とする。</u></p> <p><u>(4) 消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価</u>  <u>本項では、消火設備の破損、誤作動及び誤操作による安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能への影響について説明する。</u></p> <p><u>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>二酸化炭素は不活性であること、ハロゲン化物は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）又は二酸化炭素自動消火設備（全域）選定する設計とする。</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機室に設置する二酸化炭素自動消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤の放出を考慮しても機能が喪失しないよう、燃焼用空気は外気から直接、給気する設計とする。</u>  <u>消火設備の放水等による溢水は、技術基準規則第 12 条及</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（74／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>び第 54 条に基づき，原子炉の安全停止に必要な機器等の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう設計する。</u></p> <p><u>(5) 消火設備の設計</u>  <u>本項では，消火設備の設計として，以下の a. 項に消火設備の消火剤の容量，b. 項に消火設備の系統構成，c. 項に消火設備の電源確保，d. 項に消火設備の配置上の考慮，e. 項に消火設備の警報，f. 項に地震等の自然現象に対する考慮について説明するとともに，g. 項に消火設備の設計に係るその他の事項について説明する。</u></p> <p><u>a. 消火設備の消火剤の容量</u>  <u>(a) 想定火災の性質に応じた消火剤の容量</u>  <u>消火設備に必要な消火薬剤の容量については，ハロゲン化物自動消火設備（全域），ハロゲン化物自動消火設備（局所）は，「消防法施行規則」第 20 条及び試験結果に基づき，二酸化炭素自動消火設備は，第 19 条に基づき算出する。また，ケーブルトレイ消火設備は，実証試験により消火性能が確認された消火剤濃度以上となる容量以上を確保するように設計する。消火剤に水を使用する消火栓の容量は，「(b) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。</u>  <u>消火剤の算出については第 5-4 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 消火用水の最大放水量の確保</u>  <u>イ. 原子炉建屋等に消火水を供給するための水源消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）、多目的タンク（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）及び原水タンク（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）は，消防法施行令第 11 条（屋内消火栓設備に関する基準）及び消防法施行令第 19 条（屋外消火栓設備に関する基準）に基づき，屋内消火栓</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（75／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。</u></p> <p><u>なお、屋外消火栓は東海発電所と共用であるが、東海発電所と同時に火災が発生し、東海発電所における放水を想定しても、十分な量を確保するとともに、発電用原子炉施設間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>b. 消火設備の系統構成</u>  <u>(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮</u>  <u>イ. 原子炉建屋内等の屋内消火用水系</u>  <u>消火用水供給系の水源は、容量約 1500m<sup>3</sup> のろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを各 1 基設置し、多重性を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋外消火用水系と共用である。</u></p> <p><u>消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及びディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））の設置により、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）に貯蔵する。燃料タンクを含むディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第 48 条第 3 項に適合する設計とする。（第 5-5 表）</u></p> <p><u>ロ. 屋外消火用水系</u>  <u>消火用水供給系の水源は、容量約 1500m<sup>3</sup> の多目的タンク 1 基、容量約 1000 m<sup>3</sup> の原水タンク 1 基を設置し、多重性</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（76／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>を有する設計とする。なお、多目的タンクについては屋内消火用水系と共用である。</u></p> <p><u>消火用水供給系の消火ポンプは、構内消火用ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及びディーゼル駆動構内消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））の設置により、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>ディーゼル駆動構内消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動構内消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。</u></p> <p><u>ディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関は、技術基準規則第 48 条第 3 項に適合する設計とする。（第 5-5 表）</u></p> <p><u>(b) 系統分離に応じた独立性の考慮</u>  <u>原子炉の安全停止に必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統分離を行うために設置するハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、以下に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</u></p> <p><u>・静的機器は24時間以内の単一故障の想定が不要であり、静的機器である消火配管は、基準地震動S<sub>s</sub>で損傷しないように設計する。なお、早期感知及び早期消火によって火災は収束するため、配管は多重化しない設計とする。</u></p> <p><u>・動的機器である選択弁等の単一故障を想定して選択弁等は多重化する設計とする。また、動的機器である容器弁の単一故障を想定して容器弁及びポンベも消火濃度を満足するために必要な本数以上のポンベを設置する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（77／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。(c) 消火栓の優先供給消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</u></p> <p><u>c. 消火設備の電源確保</u>  <u>ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</u></p> <p><u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</u></p> <p><u>ケーブルトレイ用のハロゲン化物自動消火設備（局所）であるケーブルトレイ消火設備は、火災の熱によって感知チューブが溶損することで、ボンベの容器弁を開放させ、消火剤が放出される機械的な構造であるため、作動には電源が不要な設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（78／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>d. <u>消火設備の配置上の考慮</u>  <u>(a) 火災に対する二次的影響の考慮</u>  <u>イ. ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>(イ) ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）のポンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画とは別の区画に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) ハロゲン化物自動消火設備（全域）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）のポンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧防止を図る設計とする。</u></p> <p><u>ロ. ハロゲン化物自動消火設備（局所）</u>  <u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）についても、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（79／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(イ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）のボンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象と十分に離れた位置にボンベ及び制御盤を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）は、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧防止を図る設計とする。</u></p> <p><u>(ハ) ハロゲン化物自動消火設備（局所）のうち、ケーブルトレイに対する消火設備については、消火剤の流出を防ぐためにケーブルトレイ内に消火剤を留める設計とする。また、電源盤・制御盤に対する消火設備については、消火剤の流出を防ぐために盤内に消火剤を留める設計とする。</u></p> <p>(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内に放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、<u>各フロアのファンネルや配管により排水及び回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</u></p> <p>(c) 消火栓の配置 <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、「消防法施行令」第 11 条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第 19 条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、すべての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように原子炉建屋等の屋内は消火栓から半径 25 m の範囲、屋外は消火栓から半径 40 m の範囲に配置する。</u></p>	<p><del>5.1 管理区域からの放出消火剤の流出防止</del> <del>a. 管理区域での消火活動により放水した消火水が管理区域外に流出しないように、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置する。</del></p>	<p>後次回で申請する内容のため、記載を修正（削除）する必要あり。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（81／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>のうち、原子力設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。これらの自然現象のうち、落雷については、「4. 火災発生防止 4.3(1) 落雷による火災の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>地震については、以下(c)項及び(d)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>凍結については、以下(a)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>竜巻、風（台風）に対しては、以下(b)項に示す対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>上記以外の津波、洪水、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮についても(b)項に示すその他の自然現象の対策により機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 凍結防止対策</u>  <u>屋外消火設備の配管は、保温材により凍結防止対策を実施する。また、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</u></p> <p><u>(b) 風水害対策</u>  <u>電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、ハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、風水害によ</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（82／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>り性能が阻害されず、影響を受けないよう建屋内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>電動機駆動消火ポンプ、構内消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプを設置しているポンプ室の壁及び扉については、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように浸水対策を実施する。</u></p> <p><u>屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないように、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない機械式を用いる設計とする。</u></p> <p><u>万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 地震対策</u>  <u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、第5-6表及び第5-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。消火設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（84／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>また、地盤変位対策としては、水消火配管のレイアウト、配管曲げ加工、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるように、建屋に給水接続口を複数個所設置する設計とする。</u></p> <p><u>g. その他</u> <u>(a) 移動式消火設備の配備</u> <u>移動式消火設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 83 条第 5 号に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1 台）及び水槽付消防自動車（1 台）を配備する。</u></p> <p><u>また、消火用水のバックアップラインとして原子炉建屋に設置する給水接続口に水槽付消防自動車の給水口を取り付けることで、各消火栓への給水も可能となる設計とする。</u></p> <p><u>移動式消火設備の仕様を第 5-8 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 消火用の照明器具</u> <u>建築基準法第 35 条及び建築基準法施行令第 126 条の 5 に準じ、屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間（最大約 1 時間）に加え、消防法の消火継続時間 20 分を考慮して、2 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（85／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(c) ポンプ室</u>  <u>火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式ガス消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(d) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備</u>  <u>使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵し、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。</u></p> <p><u>新燃料貯蔵庫は、消火活動により消火用水が放水され、消火水に満たされても臨界とならない設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料乾式貯蔵設備は、使用済燃料を乾式で貯蔵する密封機能を有する容器であり、使用済燃料を収納後、内部を乾燥させ、不活性ガスを封入し貯蔵する設計であり、消火水が放水されても容器内部に浸入することはない。</u></p> <p><u>(e) ケーブル処理室</u>  <u>ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所入口を設置する設計とする。</u></p> <p><u>5.2.3 構造強度設計</u>  <u>消火設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、機能設計で設定した消火設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(86/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>消火設備は、「5.2.1 要求機能及び性能目標」の「(2) 性能目標」b.項で設定している構造強上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期に消火する機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備のうち耐震Sクラス機器及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）及び二酸化炭素自動消火設備（全域）は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、耐震性を有する原子炉建屋(原子炉棟)等にボルトで固定し、主要な構造部材が火災を早期に消火する機能を保持可能な構造強度を有する設計とし、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対し、電氣的及び動的機能を保持する設計とする。</u></p> <p><u>消火設備の耐震評価は、V-2「耐震性に関する説明書」のうちV-2-1-9「機能維持の基本方針」の荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界に基づき設定したV-2-別添 1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施する。</u></p> <p><u>消火設備の耐震評価の方法及び結果については、以下に示す。また、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する消火設備の影響評価結果についても示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>V-2-別添 1-4「ハロンボンベ設備の耐震計算書」</u></li> <li>・ <u>V-2-別添 1-5「ハロンガス供給選択弁の耐震計算書」</u></li> <li>・ <u>V-2-別添 1-6「ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」</u></li> <li>・ <u>V-2-別添 1-7「二酸化炭素ボンベ設備の耐震計算書」</u></li> <li>・ <u>V-2-別添 1-8「二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書」</u></li> </ul>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(87/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>・ V-2-別添 1-9 「二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書」</u>  <u>・ V-2-別添 1-10 「ガス供給配管の耐震計算書」</u>  <u>・ V-2-別添 1-11 「火災防護設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価」</u> </p> <p> <u>5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について</u>  <u>クラス 3 機器である消火設備は、技術基準規則により、クラスに応じた強度を確保することを要求している。</u> </p> <p> <u>このため、消火設備のうち、その使用条件における系統圧力を考慮して選定して消火水配管（主配管）及びハロゲン化物自動消火設備の配管は、技術基準規則第 17 条に基づき強度評価を行う。</u> </p> <p> <u>消火設備のうち、完成品としてそれぞれ高圧ガス保安法及び消防法の規制をうけるハロゲン化物自動消火設備の容器（ポンベ）及び消火器は、技術基準規則第 17 条に規定されるクラス 3 機器の材料、構造及び強度の規定と、高圧ガス保安法及び消防法の材料、構造及び強度の規定が同等の水準であることを、V-3「強度に関する説明書」において確認する。</u> </p> <p> <u>燃料タンクを含むディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関は、「5.2 消火設備について」の 5.2.2(5)b.(a)項に示すとおり、技術基準規則第 48 条の規定により、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」第 25 条から第 29 条に適合する設計とし、同省令第 25 条に基づく強度評価については、その基本方針と強度評価結果を V-3「強度に関する説明書」に示す。</u> </p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(88/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>化学消防自動車は、水槽と泡消火薬液槽を有し、水又は泡消火剤とを混合希釈した泡消火により、様々な火災に対応可能である。また、水槽付消防ポンプ車については、大容量の水槽を有していることから、消火用水の確保に優れている。</u></p> <p><u>これらの移動式消火設備は、消火栓や防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約 400m の範囲が消火可能である。</u></p> <p><u>化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ車は、原子力発電所の火災防護規定（J E A C 4 6 2 6－2010）及び原子力発電所の火災防護審査指針（J E A G 4 6 0 7－2010）による、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所の火災に対する自衛消防体制の強化策として要求された 2 箇所において 30 分の消火活動に必要な水量に対し、防火水槽も考慮した上で水量を確保でき、また、アクセスルート<sup>1</sup>を考慮し、通行可能な車種を選定する。</u></p> <p><u>第 5-1 表 火災感知器の形式ごとの設置状況について</u></p> <p><u>第 5-2 表 火災感知設備耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</u></p> <p><u>第 5-3 表 火災感知設備耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）</u></p> <p><u>第 5-4 表 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画で使用する消火設備</u></p> <p><u>第 5-5 表 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関（燃料タンク含む）の技術基準規則第 48 条第 3 項への適合性</u></p> <p><u>第 5-6 表 消火設備 耐震評価対象機器（火災防護上重要な機器等）</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（89／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>第 5-7 表 消火設備 耐震評価対象機器(重大事故等対処施設)</u>  <u>第 5-8 表 移動式消火設備の仕様</u>  <u>ハロゲン化物自動消火設備（全域）の仕様</u>  <u>第 5-1 図 ハロゲン化物自動消火設備（全域）概要</u>  <u>ハロゲン化物自動消火設備（局所）の仕様</u>  <u>第 5-2 図 ハロゲン化物自動消火設備（局所）の概要図</u>  <u>二酸化炭素自動消火設備（全域）の仕様</u>  <u>第 5-3 図 二酸化炭素自動消火設備（全域）の概要</u>  <u>ケーブルトレイ消火設備の仕様</u>  <u>第 5-4 図 ケーブルトレイ消火設備の概要</u>  <u>第 5-5 図 ハロゲン化物自動消火設備（全域）自動起動信号</u>  <u>第 5-6 図 ハロゲン化物自動消火設備（局所）自動起動信号</u>  <u>第 5-7 図 二酸化炭素自動消火設備（全域）自動起動信号</u> </p> <p>6. 火災の影響軽減対策                      発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じる。</p> <p>6.1 項では、火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。</p> <p>6.2 項では、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器等の選定、火災防護対象機器等に対する系統分離対策について説明するとともに、中央制御室制御盤及び原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減対策についても説明する。</p>	<p>6. 火災及び爆発の影響軽減                      MOX 燃料加工施設は、火災及び爆発によりその安全性を損なわないよう、火災防護上重要な機器等の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる。</p> <p>6.1 項では、火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離について説明する。</p> <p>6.2 項では、<u>MOX 燃料加工施設の安全性を確保するために必要となる火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定、火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する系統分離対策について説明するとともに、中央監視室制御盤に対する火災の影響軽減対策についても説明する。</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>MOX 燃料加工施設においても影響軽減対策に係る説明事項を記載するため修正する。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（90／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>6.3 項では、換気空調設備、煙、油タンク及びケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策について説明する。</p> <p>6.1 火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離</p> <p>火災の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等が設置される火災区域については、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p><u>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離されている火災区域又は火災区画のフェネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</u></p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパを含む。）の設計として、耐火性能を以下の文献等又は火災耐久試験にて確認する。</p> <p>(1) コンクリート壁                      3 時間の耐火性能に必要なコンクリート壁の最小壁厚は、第 6-1 表及び第 6-2 表に示す以下の文献により、保守的に 150 mm 以上の設計とする。</p>	<p><del>火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する系統分離対策について説明する。</del></p> <p>6.3 項では、換気空調設備、煙、油タンクに対する火災の影響軽減対策について説明する。                      以下に第 1 回申請に係る火災及び爆発の影響軽減対策を示す。</p> <p>6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離</p> <p>火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等を設置される火災区域については、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（防火扉）により他の火災区域と分離する。</p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（防火扉）の設計として、耐火性能を以下の文献等又は火災耐久試験にて確認する。</p> <p>(1) コンクリート壁                      3 時間の耐火性能に必要なコンクリート壁の最小壁厚は、第 1.1.6-1 表及び第 1.1.6-2 表に示す以下の文献により、保守的に 150mm 以上の設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>誤記のため修正する。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(91/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>a. 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第 1 4 3 3 号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p> <p>b. 海外規定のNFPAハンドブック</p> <p>(2) <u>耐火隔壁，配管貫通部シール，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，防火ダンパ</u>  <u>耐火隔壁，配管貫通部シール，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火扉，防火ダンパ</u>は，以下に示す実証試験にて 3 時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</p> <p><u>a. 耐火隔壁</u>  <u>(a) 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 3 時間加熱し，第 6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p> <p><u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u>  <u>第 6-4 表に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板の両側に，厚さ約 1.5mm の発泡性耐火被覆をそれぞれ 3 枚施工した試験体とする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p>	<p>a. 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説（「建設省告示第 1433 号耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件」講習会テキスト（国土交通省住宅局建築指導課））</p> <p>b. 海外規定のNFPAハンドブック</p> <p>(2) <u>防火扉</u>                  防火扉は，以下に示す実証試験にて 3 時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</p>	<p>防火扉以外の耐火壁については，後次回で申請する。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(92/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>b. 配管貫通部シール</u>  <u>(a) 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 834）で3時間加熱する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u>  <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u>  <u>東海第二発電所の配管貫通部の仕様に基づき、第 6-6 表に示す配管貫通部とする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-7 表に示す。</u></p> <p><u>c. ケーブルトレイ及び電線管貫通部</u>  <u>(a) 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 834）で3時間加熱する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u>  <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 試験体</u>  <u>東海第二発電所のケーブルトレイ及び電線管貫通部の仕様を考慮し、それぞれ第 6-8 表及び第 6-9 表に示すとおりとする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(93/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(d) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-10 表に示す。</u></p> <p>d. 防火扉            (a) 試験方法            建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 834）で 3 時間加熱する。</p> <p>(b) 判定基準            第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</p> <p>(c) 試験体            東海第二発電所の防火扉の仕様を考慮し、第 6-11 表に示すとおりとする。</p> <p>(d) 試験結果            試験結果を第 6-12 表に示す。</p> <p><u>e. 防火ダンパ</u>  <u>(a) 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 834）で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>(b) 判定基準</u>  <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p>	<p>a. 防火扉            (a) 試験方法            建築基準法の規定に準じて第 1.1.6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 3 時間加熱する。</p> <p>(b) 判定基準            第 1.1.6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</p> <p>(c) 試験体            MOX 燃料加工施設の防火扉の仕様を考慮し、第 1.1.6-4 表に示すとおりとする。</p> <p>(d) 試験結果            試験結果を第 1.1.6-5 表に示す。</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（94／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(c) 試験体</u>  <u>東海第二発電所の防火ダンパの仕様を考慮し、第 6-13 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>(d) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-14 表に示す。</u></p> <p>6.2 火災の影響軽減のうち火災防護対象機器等の系統分離  <u>発電用原子炉施設内の火災によって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器等を選定し、それらについて互いに相違する系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。</u></p> <p>6.2.1 火災防護対象機器等の選定  <u>火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する（以下「原子炉の安全停止」という。）ためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも、原子炉の安全停止に必要な機能を少なくとも 1 つ確保する必要がある。</u></p> <p><u>このため、単一火災（任意の一つの火災区域又は火災区画で発生する火災）の発生によって、原子炉の安全停止に必要な機能を有する多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することのないよう、「3. (1) a. 原子炉の安全停止に必要な機器等」にて選定した原子炉の安全停止に必要な火災防護対象機器等について系統分離対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>選定した火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御に必要な火災防護対象ケーブルを火災</u></p>	<p>6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策が必要な設備の系統分離  <del>火災防護上の系統分離対策が必要な設備について互いに相違する系列間を隔壁又は離隔距離により系統分離する設計とする。</del>  <u>第 1 回申請における対象設備はない。</u></p> <p><del>(1) 火災防護上の系統分離対策が必要な設備の選定</del></p> <p><del>3.1 (1) a. (b) に示す火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対して、(2) の系統分離対策を講じる設計とする。</del></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>第 1 回では申請対象が無いため。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（95／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>防護対象機器等とする。選定した火災防護対象機器のリストを第 6-15 表に示す。</u></p> <p>6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針</p> <p><u>東海第二発電所における系統分離対策は、火災防護対象機器等が設置される火災区域又は火災区画に対して、6.2.1 項に示す考え方にに基づき、安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲを境界とし、以下の(1)項から(3)項に示すいずれかの方法で実施することを基本方針とする。</u></p> <p><u>(1) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</u></p> <p><u>(2) 水平距離 6m 以上の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置</u></p> <p><u>(3) 1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置</u></p> <p><u>上記(1)項から(3)項の基本方針について以下に説明する。</u></p> <p><u>上記(1)項に示す系統分離対策は、互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</u></p> <p><u>上記(2)項に示す系統分離対策は、互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6m 以上の離隔距離を確保する設計とする。火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u></p>	<p>(2) 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する系統分離対策の基本方針</p> <p><u>第 1 回申請における対象設備はない。</u></p> <p><del>MOX 燃料加工施設における系統分離対策は、火災防護上の系統分離対策が必要な設備が設置される火災区域又は火災区画に対して、(1)項に示す考え方にに基づき、以下の a. 項から c. 項に示すいずれかの方法で実施することを基本方針とする。</del></p> <p><del>a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</del></p> <p><del>b. 水平距離 6m 以上の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置</del></p> <p><del>c. 1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置</del></p> <p><del>上記 a. 項から c. 項の基本方針について以下に第 1 回申請に係る系統分離対策を示す。</del></p> <p><del>上記 a. 項に示す系統分離対策は、互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</del></p>	<p>備考</p> <p>第 1 回では申請対象が無いため。 後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（96／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>上記(3)項に示す系統分離対策は、第 6-16 表に示すとおり互いに相違する系列の火災防護対象機器等を、火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等(耐火間仕切り、耐火ラッピング)で分離する設計とする。火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。</u></p> <p>6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策</p> <p>(1) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離              「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(1)項に示す、3 時間以上の耐火性能を有する隔壁等による分離について、具体的な対策を以下に示す。</p> <p>a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等              3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等として、耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパ、耐火間仕切り、耐火ラッピングの設置で分離する設計とする。</p> <p>b. <u>火災耐久試験</u>  <u>耐火隔壁、配管貫通部シール、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、防火ダンパは、「6.1 火災の影響軽減対策が必要な火災区域の分離」の(2)項に示す実証試験にて 3 時間以上の耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</u></p>	<p>6.3 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する具体的な系統分離対策  <u>第 1 回申請における対象設備はない。</u>  <del>(1) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</del>  <del>「6.2 (2) 火災防護上の系統分離対策が必要な設備に対する系統分離対策の基本方針」の a. 項に示す、3 時間以上の耐火性能を有する隔壁等による分離について、具体的な対策を以下に示す。</del></p> <p><del>a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</del>  <del>3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等として、耐火壁、防火扉の設置で分離する設計とする。</del></p>	<p>第 1 回では申請対象が無いため。              後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(97/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>耐火間仕切り及び耐火ラッピングは、以下に示す実証試験にて 3 時間耐火性能を確認したものを使用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 耐火間仕切り</u></p> <p><u>イ. 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 8 3 4）で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>ロ. 判定基準</u>  <u>第 6-3 表に示す建築基準法第 2 条第 7 号 耐火構造を確認するための防火設備性能試験（防耐火性能試験・評価業務方法書）の判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 試験体</u>  <u>東海第二発電所の火災防護対象機器等に応じて適するものを選定し、第 6-17 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>ニ. 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-18 表に示す。</u></p> <p><u>(b) 耐火ラッピング</u></p> <p><u>イ. 試験方法</u>  <u>建築基準法の規定に準じて第 6-1 図に示す加熱曲線（I S O 8 3 4）で 3 時間加熱する。</u></p> <p><u>ロ. 判定基準</u>  <u>第 6-19 表に示す外観、電気特性（導通、絶縁抵抗）確認を行い、判定基準をすべて満足する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(98/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ハ. 試験体</u>  <u>東海第二発電所のケーブルトレイ及び電線管の仕様を考慮し、第 6-20 表及び第 6-21 表に示すとおりとする。</u></p> <p><u>ニ. 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-22 表に示す。</u></p> <p><u>(2) 1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(3)項に示す、1 時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置について、具体的な対策を以下に示す。</u></p> <p><u>a. 1 時間の耐火能力を有する隔壁</u>  <u>(a) 機器間の分離に使用する場合</u>  <u>1 時間の耐火能力を有する隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 系統分離方法</u>  <u>(イ) 耐火隔壁の仕様</u>  <u>第 6-4 表に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板の両側に、厚さ約 1.5mm の発泡性耐火被覆をそれぞれ 2 枚施工したものを耐火隔壁とし、機器間に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 耐火隔壁の寸法</u>  <u>耐火隔壁の寸法は、以下に示す「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「評価ガイド」という。)を参照して求めた高温ガス及び輻射により、互いに相違する系列の</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】(99/136)

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災防護対象機器等に同時に火災の影響が及ばないように設計する。</u></p> <p><u>i. 高温ガス</u>  <u>高温ガスによる火災防護対象機器等の損傷の有無を評価するため、耐火隔壁を設置する火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガスの影響範囲の温度を、火災源の発熱速度や火災区域又は火災区画の寸法等を入力とする火災力学ツール FDTs (Fire Dynamics Tools) により求め、火災防護対象機器等の損傷温度を超えないことを確認する。</u></p> <p><u>解析コードは、Fire Dynamics Tools (FDTs) を用いる。なお、評価に用いる解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、「V-5-63 計算機プログラム（解析コード）の概要・Fire Dynamics Tools (FDTs)」に示す。</u></p> <p><u>ii. 輻射</u>  <u>輻射は、火災による熱源を中心とし、放射状に輻射熱による影響を及ぼすため、隔壁の高さ及び幅は、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>(i) 耐火隔壁の高さ</u>  <u>耐火隔壁の高さは、輻射の影響を考慮し、火災防護対象機器等の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互いに相違する系列の火災防護対象機器等が互いに直視できない高さ以上となるよう設計する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（100／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(ii) 耐火隔壁の幅</u>  <u>耐火隔壁の幅は、輻射の影響を考慮し、相違する系列の火災防護対象機器等（ドレンリム、オイルパン含む）が互いに直視できない幅以上となるよう設計する。また、耐火隔壁は、接炎による延焼を防止するため、隔壁を跨ぐ可燃物がない範囲に設置する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u>  <u>(イ) 試験方法</u>  <u>耐火隔壁近傍での火災を想定し、建築基準法の規定に準じて、第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 1 時間加熱し、第 6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p> <p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度のばらつきが、加熱曲線（ISO 834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 判定基準</u>  <u>非加熱側より離隔を確保した各点温度を測定計測器の誤差を考慮して測定し、当該機器の最高使用温度を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p> <p><u>(b) ケーブルトレイの分離に使用する場合</u>  <u>1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で、ケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（101／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>イ．系統分離方法</u>  <u>(イ) 第 6-4 図に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板に、4 mm 以上の空気層を確保して約 1.5mm の発泡性耐火被覆を 2 枚施工したものを、ケーブルトレイ全周に設置する設計とする。</u>  <u>(ロ) 以下のロ. 項に示す火災耐久試験の条件を維持するために、下記事項を火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>i. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</u></p> <p><u>ii. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイが設置される各々の火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガス温度を FDTs により求め、第 6-23 表に示す火災耐久試験における温度条件を超えないよう火災荷重を制限する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u>  <u>(イ) 試験方法</u>  <u>耐火隔壁近傍での火災を想定し、建築基準法の規定に準じて、第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）で 1 時間加熱し、第 6-2 図に示す非加熱側より離隔を確保した各温度を測定する。</u></p> <p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度のばらつきが、加熱曲線（ISO 834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（102/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(ロ) 判定基準</u>  <u>非加熱側より離隔を確保した各点温度を測定計測器の誤差を考慮して測定し、当該機器の最高使用温度を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-5 表及び第 6-3 図に示す。</u></p> <p><u>(b) ケーブルトレイの分離に使用する場合</u>  <u>1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、以下のイ. 項に示す発泡性耐火被覆を施工した鉄板で、ケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、以下のロ. 項に示す火災耐久試験により耐火性能を確認した発泡性耐火被覆を施工した鉄板で分離する設計とする。</u></p> <p><u>イ. 系統分離方法</u>  <u>(イ) 第 6-4 図に示す 0.4mm 以上の厚さの鉄板に、4 mm 以上の空気層を確保して約 1.5mm の発泡性耐火被覆を 2 枚施工したものを、</u>  <u>ケーブルトレイ全周に設置する設計とする。</u></p> <p><u>(ロ) 以下のロ. 項に示す火災耐久試験の条件を維持するために、下記事項を火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>i. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</u></p> <p><u>ii. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板を設置するケーブルトレイが設置される各々の火災区域又は火災区画において、火災源として想定する油内包機器、電気盤、ケーブル及び一時的に持ち込まれる可燃物のうち、最も厳しい火災</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（103／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>源による火災が 1 時間継続した場合の高温ガス温度を FDTs により求め、第 6-23 表に示す火災耐久試験における温度条件を超えないよう火災荷重を制限する。</u></p> <p><u>ロ. 火災耐久試験</u>  <u>(イ) 試験方法</u>  <u>ケーブルトレイが設置される火災区域又は火災区画における火災源の火災を想定し、ケーブルトレイ下面は、建築基準法の規定に準じた第 6-1 図に示す加熱曲線（ISO 834）による加熱、ケーブルトレイ上面及び側面は、180℃を下回らない温度により加熱し、第 6-4 図に示す非加熱側のケーブルトレイ内の温度測定位置の温度を測定する。</u></p> <p><u>火災耐久試験の加熱に当たっては、耐火炉の炉内測定温度のばらつきが、加熱曲線（ISO 834）の下限の許容差を下回らないよう加熱を行う。</u></p> <p><u>また、ケーブル占積率が耐火性能に及ぼす影響を確認するため、占積率は第 6-5 図に示すとおり、ケーブルが多いケースと少ないケースの 2 ケースとする。</u></p> <p><u>(ロ) 判定基準</u>  <u>非加熱側のケーブルトレイ内の温度が、ケーブルの損傷温度（205℃）を超えないこと。</u></p> <p><u>(ハ) 試験結果</u>  <u>試験結果を第 6-6 図に示す。</u></p> <p><u>(c) コンクリート壁（中央制御室床下コンクリートピット）1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁として、コンクリート壁による方法で機器間の系統分離を実施する場合は、以下の方法により耐火性能を確認した仕様のコンクリート壁で分離する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（104／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>1時間の耐火能力を有するコンクリート壁の最小板厚は、J E A G 4 6 0 7－2010に基づき70mmの設計とする。</u></p> <p><u>コンクリート壁は、火災防護対象機器等の火災により発生する火炎からの輻射の影響を考慮し、互いに相違する系列の火災防護対象機器等間を分離する耐火壁として設置する設計とする。</u></p> <p><u>b. 火災感知設備</u>  <u>(a) 系統分離のために設置する自動消火設備を作動させるために、火災感知設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 火災感知器は、自動消火設備の誤動作を防止するため、複数の火災感知器を設置し、2つの火災感知器が作動することにより自動消火設備が動作する設計とする。</u></p> <p><u>c. 自動消火設備</u>  <u>(a) 系統分離のための自動消火設備は、「5.2 消火設備について」のハロゲン化物自動消火設備（全域）、ハロゲン化物自動消火設備（局所）、ケーブルトレイ消火設備及び二酸化炭素自動消火設備（全域）を設置する設計とする。</u></p> <p><u>(b) 自動消火設備は、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)b.(b)項に示す系統分離に応じた独立性を有する系統構成（第6-7図）とし、「5.2 消火設備について」の5.2.2(5)f.(c)項に示す火災防護対象機器等の耐震クラスに応じて機能維持できるよう設置する設計とする。</u></p> <p><u>6.2.4 中央制御室及び原子炉格納容器の系統分離対策</u>  <u>中央制御室及び原子炉格納容器は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」と同等の保安水</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（105／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>準を確保する対策として以下のとおり系統分離対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 中央制御室制御盤の系統分離対策</u>  <u>中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を 6m 以上確保することや互いに相違する系列を 1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。</u></p> <p><u>このため、中央制御室制御盤の火災防護対象機器等は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するために、以下の a. 項に示す措置を実施するとともに、以下の b. 項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</u></p> <p><u>なお、中央制御室床下は、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」の(3)項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</u></p> <p><u>a. 措置</u>  <u>火災により中央制御室制御盤 1 面の安全機能が喪失しても、原子炉を安全に停止するために必要な運転操作に必要な手順を管理する。</u></p> <p><u>b. 系統分離対策</u>  <u>(a) 離隔距離等による系統分離及び 1 時間の耐火能力を有する隔壁等による分離対策中央制御室制御盤の操作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験（「ケーブル、制御盤及び電源盤火災の実証試験」TLR-088）の結果に基づき、以下に示す分離対策を実施する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（106／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>イ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある操作スイッチは、厚さ 1.6 mm以上の金属製筐体で覆い、さらに、上下方向 20 mm、左右方向 15 mm以上の離隔距離を確保する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 安全系異区分が混在する制御盤内では、区分間に厚さ 3.2 mm以上の金属製バリアを設置するとともに、盤内配線ダクトの離隔距離を 3 cm以上確保する設計とする。</u></p> <p><u>ハ. 安全系異区分が混在する制御盤内にある配線は、金属バリアにより覆う設計とする。</u></p> <p><u>ニ. ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のフッ素樹脂（ETFE）及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</u></p> <p><u>ホ. 中央制御室制御盤は、厚さ 3.2 mm以上の金属製筐体で覆う設計とする。</u></p> <p><u>(b) 火災感知設備</u></p> <p><u>イ. 火災感知設備として、中央制御室内は煙感知器及び熱感知器を設置し、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全区分への影響を軽減する設計とする。これに加えて、中央制御室制御盤内には、高感度煙感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 中央制御室制御盤内の火災発生時、常駐する運転員は煙を目視することで火災対象の把握が可能であるが、火災発生個所の特定が困難な場合も想定し、可搬型のサーモグラフィカメラを中央制御室に配備する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（107／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(c) 消火設備</u>  <u>中央制御室制御盤内の消火については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を使用して、運転員による消火を行う。</u></p> <p><u>(2) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策</u>  <u>原子炉格納容器内は、プラント運転中は、窒素が封入され雰囲気の不活性化されていることから、火災の発生は想定されない。一方で、窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止に到達している期間であるが、わずかな期間ではあるものの原子炉が低温停止に到達していない期間もあることから以下のとおり影響軽減対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>なお、原子炉格納容器内での作業に伴う持込み可燃物については、持込み期間、可燃物量、持込み場所を管理する。また、原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とすることによって、火災発生時においても火災防護対象機器等への火災影響の低減を図る設計とする。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内は、機器やケーブル等が密集しており、干渉物が多く、3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置や、6m 以上の離隔距離の確保、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置、1 時間の耐火能力を有する隔壁等の設置、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置が困難である。</u></p> <p><u>このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等に対し、「6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針」に示す対策と同等の系統分離対策を実施するた</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（108／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>めに、以下 a. 項に示す措置を実施するとともに、以下 b. 項に示す系統分離対策を実施する設計とする。</u></p> <p><u>a. 措置</u>  <u>原子炉格納容器内の油内包機器の単一の火災が時間経過とともに徐々に進展した結果、原子炉格納容器内における動的機器の動的機能も徐々に喪失し最終的にすべてが喪失し、空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルの断線によりフェイル動作、電動弁は、モータに接続される電源ケーブルの断線により火災発生時の開度を維持するものと想定した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な手順を選定し、管理する措置を行う設計とする。</u></p> <p><u>b. 系統分離対策</u>  <u>(a) 火災防護対象ケーブルの分離及び火災防護対象機器の分散配置</u><u>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、系統分離の観点から安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ機器を可能な限り分離して配置し、異なる安全区分の機器間にある介在物（ケーブル、電磁弁）については、金属製の筐体に収納することや本体が金属製であることで延焼防止対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>また、原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>原子炉起動中において、原子炉格納容器内のケーブルは、難燃ケーブルを使用するとともに、電線管で敷設することにより、火災の影響軽減対策を行う設計とする。この際、電線管の端部には耐火性能を有するシール材を充填し、万一、電線管内のケーブルに火災が発生した場合でも延焼を防止する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（109／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>なお、原子炉圧力容器下部に敷設されている起動領域モニタの核計装ケーブルは電線管ではなく露出して敷設するが、難燃ケーブルを使用しており、また、第6-8 図に示すとおり、火災の影響軽減の観点から起動領域モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。</u></p> <p><u>原子炉停止中においても、原子炉起動中と同様の設計とし、制御棒は金属等の不燃性材料で構成された機械品であることから、原子炉格納容器内の火災によっても、原子炉の停止機能及び未臨界機能を喪失しない設計とする。</u></p> <p><u>また、原子炉格納容器内は仮置きする可燃物を置かないことを、火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>(b) 火災感知設備</u>  <u>火災感知設備は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</u></p> <p><u>なお、誤作動を防止するため、窒素封入により不活性化し火災が発生する可能性がない期間については、作動信号を除外する運用とする。</u></p> <p><u>(c) 消火設備</u>  <u>イ. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による原子炉格納容器外のエアロック付近に常備する消火器及び消火栓を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。</u></p> <p><u>ロ. 原子炉起動後の窒素置換中で原子炉格納容器内への進入が困難である場合は、窒素パージ後に原子炉格納容器へ進入し消火活動を実施する他、窒素封入開始後、約 1.5</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（110／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>時間を目安に窒素封入を継続し、格納容器内の酸素濃度を下げて消火する消火活動も実施可能とする。</u></p> <p><u>ハ. また、イ. 項及びロ. 項に示す原子炉格納容器内での消火活動の手順については、火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>6.3 その他の影響軽減対策</u></p> <p><u>(1) 換気空調設備に対する火災の影響軽減対策</u></p> <p><u>a. 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に関連する換気空調設備には、他の火災区域又は火災区画への火、熱又は煙の影響が及ばないように、他の火災区域又は火災区画の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。</u></p> <p><u>b. 換気空調設備のフィルタは、「4.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用について」に示すとおり、チャコールフィルタを除き、難燃性のものを使用する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 煙に対する火災の影響軽減対策</u></p> <p><u>a. 中央制御室</u></p> <p><u>運転員が常駐する中央制御室の火災発生時の煙を排気するために、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第 126 条の 3」に準じ、120m<sup>3</sup>/min 以上で、かつ、床面積 1m<sup>2</sup>につき 1m<sup>3</sup>/min 以上を満足するよう、中央制御室の床面積約 524m<sup>2</sup>に対して排気容量（約 580m<sup>3</sup>/min）の容量とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（111／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>排煙設備の使用材料は、火災発生時における高温の煙の排気も考慮して、換気空調機、ダクトは耐火性及び耐熱性を有する金属を使用する設計とする。</u></p> <p><u>また、排煙設備の電源は外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。</u></p> <p><u>b. ケーブル処理室</u>  <u>計装・制御ケーブルが密集するケーブル処理室は、ハロゲン化物自動消火設備（全域）による自動消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</u></p> <p><u>c. 軽油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び可搬設備用軽油タンク</u>  <u>引火性液体である軽油を貯蔵する軽油貯蔵タンク等は、屋外に設置するため、煙が大気に放出されることから、排煙設備は設置不要である。</u></p> <p><u>(3) 油タンクに対する火災の影響軽減対策</u>  <u>火災区域又は火災区画に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備により排気又はベント管により屋外へ排気する。</u></p> <p><u>(4) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策</u>  <u>ケーブル処理室のケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向 0.9m、垂直方向 1.5m の最小分離距離を確保する設計とする。最小分離距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（112/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>第 6-1 表 2001 年版耐火性能検証法の解説及び計算例とその解説</p> <p>第 6-2 表 海外規定の NFPA ハンドブック</p> <p>第 6-3 表 防火設備性能試験の判定基準</p> <p><u>第 6-4 表 耐火隔壁の試験体</u></p> <p><u>第 6-5 表 耐火被覆材による耐火隔壁の火災耐久試験結果</u></p> <p><u>第 6-6 表 配管貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-7 表 配管貫通部シールの試験結果</u></p> <p><u>第 6-8 表 ケーブルトレイ貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-9 表 電線管貫通部の試験体</u></p> <p><u>第 6-10 表 ケーブルトレイ及び電線管貫通部の試験結果</u></p> <p>第 6-11 表 防火扉の試験体</p> <p>第 6-12 表 防火扉の試験結果</p> <p>第 6-13 表 防火ダンパの試験体</p> <p><u>第 6-14 表 防火ダンパの試験結果</u></p> <p><u>第 6-15 表 火災防護対象機器等 (1/10) ～ (10/10)</u></p> <p><u>第 6-16 表 ケーブルトレイに対する系統分離方法</u></p> <p><u>第 6-17 表 耐火間仕切りの試験体</u></p> <p><u>第 6-18 表 耐火間仕切りの試験結果</u></p> <p><u>第 6-19 表 耐火ラッピングの判定基準</u></p> <p><u>第 6-20 表 耐火ラッピングの試験体 (ケーブルトレイ)</u></p> <p><u>第 6-21 表 耐火ラッピングの試験体 (電線管)</u></p> <p><u>第 6-22 表 耐火ラッピングの試験結果</u></p> <p><u>第 6-23 表 試験条件</u></p> <p>第 6-1 図 加熱曲線</p> <p><u>第 6-2 図 非加熱面側の表面温度及び空間温度の測定位置</u></p> <p><u>第 6-3 図 非加熱面側の表面からの距離と温度 (試験体①)</u></p> <p><u>第 6-3 図 非加熱面側の表面からの距離と温度 (試験体②)</u></p> <p><u>第 6-4 図 発泡性耐火被覆を施工した鉄板の 1 時間耐火能力を確認する火災耐久試験</u></p> <p>第 6-5 図 ケーブル占積率</p> <p>第 6-6 図 試験結果</p>	<p>第 1.1.6-1 表 3 時間耐火性能に係る解説計算例・解説</p> <p>第 1.1.6-2 表 海外規定の NFPA ハンドブック</p> <p>第 1.1.6-3 表 防火設備性能試験の判定基準</p> <p>第 1.1.6-4 表 防火扉の試験体</p> <p>第 1.1.6-5 表 防火扉の試験結果体</p> <p>第 1.1.6-1 図 加熱曲線図</p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>誤記のため修正する。 後次回で比較結果を示す</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（113/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>第 6-8 図 起動領域モニタの位置的分散</u></p> <p>7. 原子炉の安全確保について                      火災防護に係る審査基準では、火災の影響軽減として系統分離対策を要求するとともに、発電用原子炉施設内の火災によって、<u>安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能である設計であることを要求し、原子炉の安全停止が可能であることを火災影響評価によって確認することを要求している。</u></p> <p><u>評価ガイドには、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響を考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき安全解析を行うとの記載がある。</u></p> <p>このため、7.1 項では、火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計について説明する。</p> <p>7.2 項では、7.1 項に示す設計により、火災が発生しても原子炉の安全停止が達成できることを、火災影響評価として説明する。</p>	<p>7. MOX 燃料加工施設の安全確保について                      MOX 燃料加工施設は、火災及び爆発の影響軽減として火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対し系統分離対策を行う設計とするとともに、MOX 燃料加工施設内の火災及び爆発によって、<u>安全上重要な施設の機能作動が要求される場合には、MOX 燃料加工施設の安全の確保が可能である設計であることを火災影響評価によって確認する。</u></p> <p><u>火災影響評価は、MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえ、各火災区域又は火災区画における安全上重要な施設への火災防護対策について内部火災影響評価ガイド及び事業許可基準規則の解釈を参考に、MOX 燃料加工施設における火災又は爆発が発生した場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないこと、及び内部火災により設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることについて確認する。内部火災影響評価の結果、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、火災防護対策の強化を図る。</u></p> <p><u>このため、7.1 項では、火災に対する MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策としての設計について説明する。</u></p> <p><u>7.2 項では、7.1 項に示す設計により、火災が発生しても MOX 燃料加工施設の安全機能が確保できることを、火災影響評価として説明する。</u></p> <p><u>具体的な火災影響評価結果については、次回以降申請の「火災及び爆発の防止に関する説明書」にて説明する。</u></p>	<p>備考</p> <p>発電炉，MOX 燃料加工施設における要求される規則等の違い。</p> <p>発電炉，MOX 燃料加工施設の規則要求の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。（火災影響評価ガイドを参考とした MOX 燃料加工施設の影響評価方針について記載）</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（114/136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策  <u>東海第二発電所の火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</u>  <u>発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策によって、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段(以下「成功パス」という。)を少なくとも1つ確保することで、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</u></p> <p><u>(2) 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計内部火災により、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合には、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持できる設計とする。</u></p>	<p><u>7.1 MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策</u>  <u>第1回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>後次回で比較結果を示す。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（115／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>7.2 火災の影響評価</u>  <u>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物, 系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価評価ガイドを参照し, 火災の影響軽減における系統分離対策により, 発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画（以下「火災区域（区画）」という。）で火災が発生し, 当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物, 系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても, 多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく, 原子炉の安全停止に係わる安全機能が確保されることを火災影響評価にて確認する。</u></p> <p><u>火災影響評価は, 火災区域（区画）内の火災荷重の増加により, 火災荷重から求める等価時間が, 火災区域（区画）を構成する壁, 防火扉, 防火ダンパ及び貫通部シールの耐火時間より大きくなる場合や, 設備改造により火災防護対象機器等を設置する火災区域（区画）が変更となる場合には, 再評価を実施する。</u></p> <p><u>火災影響評価の評価方法及び再評価については, 火災防護計画に定め管理する。</u></p> <p><u>以下, a. 項において評価条件, b. 項において評価方法及び c. 項において評価結果を説明する。</u></p> <p><u>a. 評価条件</u>  <u>火災影響評価では, 各火災区域（区画）内の可燃性物質, 機器, ケーブル, 隣接する火災区域又は火災区画（以下「隣接火災区域（区画）」という。）等の情報を整理して評価を実施することから, 評価の前に火災区域（区画）特性表を, 以下の(a)項から(f)項に従って作成する。</u></p>	<p><u>7.2 火災影響評価</u>  <u>第1回申請における対象設備はない。</u></p>	<p>第1回では申請対象が無いため。</p> <p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（116／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>火災区域（区画）内の資機材の保管状況及び設備の設置状況等に変更がある場合は、火災区域（区画）特性表における等価時間や火災防護対象機器等の設置位置等の更新を行う。</u></p> <p><u>火災区域（区画）特性表の作成及び更新については、火災防護計画にて定め、管理する。</u></p> <p><u>(a) 火災区域（区画）の特定各火災区域（区画）に対して、以下の情報を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>イ. プラント名</u>  <u>ロ. 建屋</u>  <u>ハ. 火災区域（区画）番号</u></p> <p><u>(b) 火災区域（区画）にある火災ハザードの特定各火災区域（区画）内に存在する火災ハザードを整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>イ. 火災区域内の火災区画番号、名称</u>  <u>ロ. 床面積</u>  <u>ハ. 発熱量</u>  <u>ニ. 火災荷重</u>  <u>ホ. 等価時間</u></p> <p><u>(c) 火災区域（区画）にある防火設備</u>  <u>火災影響評価では、評価する火災区域（区画）における系統分離対策が実施されていることを確認することから、火災区域（区画）内の消火設備と消火方法を整理し、火災区域（区画）特性表に記載するとともに、火災区域（区画）内の火災感知器も記載する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（117／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(d) 隣接火災区域（区画）への火災伝播経路各火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）との火災伝播経路を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>なお、隣接火災区域（区画）は、火災を想定する当該火災区域（区画）の一部でも壁が接している火災区域（区画）を選定する。</u></p> <p><u>ロ. 隣接火災区域内の火災区画番号，名称</u>  <u>ハ. 火災伝播経路</u>  <u>ニ. 耐火壁の耐火時間</u>  <u>ホ. 伝播の可能性</u></p> <p><u>(e) 火災により影響を受ける火災防護対象機器の特定</u>  <u>「6.2.1 火災防護対象機器等の選定」で選定した火災防護対象機器を、当該火災区域（区画）の火災により影響を受けるものとして、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>(f) 火災防護対象ケーブルの特定</u>  <u>(e)項で特定した火災防護対象機器の電源，制御，計装ケーブルである火災防護対象ケーブルを、火災区域（区画）特性表に記載する。</u>  <u>火災影響評価では、成功パスが少なくとも一つ確保されるか否かを評価するが、その際に、ポンプや弁等の火災防護対象機器の機能喪失を想定することに加え、火災防護対象ケーブルの断線等も想定して火災影響評価を行うことから、火災防護対象ケーブルが通過する火災区域（区画）を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。</u></p> <p><u>b. 評価方法</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（118／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>評価ガイドを参照して実施する火災影響評価では、火災区域（区画）の火災を想定し、隣接火災区域（区画）に火災の影響が及ぶ場合には、隣接火災区域（区画）も含んで火災影響評価を行う必要がある。</u></p> <p><u>このため、火災影響評価を実施する前に、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への影響を評価する火災伝播評価を実施する。</u></p> <p><u>火災伝播評価の結果、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する評価及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する評価を実施する方法で火災影響評価を実施する。</u></p> <p><u>以下(a)項に火災伝播評価の方法、(b)項に火災区域(区画)に対する火災影響評価の方法を示す。</u></p> <p><u>(a) 火災伝播評価</u>  <u>当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の方法を以下に示す。（第 7-1 図）</u></p> <p><u>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</u>  <u>隣接火災区域との境界の障壁に開口がなく、かつ、当該火災区域の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より小さければ、隣接火災区域への影響はないことから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）として選定する。</u></p> <p><u>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（119／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>隣接火災区域との境界の障壁に開口があるか、又は、当該火災区域の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より大きい場合は、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性があることから、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）として選定する。</u></p> <p><u>(b) 火災区域（区画）に対する火災影響評価</u>  <u>(a) 項に示す火災伝播評価によって選定された隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を、以下のイ. 項及びロ. 項に示す。</u></p> <p><u>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</u>  <u>隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）について、不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</u></p> <p><u>上記条件を満足しない当該火災区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。</u></p> <p><u>当該火災区域（区画）内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に影響を与えるか否かを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。(第 7-2 図)</u></p> <p><u>(イ) 成功パス確認一覧表の作成</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（120／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>当該火災区域（区画）に対し、系統の多重性及び多様性を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な系統、機器の組合せを整理した成功パス確認一覧表を作成する。</u></p> <p><u>（ロ）成功パスの確認</u>  <u>当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、機能喪失する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「ターゲット」という。）を成功パス確認一覧表に記載し、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>（ハ）スクリーンアウトされる火災区域（区画）</u>  <u>上記（ロ）項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p> <p><u>（ニ）スクリーンアウトされない火災区域（区画）</u>  <u>上記（ロ）項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない当該火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。</u></p> <p><u>このため、当該火災区域（区画）において、詳細な火災影響評価として、「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</u></p> <p><u>なお、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功パスを少なくとも一つ確保する。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（121／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）（以下「隣接 2 区域（区画）」という。）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</u></p> <p><u>上記条件を満足しない隣接 2 区域（区画）は、系統分離対策を行うとで、原子炉の安全停止が可能となる。</u></p> <p><u>隣接 2 区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことを確認する手順を、以下の（イ）項から（ニ）項に示す。（第 7-3 図）</u></p> <p><u>（イ）隣接 2 区域（区画）のターゲットの確認</u>  <u>隣接 2 区域（区画）のターゲットを確認し、以下の i から iv に分類する。</u></p> <p><u>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u></p> <p><u>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</u></p> <p><u>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（122／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合</u></p> <p><u>(ロ) 成功パスの確認</u>  <u>上記(イ)項で実施した分類に応じて、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを以下の i. 項から iv. 項のとおり確認する。</u></p> <p><u>確認に当たっては、「(b)イ.(ロ) 成功パスの確認」と同様に行う。</u></p> <p><u>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u>  <u>隣接 2 区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも 1 つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</u>  <u>当該火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも 1 つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u>  <u>隣接火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも 1 つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</u></p> <p><u>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合</u>  <u>この場合は、隣接 2 区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（123／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）</u>  <u>上記(ロ) i .項から iii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域(区画)は、当該火災区域(区画)に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p> <p><u>また、上記(ロ) iv .項の場合も、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことからスクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</u></p> <p><u>(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画）</u>  <u>上記(ロ) i .項から iii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。このため、以下に示すとおり「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</u></p> <p><u>i . 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u>  <u>当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p> <p><u>ii . 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</u>  <u>当該火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p> <p><u>iii . 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</u>  <u>隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（124／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>c. 評価結果</u>  <u>b. 項に示す評価方法に従い火災影響評価を実施した結果、</u>  <u>「6. 火災の影響軽減対策」の系統分離対策を実施する</u>  <u>7.1(1)項に示す設計により、発電用原子炉施設内で火災が</u>  <u>発生しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能は確保さ</u>  <u>れる。</u></p> <p><u>以下(a)項に火災伝播評価結果、(b)項に隣接火災区域（区</u>  <u>画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響</u>  <u>評価の結果を示す。</u></p> <p><u>(a) 火災伝播評価</u>  <u>「b. 評価方法」の(a)項に示す当該火災区域（区画）に火</u>  <u>災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与え</u>  <u>るか否かを評価する火災伝播評価を実施した。</u></p> <p><u>その結果、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域</u>  <u>（区画）が存在しないことを確認した。（第7-1表）</u></p> <p><u>(b) 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区</u>  <u>画）に対する火災影響評価隣接火災区域（区画）に影響を</u>  <u>与えない火災区域（区画）に対して、b.(b)イ.(ロ)項に示</u>  <u>すとおり、当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料</u>  <u>で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪</u>  <u>失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保さ</u>  <u>れるか否かを確認した。成功パス確認一覧表を第7-2表に</u>  <u>示す。</u></p> <p><u>成功パス確認一覧表において、成功パスが少なくとも1つ</u>  <u>確保される火災区域（区画）は、b.(b)イ.(ハ)項に示すと</u>  <u>おり、スクリーンアウトする火災区域（区画）とした。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（125／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>成功パスが確保されない火災区域(区画)は, b. (b)イ. (ニ)項に示すとおり, スクリーンアウトされない火災区域(区画)として, 詳細な火災影響評価を実施し, 「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。確認結果を第 7-3 表に示す。</u></p> <p><u>また, 詳細な火災影響評価を実施する火災区域(区画)の最終結果を第 7-4 表に示す。</u></p> <p><u>以上より隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)は, 火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物, 系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても, 原子炉の安全停止が可能であることを確認した。</u></p> <p><u>(2) 対処系に単一故障を想定した設計に対する評価</u>  <u>内部火災により原子炉に外乱が及び, かつ, 安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため, 「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(以下「安全評価審査指針」という。)に基づき, 対処系に対し単一故障を想定しても, 事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</u>  <u>以下, a. 項において評価条件, b. 項において評価方法及び c. 項において評価結果を説明する。</u></p> <p><u>a. 評価条件</u>  <u>対処系に単一故障を想定した設計に対する評価における条件を, 以下の(a)項及び(b)項に示す。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（126／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(a) 火災影響評価における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の条件は、安全評価審査指針に示される条件を用いる。</u></p> <p><u>(b) (a)項に示す条件とは異なる火災影響評価特有の条件は、以下に示すものとする。</u></p> <p><u>イ. 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</u></p> <p><u>ハ. 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。</u></p> <p><u>b. 評価方法</u>  <u>対処系に単一故障を想定した設計に対して、以下の(a)項から(c)項に示す方法で火災影響評価を実施する。</u></p> <p><u>(a) 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の特定</u>  <u>内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故は、安全評価審査指針において評価すべき具体的な事象として示される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故のうち、火災の影響を考慮した場合に発生する可能性のある事象を対象とする。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（127／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>(b) 単一故障の想定</u>  <u>本評価における単一故障の想定は、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な系統及び機器のうち、解析の結果を最も厳しくする機器の単一故障を想定する。</u></p> <p><u>(c) 火災影響評価</u>  <u>(a) 項で特定した各事象発生時に (b) 項に示す単一故障を想定し、事象を収束するために必要な機能が失われず、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</u></p> <p><u>c. 評価結果</u>  <u>a. 項及び b. 項に従い火災影響評価を実施した結果、火災による影響を考慮しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを以下のとおり確認した。</u></p> <p><u>(a) 火災影響評価結果</u>  <u>火災による影響を考慮しても、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故として原子炉冷却材流量の喪失を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく単一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。</u></p> <p><u>また、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく単一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。</u></p>		<p>後次回で比較結果を示す。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（128／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p> <u>第 7-1 図 火災伝播評価手順の概要フロー</u>  <u>第 7-2 図 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）の火災影響評価手順の概要フロー</u>  <u>第 7-3 図 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）の火災影響評価</u>  <u>第 7-1 表 火災伝播評価結果</u>  <u>第 7-2 表 東海第二発電所 成功パス確認一覧表</u>  <u>第 7-3 表 東海第二発電所 詳細な火災影響評価</u>  <u>第 7-4 表 東海第二発電所 詳細な火災影響評価による最終結果</u>  <u>付表 1 略語の定義</u> </p> <p>8. 火災防護計画                      火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</p> <p>火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</p> <p>(1) 組織体制，教育訓練及び手順                      計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設                      a. 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等については，火災発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設につい</p>	<p>8. 火災防護計画</p> <p><u>火災防護計画は，MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</u></p> <p><u>火災防護計画に定める主なものを以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 組織体制，教育訓練及び手順</u>  <u>計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</u></p> <p><u>(2) MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</u>  <u>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等については，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大</u></p>	

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（129／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ては、火災発生防止、火災の感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p><u>b. 屋外の火災区域は、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡視を行うことについて定める。</u></p> <p><u>c. 非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するため結束ベルト及びファイアストップパで固定した複合体の保守管理について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>d. 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する電力ケーブルについては、適切な保守管理を実施するとともに、必要に応じケーブルの引替えを行うことについて、火災防護計画に定める。</u></p> <p>e. 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、運転に必要な量にとどめて貯蔵することについて、火災防護計画に定める。</p> <p><u>f. 水素ポンベは、ポンベ使用時に職員がポンベ元弁を開弁し通常時は元弁を閉弁する運用とする。</u></p>	<p><u>事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</u></p> <p><u>a. 火災及び爆発の発生防止</u>  <u>(a) 運転で使用する水素・アルゴン混合ガスによる爆発の発生防止について、火災防護計画に定める。</u>  <u>(b) 分析試薬による火災及び爆発の発生防止について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(c) 潤滑油、燃料油を貯蔵する設備は、運転に必要な量にとどめて貯蔵することについて、火災防護計画に定める。</u></p>	<p>備考</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>



発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（130／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>g. <u>水素を内包する設備がある火災区域において、送風機及び排風機が異常により停止した場合は、運転員が現場にて遮断器を開放し、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、蓄電池に充電しない運用とする。</u></p> <p>h. <u>水素を貯蔵する水素ボンベは、運転に必要な量にとどめるため、必要な本数のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。</u></p> <p>i. 引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。</p> <p>j. 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画にて定め、管理する。</p> <p>k. 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及び HEPA フィルタは、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定め、管理する。</p> <p>l. 電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め、管理する。</p> <p>m. <u>原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の</u></p>	<p><u>(d)水素・アルゴン混合ガスを供給する設備は、運転に必要な量を製造したうえで供給することを火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(e)引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油、燃料油を使用すること並びに火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(f)水素を内包する設備がある火災区域において、水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状態の確認を実施することを火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(g)「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定める。</u></p>	<p>発電炉，MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>(1)項で記載。</p> <p>(m)項で記載。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じ</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（131／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p><u>材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定め、管理する。</u></p> <p><u>n. 原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。</u></p>	<p>(h)火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止するとともに周辺に可燃性物質を保管しないことについて、火災防護計画に定める。</p> <p>(i)蓄電池を設置する火災区域は当該区域に可燃性物質を持ち込まないことなど、火災区域に対する水素対策について、火災防護計画に定める。</p> <p>(j)火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことを火災防護計画に定める。</p> <p>(k)電線管で覆い、端部をシール材で施工した非難燃ケーブルについて、その状態を維持するための保守管理について、火災防護計画に定める。</p> <p>(l)放射性物質を含んだ HEPA フィルタ等は、火災防護計画にドラム缶や不燃シートに包んで保管することを定める。</p> <p>(m)電気室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定める。</p>	<p>るものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（132／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>o. 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い火災荷重を低く管理する。</p> <p>p. 発泡性耐火被覆を施工した鉄板でケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、火災耐久試験の条件を維持するための管理を行う。</p> <p><u>g. 中央制御室制御盤の 1 面に火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>r. 原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とする。</u></p> <p><u>s. 原子炉格納容器内で火災が発生した場合における消火の手順について、火災防護計画に定める。</u></p> <p>t. 火災影響評価の評価方法及び再評価について、火災防護計画に定める。</p> <p>u. 火災影響評価の条件として使用する火災区域（区画）特性表の作成及び更新について、火災防護計画に定める。</p> <p>v. 外部火災から防護するための運用等について、火災防護計画に定める</p>	<p><u>b. 火災の早期感知及び消火</u>  <u>(a)火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い、火災荷重を低く管理することを火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>c. 火災及び爆発の影響軽減</u>  <u>(a)発泡性耐火被覆を施工した鉄板で機器間、及び耐火材によりケーブルトレイ間の系統分離を実施する場合は、火災耐久試験の条件を維持するための管理を行う。</u></p> <p><u>(b)中央監視室における制御盤の分離、制御盤内の火災感知器、消火活動などの火災及び爆発の影響軽減対策について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(c)火災影響評価の評価方法及び再評価について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>(d)火災影響評価の条件として使用する火災区域（区画）特性表の作成及び更新について、火災防護計画に定める。</u></p>	<p>発電炉，MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉，MOX 燃料加工施設の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>(4)項で記載。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（133／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備，その他発電用原子炉施設                      可搬型重大事故等対処設備及び(2)項で対象とした設備以外の発電用原子炉施設（以下「その他の発電用原子炉施設」という。）については，設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他発電用原子炉施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備                      (a) 火災発生防止                      イ. 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し，分散して保管する。</p> <p><u>ロ. 可搬型重大事故等対処設備のうち，発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は，溶接構造，シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じる。</u></p>	<p><u>(3) 可搬型重大事故等対処設備，その他施設</u>  <u>可搬型重大事故等対処設備及び(2)項で対象とした設備以外の MOX 燃料加工施設（以下「その他施設」という。）については，設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備及びその他施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</u></p> <p><u>a. 可搬型重大事故等対処設備</u>  <u>(a) 火災発生防止</u>  <u>イ. 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し，分散して保管することについて定める。</u></p> <p><u>ロ. 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講じるとともに，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策について定める。</u></p> <p><u>ハ. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所には，可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備，火花を発生する設備，高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しないことについて定める。</u></p> <p><u>ニ. 可搬型重大事故等対処設備における不燃性又は難燃性材料の使用，不燃性又は難燃性材料の使用が困難な場合の代替材料の使用，また，代替材料の使用が技術的に困難な場合には，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生す</u></p>	<p>発生防止対策にて記載した内容の差によるものであり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（134／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ハ． 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による隔離を考慮して保管する。</p> <p>ニ． 可搬型ホース及び可搬型ケーブルは、通常時は金属製の容器に保管し、使用時は、周囲に可燃物がないよう設置する。</p> <p>ホ． 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。</p> <p>ヘ． 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>ト． 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。</p> <p>チ． 竜巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。</p> <p>(b) 火災の感知及び消火</p> <p>イ． 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。</p>	<p><u>ることを防止するための措置を講じることについて定める。</u></p> <p><u>ホ． 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、金属製の容器への収納、不燃シートによる養生、又は距離による隔離を考慮して保管することについて定める。</u></p> <p><u>ヘ． 可搬型ホース及び可搬型ケーブルは、通常時は金属製の容器に保管し、使用時は、周囲に可燃物がないよう設置する。</u></p> <p><u>ト． 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。</u></p> <p><u>チ． 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する。</u></p> <p><u>リ． 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。</u></p> <p><u>ヌ． 竜巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。</u></p> <p><u>(b) 火災の感知及び消火</u></p> <p><u>イ． 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。</u></p>	

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（135／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>ロ. <u>屋外の保管エリアの火災感知は、炎感知器と熱感知器により感知ができる範囲に、可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施する。</u></p> <p>ハ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する。</p> <p>ニ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器及び消火栓を設置する。</p> <p>b. その他の発電用原子炉施設                      (a) その他の発電用原子炉施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施する。</p> <p>(b) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。</p> <p>(c) (b)項以外のその他の発電用原子炉施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。</p>	<p><u>ハ. 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有することについて定める。</u></p> <p><u>ニ. 重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備することについて定める。</u></p> <p><u>ホ. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器及び消火栓を設置する。</u></p> <p><u>b. その他施設</u>  <u>(a) その他施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施する。</u></p> <p><u>(b) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。</u></p> <p><u>(c) (b)項以外のその他施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。</u></p>	<p>MOX 燃料加工施設は、イ. に記載する内容に包含される。</p> <p>MOX 燃料加工施設固有の運用上の考慮（重大事故等発生時の運用）であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－MOX 燃料加工施設工認 記載比較  
 【V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書】（136／136）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
<p>(d) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。</p> <p>(e) (d) 項以外のその他の発電用原子炉施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器又は消火栓による消火を行う。</p>	<p><u>(d) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。</u></p> <p><u>(e) (d) 項以外のその他施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器又は消火栓による消火を行う。</u></p> <p><u>(4) 外部火災</u>  <u>外部火災から防護するための運用等について、火災防護計画に定める。</u></p> <p><u>具体的な火災防護計画については、次回以降申請の「火災及び爆発の防止に関する説明書」にて説明する。</u></p>	

## 別紙 5

### 補足すべき項目の抽出



	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
1	5. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【1. 概要】 火災の防護に関する説明書	＜火災等により防護すべき施設＞ ⇒第1回申請において、燃料加工建屋を申請するが、建屋に設定する火災区域設定の前提条件となる防護対象設備の配置については後次回で申請となることから、別に示す補足説明(火災区域の配置を示す図面)へつなげるための情報として補足説明する。 ・[補足火1]防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。		【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策、火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備にて構成する。 ・MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。  ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。	
3	MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。 火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。		【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設と、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	
4	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。		【3.1 (1)安全機能を有する施設 b.放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。  【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。	
5	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【3.2火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1)火災区域の設定(屋内)】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・(添付図面(配置図)にて、区域区画構造物の配置図を示す。)	＜火災区域及び火災区画の設定＞ ⇒火災区域・区画の情報(油・水素内包機器)、火災防護上重要な機器の配置及び影響軽減設備の配置について補足説明する。 ・[補足火2]火災区域の配置を示した図面
6	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火炎耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離する。火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。		【3.2火災区域及び火災区画の選定】 【3.2(1)火災区域の設定(屋外)】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	＜耐火壁の耐火性能＞ ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火炎耐久試験結果の詳細について(3時間耐火)
7	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。		【3.2(2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等、及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。  【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等	
8	火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。		【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
9	火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(以下「火災防護審査基準」という。))及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「NFPA801」を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
10	MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○共通の火災防護に係る基本方針 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。  【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (b)火災防護上の系統分離対策を講じる設備】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	※補足すべき事項の対象なし
11	放射性物質の貯蔵等の機器等は、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものとする。		【3.1 (1)安全機能を有する施設 b.放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・火災防護対象のうち、貯蔵閉じ込めに係る対象を選定する。	

基本設計方針		添付書類	
12	なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【2. 火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めたMOX燃料加工施設及び重大事故等対処設備のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。
13	また、重大事故等対処施設のうち、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。		
14	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく必要な運用管理を含む火災防護対策を講じる内容について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処施設は、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火の火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。 重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。		【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。  ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順
15	その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。		
16	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するために必要な手順等の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。		

補足すべき事項
<火災防護計画> ⇒設工認申請書における運用にかかる記載内容に対して、火災防護計画において該当する項目を補足説明する。 ・[補足火4]火災防護計画に定め管理する事項について

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
17	7.1.1 火災及び爆発の発生防止 (1) 施設特有の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
18	水素ガスを使用する焼結炉等は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。		
19	焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、以下の発生防止対策の基本方針について説明する。 ・MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除 ・異常な温度上昇の防止対策 ・可燃性物質の漏えい防止対策 ・空気の混入防止対策 ・熱的制限値の設定 なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とするが、消防法に基づき、貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	
20	a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○水素・アルゴン混合ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・燃料加工建屋内に受け入れる水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を設定する。 ・焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガスの水素の最高濃度として9.0vol%を超えないよう対策を実施することを説明する。 a. エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する。 b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。 c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。	
21	b. 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する。	d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	
22	c. エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。	○焼結炉等の過加熱防止対策 ・焼結炉等では、熱的制限値を設定し、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。	
23	さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。		
24	d. 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。		
25	また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値として1800℃を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。		
26	安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。	【4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止】 ○グローブボックス内の火災及び爆発の発生防止 ・安重機能を有する機器等のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とする。(窒素循環系統・貫流系統の図)	
27	(2) MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びにMOX燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び上記に含まれない分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」、「燃料油」に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。	<分析試薬による火災及び爆発の発生防止> ⇒施設固有の取り扱いを行う分析試薬に対して、具体的な発生防止対策を補足説明する。 ・[補足火5]分析試薬の火災発生防止対策の考え方について説明
28	潤滑油、燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。	【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】 【4.2 (1) 発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】 ○潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 ・潤滑油、燃料油を内包する機器は、溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止、及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油内包設備は、耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・油内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油又は燃料油を使用する設計とすることにより、潤滑油又は燃料油の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油、燃料油は負荷制限を行うことで7日間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。	<発火性物質又は引火性物質(潤滑油、燃料油を内包する設備)の発生防止対策> ⇒火災源となりうる潤滑油、燃料油を内包する設備を設置する場所について補足説明する。 ・[補足火6]火災区域の配置を示した図面(火災源)
29	油内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。		⇒機器運転時の温度より引火点が高い潤滑油、燃料油を使用することで防爆対策の要否を判断するために、各温度の関係を補足説明する。 ・[補足火7]油内包機器の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について
30	油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。	【8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順	
31	火災区域に設置する発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。		

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項				
32	水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>①水素等の漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。</p> <p>②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vo1%の1/4以下で中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>③水素等を内包する設備の配置上の考慮 ④水素等を内包する設備がある火災区域の換気 蓄電池を設置する火災区域・区画は、換気設備により換気を行う設計とする。焼結炉で使用水素・アルゴン混合ガスはグローブボックス排気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は、中央監視室に警報を発報する設計とする。</p> <p>⑤水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策 水素を使用する電気接点を有する機器は、防爆構造とする。また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>【 8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策</p>				
33	可燃性ガス内包設備の火災及び爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。						
34	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。						
35	このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。						
36	蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vo1%の4分の1以下で中央監視室に警報を発する設計とする。						
37	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。						
38	ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため筐体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。						
39	蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室の監視制御盤に警報を発する設計とする。						
40	焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、ガスが滞留しない設計とする。						
41	放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。						
42	発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。						
43	再処理施設と共用する重油貯槽、軽油貯槽について、電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とする。						
44	また、水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。						
45	火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風又は拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。						
46	燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行う設計とする。						
47	火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることがないよう装置内雰囲気へヘリウムガスに置換した後に溶接、押切機構の切断機(パイプカッタ)の使用及び周辺に可燃性物質を保管しないこととする。						
48	また、高温となる設備は、高温部を断熱材又は耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び運転中は温度の監視を行うとともに温度制御機器により温度制御を行うことにより可燃性物質の不要な加熱を防止する設計とする。						
49	焼結炉等の冷水ポンプは予備機を設ける設計とし、当該ポンプの故障を検知した場合には、予備機が起動する設計とするとともに、冷却水流量が低下した場合においても、冷却水流量低による加熱停止回路により、ヒータ電源を自動で遮断し加熱を停止する設計とする。						
50	なお、雰囲気ガスを加湿する場合を含め、焼結炉等の炉内に水が入らない設計とする。						
51	水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。			V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】</p> <p>○空気混入防止 ・焼結炉等及び水素・アルゴン混合ガスを供給する系統を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置する。</p> <p>・焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>・水素アルゴン混合ガスを受け入れる配管に逆止弁を設置することで、配管破断時に空気の炉内混入を防止する。</p> <p>・炉内の空気混入を監視するための酸素濃度計を設置する。空気混入を検知した場合は、ヒータ電源を遮断し、不活性ガスで掃気する。また、中央監視室等に警報を発する。</p> <p>【(4)過電流による過熱防止対策】</p> <p>・電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>【 8. 火災防護計画】</p> <p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順</p>		
52	焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。						
53	また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。						
54	焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。 また、焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。						
55	過電流による過熱及び焼損による火災及び爆発の発生防止のため、電気設備は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。						
56	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。						
							<p>＜水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策＞ ⇒施設内で水素等を使用する設備に対して、漏えいを検知することとしているから、検知器の系統について補足説明する。 ・[補足火8]水素漏えい検知器の仕様及び系統について</p>
							※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類
57 (3) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書
58 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○不燃性材料又は難燃性材料の使用 ・MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 ・不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計若しくは、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等及び重大事故等対処施設における火災に起因して、他の機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。
59 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を構成する機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計とする。
60 核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】 【不燃性材料又は難燃性材料の使用】 ○建物 MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。 ○主要な構造材 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。
61 ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。	(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の不燃性である金属材料 ○グローブボックス 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。 ○遮蔽材 遮蔽材は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。
62 また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 b. 保温材】 保温材は、以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料
63 焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 c. 建屋内装材】 建屋内装材 建屋の内装材は、以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし、中央監視室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす防災物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品
64 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 d. ケーブル】 自己消火性(U L1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 U L垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。
65 建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 e. フィルタ】 「J A C A No. 11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。
66 ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。	【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 f. 変圧器及び遮断機に対する絶縁油】 ⑦変圧器及び遮断機に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断機を使用する設計とする。
67 また、中央監視室等及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーベットは、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ①保温材 保温材の材料について、不燃性材料が使用できない場合は、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等以上の性能を有する代替材料を使用する設計とする。 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は、以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし、中央制御室等のカーベットは、以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防災物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料
68 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 I E E E 383-1974 又は I E E E 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(U L1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 U L垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭陰部に設置し直接火災に晒されることなく、火災による安全機能への影響は限定的であり、延焼するおそれはない。また、金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで、火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては、難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または、金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。 ④焼結炉等 炉体及び閉じ込め境界を構成する部材は耐熱性を有する材料を使用する設計とする。 ⑤遮蔽材 遮蔽性能を満足する観点から、上記が使用できない遮蔽材については、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。
69 ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とするか、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	
70 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、「JACA No. 11A(空気清浄装置用材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料又は不燃性材料を使用する設計とする。	
71 火災防護上重要な機器等に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。	
72 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の機器等のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断機は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	

補足すべき事項
<p>&lt;不燃性材料又は難燃性材料の使用&gt; &lt;不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用&gt; &lt;不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用&gt;</p>
<p>⇒配管フランジパッキンは狭陰部が火災影響を受けないため火災影響は限定的としており、その確認結果について補足説明する。 ・[補足火9]配管フランジパッキンの火災影響について</p>
<p>⇒保温材の適用箇所については事業許可段階では例示のみとしていたことから、使用する具体的な設備について補足説明する。 ・[補足火10]保温材の使用について</p>
<p>⇒内装材は、不燃性材料を使用できない場合があるが、代替措置を講じること、同等の設計とすることについて補足説明する。 ・[補足火11]建屋内装材使用の不燃性について</p>
<p>⇒難燃ケーブルについてはUL1581及びIEEE-383又はIEEE-1202を満足する設計とすることから、ケーブルの燃焼試験結果について補足説明する。 ・[補足火12]難燃ケーブルの使用について</p>
<p>⇒グローブボックスについて、特徴踏まえたうえで防護対策として不燃性材料、難燃性材料を使用することを補足説明する。 ・[補足火13]グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について</p>

基本設計方針		添付書類	
73	(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止 自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。 これらの自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2.1 火災及び爆発の発生防止】</p> <p>○自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</li> </ul> <p>【4.4 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】</p> <p>【(1)落雷による火災及び爆発の発生防止】</p> <p>「原子力発電所の耐雷指針」(J E A G 4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷については、「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。</li> <li>・地震時に火災を考慮する場合は、火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</li> <li>・屋外に設置する火災感知器は、MOX燃料加工施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ、当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。</li> <li>・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、設備区分とともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</li> </ul> <p>【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。</li> <li>・重大事故等対処施設は、設備区分に応じた十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「加工施設の技術基準に関する規則」に従い、設備区分に応じた耐震設計とする。</li> </ul> <p>【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により、火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>【4.4 (4)竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】</p> <p>屋外の重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。</p>
74	MOX燃料加工施設において火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設ける設計とする。		
75	各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。		
76	火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。		
77	重大事故等対処施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、耐震設計を行うことで自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。		
78	重大事故等対処施設は、重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように、竜巻防護対策を行う設計とする。		
79	森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。		

補足すべき事項
※補足すべき事項の対象なし

80	7.1.2 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は、「7.1.1(4) 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【2.2 火災の感知及び消火】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</li> </ul> <p>【5. 火災の感知及び消火】</p> <p>【5.1 火災感知設備について】</p> <p>【5.1.1 要求機能及び性能目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</li> </ul> <p>【5.1.3 構造強度設計】</p> <p>防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する)</p>	※補足すべき事項の対象なし
81	火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。		<p>【5.2 消火設備について】</p> <p>【5.2.1 要求機能及び性能目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス、Ss機能維持)を示す。</li> </ul> <p>【5.2.3 構造強度設計】</p> <p>防護対象の耐震重要度分類に応じて、耐震性を確保する設計とする。(耐震計算書は、添付書類Ⅲに別添として添付する)</p> <p>【5.2.4 消火設備に対する技術基準規則に基づく強度評価について】</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、強度評価を実施する。</p>	

	基本設計方針		添付書類
82	<p>(1) 火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに、火災を早期に感知できるように固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として、アナログ式熱感知器及びアナログ式熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ型熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器（スポット型）及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 また、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については、防爆型のアナログ型熱感知器（熱電対）及び非アナログ式の炎感知器又は防爆型の非アナログ式の熱感知器（スポット型）及び防爆型の非アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。 ただし、放射線の影響を考慮する場所に設置する火災感知器については、非アナログ式とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【5.1.2 機能設計】 【5.1.2(1) 火災感知器】 ○火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は、早期に火災を感知するため、環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、消防法施行規則において求める感知器の網羅性、及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条～第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 ・グローブボックス内は内装機器や架台が障壁となり火災感知器が設置できる箇所に制限があることから、グローブボックスの天井面及び排気口に火災感知器を設置する。また、安全上重要な施設のグローブボックス内に潤滑油を内包する機器がある場合、火災発生時に過度な放射性物質の放出のおそれがあることから、より早期に火災を感知できるよう、機器の近傍に火災感知器を設置する。</p> <p>○火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として、火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・グローブボックス内は核燃料物質を非密封で取り扱うため、MOX粉末、レーザー光による誤作動及び火災感知器の設置条件の制約上、使用できる感知器が制限されるため、動作原理の異なる2種類の熱感知器を設置する。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は、非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。</p>
83	<p>グローブボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>		
84	<p>消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。</p>		
85	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は、機器等を不燃性の材料で構成しており、火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、消防法に基づいた設計とする。</p>		
86	<p>ただし、通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域は除く。</p>		
87	<p>感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また、環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては、同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p>		
88	<p>火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。</p>		<p>【(3) 火災感知設備の電源確保】 ・火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、電源を確保する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は感知の対象とする設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。</p>
89	<p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画並びに安全上重要な施設のグローブボックス内の火災感知設備は、非常用所内電源設備又は火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて、各建屋の可搬型発電機等、非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。</p>		
90	<p>火災感知設備は、中央監視室に設置する受信機に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計及び火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。</p>		<p>【(2) 火災受信器盤】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の熱電対、赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ（サーモカメラ）が接続可能であり、感知区域を1つずつ特定できる機能 ・グローブボックス内に設置する火災感知器についても火災の発生場所を特定できる設計とする。</p>
91	<p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験等を定期的実施する。 グローブボックス内の火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験等を定期的実施する。</p>		<p>【(2) 火災受信器盤】 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 ・グローブボックス内に設置する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、抵抗値の測定及び模擬抵抗等を用いる試験を実施できる設計とする。</p> <p>【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ⑤敷地及び敷地周辺で想定される事前事象並びに人為事象による火災等への対応手順</p>
92	<p>地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p>		<p>【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・地下タンクピット室上部の点検用マンホール上部の配管室(ピット部)内に設置する火災感知設備及び屋外の火災感知設備は、屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し、風水害の影響を受けた場合は、早期に火災感知器の取替えを行うことにより、当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。</p> <p>【 8. 火災防護計画】 ○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他のMOX燃料加工施設に対する火災防護対策</p>

補足すべき事項
<p>＜火災感知器の設置条件＞ ＜火災感知器の種類＞</p> <p>⇒グローブボックス外に設置する火災感知器は設置対象となる火災区域の特徴に応じて種類を選定することから、使用する火災感知器の種類及び配置を補足説明する。 ・[補足火14]グローブボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を明示した図面</p> <p>⇒グローブボックス外に設置する火災感知器のうち、消防法上の火災感知器の設置が困難な場合における感知器の配置方法及び感知性能の評価について補足説明する。 ・[補足火15]グローブボックス外に設置する火災感知器の設置方法及び性能評価</p> <p>⇒グローブボックス内に設置する火災感知器は、使用可能な火災感知器が限定されることから、選定する感知器の種類及び配置方針について補足説明する。 ・[補足火16]グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料</p> <p>＜火災感知設備の電源確保＞ ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・[補足火17]火災感知器の電源確保について</p>

	基本設計方針		添付書類
93	<p>(2) 消火設備                      工程室及びグローブボックスについては、臨界管理の観点からガスによる消火を行う。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所の多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画)、可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画(中央監視室等の床下及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室の床下等)及び安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画等については、自動又は現場での手動操作による固定式消火設備を設置することにより、消火活動を可能とする設計とする。</p> <p>燃料棒貯蔵室等の高線量区域は、通常運転時において人の立ち入りがなく、可燃性物質又は着火源になり得るものもないこと及び可燃性物質の持ち込み管理をすること並びに火災に至るおそれはないことから固定式のガス消火装置を設置しない設計とする。</p>	<p>V-1-1-6                      火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	<p>【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】  <b>【消火設備の選定】</b>                      ・工程室及びグローブボックスについては臨界管理の観点で消火水による消火が困難であるものとし、ガス消火を行う。                      ・また、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。                      ・上記を踏まえて設置する固定式のガス消火装置の仕様を示す。                      (a) グローブボックス                      (b) 工程室                      (c) 多量の可燃物を取り扱う火災区域又は火災区画                      (d) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画                      (e) 安全上重要な電気品室となる火災区域又は火災区画</p> <p>【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】                      ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。                      ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。                      (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画                      (b) 消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画                      (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画</p> <p>【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】                      ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針</p> <p>【5.2.2(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能または重大事故等に対処するために必要な機能への影響】                      ○火災に対する二次的影響の考慮                      ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。                      ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。                      ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。                      ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。                      ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。                      ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。                      ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。                      ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。</p>
94	<p>上記以外の火災区域又は火災区画については、取り扱う可燃性物質の量が少ないこと、消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと、MOX燃料加工施設は換気設備により負圧にして閉じ込める設計としており、換気設備による排煙が可能であり、有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火困難とならないため、消防法に基づく消火設備で消火する設計とする。</p>		
95	<p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能を有する設備及び重大事故等対処設備への影響については、溢水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p>		
96	<p>a. 消火設備の消火剤の容量                      消火設備は、想定される火災の性質に応じた十分な容量として、消防法施行規則及び試験結果に基づき算出した消火剤容量を配備する設計とする。</p>		<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】                      ・消火設備に必要な消火剤の容量については、二酸化炭素消火装置及び窒素消火装置は消防法施行規則第十九条に基づき算出する。                      ・グローブボックス消火装置については、核燃料物質をグローブボックス内に閉じ込める観点から負圧を維持しながら消火ガスを放出する必要があるため、グローブボックスの給気量に対して95%の消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とする。                      ・複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から5分で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。                      ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は、消防法施行令第十一条、第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき、屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。                      ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水貯槽は、消防法施行令第十一条に基づき、屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。</p>
97	<p>ただし、グローブボックス内の消火を行う不活性ガス消火装置(グローブボックス消火装置)については、グローブボックスの給気量を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とする。</p> <p>また、複数連結したグローブボックスについては、消火ガスの放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値を下回るように消火ガスを放出するとともに、消火ガス放出開始から所定の時間で放出を完了できる設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p>		
98	<p>消火用水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策建屋の消火水供給系の水源は、消防法施行令に基づくとともに、2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。</p>		

補足すべき事項
<p>&lt;消火設備の選定&gt;                      ⇒設置する消火設備のうち、消火困難区域として固定式の消火設備を設置する火災区域及び火災区画について補足説明する。                      ・[補足火18]固定式のガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について</p> <p>⇒消火困難区域に設置する固定式のガス消火装置に対する仕様、設備系統について補足説明する。                      ・[補足火19]ガス系消火設備について(グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)</p>
<p>&lt;消火剤の容量&gt;                      ⇒各消火装置に必要な消火剤量の算出結果について補足説明する。                      ・[補足火20]消火栓及びガス消火装置の必要容量について</p> <p>⇒グローブボックス内はグローブボックス排風機により排気しながら消火を行うため、その状況においても消火が可能であること及びグローブボックスの閉じ込め機能が喪失しないことについて補足説明する。                      ・[補足火21]グローブボックス消火装置起動時の酸素濃度及びグローブボックス内圧力挙動</p> <p>⇒グローブボックス内の消火にあたり、消火の支援のために必要なダンパが適切に作動するよう動作原理について補足説明する。                      ・[補足火22]酸素濃度低下に寄与するダンパ類の動作原理</p>



	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
99	<p>b. 消火設備の系統構成 (a) 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として、ろ過水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))及び消火用水貯槽(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を設置し、多重性を有する設計とする。 緊急時対策建屋の消火水供給系の水源は、消火水槽、建屋近傍に防火水槽を設置し、多重性を有する設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p> <p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は、容量約2,500m<sup>3</sup>のろ過水貯槽及び容量約900m<sup>3</sup>の消火用水貯槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は、容量約42.6m<sup>3</sup>の消火水槽、建屋近傍に容量約40m<sup>3</sup>防火水槽を設置し、双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>&lt;系統分離に応じた独立性の考慮&gt; ⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備の設置状況を考慮した消火設備の設計(系統構成等)について補足説明する。 ・[補足火23]火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について</p>
100	<p>消火用水系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))に加え、ディーゼル駆動消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を1台ずつ設置することで、多様性を有する設計とするとともに、消火配管内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、圧力調整用消火ポンプ(再処理施設、廃棄物管理施設と共用(以下同じ。))を2基設ける設計とする。 また、緊急時対策建屋の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p>		
101	<p>(b) 系統分離に応じた独立性 MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる設備は、消火設備の動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○系統分離に応じた独立性の考慮 ・安全上重要な施設が系統間で分離し設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火設備は、消火設備の動的機器の単一故障によっても、以下のとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。 ・動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。 ・消火配管は静的機器であり、かつ、基準地震動Ssで損傷しない設計とすることから、多重化しない設計とする。 ・重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。 重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。</p>	
102	<p>同一区域に系統分離し設置する固定式のガス消火装置は、消火設備の動的機器の故障により、系統分離した設備に対する消火機能が同時に喪失することがないよう、動的機器である容器弁及び選択弁のうち、容器弁(ポンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに、選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。</p>		
103	<p>なお、万一、系統上の選択弁の故障を想定しても、手動により選択弁を操作することにより、消火が可能な設計とする。</p>		
104	<p>(c) 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合に隔離弁を設置し、消火用水の供給を優先できる設計とする。</p>	<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は、他の系統と兼用する場合には、隔離弁を設置し遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
105	<p>また、緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しない設計とすることから、消火用水の供給を優先する。</p>		
106	<p>c. 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは、ディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により外部電源喪失時においても電源を確保する設計とする。</p>	<p>【5.2.2(5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし、ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように、専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、グローブボックス消火装置は、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とする。</p>	<p>&lt;消火設備の電源確保&gt; ⇒外部電源喪失時にも機能を確保するために備える電源の系統について補足説明する。 ・[補足火24]消火設備の電源確保について受電構成図</p>
107	<p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火活動が困難な箇所に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置並びにグローブボックス消火装置(不活性ガス消火装置)のうち作動に電源が必要となるものは、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用所内電源設備から給電するとともに蓄電池を設ける設計とする。</p>		
108	<p>なお、地震時において固定式のガス消火装置による消火活動を想定する必要のない火災区域又は火災区画に係る消火設備については非常用所内電源設備から給電する設計とし、作動に電源が不要となる消火設備については上記の限りではない。</p>		

基本設計方針		添付書類	
109	d. 消火設備の配置上の考慮 (a) 火災による二次的影響の考慮 屋内消火栓、窒素消火装置、グローブボックス消火装置等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○火災に対する二次的影響の考慮 ・MOX燃料加工施設内の消火設備のうち、消火栓、消火器等を適切に配置することにより、火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては、消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用発電機は、不活性ガスを用いる二酸化炭素消火装置の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が高いガス消火装置を設置することにより、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・消火設備を設置する室のうち、形状寸法管理を行う設備を収納する室には、水を使用しない固定式のガス消火装置を選定する。 ・消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。 ・消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。
110	消火剤にガスを用いる場合は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。		
111	また、煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。		
112	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、消火ガスボンベに接続する安全弁により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに、消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域又は火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。		
113	(b) 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。		
114	また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、換気設備のフィルタにより放射性物質を低減したのち、排気筒から放出する設計とする。		
115	(c) 消火栓の配置 火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は、消防法施行及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	【5.2.2(5) 消火設備の設計 d. 消火設備の配置上の考慮】 ○消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋内消火栓又は屋外消火栓は、火災区域内の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）並びに都市計画法施行令第二十五条（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）に準拠し、屋内消火栓から防護対象物を半径25mの円で包括できるよう配置すること、また、屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	
116	e. 消火設備の警報 (a) 消火設備の故障警報 固定式のガス消火装置は、電源断等の故障警報を中央監視室に吹鳴する設計とする。 また、再処理施設と共用する緊急時対策建屋に設置する消火設備の故障警報は緊急時対策建屋の建屋管理室において吹鳴する設計とする。	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○消火設備の故障警報 ・固定式のガス消火装置の故障警報が発報した場合には、中央監視室の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。	
117	(b) 固定式のガス消火装置の退避警報 窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e. 消火設備の警報】 ○従事者退避警報 ・窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火装置の作動に当たっては、20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。	

補足すべき事項
※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針		添付書類	
118	f. 消火設備に対する自然現象の考慮 (a) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに、屋外消火栓は、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	○凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し、凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。
119	(b) 風水害対策 消火ポンプ及び固定式のガス消火装置は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。		○風水害対策 ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは、建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 ・不活性ガス消火装置についても、建屋内(エネルギー管理建屋)に設置する設計とし、風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 ・万一、風水害を含むその他の自然現象により消火の機能、性能が阻害された場合、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持する設計とする。
120	(c) 地盤変位対策 屋内消火栓は、地震時における地盤変位により、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、移動式消火設備から消火水を供給し、消火活動を可能とするよう、建屋内の外部からのアクセス性が良い箇所に送水口を設置し、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。		○地震対策 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、消火困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓は、維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。
121	g. その他 (a) 移動式消火設備 火災時の消火活動のため、消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として、大型化学高所放水車を配備するとともに、故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また、航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。		【5.2.2(5) 消火設備の設計 (5)g. その他】 ○移動式消火設備の配備 ・「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の四の三に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。
122	(b) 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路及び消火設備の現場盤周辺に、移動時間及び消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。		○消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の5に準じ、屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、移動経路に加え、屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし、現場への移動時間に加え、消防法の消火継続時間20分を考慮し、1時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。
123	(c) ポンプ室の煙の排気対策 火災防護上重要な機器等のポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 また、上記以外のポンプを設置している部屋は、換気設備による排煙が可能であることから、煙が滞留し難い構造としており、人による消火が可能である。		○ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は、人による消火を行う。
124	(d) 貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、未臨界になるように間隔を設けたラック或いはピットに貯蔵することから、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。		○貯蔵設備の未臨界対策 ・燃料集合体貯蔵設備、燃料棒貯蔵設備及び貯蔵容器一時保管設備は、消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。

補足すべき事項
<消火用の照明器具> ⇒消火設備の現場手動操作に必要な経路に設ける照明の配置について補足説明する。 ・[補足火25]消火用の照明器具(蓄電池付き照明)の配置図
※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
125	<p>7.1.3 火災及び爆発の影響軽減 (1) 火災及び爆発の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については、安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策を講じる設備（機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブル）に対し、以下に示す系統分離対策を講ずる設計とする。 a. 火災防護上の系統分離対策 MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備については、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルに対する系統分離対策として、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p> <p>【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として、火災防護上の系統分離対策について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室床下の影響軽減対策</p> <p>【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】 【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】 ・MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とし、安全上重要な施設のうち、以下の設備を火災防護上の系統分離対象設備として選定し、系統分離対策を講ずる。 (1) グローブボックス排風機 (2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>	<p>＜火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対する具体的な系統分離対策＞ ＜3時間以上の耐火能力を有する耐火壁＞ ＜1時間以上の耐火能力を有する隔壁＞</p> <p>⇒火災防護上の系統分離対策を講じる設備への具体的な系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火26]火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>⇒耐火壁のうち3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について（3時間耐火）</p> <p>⇒耐火壁のうち1時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火27]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について（1時間耐火）</p>
126	<p>(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p>	<p>【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について、以下の対策について、説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法</p>	
127	<p>(b) 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p>	<p>【6.2.3 火災防護対象機器等に対する具体的な系統分離対策】 【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁、配管及びダクト貫通部、ケーブルトレイ及び電線管貫通部、防火扉、延焼防止ダンパ等</p> <p>【6.2.3 (2) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置】 ○1時間以上の耐火能力を有する隔壁 以下について耐火性能の確認方法（試験方法及び判定基準）について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合</p>	
128	<p>(c) 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p>		
129	<p>b. 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減 (a) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤は、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)設計と同等な設計とする。 火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、万一の制御盤内における火災を想定した場合、可能な限り速やかに火災の感知及び消火を行う。 これに加え、制御盤内に高感度煙感知器を設置する。</p>	<p>【6.2.4 中央監視室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として、異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また、室床下の固定式のガス消火装置は、自動起動による早期の消火が可能な設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として、異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。（特定防火設備の構造方法を定める件においては、「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており、鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。）</p> <p>【8. 火災防護計画】 ○組織体制、教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p>	<p>＜中央監視室の系統分離対策＞ ⇒中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる設備に対して講じる系統分離対策について補足説明する。 ・[補足火28]中央監視室の火災の影響軽減対策について</p>
130	<p>(b) 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に関しては、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」、又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p>	<p>○MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止、感知・消火、影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設については、火災等の発生防止、感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策</p>	
131	<p>c. 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p>	<p>【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域については、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、ダクトについては延焼防止ダンパを設置しない設計とするが、耐火壁を貫通するダクトについては、厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから、他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。</p>	<p>＜換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策＞ ⇒火災区域境界を貫通する換気設備のダクトに対して、3時間以上の耐火性能を示すために試験条件及び試験結果について補足説明する。 ・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について（3時間耐火）</p>
132	<p>d. 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するために、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。 なお、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体が密集する非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>【6.3 その他の影響軽減対策 (2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央監視室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する、制御室床下、引火性液体が密集する非常用発電機室、及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式のガス消火装置を設置することにより、煙の発生を防止する設計とする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
133	<p>e. 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクのタンクは、機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	<p>【6.3 その他の影響軽減対策 (3) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用される油タンクのタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	
134	<p>f. 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p>	<p>【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.3 その他の影響軽減対策 (4) 焼結炉に対する爆発の影響軽減対策】 ・MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一爆発が発生した場合を想定し、影響軽減対策として焼結炉等に爆発発生時の圧力変動を検知する検知器を設置する。検知後は排気経路に設置したダンパを自動で閉止する。</p>	

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
135	<p>7.1.4 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書</p> <p>【MOX燃料加工施設の安全確保（火災影響評価）】 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】 【7.1 火災に対するMOX燃料加工施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・MOX燃料加工施設内の火災によって、当該火災区域又は区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策等って、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。</p> <p>○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。「内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>＜当該火災区域における火災影響評価＞ ＜隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価＞</p> <p>⇒火災影響評価において、評価対象設備、可燃物の情報等を整理した内容について補足説明する。 ・[補足火29]火災区域(区画)特性表</p> <p>⇒火災影響評価について、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の機器等の評価方法について補足説明する。 ・[補足火30]火災影響評価の詳細について（火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外）</p> <p>⇒火災を起因として設計基準事故が発生した場合においても、MOX燃料加工施設の安全機能が確保でき、事象が収束することを補足説明する。 ・[補足火31]火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について</p>
136	<p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p>		
137	<p>(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、火災防護上の系統分離対策を講じる設備である核燃料物質の閉じ込め機能を有するグローブボックス排風機及びその機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれないことを、「内部火災影響評価ガイド」を参考に、火災影響評価にて確認する。</p>		
138	<p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響がないことを確認する。</p>	<p>【7.2火災影響評価】 ○当該火災区域における火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系火災防護上の統分分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。 b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合、又はFDT<sup>5</sup>により、ZOI（評価項目：火炎高さ、ブルーム、輻射、高温ガス）の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。</p> <p>○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は、2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の多重化された火災防護上の系統分離対策を講じる設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合は、安全機能に影響がないと判断する。</p>	
139	<p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDT<sup>5</sup>」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p>		
140	<p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の火災防護対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能が少なくとも一つは確保されることを確認する。</p>	<p>b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設 ・火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、多重化された安全上重要な施設に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・火災防護上の系統分離対策が講じられている場合、又はFDT<sup>5</sup>により、ZOI（評価項目：火炎高さ、ブルーム、輻射、高温ガス）の範囲に含まれない場合は、安全機能に影響がないと判断する。</p>	
141	<p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、FDTsを用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX燃料加工施設の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p>		
142	<p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>		
143	<p>7.1.4 設備の共用 消火設備のうち、消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用消火ポンプ、消火用水貯槽及び過水貯槽は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用するが、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とし、消火水供給設備においては、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(【2.2 悪影響防止(3)共用】) (・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火設備は、再処理施設又は廃棄物管理施設へ消火用水を供給した場合においてもMOX燃料加工施設に必要な容量を確保する設計とする。 ・再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備は、故障その他の異常が発生し消火水の供給が停止した場合でも、安重機能を有する機器等を設置する火災区域に対して消火水を用いない消火手段を設けること、燃料加工建屋及び周辺部の火災については、外部火災影響評価で外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 ・MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とする。)</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
144	<p>また、MOX燃料加工施設とウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵施設の境界の扉(再処理施設と共用)については、火災区域設定のため、火災影響軽減設備として十分な耐火能力を有する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
--------	------	---------

技術基準（火災等による損傷の防止 第十一条第1項）
安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。）を施設しなければならない。
2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。
3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。
4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地しなければならない。
5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。
6 焼結設備その他の加熱を行う設備（以下「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。
7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。
一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。
二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。
三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。

基本設計方針（事業変更許可で約束した事項）を達成することによって技術基準に適合することを確認

技術基準（火災等による損傷の防止 第二十九条第1項）
重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。
2 前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。
3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項			
V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】</p> <p>【3.1 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類】</p> <p>【3.1 (1)安全機能を有する施設 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等】</p> <p>【3.1 (2)重大事故等対処施設防護の基本事項】</p> <p>【3.1 火災区域及び火災区画の選定】</p> <p>【3.2(1)火災区域の設定 (屋内)】</p> <p>【3.2(1)火災区域の設定 (屋外)】</p> <p>【3.2(2)火災区画の設定】</p> <p>【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】</p> <p>【6.1 火災防護上重要な機器等が設置される火災区域又は火災区画内の分離】</p>	<p>〈火災等により防護すべき施設〉</p> <p>〈火災区域・区画の設定〉</p> <p>〈耐火の耐火性能〉</p>	<p>【補足火1】 防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について</p> <p>【補足火2】 火災区域の配置を示した図面 (防護対象設備)</p> <p>【補足火3】 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐久)</p>
【 8. 火災防護計画】	〈火災防護計画〉	【補足火4】 火災防護計画に定める管理する事項について	
【2.1 火災及び爆発の発生防止】	〈分析試案の火災及び爆発の発生防止〉	【補足火5】 分析試案の火災発生防止対策の考え方について	
【4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について】	〈発火性物質又は引火性物質 (潤滑油、燃料油) を内包する設備〉の発生防止対策	【補足火6】 火災区域の配置を示した図面 (火災源)	
【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】	〈水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策〉	【補足火7】 油内包機器の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	
【4.2 (1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策】	〈水素等を内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策〉	【補足火8】 水素漏えい検知器の使用及び系統について	
【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】	〈不燃性材料又は難燃性材料の使用〉	【補足火9】 配管フランジパッキンの火災影響について	
【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用 a. 主要な構造材】	①主要な構造材	【補足火10】 保温材の使用について	
【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】	②建屋内装材	【補足火11】 建屋内装材使用の不燃性について	
【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】	③ケーブル	【補足火12】 難燃ケーブルの使用について	
	④換気設備のフィルタ	【補足火13】 グローブボックスの特徴を踏まえた防護対策方針について	
	⑤変圧器及び遮断器に対する絶縁油	【補足火14】 グローブボックス外に設置する火災感知器の種類及び配置を明示した図面	
	⑥グローブボックス	【補足火15】 グローブボックス内に設置する火災感知器の設置方法と性能評価	
	〈不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用〉	【補足火16】 グローブボックス内に設置する火災感知器の種類及び配置方針を示す資料	
	①保温材	【補足火17】 火災感知器の電源確保について	
	②建屋内装材	【補足火18】 固定式ガス消火装置を設置する火災区域・火災区画について	
	〈不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用〉	【補足火19】 ガス系消火設備について (グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火設備)	
	①主要な構造材	【補足火20】 消火栓及びガス消火装置の必要容量について	
	②建屋内装材	【補足火21】 グローブボックス消火装置起動時の酸素濃度及びグローブボックス内圧力挙動	
	③ケーブル	【補足火22】 酸素濃度低下に寄与するタンパ等の動作原理	
	④換気設備のフィルタ	【補足火23】 火災防護上の系統分離対象設備に応じた独立性を踏まえた系統設計方針について	
	⑤変圧器及び遮断器に対する絶縁油	【補足火24】 消火設備の電源確保について受電構成図	
	⑥グローブボックス	【補足火25】 消火用の照明器具 (蓄電池付き照明) の配置図	
【5.1.2 機能設計】	〈火災感知器の設置条件〉	【補足火26】 火災の影響軽減のための系統分離対策について	
【5.1.2(1) 火災感知器】	〈火災感知器の種類〉	【補足火27】 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐久)	
【(3) 火災感知設備の電源確保】	〈火災感知設備の電源確保〉	【補足火28】 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (1時間耐久)	
【5.2 (1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】	〈消火設備の選定〉	【補足火29】 中央監視室の火災の影響軽減対策について	
【消火設備の選定】	〈消火設備の選定〉	【補足火30】 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐久)	
【5.2 (2) 消火設備の設計 a. 消火剤の容量】	〈消火剤の容量〉	【補足火31】 火災を起因とした「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について	
【5.2 (2) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】	〈系統分離に応じた独立性の考慮〉		
【5.2 (2) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保】	〈消火設備の電源確保〉		
【5.2 (2) 消火設備の設計 (5) a. その他】	〈消火用の照明器具〉		
【6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離】	〈火災防護上の系統分離対象設備に対する具体的な系統分離対策〉		
【6.2.1 火災防護上の系統分離対策を講じる設備の選定】	①時間以上の耐火能力を有する耐火壁		
【6.2.2 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針】	②時間以上の耐火能力を有する隔壁		
【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	〈中央監視室の系統分離対策〉		
【6.2.3 (1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁】	〈中央監視室の系統分離対策〉		
【6.3 その他の影響軽減対策 (1) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】	〈換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策〉		
【7. MOX燃料加工施設の安全確保について】	〈当該火災区域における火災影響評価〉		
【7.2 火災影響評価】	a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外、安全上重要な施設		
	b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外、安全上重要な施設		
	〈隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価〉		
	a. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備		
	b. 火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外、安全上重要な施設		

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開可否	理由
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	○	
1-2 火災区域の配置を明示した図面	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
6-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	○	
1-2 火災区域の配置を明示した図面	○	
2-1 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	○	
2-2 保温材の使用状況について	○	
2-3 建屋内装材の不燃性について	○	
2-4 難燃ケーブルの使用について	○	
3-11 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	○	
3-13 火災感知設備の電源確保について	○	
3-13 火災感知設備の電源確保について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-8 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	○	
3-12 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	○	
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備 (全域) について	○	
3-3 消火用の照明器具の配置図	○	
4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
4-3 中央制御室制御盤内の分離について	○	
4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について	○	
4-7 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	○	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
4-5 火災区域 (区画) 特性表について	○	
4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	○	
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	○	
2-5 屋外の重大事故等対処施設の電害による火災の発生防止対策について	-	常設代替高圧電源装置に対する補足説明でありMOX施設に同様の設備がない
2-6 水素の蓄積防止対策について	-	「中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機の余熱除去系配管破断に関する再発防止対策」を踏まえた放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策に係る補足であり発電炉特有
3-4 常設代替高圧電源装置を設置する火災区域の消火設備について	-	常設代替高圧電源装置等の設備を設置する「常設代替高圧電源装置設置場」の消火設備に係る補足でありMOX施設に同様の設備がない
3-5 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの構造図	-	主登録となる再処理施設の添付構造図として説明する
3-6 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプのQHカーブ	-	主登録となる再処理施設の補足説明として説明する
3-7 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内蔵機器の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令への適合性について	-	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に対する適合性確認を行った結果の補足であり、類似する機器については、主登録設備となるMOX燃料加工施設においては一般産業規格に基づき設計・検査される。
3-9 可燃物管理により火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準	-	「消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより火災荷重を低く管理する」に係る補足説明でありMOX施設では添付書類適合性説明で考え方を説明
3-10 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について	-	第十二条「溢水による損害の防止」の補足説明として説明
4-2 ケーブルトレイに適用する1時間耐火隔壁の火災耐久試験の条件について	-	MOX燃料加工施設には、1時間耐火隔壁による隔離を行うケーブルトレイはない
4-8 原子炉格納容器内火災時の想定事象と対応について	-	「原子炉格納容器内の火災を想定しても、原子炉の高圧停止及び低圧停止を達成できる」ことを補足するものであり、MOXでは「火災の影響軽減のための系統分離対策について」で説明
5. 非難燃ケーブル対応に係るもの	-	非難燃ケーブルの使用が多い当該施設固有の事でありMOX施設に直接関係するものではない

「内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について」に係る補足説明について  
⇒発電炉の補足説明資料では、設計認可後に設計変更が生じる機器に対して、認可時の試験方法と同等の手段にて難燃性等を確認する場合、再度変更認可申請は不要という説明をしている。

第2回以降に感知設備、消火設備等が申請対象となり、これらに対する補足説明の追加が必要なお、発電炉特有事項については、対象外

補足説明資料【第十一条、二十九条 火災】

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載内容	補足説明すべき事項	申請回数									
				第1回	第1回 記載内容	第2回	第2回 記載内容	第3回	第3回 記載内容	第4回	第4回 記載内容		
【補足-300】火災防護に関する補足説明資料	竣工後に係る補足説明資料（火災防護）												
1. 基本事項に係るもの	1. 基本事項に係るもの												
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	1-1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について	火災防護対策の前提として火災区域及び火災区画を設定するが、その前提となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設を抽出し、個別の設備単位で火災区域の設定の必要性を整理した結果を示す。 第1回申請：後次回で示す予定の設備を含め、燃料加工建屋の火災区域設定に係る全体像を示す。 第2回以降の申請：申請設備の情報を確定版として順次示す。	【補足火1】	【火防01】火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について	第1回申請は建物の申請のためとなるが、後次回申請以降で申請される火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について、確定情報として示す。	○	第2回申請対象の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について、確定情報として示す。	○	第3回申請対象の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について、確定情報として示す。	○	第4回で申請を行う火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設について記載を追加する。		
1-2 火災区域の配置を明示した図面	1-2 火災区域の配置を明示した図面（燃料加工建屋）	1-1の補足で示した内容及び油内包設備・可燃性ガス内包設備の配置を、火災区域及び火災区画の設定結果として図に反映して示す。	【補足火2】 【補足火6】	【火防09】火災区域の配置を明示した図面（燃料加工建屋）	1-1の補足で示した内容を、火災区域及び火災区画の設定結果として図に反映して示す。	○	火災源（油内包設備）の配置情報を追加する。	○	火災源（可燃性ガス内包設備）の配置情報を追加する。	△	第3回申請で全て説明されるため追加事項無し		
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	1-3 火災及び爆発の防止に関する評価及び試験を伴う設計に関する竣工認可後の変更申請等において評価等に実質が生じる場合の変更手続きの必要性の考え方を示す。	評価や確認試験により性能の確認を行う設備のうち、竣工認可後の設備更新、改造等において評価等に実質が生じる場合の変更手続きの必要性の考え方を示す。	—	（再処理）【火防03】と共通的な内容	評価や確認試験により性能の確認を行う設備のうち、竣工認可後の設備更新、改造等において評価等に実質が生じる場合の変更手続きの必要性の考え方を示す。	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し		
2. 火災の発生防止に係るもの	2. 火災及び爆発の発生防止に係るもの												
—	2-1 分析試験の火災発生対策について	分析設備及び放射線管理設備で使用する少量の試薬に対する防護対策を示す。	【補足火5】	—	対象となる設備無し	○	分析設備及び放射線管理設備で使用する少量の試薬に対する防護対策を示す。	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し		
2-1 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	2-2 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	潤滑油等の油火災の可能性のある油内包設備が保有する油の引火点に対し、室内温度や機器の運転時の温度が、上回らないことを示す。	【補足火7】	—	対象となる設備無し	○	潤滑油等の油火災の可能性のある油内包設備が保有する油の引火点に対し、室内温度や機器の運転時の温度が、上回らないことを示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し		
—	2-3 配管フランジパッキンの火災影響について	油内包設備及び水素内包設備の申請回数において、配管接続部に使用するパッキン及びその判定基準（試験結果含む）を示す。	【補足火9】	—	（次回以降）※（再処理）【火防04】と共通的な内容	○	配管フランジパッキンは換気部が火災影響を受けないため火災影響は限定しており、その確認結果について補足説明する。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し		
2-2 保温材の使用状況について	2-4 保温材の使用について	各申請回数で使用する保温材を示すとともにその妥当性（不燃材の定義）を示す。	【補足火10】	—	対象となる設備無し	○	使用する保温材を示すとともにその妥当性（不燃材の定義）を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し		
2-3 建屋内装材の不燃性について	2-5 建屋内装材の不燃性について	建物の申請時において、使用する内装材を示すとともにその妥当性を示す。	【補足火11】	【火防06】建屋内装材の不燃性について	建物の申請時において、使用する内装材を示すとともにその妥当性を示す。	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し	△	第1回申請で全て説明されるため追加事項無し		
—	2-6 グローブボックスの火災等による爆発の防止について	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	【補足火13】	—	対象となる設備無し	○	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	—	対象となる設備無し		
2-4 難燃ケーブルの使用について	2-7 ケーブルの難燃性について	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブルのうち、代替措置を講じた状態において難燃性を示すものについて試験結果を示す。	【補足火12】	—	対象となる設備無し	○	MOX燃料加工施設で使用される難燃性を確認できないケーブルの代替措置を講じた状態において難燃性を示すものについて試験結果を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し		
—	2-8 グローブボックスの火災等による爆発の防止について	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	【補足火13】	—	対象となる設備無し	○	グローブボックスの申請時において、グローブボックスの特徴及び火災及び爆発の発生防止対策を示す。	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し	△	第2回申請で全て説明されるため追加事項無し		
—	2-9 可燃性ガス内包設備への対策	可燃性ガス内包設備を設置する火災区域（火災）に対する換気設備の種類を示す。当該区域に設置する水素漏えい検知器の系統を示す。	【補足火8】	—	対象となる設備無し	○	当該区域に設置する水素漏えい検知器の系統を示す。	○	水素漏えい検知装置について記載を追加する。	—	対象となる設備無し		
3. 火災の感知及び消火に係るもの	3. 火災の感知及び消火に係るもの												
3-11 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	3-1 火災感知器の選定方針及び配置を明示した図面	火災感知設備として使用する火災感知器の原理、特徴を示す。 燃料加工建屋内に設置する火災感知器の具体的な配置を示す。 （グローブボックス内に設置する火災感知設備の配置の考え方は3-3で示す。）	【補足火14】 【補足火15】	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し	○	燃料加工建屋内に設置する火災感知器の具体的な配置を示す。 （グローブボックス内に設置する火災感知設備の配置の考え方は3-2で示す。）	○	緊急時対策建屋に設置する自動火災検知設備について記載を追加する。		
—	3-2 グローブボックス内の感知方法について	グローブボックス内に設置する火災感知設備の火災感知における選定方法及び配置方法を示す。	【補足火16】	—	対象となる設備無し	○	グローブボックス内に設置する火災感知設備の火災感知における選定方法及び配置方法を示す。	○	第3回申請に係るグローブボックス温度監視装置について記載を追加する。	—	対象となる設備無し		
—	3-3 固定式の高圧ガス消火装置を設置する火災区域・区画について	固定式の高圧ガス消火装置を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方、評価方法及び評価結果（換気評価計算結果）を示す。	【補足火18】	—	対象となる設備無し	○	固定式の高圧ガス消火装置を設置する必要がある区域・区画の選定に係る考え方、評価方法及び評価結果（換気評価計算結果）を示す。	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し		
3-1 ガス消火設備について	3-4 固定式の高圧ガス消火装置について	消火困難区域に設置する二酸化炭素消火装置を除く、固定式の高圧ガス消火装置（酸素消火装置、グローブボックス消火装置）に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	【補足火19】	—	対象となる設備無し	○	消火困難区域に設置する二酸化炭素消火装置を除く、固定式の高圧ガス消火装置（酸素消火装置、グローブボックス消火装置）に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し		
3-2 二酸化炭素自動消火設備（全域）について	3-5 二酸化炭素消火装置について	二酸化炭素消火装置に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	【補足火19】	—	対象となる設備無し	○	二酸化炭素消火装置に係る設備構成・仕様、起動回路等を示す。	—	対象となる設備無し	—	対象となる設備無し		
3-8 消火栓及びガス系消火装置の必要容量について	3-6 消火栓及びガス系消火装置の必要容量について	水素・ガス系消火装置の必要容量の考え方、及び妥当性計算結果を示す。	【補足火20】	—	対象となる設備無し	○	第2回申請対象設備分のガス系消火装置の必要容量の妥当性計算結果を示す。	○	第4回申請対象設備分の水素の必要容量の妥当性計算結果を示す。	○	第4回申請対象設備分の水素の必要容量の妥当性計算結果を示す。		



補足説明資料【第十一条、二十九条 火災】

東海第二発電所 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載内容	補足説明すべき事項	申請回数								
				第1回	第1回 記載内容	第2回	第2回 記載内容	第3回	第3回 記載内容	第4回	第4回 記載内容	
—	3-7 グローブボックス消火装置起動時のグローブボックス内の酸素濃度及び圧力変化について	グローブボックス消火装置の申請時に、消火ガス放出時の消火性能（酸素濃度変化、グローブボックス内圧力変化）を示す。	補足火21]	—	対象となる設備なし	○	グローブボックス消火装置の申請時に、消火ガス放出時の消火性能（酸素濃度変化、グローブボックス内圧力変化）を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	
—	3-8 グローブボックス内火災の対処に使用するダンパの動作原理について	ピストンダンパ及び延焼防止ダンパの申請時に、これらダンパの動作原理を示す。	補足火22]	—	対象となる設備なし	○	ピストンダンパ及び延焼防止ダンパの申請時に、これらダンパの動作原理を示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	
3-12 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	3-9 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	DBとSA設備の同居室における独立性を持たせた消火設備の系統構成について示す。	補足火23]	—	対象となる設備なし	○	重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の同居室における独立性を持たせた消火設備の系統構成について示す。	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	
3-3 消火用の照明器具の配置図	3-10 照明器具の配置図	消火設備を設置する室及びそこまでの移動経路に設けた照明器具の配置を示す。	補足火25]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	消火設備を設置する室及びそこまでの移動経路に設けた照明器具の配置を示す。	—	対象となる設備なし	
3-13 火災感知設備の電源確保について	3-11 火災感知設備及び消火設備の電源確保について	火災感知器及び消火設備の受電構成を示す。	補足火17] 補足火24]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	火災感知器及び消火設備の受電構成を示す。（中央監視室）	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し	
4. 火災の影響軽減に係るもの	4. 火災及び爆発の影響軽減に係るもの											
4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	4-1 安全上重要な施設の系統分離対策について	火災防護上の系統分離対象設備及び具体的な防護対策を示す。	補足火26] 補足火27]	—	対象となる設備なし	○	火災防護上の系統分離対象設備及び具体的な防護対策を示す。 また、1時間耐火隔壁の概念についても示す。	△	第2回申請で説明されるため追加事項無し	—	対象となる設備なし	
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	4-2 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	耐火性能を期待する耐火壁等のうち、火災耐久試験を実施するもの（防火扉等）の試験状況を示す。	補足火3]	【火防08】影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	耐火性能を期待する耐火壁等のうち、火災耐久試験を実施するもの（防火扉等）の試験状況を示す。	○	延焼防止ダンパに係る試験状況を示す。	○	防火シャッターに係る試験状況を追加する。	△	第3回申請で説明されるため追加事項無し
4-3 中央制御室制御室内の分離について	4-3 中央監視室制御室内の分離について	火災防護上の系統分離対象設備の壁の分離基準について示す。	補足火28]	—	対象となる設備なし	○	系統分離対象となるグローブボックス排風機の壁の分離基準について示す。	○	系統分離対象となる非常用発電機の壁の分離基準について示す。	—	対象となる設備なし	
4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について	4-4 中央監視室の火災の影響軽減対策について	系統分離対策のうち、中央監視室における具体的な防護対策を示す。	補足火28]	—	対象となる設備なし	○	系統分離対策のうち、中央監視室における具体的な防護対策を示す。	○	中央監視室に設置する非常用内電源設備等について記載を追加する。	—	対象となる設備なし	
4-7 中央制御室制御室の火災を想定した場合の対応について	4-5 中央監視室制御室の火災を想定した場合の対応について	制御室火災時の機能維持評価について示す。	補足火28]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	中央監視室火災時の機能維持評価について示す。	
4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	4-6 火災を起因とした設計基準事故発生時の単一故障を考慮したMOX燃料加工施設の安全性について	設計基準事故発生時に機器の単一故障を想定した場合でも、事象が収束できることを示す。	補足火31]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	設計基準事故発生時に機器の単一故障を想定した場合でも、事象が収束できることを示す。	
—	4-7 火災影響評価対象設備について	全ての評価対象設備（安全上重要な施設）が出そろった段階で、火災伝播評価の詳細（評価対象設備一覧・手順(FDT)・評価結果）を示す。	補足火30]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	全ての評価対象設備（安全上重要な施設）が出そろった段階で、火災伝播評価の詳細（評価対象設備一覧・手順(FDT)・評価結果）を示す。	
4-5 火災区域（区画）特性表について	4-8 火災区域（区画）特性表について	4-7の火災影響評価の手順のうち、全火災区域・区画に対する特性表を示す。	補足火29]	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	—	対象となる設備なし	○	4-7の火災影響評価の手順のうち、全火災区域・区画に対する特性表を示す。	
5. 火災防護計画に係るもの	5. 火災防護計画に係るもの											
6-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	5-1 火災防護計画に定め管理する事項について	竣工認認内容の火災防護計画への反映箇所の明示	補足火4]	—	竣工認認申請書への記載内容に係る記載が第4回申請で全て出揃うため、第4回申請で示す。	—	竣工認認申請書への記載内容に係る記載が第4回申請で全て出揃うため、第4回申請で示す。	—	竣工認認申請書への記載内容に係る記載が第4回申請で全て出揃うため、第4回申請で示す。	○	竣工認認申請書への記載内容に係る火災防護計画への反映箇所を示す。	

## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。